

点検・評価報告書

岩手県立大学

目 次

序 章	1
-----	---

本 章

I. 理念・目的	3
1 現状説明	3
2 点検・評価	12
3 将来に向けた発展方策	15
II. 教育研究組織	19
1 現状説明	19
2 点検・評価	25
3 将来に向けた発展方策	25
III. 教員・教員組織	27
1 現状説明	27
2 点検・評価	40
3 将来に向けた発展方策	44
IV. 教育内容・方法・成果	49
IV－I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	49
1 現状説明	49
2 点検・評価	63
3 将来に向けた発展方策	67
IV－II. 教育課程・教育内容	72
1 現状説明	72
2 点検・評価	85
3 将来に向けた発展方策	88
IV－III. 教育方法	92
1 現状説明	92
2 点検・評価	107
3 将来に向けた発展方策	111
IV－IV. 成果	117
1 現状説明	117
2 点検・評価	125
3 将来に向けた発展方策	129

V. 学生の受け入れ	134
1 現状説明	134
2 点検・評価	147
3 将来に向けた発展方策	151
VI. 学生支援	157
1 現状説明	157
2 点検・評価	161
3 将来に向けた発展方策	163
VII. 教育研究等環境	165
1 現状説明	165
2 点検・評価	170
3 将来に向けた発展方策	171
VIII. 社会連携・社会貢献	173
1 現状説明	173
2 点検・評価	176
3 将来に向けた発展方策	177
IX. 管理運営・財務	180
IX-I. 管理運営	180
1 現状説明	180
2 点検・評価	185
3 将来に向けた発展方策	185
IX-II. 財務	188
1 現状説明	188
2 点検・評価	190
3 将来に向けた発展方策	190
X. 内部質保証	192
1 現状説明	192
2 点検・評価	196
3 将来に向けた発展方策	196
終章	198

序章

岩手県立大学は、平成 10 年に、高齢化、情報化、国際化等々の諸課題に対する的確な対応と、課題解決を担うことのできる人材育成という点から、特に県民の要請の強かった、看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部を擁する大学として開学して以来、建学の理念、大学の基本方向等のもと、教育、研究、社会貢献に取り組んできた。

また、本学は、開学当初から、「実学実践」の教育研究を通して地域に貢献する大学として、時代状況や社会経済的動向をふまえながら、的確かつ適正な改革改善方策を実行することによって県民に理解され、信頼される大学として発展することをめざして、学長を委員長とする自己点検評価委員会を組織して全学的な自己点検・評価を行ってきた。

平成 14 年 3 月には、「岩手県立大学自己点検・評価報告書」を公表するとともに、自己点検・評価によって明らかとなつて諸課題については、開学時に設置した将来構想委員会のもとに、部局を横断するアクションプラン策定委員会を設置して改革改善方策を検討した。検討結果は、最終的に、年度計画に落とし込み、改革改善に取り組んできた。

平成 17 年 4 月からは、公立大学法人岩手県立大学として法人化するとともに、法人及び大学がその理念・目的を達成するための具体的な目標として、地方独立法人法にもとづき設立団体である岩手県から大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）が提示され、第二期中期目標（平成 23 年 4 月～平成 29 年 3 月）の達成に取り組んでいる。

現在、第二期中期目標にもとづく第二期中期計画が進行中であるが、計画を達成するために、毎年度、全学及び各学部において年度計画を策定している。年度計画にもとづく実績評価、中間評価にあたる暫定評価、中期目標期間終了時の期間評価については、岩手県地方独立行政法人評価委員会による外部評価を受け、結果をホームページで公表している。

他方、認証評価制度が義務化されたことにともない、平成 20 年度に、財団法人大学基準協会による認証評価を受け、同協会が定める基準を満たしているとの評価を受けた。しかし、問題点の指摘に関する提言として 10 点について改善報告が求められた。指摘は、独自に実施してきた自己点検・評価を見直すための好機となった。

この改善報告にもとづいて、平成 23 年に、「認証評価助言事項に対する改善報告書」を提出し、平成 24 年 3 月に、検討結果についての通知があった。改善提言に取り組んでいることについては評価をいただいたが、成果が十分に現れていない事項についての継続的努力が求められた。指摘を受けた点については、法人評価の年度計画に組み込み、改善に取り組んできた。

教育内容・方法については、年間の履修登録単位の上限設定について指摘があった。社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部では、指摘を受け、上限を設定した。しかし、社会福祉学部では、編入学生、資格や教職免許の取得を目指している学生については、年間 50 単位未満という制限を達成できないのが現状である。

また、総合政策学部では、勉学意欲にこたえるという点から、成績評価（GPA）の極めて高い学生にかぎって上限を緩和している。このように、上限設定は、単位の実質化と勉学意欲の高い学生の要望という点でディレンマにおちいつている。もちろん、いずれ

の学部においても単位の実質化を目指した改善に優先的に取り組んできたことは言うまでもない。

大学院における教育方法の改善については、ソフトウェア情報学研究科において、授業アンケートの導入とそれにもとづく自己点検によって授業改善に取り組んでいるが、他の研究科では、受講生が少なく、匿名性を確保できないため、授業や研究環境に関する要望や相談を受けるといった形で改善に取り組んでいる。

大学院の場合、学部と異なり、修士論文、博士論文を作成して学位を取得するというのが目的であることからすると、授業評価による単位の実質化とは別の視点からの改善が必要である。この点について、各研究科は、中間段階における論文発表会を通して、教育内容が成果に結びついているかどうかという視点から教育方法の改善に取り組んでいる。

国際交流を促進するための組織的な取り組みについては、第二期中期目標及び中期計画（平成 23 年～平成 28 年）に「双方向における学生の国際交流の推進」を明示するとともに、継続事業をふくめさまざまな取り組みを行なってきたが、いまだ、取り組みが不十分であるということから、平成 26 年度当初に、「国際交流戦略会議」、「国際交流企画調整会議」を設置し、「国際交流方針」を策定して、組織的な取り組みの方向性について検討した。

国際交流を積極的に推進するための組織的な取り組みとしては、新たに、「国際交流委員会」を設置して、国際交流のあり方についての再検討とともに、国際交流協定締結大学との間での交換留学をふくむ、「双方向における学生の国際交流の推進」の具体化に取り組むこととしている。

学生の受け入れについては、看護学部の編入学定員に対する編入学生数比率が低いということが指摘されたが、定員充足にはいたっていない。要因はいくつかあるが、大きな要因として、ひとつは、受験生が少ないだけでなく、成績が水準に達していないことである。もうひとつは、合格しても、他大学に入学する受験生が多いということである。

編入学定員の充足については、看護専門学校を卒業すれば看護師国家試験の受験資格が得られるという状況においては、四年制大学を卒業することによって得られる利点の周知等、編入学の魅力についての情報発信に努める必要があるが、編入学制度の継続の是非もふくめて引き続き検討の予定である。

平成 20 年度の認証評価受審後、今回の受審までの間に、本県を含む東北地方は 2011 年 3 月の東日本大震災により、甚大な被害を受けた。震災以後、本学は、恒常的に大学の改善・改革に取り組むとともに、被災地における大学として、研究・教育活動はもとより学生ボランティア活動を含め、全学を上げて被災地の復興支援に努めてきた。こうした復興支援活動によって得られた多くの知見を、本学は、これまでの改善改革を通じて、教育・研究活動に取り込み、建学の理念実現のために活かしてきた。

平成 27 年度「大学評価」の申請にあたっては、以上の改善提言項目もふくめ、この間の取り組みについて点検・評価を行なった。全体的に改善の方向で進んでいるが、短期的には成果に結びつかない項目、制度自体の見直しに時間を要するものもあり、これらをふくめ、平成 29 年度からはじまる第三期中期目標及び第三期中期計画の策定過程において改革改善の方向性を検討する予定である。

I. 理念・目的

1. 現状説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

1) 大学全体

本学は、「自然、科学、人間が調和した新たな時代の創造を願い、人間性豊かな社会の形成に寄与する、深い知性と豊かな人間性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成する大学を目指す」という建学の理念のもとに、大学の基本的方向を、(1)豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養、(2)学際的領域を重視した特色ある教育・研究、(3)実学・実践重視の教育・研究、(4)地域社会への貢献、(5)国際社会への貢献、と定め、平成10年4月に社会的要請の強い4領域の学部を擁する大学として開学した。さらに、この理念および基本的方向は、より具体化された本学の五つの「教育の特色」として、「人間性を養う教養教育」、「4学部の連携を考慮した教育研究活動」、「地域に根ざした実学・実践教育研究活動」、「地域に開かれた大学としての教育研究活動」及び「国際的な教育研究活動」にまとめられ、ホームページ等で広く公表されている（資料1-1）。以上の「建学の理念」、「大学の基本的方向」並びに「教育の特色」は、広い意味で本学の基本的理念を表し、平成17年の法人化後も堅持されているものである。さらに、この建学の理念及び学校教育法の定める大学の目的（第83条）に沿って、本学の目的を、学則第1条において、「深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。」と明示した（資料1-2）。同様に、大学院の目的は、大学院学則第1条において、「専攻分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、学術文化の向上を図り、地域社会の発展に寄与し、並びに国際社会に貢献することを目的とする。」と規定されている（資料1-3）。さらに、各学部の教育研究上の目的は、学則第3条第2項に、各研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第4条第2項において規定されている（資料1-2～3）。

前述のように、本学は、平成17年4月より公立大学法人岩手県立大学として法人化した。そしてこの法人及び大学がその理念・目的を達成するための具体的目標として、地方独立行政法人法に基づき設立団体（岩手県）から、大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）が提示されている。従って、現行第二期中期目標（平成23年4月～平成29年3月）により、本学は、「教育の対象である学生の成長を最も重視するという視点（学生目線）に立って、「学生を主人公とした教育」に取り組むこと、また、困難な時代にあつて地域社会を支えるという視点（地域目線）に立って、「岩手の活力を創出する研究・地域貢献」に取り組むこと」を基本姿勢とし「地域の中核人材育成と活力創出に貢献する大学」を目指すこととされた（資料1-4 p.1）。

この第二期中期目標を達成するために、本学は、「教育・研究等に関する目標を達成するための措置」をはじめとして大学の業務全般にわたり、50項目に渡る第二期中期計画を策定した（資料1-5）。さらに、50項目中特に緊急性、重要性が高く、継続的な取組を要する計画を、「(1)目的意識や学習意欲にあふれる入学志願者の戦略的な確保」「(2)入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく体系的で一貫性のある教育プロ

グラムの実践」「(3)学生の就業力育成による高い就職率の維持と県内就職の促進」「(4)地域に評価される研究の推進と県民への積極的な公表」「(5)産学公連携事業の強化とシンクタンク機能の発揮」「(6)大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」の6項目の「重点計画」に分類し、本学はこれらを中心に取り組むとともに、課題について確実に改善を図りながら、大学の質保証の要請に応じていくものとしている（資料 1-5 pp. 1-2）。この中期計画は、本学における教育研究活動、社会貢献活動その他大学運営全般の基本的方針として機能している。

2) 看護学部

看護学部の目的は、学則第3条第2項において、看護の実践を基本とした高度な専門的知識・技術、幅広い教養とともに、看護の援助を必要とする人々の立場に立ち、科学的に判断し、主体的な看護を展開する能力を有する人材の養成である」と規定されている（資料 1-2）。さらに、この目的をより具体的に理解し実現できるよう、「教育理念・目標」として次の6項目を『履修の手引き』に掲げて教員及び学生に分かりやすく周知している（資料 1-6 p. 21）。

1. 高い感性を持ち、深い人間理解や倫理観に培われた豊かな人間性を養う。
2. 主体性を持った看護の実践能力と看護を発展させる能力を培う。
3. 専門職としての責任を自覚し、リーダーシップを発揮できる能力を培う。
4. 研究的態度を涵養し、科学的根拠に基づいた総合的判断能力、さらに看護学の発展に貢献できる能力を培う。
5. 自己成長を目指しつつ生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力とともに、積極的に社会に貢献できる能力を培う。
6. 国際的視野をもって活動できる能力を培う。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の目的は、学則第3条第2項において、「人間に関する普遍的価値の探求と、複雑化し構造転換する現代社会への対応をふまえた「人間性の尊重と福祉社会への貢献」を教育理念とし、人間科学の統合による社会福祉学という知と行動の体系を、さらに高度に構築し展開できる教育研究の構築を目標としながら、人間の尊厳に対する深い理解に立った高度な専門的学識・技術と、それを総合化して現実的な問題解決に結びつけられる学際的教養を身につけた人材の養成」である（資料 1-2）。

この目的にある「複雑化し構造転換する現代社会への対応」のためと多様化し複雑化する福祉ニーズに応えるための統合的学修の必要性から、従来の福祉経営学科と福祉臨床学科とを再編する改革を行い、平成26年度より社会福祉学科と人間福祉学科に改めた。以上の経緯から、学部としての教育理念・目的を継続させつつ、この目的をより具体的に理解し実現できるよう新たに二つの学科の教育理念を定め、『履修の手引き』に以下のように示し、教員及び学生に分かりやすく周知している（資料 1-7 p. 21）。

「社会福祉学科においては、個人を対象とした援助からコミュニティ・ケアの領域まで、直接的援助から福祉運営管理・制度政策レベルまで、福祉を総合的に捉え、支援するための理論と実践について学修します。また、人間福祉学科においては、社会福祉学の基

礎をふまえて、社会福祉学の隣接領域にある諸科学の原理と方法論にもとづいて人間とその生涯発達の理解を深め、広範な福祉的課題に応用できる方法と技術について実践的に学修します。」

4) ソフトウェア情報学部

ソフトウェア情報学部の目的は、学則第3条第2項において、次のとおり規定されている（資料1-2）。

「コンピュータサイエンスに立脚し、地域に根ざした実学・実践の教育研究を通して「人に優しい情報社会」の実現に寄与できる次のような人材の育成を目的とする。

- (1) 真に利用者の立場からソフトウェアの設計・開発のできる、深い知性と豊かな感性を備えたソフトウェア人材
- (2) 将来的目標として、日本はもとより、世界に通用する独創的なソフトウェアを設計・開発できる人材及び大規模なソフトウェアを設計・開発。管理できる人材」

5) 総合政策学部

総合政策学部の目的は、学則第3条第2項において、「現代社会は複雑・高度化し、人々の価値観は多様化しており、私たちが直面する種々様々な諸問題は従来型の縦割的手法や解決策をもってしては的確な解決策を見出すことは困難であることから、これらの諸問題に対し、文と理にとらわれず、多面的で総合的な視点を備えた新しい手法や長期的な展望を身につけ、柔軟な解決策を見出すために総合的な対応ができる有為な人材の養成」と規定されている（資料1-2）。

さらに、本学部は以下のような具体的な教育理念・目標を掲げ、大学の理念及び学部の目的を実現する人材の養成に努め、『履修の手引き』を通じ教員及び学生に分かりやすく周知している（資料1-8 p.21）。

- ◆社会が抱える諸問題を発見し、解決の方向を適切にデザインできる人材の育成
- ◆政策を企画、立案、管理、評価することのできる人材の育成
- ◆情報数理、フィールドワーク及び事例研究などの多様な手法を駆使して、実践的に調査、分析、評価することのできる人材の育成
- ◆国際的なセンスとコミュニケーション能力を備えた人材の育成

6) 看護学研究科

看護学研究科の目的は、大学院学則第4条第2項において以下のように規定されている（資料1-3）。すなわち、博士前期課程では、「人々の健康問題や医療・看護に対する意識変化と医療・科学技術の進歩に対応することができる高度な専門知識、技術並びに倫理観を培い、様々な看護の実践と研究を通して看護学の発展と看護の質の向上を強く志向する、優れた看護実践者・看護管理者・看護教育者および研究能力を有する人材の養成を目的とする」とされている。また、博士後期課程では、「博士前期課程の教育研究レベルをさらに高め、看護学の知識の蓄積に貢献する研究を独自に計画し遂行することができる研究者、確かな研究成果を基盤とした高度な技術を駆使する実践者、そして優れた看護を中心に医療の改善を推進することができる指導的実践者の養成を目的とする」と規定されている。

さらに、教員及び学生に対してはこの目的をより具体的に分かりやすく理解し実現できるよう『履修の手引き』において「教育研究の目的」として、前期課程については、1. 優れた看護実践者、2. 優れた看護管理者、3. 優れた看護教育、3. 研究能力を有する人材を掲げ（資料 1-6 p.101）、後期課程については、1. 21 世紀における総合保健医療の発展に寄与できる人材、2. より良い看護実践に寄与できるリーダーシップ、3. 社会のニーズを保健福祉政策に組み込んでいくことができる看護職者、4. 多分野との協働を通じて保健医療の質を高めていける調和のとれた看護職者を掲げ、それぞれについて詳細に説明を加えている（資料 1-6 p.153）。

7) 社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の目的は、大学院学則第 4 条第 2 項において、以下のように規定されている（資料 1-3）。すなわち、前期課程については、「社会福祉領域の変化に対応した新たな福祉政策・社会福祉システムの開発や、多問題化する個別福祉ニーズの理解と問題解決に関わる深い識見と専門的知識・技術をもち、他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードし、福祉の教育・研究と現場実践との橋渡しの役割を果たすことのできる統合的能力を有する人材の養成」と、後期課程については、「福祉コミュニティを構築するための研究開発と、福祉に関する実証的な根拠に基づく実践理論・技法を二つの柱とし、複雑で多様な実践課題に対して柔軟かつ確実に取り組むことができ、社会福祉の領域に止まらない多面的なニーズに対応できる発展的視点で、研究テーマを再構築し、実証的なデータと結びつけながら具体的問題の解決に寄与する理論構成力を有する人材の養成」としている。

この目的をさらに詳細に表現し教員・学生に示したものが、『履修の手引き』にある「社会福祉学研究科が目指すもの」である。それは以下の三点にまとめられる。すなわち、第一点は「社会福祉領域の構造的変化やその課題の複雑多様化に対応した新たな社会福祉システムの開発とともに、福祉サービスその他のパーソナル・サービス部門に関わる深い識見と専門的知識・技術を有し、かつ他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門職業人の養成を目指します」、第二点は、「社会福祉分野の学問体系の進展・高度化に対応し、社会福祉学の学部における教育・研究の一層の整備と充実強化を目指すとともに、学部での教育研究を基盤に、かつ内外の教育・研究機関との密接な連携を図りながら、教育研究の国際競争力の強化と世界的水準の教育研究の展開と、岩手県立大学全体の研究資産を活かしたより高度で専門的な教育・研究の確立を目指します」であり、第三点は、「質の高い福祉人材を地域社会に供給するとともに、特に福祉実践の場にいる職業人のリカレントの場を提供することを教育研究の主眼とし、人材供給と福祉現場との研究交流を通し、岩手県における福祉教育と研究のセンターとしての役割を果たすことを目指します。」というものである。本研究科は、以上の研究科の目的及び「研究科が目指すもの」に基づき、より具体的な教育研究目標・養成する人材像を前期課程、後期課程毎に定め、教員及び学生に分かりやすく提示している（資料 1-7 pp.113,120）。

8) ソフトウェア情報学研究科

ソフトウェア情報学研究科の目的は、大学院学則第 4 条第 2 項において、以下のように規定している（資料 1-3）。すなわち、「ソフトウェア情報学の視点から、現実社会におけ

る問題発見能力と実践的問題解決能力を身に付けた次のような人材の育成を目的とする。

- (1) 情報関連企業の基盤ソフトウェア及び情報システムの開発において、現状の課題把握と解決ができる人材、あるいは、知的及びメディアを利用した新システム開発の課題を解決できる人材
- (2) 一般企業の情報システムの企画、構築、運用において情報システム利用の立場から現状の課題把握と解決ができる人材、あるいは、知的及びメディアを利用した新システムの適用課題を解決できる人材
- (3) 大学、企業においてソフトウェア情報関連分野の研究開発に従事できる人材」である。

9) 総合政策研究科

本研究科の目的は、大学院学則第4条第2項において、以下のように規定している（資料 1-3）。すなわち、博士前期課程については、「複雑化、高度化している現代社会の諸問題に対応し、グローバルな視座に立ってローカルな諸課題に取り組み、新しい地域づくりの政策主体となりうるような、総合的な政策の企画・立案・実施・評価に携わりうる、高度な知的かつ倫理的実践能力を備えた、いわゆる「高度専門職能」の担い手となる人材、及び将来研究職へと進みうる人材の養成を目的」とし、博士後期課程については、「博士前期課程の研究・教育を一層高度化し、今日の課題に即応しうる、総合的・実践的な、かつグローバルな視点に立つ新たな政策科学を身に付けた高度な実践能力を養うことを通じて、将来研究者として自立して研究活動を行い、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事しうる人材の養成を目的」としている。

さらに、本研究科では、上記研究科の目的を教育研究目標として掲げ、より具体的な養成する人材像を、博士前期課程、後期課程毎に『履修の手引き』において分かりやすく明示し、教員及び学生に周知している（資料 1-8 pp. 115, 124）。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

本学の建学の理念・目的は「建学の理念」として、また各学部・学科並びに研究科の目的は「大学の教育・研究上の目的」として、本学のホームページに掲載し、社会一般に対して周知・公表している（資料 1-1、1-9）。また、刊行物により、すなわち、毎年度発行している『岩手県立大学年報』により社会一般に対して（資料 1-10 p. 2）、毎年度発行の『入学案内』、『入学者選抜要項』及び『大学院案内』により本学の志願者向に対して（資料 1-11 p. 2、資料 1-12 p. 2、資料 1-13～16）、『高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き』により高等学校教員に対して（資料 1-17）、さらに『学生便覧』及び各学部の『履修の手引き』により在学生に対して（資料 1-18 p. 1、資料 1-6～8、資料 1-19）、建学の理念等の周知を図っている。特に新入生に対しては、毎年度当初、全学及び各学部・研究科ごとのオリエンテーションを実施する中で、『学生便覧』及び『履修の手引き』を利用しながら教員によって周知徹底を図っており、これにより教員もまた、本学の理念・目的の認識を深める機会となっている。また、一年次生対象の授業科目「基礎教養入門」の一

部に組み込んだ学長講話においても建学の理念を説明している。

教職員に対しては、年度始めに「学長メッセージ」として学長から全教職員に向けて年度の方針について説明する機会を設け、本学の理念・目的と第二期中期計画をはじめ、年度計画の内容等について周知を図っている（資料 1-20）。なお、事務職員については、事務局内部の研修（新任者研修、職員特別研修）等においても本学の理念等の説明を行っている（資料 1-21～22）。

2) 看護学部

本学部の教育理念等は、大学全体と同様、学部ホームページのカリキュラム欄で広く一般に公表するとともに、特に受験生を対象とした入学案内の学部紹介にも明記されている（資料 1-11 p. 10）。また、在学生に対しては、年度始めの新入生オリエンテーションおよび在学生ガイダンスにおいて、『履修の手引き』を用いて履修方法等とともに、教育理念・教育目標を説明し周知している（資料 1-6 p. 21）。さらに、教育理念・目的に基づき看護の役割や魅力については、入学時のオリエンテーションにおいて教員からのメッセージ(45分程度のミニ講義)を通して伝えるよう工夫している。この新入生オリエンテーションと在学生ガイダンスには全教員が参加し、教育理念や教育目標の周知・確認の場となっている。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の理念や教育目標については、大学全体と同様、ホームページで広く一般に公表している他、高等学校教員向けには『高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き』を毎年更新して示している（資料 1-17）。学生に対しては毎年更新される『履修の手引き』に詳しく書いており（資料 1-7 p. 21）、受験生向けや保護者に向けて全学で作成する『大学案内』に写真や図を入れた分かりやすい説明をしている他（資料 1-11）、学部独自にも、取得できる資格等を中心に学部を紹介したパンフレット、あるいは編入生向けのパンフレットなどを作成している（資料 1-23～24）。なお、これらの広報資料を毎年更新していく過程で、教職員は理念や教育目標を点検確認している。

4) ソフトウェア情報学部

本学部の理念として定めた「実学・実践を通して『人に優しい情報化社会』の実現に寄与できる人材の育成」については、『履修の手引き』における人材育成理念として周知している（資料 1-19 p. 21）。また、理念および目指す人物像である「2つの価値と5つの力」をパネル化し、ソフトウェア情報学部の講義室に掲げることで、教職員および学生が常に意識できるようにしている（資料 1-25～26）。また、主に高校生を配布対象とする学部の紹介冊子においては、高校生向けに分かりやすく、広く周知している（資料 1-11、資料 1-27～28）。

5) 総合政策学部

本学部は、学部の理念・目的等を、大学全体と同様、ホームページにより社会一般に公表しているほか、新入生をはじめとする在学生に対しては『履修の手引き』において「教

育理念・教育目標」として掲げ周知している（資料 1-8 p.21）。なお、この『履修の手引き』は毎年作成され、教員すべてに配布されており、これを確認することにより理念・目標の教員への周知も図っている。

6) 看護学研究科

看護学研究科では、教育研究の目標については、大学全体と同様、研究科ホームページに掲載して広く一般に公表している他、新入生をはじめとする在学生に対しては、『履修の手引き』に掲載して、年度初めの新入生オリエンテーションで説明している（資料 1-6 pp.101, 153）。このオリエンテーションには研究科の全教員が出席し、学部同様に理念や目標の周知・確認の場になっている。また、看護学研究科では、社会人入学者が 90%以上を占めており、看護職の志願者に周知するよう、教育研究の目標の要点を記載した冊子を各病院、施設等にも配布している（資料 1-13）。

7) 社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の理念や教育目標については、大学全体と同様に、ホームページで広く公表している。また、学生対象としては毎年更新される『履修の手引き』に詳述しており（資料 1-7 pp.113, 120）、さらに、主に受験者向けに写真や図を入れて比較的分かりやすく書いたパンフレットも作成して配布している（資料 1-14）。これらの広報資料を毎年更新していく過程で、教職員はこれを点検確認している。

8) ソフトウェア情報学研究科

ソフトウェア情報学研究科の人材育成理念を、『履修の手引き』において掲げている（資料 1-19 pp.147, 151）。また、学部・研究科共通の理念および目指す人物像である「2つの価値と5つの力」を記したパネルをソフトウェア情報学部・研究科の講義室に掲げることで、教職員および学生が常に意識できるようにしている（資料 1-26）。

9) 総合政策研究科

本研究科の理念・目的等は、大学全体と同様にホームページに掲載され、社会に公表されている。なお、研究科の目的を示す教育研究目標が掲載されている『履修の手引き』は毎年作成され、教員・新入生全員に配布されており、これを確認することで教職員にも周知が徹底されている。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

すでに(1)において述べたように、本学では、大学、学部・学科及び研究科の理念・目的を実現するため、6年間を1期間とし50項目にわたる中期計画を策定し、さらに毎年度の取り組みを年度計画として策定している。この中期計画及び年度計画の自己点検・評価は、「公立大学法人岩手県立大学評価委員会」を責任主体として行われる（資料 1-29）。年度計画については、毎年度、10月に学長、副学長等執行部が各学部長に進捗状況をヒアリングした上で、年度末に大学4本部及び各学部・研究科の自己点検・評価を基に、大学評価

委員会が中心となり、年度計画の全学実績を取りまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会に実績報告書として提出して外部の評価を受ける。なお、大学及び各学部・研究科は、この進捗状況ヒアリングの結果を反映させた次年度の計画策定を行っている。さらに、6年間の中期計画期間終了後は、中期計画全体の達成状況について年度計画同様に報告書としてとりまとめ、上述の県評価委員会による評価を受ける。以上のように、本学では、理念・目的の実現を、中期計画・年度計画の自己評価、外部評価を通じて定期的に検証し、次年度計画へ反映させることで改善に繋げている。

また、本学では、自己点検・評価の検証のための指標として、各種アンケートを実施している（新入学者、2年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員）。そのうち、2～3年おきに実施している就職先企業アンケートでは、本学の卒業生が就職した企業に対して、本学の建学の理念を示した上で本学卒業生に対する感想や印象を質問している（資料 1-33 p. 18）。これにより、本学が理念・目的に沿った卒業生を輩出しているかが検証される。加えて、教職員アンケートにおいても、建学の理念及び教育目標の認知度を質問項目としており、理念・目的の周知度の指標として活用している。さらに、これらのアンケートの結果や業務数値を「岩手県立大学自己点検・評価マネジメントシステム」としてデータベース化して指標としている（資料 1-35）。

2) 看護学部

本学部の目的、教育理念・目標が適切に実現されているかの定期的な検証は、大学全体において述べたのと同様、法人評価として実施している年度計画・実績評価を活用して行なっている。さらに、全学的に実施している卒業年次生アンケートや卒業後のアンケートの調査結果について（資料 1-32～33）、拡大教授会を通じて全教員で共有するとともに、検討課題などについては教務委員会で検討し、必要に応じてカリキュラムに反映できるように、学部運営会議で方向性を示して、拡大教授会で決定している。また、毎年6月に実施している「病院等研究セミナー」には、卒業生が勤務している県内・県外の病院関係者が参加しており、その場でも卒業生の評価を調査するとともに、その内容については拡大教授会で共有されている。平成25年1月には卒業生（看護師・保健師・養護教諭・がん看護専門看護師）を講師として就職説明会を開催し、その際に本学での学びについても教員とともに共有し教育内容の点検の機会になっている（資料 1-36 pp. 27-38）。

3) 社会福祉学部

学部の理念や目的については、それ自体を変更する必要に迫られたことはないが、それを実現するための実際の教育の適合性について検証を行っている。特に、平成26年度に始まる新たな学部体制に向けては、平成20・21年度の将来構想委員会、平成22年度の中期戦略・企画委員会、平成23～25年度の学部改革ワーキンググループと、常に学部内に検討組織をもって理念の実現に向けて検討を続けてきた。適宜、教授会に諮って意見を聴取しながら進めており、最終的に教授会の場で教員による承認をもって確定している。

4) ソフトウェア情報学部

本学部では、全学で行っている就職先企業アンケートや卒業年次生アンケートの調査結

果を参考に人材育成像の確認を行っている（資料 1-33、1-32）。また、就業力・リメディアル委員会が中心となって、企業へのヒアリング等を通して育てる学生の人物像を定め、それに向けてカリキュラムの見直しを進めている。その検討結果については、教授会で審議し、承認を得ることとしている。具体的には、平成 10 年の開学後、平成 16 年 JABEE 取得時および平成 25 年に見直しを行っている。今後は、大学の中期計画に合わせながら定期的に検討していく（資料 1-37）。

5) 総合政策学部

本学部の目的、教育理念・目標が適切に実現されているかの定期的な検証は、大学全体において述べたのと同様、法人評価として実施している年度計画・実績評価を活用して行なっている。この法人評価及び認証評価の点検活動を行うにあたっては、平成 20 年度認証評価ワーキンググループ (WG)、平成 21 年度評価 WG、平成 22 年度評価・企画 WG をそれぞれ設置し、対応してきている。これは学部長をトップとする組織で、そこで点検・評価された事項は教授会で審議・決定される仕組みとなっている。さらに本学部では、平成 26 年度より、外部有識者 (2 名) を含む自己点検・評価体制を新たに組織化し、学外者の視点も入れた点検・評価を行なっている。

また、理念・目的等の適切性を点検・評価する際の基礎データとして大学全体が行っている就職先企業アンケート、卒業年次生アンケート、2 年次生アンケートや教職員アンケートを活用して、本学部の目的や教育理念の達成状況や周知度を客観的に把握し、改善につなげるための指標にしている（資料 1-33、1-32、1-31、1-34）。

6) 看護学研究科

看護学研究科における定期的な検証についても、大学全体及び学部と同様、法人評価として実施している年度計画・実績評価を活用して行なっている。さらに、本研究科としては、仕事を持ったまま就学する学生が 100% 近い状況の中で、看護学研究科の教育目標等は、建学の理念等を踏まえ、実践活動に重きを置いているが、学生のニーズに合致しているかどうかをゼミや研究指導を通して得られた内容を研究科推進会議で整理し、研究科委員会で検証しながら進めている。

7) 社会福祉学研究科

研究科の理念や目的については、それを変更する必要に迫られたことはないが、それを実現するための教育が実際に適合的であるかどうかについては検証を行っている。特に、社会福祉学研究科に常設されている将来構想委員会は、中期的な展望をもったテーマから喫緊の課題まで教育のあり方に触れるテーマを扱っており、何らかの決定を下す場合には、研究科委員会に諮って決定している。

8) ソフトウェア情報学研究科

全学で行っている就職先企業アンケートや卒業年次生アンケートの調査結果を参考に人材育成像の確認を行っている。また、就業力・リメディアル委員会が中心となって、企業へのヒアリング等を通して育てる学生の人物像を定め、それに向けてカリキュラムの見直

しを進めている。その検討結果については、研究科委員会で審議し、承認を得ることとしている。具体的には、平成 10 年の開学後、平成 16 年 JABEE 取得時および平成 25 年に見直しを行っている。今後は、大学の中期計画に合わせながら定期的に検討していく（資料 1-37）。

9) 総合政策研究科

当研究科の理念・目的等の検証については、学部と同様の組織手続により研究科委員会において定期的な検証を行っている。

2. 点検・評価

●基準 1 の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

卒業生の就職先企業アンケートにおいて、本学の建学の理念に関連して本学卒業生の意識や身につけている能力についての感想・印象を問う設問では、「仕事上の課題等に責任感、倫理観をもって取り組む姿勢を持っている」という項目について、「そう思う」「やや思う」を合計した肯定的な回答が概ね 8 割を保っており、建学の理念等に掲げる、自律的な人間の育成に対する一定の評価を得ている。このことから、本学の理念・目的は、社会要請にも即しており、教育目的として適切なものであると言えることが出来る（資料 1-33 p. 18）。

また、2 年次生アンケートによると、本学の理念・教育の特色についての認知度は入学時と 1 年後との比較で肯定的意見が 55.0%から 64.0%に、同様に学部の教育目標や特色の認知度が 67.2%から 74.1%とそれぞれ増加しており（資料 1-31 pp. 5-6）、在学生に対する周知が一定の効果を上げている。

（なお、本学は、公立大学法人岩手県立大学が設置する大学であり、当該法人には、本学と、併設短期大学部である盛岡短期大学部、宮古短期大学部の、合わせて 1 大学・2 短期大学部が設置されている（第 II 章以下で詳述）。前述の各種アンケートは、法人として上記 3 大学を一体として実施している。そのため、「1) 大学全体」では、アンケート結果データを引用する場合は、特に注記がない限り、法人全体のデータを引用している。以下同じ。）

2) 看護学部

平成 26 年度に実施された「2 年次生アンケート」によると、「1 年を経過した現在、所属する学部の教育目標や特色を理解しているか」の問いに対して「よく理解している」17.5%、「大体理解している」61.3%で肯定的意見が 78.8%と高い理解度を示しかつ前年度から若干ながら増加している（平成 25 年度 78.2%、資料 1-31 pp. 20-21、資料 1-38）。また、学生の受験や入学時における同項目の認知度も 80%と高い（資料 1-31 p. 16）。以上から、本学部の公表及び周知方法が一定の成果を上げていることがわかる。

3) 社会福祉学部

平成 25 年に実施された「2 年次生アンケート」によると、「受験や入学の際、あなたは選択した学部の教育目標や特色を知っていましたか」という問いに対して、「よく知っていた、理解していた」「だいたい知っていた」を合わせた肯定的な回答は、福祉経営学科で 71.1%、福祉臨床学科で 81.3% であり、学部の理念・目的の公表及び周知が進んでいる。(資料 1-39)

4) ソフトウェア情報学部

理念・目的を高校生向けのパンフレット等で紹介し、周知したこともあり、平成 25 年度入試での受験者数が大幅に増加した。具体的には、前期日程(定員 70 名)倍率 4.0 倍(平成 24 年度入試)から 6.0 倍へ、後期日程(定員 20 名)倍率 14.7 倍(平成 24 年度入試)から倍率 31.1 倍へ、それぞれ増加しており、学部の理念・目的の公表が一定の効果を上げている。

5) 総合政策学部

2 年次生アンケートによれば、本学部の教育目標や特色の認知度が、受験や入学時から 2 年次までの 1 年で 53.0%から 55.0%にあがっており、在学生に対する周知の努力が一定の効果を上げている(資料 1-31 p. 18)。また、教職員アンケートにおける本学部教員の建学の理念や学部の目標についての浸透度は、全学的には平成 21 年度との比較で低下しているが、本学部については 78.9%から 87.5%と上昇しており(資料 1-34 p. 6)、教員への周知と点検・評価の取組が成果を上げている。

6) 看護学研究科

本研究科においては、文部科学省の補助金を得て北東北のがんプロフェッショナル養成事業の一環として、がん看護専門看護師コースを平成 22 年に開設した。これは、北東北で初めて認められたコースであり、これまでに岩手県内の看護師 4 名が修了し、がん看護専門看護師の資格を得て実践の場で活躍している。その中には、がん看護専門看護師としての病院業務に従事している者もあり、北東北のがん医療の質向上に貢献するとともに、本研究科や他大学研究科の非常勤として専門看護師コースの教育にも取り組んでおり、本研究科の目的である人材が着実に養成されている。

7) 社会福祉学研究科

「福祉の教育・研究と現場実践との橋渡しの役割を果たすことのできる統合的能力を有する人材の養成」という研究科の目的にそって社会人を積極的に受け入れてきており、例年 1 から 5 名程度の社会人が入学している。

8) ソフトウェア情報学研究科

大学院博士前期課程の定員(40 名)に対する入学者数が、毎年、一定数が確保されている(平成 23 年度 38 名、平成 24 年度 38 名、平成 25 年度 35 名、平成 26 年度 36 名)。

9) 総合政策研究科

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、震災復興研究に取り組んでいる大学院生が、博士前期課程に 2 名および博士後期課程に 3 名、合わせて 5 名在籍しており、そのうち平成 23 年度に 1 名が修士の学位を、また、1 名が博士の学位を取得した。さらに、震災復興研究の論文博士 1 名が認定された（平成 23 年度）。このことは、大学の理念の下で中期計画に従った地域の中核人材の育成という目標に沿った成果である。

②改善すべき事項

1) 大学全体

教職員アンケートにおける「建学の理念や教育目標の浸透度」に関する肯定的意見は、全体としては概ね 8 割で推移しているものの、平成 23 年度 (82.9%) と平成 26 年度 (77.2%) を比較すると若干減少しており、特に職員については教員よりも減少幅が大きく（平成 23 年度 79.0%、平成 26 年度 70.2%）今後改善を要する。

2) 看護学部

平成 25 年度に実施された「2 年次生アンケート」の「受験や入学の際、本学の建学の理念や教育の特徴を知っていたか」の問いに対して「よく知っていた」16.7%、「大体知っていた」62.8%と肯定的意見が 79.5%と高い（資料 1-40）。ただし、それは入学前の周知の効果であるが、前述の 1 年後の肯定的意見は 78.2%とほとんど増加していない。従って、本学の建学の理念や学部教育の特徴などについては、入学後の周知方法が重要でありより一層努力する必要がある。

3) ソフトウェア情報学部

本学部の目的等については、ホームページ上は公開しているが、紙媒体としては高校生向けしか公表していないので、在学生の保護者にも紙媒体ベースとして伝えていくことが望ましい。また、在学生に対しても改めて周知していきたい。

4) 総合政策学部

2 年次生アンケート（平成 26 年度）によれば、学部の教育目標や特色を知っていた学生割合が、受験・入学時（61.0%）及び 1 年後（69.0）のそれぞれについて前年度（67.7% 及び 77.1%）より低下しており（資料 1-31 pp. 16-17, 20-21）、また、新入生アンケート（平成 26 年度）においても「入学案内等の広報物が入学理由になった割合（総合政策学部）」が 63.7%と比較的低い（資料 1-41 「大きな理由になった」「少しは理由になった」の合計）。従って、とくに本学部志願者への本学部の目標や特色の周知が課題である。

5) 看護学研究科

研究科学生は、ほとんどが社会人（看護師や養護教諭）であり、在学時間が短いため、修了時点で研究科の理念・目的に沿った能力・技術を身につけたという意識にはいたっていない学生が少なくない。従って、本研究科の理念・目的を周知し、在学中からいかにして目的とする人材への自己実現の意識を持たせるかが課題である。

6) ソフトウェア情報学研究科

本研究科の理念・目的を周知するため、ホームページによる公開の他、在学生の保護者にも紙媒体ベースとして伝えることが望ましい。加えて、他大学や高専専攻科からの入学者を増やすためにも入試説明会での周知を進めていきたい。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

今後も、アンケート結果の活用等により、検証を定期的、継続的に実施して改善につなげていくために、回収率を上げ精度を高める。

また、現行の第二期中期目標期間は平成 28 年度までで、平成 29 年度からは新たな中期目標（第三期中期目標）が県から提示され、それに伴い新たな中期計画を本法人及び本学にて策定することとなるので、検証活動の結果を踏まえて本学の理念・目的をさらに実現するための計画策定を行う。

2) 看護学部

上記「2. 点検・評価 ①」で挙げた肯定的意見のレベルをさらに高めるため、さらに徹底した周知方法を学部の FD 活動などで検討する必要がある。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の理念・目的の学生への周知についてはこれまでと同様に努めていく。理念・目的を教育として具現化していく過程において、理念・目的自体を見直す必要性は出てきていないかどうか、常に念頭において検討していく。

4) ソフトウェア情報学部

受験者数は増えたが、入試の多様化により基礎学力、特に数学の理解力にバラツキが大きくなっている。この点について対策を講じたので、その運用・効果を注視している。この点は本学部の理念に合わせた多様な人材の確保に欠かせないので、さらに一層、本学部の求める学生像について高大接続活動等で、高校側に周知していく。

5) 総合政策学部

まず、本学部の理念・目的の公表・周知にこれまでと同様努める。また、本学部の目的及び教育理念・目標にある人材養成をこれまで以上に実現するため、①岩手県をフィールドにした実践教育を促し、②全学中期計画「学生に職業観やヒューマンスキルを身につけさせるキャリア形成科目を充実させる」にも対応した「インターンシップ」(自由聴講科目；2 単位)を開講・充実させ、さらに、③全学中期計画「専門教育との効果的な連携を可能にするために、語学教育を充実させる」にも対応した「国際コミュニケーション論」および「フィールド研究」を新たに開講する。

6) 看護学研究科

専門看護師コースの修了生は、本研究科の理念・目的を体現しており、在学中の院生にとって目標となっている。そこで、修了生を本研究科でのコースワークに参加させる等有効な活用方法について検討し、理念・目的が一層達成できる仕組みの構築を検討する。

7) 社会福祉学研究科

社会人の入学については、今後も適正な人数を確保することが研究科の理念・目的からして望ましいことなので、これまでの方策に加えてどのような確保策がとれるか検討すると共に、さまざまな事情をもつ社会人を受け入れるための時間割等における工夫についても将来構想委員会を中心に検討していく。

8) ソフトウェア情報学研究科

国際的な視野で通用する人材育成の理念の実現のために、短期留学者等への支援を行うことにより、留学者や国際会議での発表者などが現れてきている。また、毎年、留学生が入学しており、学部からの進学者との交流が実現できている。

9) 総合政策研究科

東日本大震災以降、震災復興研究に取り組む大学院生が増え、着実に成果を上げつつある。また、平成26年度のアドミッション・ポリシーの中に、震災復興研究を重点テーマのひとつとすることを明記したことから、今後は、ホームページにおいても震災復興研究の取り組みや成果を見えやすい形で広報していくことを心がける。このように震災復興研究を多角的に大学院教育に取り入れていくことにより、これまで以上に本研究科の理念・目的に沿った地域の中核人材の養成に努める。

②改善すべき事項

1) 大学全体

現在、職員の約半数は県から派遣されており、3年程度の期間で交代することを前提とし、建学の理念・目的等の周知・定着を、特に職員研修等を活用して継続的に図っていく。

2) 看護学部

本学の建学の理念や学部教育の特徴などについては、年度初めの在校生ガイダンスで確認しているが、入学前と入学1年後ではほとんど同じレベルであるので、入学後の周知を徹底する方法として臨地実習前のガイダンスなどを有効活用して、教育の中でも周知していく必要がある。

3) ソフトウェア情報学部

本学部の目的等を周知するため、在学生の保護者向けに送付している成績通知に理念および目指す人物像である「2つの価値と5つの力」が掲載された資料を同封する。また、教員やキャンパス・アテンダントによる学部説明の際にも掲示物等を利用して説明する。また、入学案内や入試案内等に、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、

それぞれの目的に合わせた文言で紹介していく。これにより、受験者数の更なる増加も図る。

4) 総合政策学部

新入生アンケート（平成 26 年度）によれば、「入学案内等の広報物が入学理由になった割合（総合政策学部）」が 63.7%と比較的低い（資料 1-41 「大きな理由になった」「少しは理由になった」の合計）。今後、学部ホームページのリニューアルにより、これまで以上に当学部の理念・目的を広く周知させていく。それと同時に、本学部の理念や養成する人材像については一定の理解が得られているが、さらに、その表現の方法等について岩手県立大学高大接続委員会（平成 26 年設置）での検証を通してより一般に理解しやすいものに改善していく。

5) 看護学研究科

特に、博士前期課程の学生は、研究科の理念・目的を自分と合致させる意識が少ないように思われるため、研究科説明会などを通して、入学前から目的意識を明確にするような働きかけを行なう。また、本研究科の目的及び果たすべき役割について県医療局などと意見交換を行い、社会から求められている人材像を把握し、本研究科の理念・目的と照らし合わせて検証し、改善につなげる。

6) ソフトウェア情報学研究科

本学部の目的等を周知するため、在学生の保護者向け対し、理念および目指す人物像である「2つの価値と5つの力」が掲載された資料を送付する。また、大学院への進学説明会などの際に説明する。さらに、本大学院の入学案内や入試案内等向けにディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、それぞれの目的に合わせた文言で紹介していく。これにより、受験者数の更なる増加も図る。

4. 根拠資料

資料 1-1 学外向けホームページ 建学の理念等

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/abstract.html>

資料 1-2 岩手県立大学学則

資料 1-3 岩手県立大学大学院学則

資料 1-4 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標

資料 1-5 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画

資料 1-6 平成 26 年度 履修の手引き 看護学部・研究科

資料 1-7 平成 26 年度 履修の手引き 社会福祉学部・研究科

資料 1-8 平成 26 年度 履修の手引き 総合政策学部・研究科

資料 1-9 学外向けホームページ 各学部・研究科の目的

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/purpose.html>

資料 1-10 岩手県立大学年報 平成 25-26 年

資料 1-11 2014 入学案内

- 資料 1-12 平成 26 年度 入学者選抜要項
- 資料 1-13 岩手県立大学 大学院案内 2014 看護学研究科
- 資料 1-14 岩手県立大学 大学院案内 2014 社会福祉学研究科
- 資料 1-15 岩手県立大学 大学院案内 2014 ソフトウェア情報学研究科
- 資料 1-16 岩手県立大学 大学院案内 2014 総合政策研究科
- 資料 1-17 高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き 平成 25 年度版
- 資料 1-18 平成 26 年度 学生便覧
- 資料 1-19 平成 26 年度 履修の手引き ソフトウェア情報学部・研究科
- 資料 1-20 学長メッセージ次第
- 資料 1-21 新採用事務局職員初任者研修実施要領
- 資料 1-22 職員特別研修次第
- 資料 1-23 社会福祉学部ガイド 2015 (資格編)
- 資料 1-24 社会福祉学部ガイド 2014 (3 年次編入生向け)
- 資料 1-25 教授会資料 ソフトウェア情報学部 H25 年度カリキュラム改訂について
- 資料 1-26 理念および目指す人物像である「2つの価値と5つの力」のパネル
- 資料 1-27 岩手県立大学ソフトウェア情報学部 パンフレット
- 資料 1-28 明日もソフト日和 (ソフトウェア情報学部パンフレット)
- 資料 1-29 公立大学法人岩手県立大学評価委員会規程
- 資料 1-30 2014 (H26) 年度新入学者アンケート報告書
- 資料 1-31 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート報告書
- 資料 1-32 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート報告書
- 資料 1-33 2013 (H25) 年度卒業者に関する企業アンケート報告書
- 資料 1-34 2014 (H26) 年度教職員アンケート報告書
- 資料 1-35 自己点検・評価マネジメントシステム
- 資料 1-36 平成 24 年度県内就職対策活動報告書
- 資料 1-37 ソフトウェア情報学部・研究科における重要事項の見直しについて
- 資料 1-38 自己点検・評価マネジメントシステム No.1080
- 資料 1-39 自己点検・評価マネジメントシステム No.1077
- 資料 1-40 自己点検・評価マネジメントシステム No.1076
- 資料 1-41 2014 (H26) 年度新入学者アンケート 問 9-17

II. 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、公立大学法人岩手県立大学（以下「本法人」という。）が設置・運営する大学である。本学は平成 10 年度に開学し、平成 17 年度の公立大学法人化により、現在の組織体制となっている（資料 2-1）。なお本法人には、本学と、併設短期大学部である盛岡短期大学部、宮古短期大学部の、合わせて 1 大学・2 短期大学部が設置されている。

本学は、第 I 章で述べた建学の理念を受けて、「深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな社会の形成に寄与する深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身に付けた自律的な人間を育成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に寄与すること」（岩手県立大学学則（資料 2-2）第 1 条）を目的として設置されている。設置当時、岩手県は大学収容力と大学進学率が低く、また大学進学者の多くが県外に流出していた。このような状況の中で、大学収容力の拡大を図り高等教育を受ける機会を増やすという地域の進学需要に応えるため、社会的要請が強いと判断された 4 学部をもってスタートした。以降、学部完成、大学院設置、大学院完成を経て現在に至っている。平成 23 年度には、ソフトウェア技術の高度化の状況を踏まえ、ソフトウェア技術の導入による高度技術を基盤とした地域のものづくり産業の集積を図るためのイノベーション創出拠点として「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター」を設置し、また、地域課題に取り組む体制を強化し、震災復興を含めた課題について地域との協働研究を推進するため「地域政策研究センター」を設置した。さらに平成 25 年度に、全学の教学マネジメントを充実させるため「高等教育推進センター」を設置し、平成 26 年度には、社会福祉学部の学科改編を行い、教育研究組織の見直しを図っている。このように、本学の教育研究組織は、学術の進展や地域社会からの要請に即した構成となっている。以下、各組織について述べる。（なお、資料 2-1のうち、健康サポートセンター及びキャリアセンターについては学生支援に関連するため第 VI 章を参照。）

(ア) 学部・大学院

本学の教育研究上の基本となる組織は、看護学部、社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部の 4 学部及び看護学研究科、社会福祉学研究科、ソフトウェア情報学研究科、総合政策研究科の 4 研究科である。

学部の構成は、地域の保健医療を支える人材育成（看護学部）、豊かで活力ある社会福祉の実現に寄与する人材育成（社会福祉学部）、人に優しい情報化社会の実現に寄与する人材育成（ソフトウェア情報学部）、豊かな地域社会の形成に寄与する人材育成（総合政策学部）という、県立大学設置構想の検討過程において社会的要請が強いと判断された領域に対応したものであり、平成 10 年度の開学時から設置し、現在に至っており、学則（資料 2-2）第 3 条に定める各学部の目的のため教育研究を行っている。学部・学科構成、運営体制は、学則第 3 条及び公立大学法人岩手県立大学組織規則第 10 条及び第 13 条から第 16 条に定めている（資料 2-3）。

なお、社会福祉学部の学科構成について、福祉ニーズの複雑化・多様化を背景に、これ

までの学科構成（福祉経営学科・福祉臨床学科）の違いを超え、社会福祉学全体をより統合的に、かつ隣接する諸科学の分野を深く学修する必要性に加え、資格取得に要する科目数・時間数増加による履修過多を解決するため、平成 26 年度から、福祉社会における制度や政策・運営等に関する領域を学ぶ「社会福祉学科」及び生活上・身体上及び心理上の実践・援助に関する領域を学ぶ「人間福祉学科」に改編し、問題解決能力の高い人材の育成に向け取り組んでいる。（教育内容の詳細は、第 IV 章を参照。）

大学院は、建学の理念を受け、「専攻分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、学術文化の向上を図り、地域社会の発展に寄与し、並びに国際社会に貢献すること」（岩手県立大学大学院学則（資料 2-4）第 1 条）を目的として設置され、大学院学則第 4 条に定める各研究科の目的のため教育研究を行っている。研究科の構成は学部の構成に対応しており、学部と同様に社会的要請が強いと判断された領域に対応しているものである。大学開学後、平成 12 年度のソフトウェア情報学研究科と総合政策研究科（博士前期課程）を皮切りに順次整備し、平成 16 年度の看護学研究科と社会福祉学研究科（博士後期課程）の設置をもって完成をみている。現在、すべての研究科が博士前期課程と博士後期課程からなっている。研究科、専攻及び課程構成、運営体制は、大学院学則第 3 条及び第 4 条、組織規則第 10 条及び第 17 条から第 19 条に定めている（資料 2-4、2-3）。

（イ） 高等教育推進センター

高等教育推進センターは、本学の理念・目的を確実に実現するため、全学的な教学マネジメントの充実を目的として設置された。企画開発部と基盤教育部の 2 部体制となっており、全学ポリシーの策定と検証・評価、FD の企画、基盤教育の方向性の明確化と教育プログラムの検討・運営等に取り組んでいる（資料 2-5）。特に、従来の全学共通教育について「現代社会が生み出す諸課題を解決しながら、自ら考え判断し、生きていくことができる基盤となる能力を伸ばす」観点から、改めて基盤教育として位置付け、再構築を行っている（資料 2-7 p.4）。体制、所掌事項は、組織規則第 10 条の 2、第 31 条の 2 から第 31 条の 3 の 2 に定めている（資料 2-3）。

設置の経緯は、本法人による第一期中期計画の総括及び第二期中期計画策定時の、本学の教育に関する検討過程において、全学共通教育を担う組織として平成 25 年度まで設置されていた旧共通教育センターの教育内容の改善や高等教育に関する企画・研究体制の不十分さ、基礎科目に関する全学的なカリキュラム・ポリシーの不在、教養科目の再構築の必要性等が指摘され（資料 2-6）、これら課題の解決のため平成 23 年度に「高等教育企画センター（仮称）基本構想検討委員会」を設置し、2 年度間にわたる検討を経て平成 25 年 4 月に開設したものである。体制等については「高等教育企画センター（仮称）基本構想」及び「平成 25 年度における高等教育推進センターの運営について」に基づいており（資料 2-7～8）、平成 25 年度には全学的な教学マネジメント及び基盤教育の企画開発等を担当する「企画開発部」を先行設置、平成 26 年度には旧共通教育センターを「基盤教育部」として改組統合した。

また、高等教育推進センターが所掌する全学会議として、教育研究支援本部が所管していた教務・FD 推進委員会と旧共通教育センターが所管していた共通教育調整会議を発展的に解消し、より全学的な視点に立って協議することを主旨とする「高等教育推進会議」を

平成 26 年度に新たに設置した（資料 2-9）。さらに当該会議の下部組織として「基盤教育部会」「大学院部会」「高等教育推進タスクフォース」を置き、課題へのより柔軟かつ機動的な対応を目指している。基盤教育部会及び大学院部会については、それぞれ教務的事項の全学調整を所掌し、各学部又は研究科の教務担当責任者により構成される。高等教育推進タスクフォースは、全学に共通する教育課題について、構成員である教員が学部所属の立場を超えて協議することを主旨としている（資料 2-10）。

（ウ） 本部

本学の理念・目的を確実に実現するため、全学に係る共通事項について、学内の連携を図りながら企画立案し、実施するための全学運営組織として、教育研究支援本部、学生支援本部、地域連携本部、企画本部及び事務局を置いている。各本部及び事務局の所掌、体制は、組織規則第 31 条の 5 から第 42 条までに定めている（資料 2-3）。

法人化前は、各種全学委員会が置かれており、多数の教員が会議で拘束される状況があったが、平成 17 年度の法人化に伴い、教員が教育研究に専念できる環境を整備することを目的に組織改編を行って本部制とし、各本部が機動的に企画立案して意思決定する仕組みとした（資料 2-11）。

各本部の本部長及び副本部長には教員を指名しており、また、各本部にそれぞれ事務職員組織を置き、教職協働の組織として教職員が一体となって業務を行う体制としている。

（エ） 附属機関等

<メディアセンター>

メディアセンターは、教育及び研究に関する校務を担当する教育研究支援本部内のセンターとして位置づけ、センター長を配置している。組織体制は、組織規則第 31 条の 7 から第 31 条の 8 に定めている（資料 2-3）。

メディアセンターは、本学の理念・目的を実現するため、本学の図書館機能を担う組織として、各学部等との調整を図りながら、図書、雑誌、電子情報等の学術資料の収集、整備及び管理を行い、教職員及び学生の利用に供することにより、学習、教育研究を支援している。所蔵する資料等の管理、利用等については「岩手県立大学メディアセンター管理規程」に定めている（資料 2-12）。また、メディアセンター長、各学部等の図書担当教員（6 名）、教育研究支援室長で構成する「図書担当者連絡調整会議」を通じて各学部等との調整を図りながら運営を行っている。

その他、メディアセンターは、地域住民をはじめ一般の利用にも供しており、大学の地域貢献の一翼も担っている。

<いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター>

いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（以下、「i-MOS」という）は、研究、地域連携及び地域貢献に関する校務を担当する地域連携本部内の一つのセンターとして位置づけ、センター長を配置している。組織体制は、組織規則第 38 条及び第 39 条に定めている（資料 2-3）。

電子製品やものづくりの現場等では、ソフトウェア技術が価値の源泉になっているが、

県内のものづくり企業ではソフトウェア技術導入が遅れており、ものづくり産業へのソフトウェア技術の導入促進が課題となっていた。i-MOS は、そのような課題と、第 I 章で述べた建学の理念に立脚した本学の基本的方向のうち「地域社会への貢献」を踏まえ、本学が有する優れたソフトウェア技術を導入・活用して、地域のものづくり企業が技術力・競争力を高めることにより、ソフトウェアとハードウェアの高度技術を基盤とするものづくり産業の集積を図ることを目的に、ものづくりとソフトウェアの融合による新たなイノベーションの創出拠点として、平成 23 年度に設置したものである。

主な活動としては、学内公募によりものづくり産業の生産性・付加価値向上等につながる研究を推進するとともに、「産学共同研究機能」、「高度技術者養成機能」、「試作開発支援機能」、「リエゾン機能」を発揮し、企業との共同研究や滝沢市 I P U イノベーションパーク構想の支援など産学官連携の取組を行っている（資料 2-13）。

<地域政策研究センター>

地域政策研究センターは、研究、地域連携及び地域貢献を担当する地域連携本部内の一つのセンターとして位置づけ、センター長を配置している。組織体制は、組織規則第 39 条の 2 及び第 39 条の 3 に定めている（資料 2-3）。

本学の理念・目的を実現するため、これまでも、全学プロジェクト研究や公募型地域課題研究等を推進するとともに、各種審議会等への参画や、市町村等との協定に基づく共同研究の実施など、教員が各地域に出向く形で地域貢献活動に取り組んできたところであるが、より組織的、複合的に地域課題に取り組む体制を強化し、本法人が設立団体である岩手県から指示された第二期中期目標の基本姿勢及び基本目標で求められている、困難な時代にあって地域社会を支えるという「地域目線」で県民が抱える課題・ニーズに向き合い、地域から頼られる「知の拠点」として県民の幸せの実現に貢献できるよう（資料 2-14 p.1）、平成 23 年度に地域政策研究センターを設置したものである。

地域政策研究センターは、東日本大震災津波の被災地、被災者のニーズに対応した諸課題を調査研究する「震災復興研究部門」、住民、環境、文化、歴史、観光などの観点から地域が抱えている長期的・構造的な諸問題を調査研究する「地域社会研究部門」、行政課題に対応したまちづくり・地域づくりを法、制度、政策などの観点から調査研究する「地域マネジメント部門」の 3 部門で構成し、さらに、地域マネジメント部門には、公共政策研究所及び盛岡市まちづくり研究所を設置している（資料 2-15 p.2）。

主な活動としては、学内教員が地域等との協働により行う「地域協働研究(教員提案型)」、地域等からの提案を受け、地域と学内教員をマッチングのうえ行う「地域協働研究(地域提案型)」、複数の学部にまたがる研究グループで構成し、関連する行政機関、NPO、教育機関、研究機関などの学外組織と連携して行う共同研究「東日本大震災津波からの復興加速化プロジェクト研究」など、震災復興や地域課題の調査研究に取り組んでいる。また、公共政策研究所では、地方自治の創造と発展に寄与することを目的として、政策法務研究会などを主催し、盛岡市まちづくり研究所では、盛岡市職員を共同研究員として受け入れ、市政課題や新たな政策について共同研究を行っている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学は、第 I 章で述べたとおり、地方独立行政法人法により本法人が定める第二期中期計画に基づき、年度計画を毎年度策定しており（資料 2-16～17）、年度末にはその実績を報告書として取りまとめることを通じて自己点検・評価を行っている。第二期中期計画の項目は、認証評価の基準や点検・評価項目との整合性を考慮しており、両者を一体とした PDCA サイクルの運用を行っている。教育研究組織については、その機能を強化するとともに、随時必要性を検証し、環境変化に対応した柔軟な組織運営を行うことを第二期中期計画で定めており（資料 2-16 p.7 計画項目【36】）、主としてその実績の取りまとめにより組織の適切性について自己点検・評価を行っている。本学の各組織は、このようなプロセスを踏まえ、自己点検・評価を行っており、それをベースとして全学の実績が取りまとめられる。取りまとめた報告書は、最終的に岩手県立大学合同教育研究会議（以下「教育研究会議」という）において審議、決定する。そして、本法人の経営に係る実績と合わせて、本学を含む本法人全体の実績報告書として取りまとめ、本法人の最終意思決定機関である経営会議での決定を経て本法人から岩手県地方独立行政法人評価委員会に提出され、同委員会による外部評価を受けることにより、適切性が検証されている。（なお、全学的な点検・評価、内部質保証のプロセスについては、第 X 章を参照。）

以下、各組織が行う自己点検・評価について述べる。

(ア) 学部・大学院

本法人が定める第二期中期計画に基づき、本学が策定する年度計画について、各学部・大学院は、毎年 10 月に学長・副学長等と各学部長（研究科長）による年度計画の進捗状況ヒアリングを実施し、年度後半の取組みに向けた課題等を確認している。年度末にはその実績を取りまとめることを通じて、組織の適切性について自己点検・評価を行っている。各学部・大学院の自己点検・評価は、学部長（研究科長）が中心となり授業評価等のデータを分析し、教育研究の目的を達成する上での課題や今後の方向性等を検討し、教授会（研究科委員会）に報告・審議している。各学部・大学院の自己点検・評価をもとに全学の実績を取りまとめ、最終的に教育研究会議において審議、決定している。

なお、平成 23 年度から、福祉ニーズの複雑化・多様化を背景に、社会福祉学部の学科改編について教育研究支援本部、企画本部及び社会福祉学部において点検・評価及び検証を行い、これを受けて教育研究会議において審議・決定し、平成 26 年度から「社会福祉学科」及び「人間福祉学科」を開設した。

(イ) 高等教育推進センター

高等教育推進センターには、組織規則第 31 条の 3 の 2 に基づき、企画、立案、執行等についてセンター長を補佐する組織として高等教育推進センター運営会議を置くとともに（資料 2-3）、高等教育推進センター運営要綱第 2 条に基づき設置される高等教育推進センター会議においてセンター運営の重要事項（組織、予算、計画、評価等）を所掌することとしている（資料 2-18）。それぞれの会議の構成は運営要綱第 2 条に定めている。これらの組織が主体となり、本法人が定める第二期中期計画に基づく年度計画の策定を行い、毎年度 10 月に行われる学長・副学長等による年度計画の進捗状況ヒアリング、年度末の実績

取りまとめを通じて自己点検・評価を実施し、組織の適切性を検証している。

(ウ) 本部

各本部の本部長が中心となり、本法人が定める第二期中期計画に基づく年度計画の策定を行うとともに、年度末の実績取りまとめを通じて自己点検・評価を実施し、組織の適切性を検証している。

(エ) 附属機関等

<メディアセンター>

メディアセンターは、教育研究支援本部が所管する組織であり（組織規則（資料 2-3）第 31 条の 5）、本法人が定める第二期中期計画に基づく、教育研究支援本部の年度計画の策定と、年度末の実績取りまとめを通じて自己点検・評価を実施し、組織の適切性を検証している。

<いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター>

i-MOS は、地域連携本部が所管する組織であり（組織規則（資料 2-2）第 38 条）、本法人が定める第二期中期計画に基づく、地域連携本部の年度計画の策定と、年度末の実績取りまとめを通じて自己点検・評価を実施し、組織の適切性を検証している。

また、i-MOS の事業実績や事業計画の検証、検討を行うとともに学内資金を活用し公募した研究課題の審査・採択を行う組織として、「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター企画運営委員会」を設置している（資料 2-19 第 4 条、資料 2-20）。委員には、各学部の推薦による学内教員 6 名に加え、外部委員 2 名を委嘱し、学外の意見を運営に反映させる体制としている。

さらに、外部有識者を主な委員とし、岩手県に事務局を置く、「いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター運営委員会」でも、事業の実績及び計画の検証や検討を行っている（資料 2-21）。

年度計画の実績取りまとめを通じた自己点検・評価は、これらの会議で出された意見等も踏まえて行われる。

<地域政策研究センター>

地域政策研究センターは、地域連携本部が所管する組織であり（組織規則（資料 2-3）第 39 条の 2）、本法人が定める第二期中期計画に基づく、地域連携本部の年度計画の策定と、年度末の実績取りまとめを通じて自己点検・評価を実施し、組織の適切性を検証している。

また、地域政策研究センターの運営全般・企画調整を行う組織として、各学部の推薦による学内教員 10 名で構成する「地域政策研究センター企画運営委員会」を設置している（資料 2-22 第 3 条、資料 2-23。以下「企画運営委員会」という。）。さらに、学外有識者 4 名と企画運営委員会の委員 2 名で構成する「地域政策研究センター研究審査・評価委員会」を設置し（資料 2-22 第 6 条、資料 2-24）、研究課題の審査・採択に加え、学外有識者 4 名の外部視点から、地域政策研究センターの運営や調査研究の成果に関する評価を行い、

地域政策研究センターのシンクタンク機能の充実強化に向けた、検証を行っている。

年度計画の実績取りまとめを通じた自己点検・評価は、これらの会議で出された意見等も踏まえて行われる。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

高等教育推進センターを設置し、基盤教育の企画立案及び運営、また全学的な合意形成や協力体制の構築への責任組織として位置付けたことにより、平成26年度には従来の「全学共通科目」の名称を「基盤教育科目」に改めるとともに、課題とされていた教養科目の改正を施行し（資料2-25）、また平成27年度には英語科目及び情報処理科目についての改正が予定されるなど（資料2-26）、教育課程の検証と改善へのプロセスが明確となった。

また、i-MOS及び地域政策研究センターを設置したことにより、産学連携、地域連携の推進主体が明確となり、また、コーディネート機能等の強化も図られ、産学連携、地域連携の取組が進んでいる。この結果、共同研究、受託研究などの外部資金の獲得金額、件数は増加傾向となっている（資料2-27）。

②改善すべき事項

教育研究組織の適切性を全学的、総合的に検証するための組織がないため、将来展望の検討がなされていない。特に研究科については、その多くが定員割れを起こしており（大学基礎データ表4）、教育内容・規模・組織が社会的要請に合っているか検討する必要がある。また、本部制についても、現在は、全学会議の数が増加傾向にあるなど、当初目指した姿に合っていない状況が発生しており、改善策について検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学則改正により平成26年度から施行した教養科目については、その成果を検証するため、高等教育推進センターにおいて学生及び教員からのアンケート調査を予定している。平成27年度改正施行が予定される英語科目及び情報処理科目についても同様に、改革と検証のサイクルを継続していく。また、高等教育推進センターに設置している高等教育推進会議及び各部会が所期の役割を果たすことができるよう、検証を重ねながら、より効果的な運営方法を検討していく。

また、i-MOS、地域政策研究センター研究成果報告会の開催、各種展示会への積極的な出展等、研究成果を広く企業や地域に公開することにより、企業、地域と大学の接点を作り出し、産学官連携を引続き進めていく。

②改善すべき事項

教育研究組織が学術の進展や社会の要請と適合しているかどうかを検証するための組織

の立ち上げを検討する。また、全学会議の見直しなどを通じて、本部制が再び当初の目的に沿った組織となるよう検討する。

4. 根拠資料

- 資料 2-1 岩手県立大学教育研究組織図（平成 26 年 5 月 1 日現在）
- 資料 2-2 岩手県立大学学則（既出 1-2）
- 資料 2-3 公立大学法人岩手県立大学組織規則
- 資料 2-4 岩手県立大学大学院学則（既出 1-3）
- 資料 2-5 岩手県立大学高等教育推進センターの概要
- 資料 2-6 「教育の質保証、基盤教育の強化等に係る推進体制の整備について」（平成 23 年 3 月 9 日本部長会議／学部長等会議資料）
- 資料 2-7 「高等教育企画センター（仮称）基本構想」（平成 24 年 12 月 12 日本部長会議／学部長等会議資料）
- 資料 2-8 「平成 25 年度における高等教育推進センターの運営について」（平成 25 年 3 月 27 日本部長会議／学部長等会議資料）
- 資料 2-9 高等教育推進会議設置要綱
- 資料 2-10 「高等教育推進会議の設置について」（平成 26 年 4 月 23 日本部長会議／学部長等会議資料）
- 資料 2-11 「法人化後の大学組織運営の方針」（平成 16 年 12 月 8 日定例部局長会議資料）
- 資料 2-12 岩手県立大学メディアセンター管理規程
- 資料 2-13 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターパンフレット
- 資料 2-14 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標（既出 1-4）
- 資料 2-15 地域政策研究センターパンフレット
- 資料 2-16 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）
- 資料 2-17 公立大学法人岩手県立大学 平成 26 年度計画
- 資料 2-18 高等教育推進センター運営要綱
- 資料 2-19 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター運営要領
- 資料 2-20 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター企画運営委員会運営要領
- 資料 2-21 いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター運営委員会規約
- 資料 2-22 地域政策研究センター運営要領
- 資料 2-23 地域政策研究センター企画運営委員会運営要領
- 資料 2-24 地域政策研究センター研究審査・評価委員会運営要領
- 資料 2-25 「平成 25 年度における基盤教育プログラムの改革状況について」（平成 26 年 4 月 9 日本部長会議／学部長等会議資料）
- 資料 2-26 「基盤教育【英語・情報処理】科目改革案について」（平成 26 年 7 月 22 日高等教育推進会議資料）
- 資料 2-27 岩手県立大学の外部資金獲得状況

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

本学は、「学校教育法」及び「大学設置基準」等の法令に従い 4 学部 4 研究科及び学部横断的組織である高等教育推進センターにより構成されており、教員組織としては「公立大学法人岩手県立大学組織規則」（以下、「組織規則」という。）に基づき、学長、副学長、学部長、学科長を置き、各々の役割についても組織規則に規定している。また、各学部に学部運営会議および学部教授会を設置している。研究科の教員組織は、原則として学部教員が兼任しており、研究科長、研究科運営会議および研究科委員会により構成されている。また、教養科目や外国語等全学共通科目を中心とした基盤教育の改革のため、平成 25 年度に高等教育推進センターを設置した（資料 3-1）。

なお、教養科目や外国語科目を所掌していた旧共通教育センターでは学部組織に準じて教授会を設置していたが、平成 25 年度の高等教育推進センターへの組織改編に当たりその役割を再検討した結果、学生が所属しない組織である同センターには教授会を置かず、その最低限必要な機能はセンター運営会議が担うこととした。同時に、企画開発部・基盤教育部それぞれに各部全教員による部会議を設けるとともに、基盤教育部では英語・外国語・体育・教職の各部門会議、これらの代表者による部門代表会議を設け、各部・各部門の連携を取りつつ役割・責任を明確にしている（資料 3-2）。

本学において求める教員像は、第 I 章に掲げる大学の理念・目的の実現に貢献する教員であり、大学の理念や各学部、研究科の人材育成の目的に合わせて、学生の教育に携わる資質があり、各学部、研究科の専門に応じた教育・研究の業績や能力のある人材、かつ、社会に貢献する人材を登用することとして、第 2 期中期計画の重点計画に「大学の理念及び目的の実現に貢献する意欲的な教職員の育成」を掲げている（資料 3-3 p.2）。この重点計画をさらに具体化する措置として、中期計画第 38 項目において「年齢構成、男女比率を勘案した意欲的な教職員の募集・採用を行う」こととしている（資料 3-3 計画項目【38】）。

教員組織の編成方針としては、平成 28 年度までの「教員定数管理計画」を策定しているが、これは、平成 22 年 6 月の理事会議において、計画的かつ戦略的に教員を確保するために教員定数管理計画を策定することが了承されたものであり、さらに同計画の策定にあたっては、①教育研究の質の確保、②教員の教育力の向上、③優秀な教員の確保、および④教員業績評価結果の処遇への反映に留意することが掲げられた。（資料 3-4）。また、各学部、研究科の教員組織の編成方針としては、全学の教員定数管理計画を受けて人事計画が定められている。教員の資格要件については、法令等を踏まえ、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」および「教員選考手続内規」（資料 3-5～6）を規定し、職位毎に教育研究上の能力を定めている。個々の教員の採用・昇任については、この全学的な選考基準および手続内規に従い、さらに各学部における選考に関する内規により行われる。こうした諸基準や方針については選考の際に教授会において示されるため、教員間の周知はこの過程において図られている。

2) 看護学部

本学部は、本学の理念に沿った教育を効果的に行うとともに、学部の教育研究上の目的である「看護の実践を基本とした高度な専門的知識、技術、幅広い教養とともに看護の援助を必要とする人々の立場に立ち、科学的に判断し、主体的な看護を展開する能力を養う」ことを重視した教育を実践するために、教員を採用する場合には臨床での実務経験を重視している。また、高等教育機関として看護学関連の高度な専門教育を可能とするため、助教以上の職位には看護学修士以上の学位を要求している（資料 3-7）。さらに、特定の分野に偏りがないう看護系の教員とともに看護以外の教員（医系教員など）も適切に配置している。教員定数については、全学の教員定数管理計画に基づく人事計画を策定し、管理している（資料 3-8）。

3) 社会福祉学部

本学部は、その教育研究上の目的に「高度な専門的学識・技術の修得および学際的教養の涵養」を掲げている。したがって、教員は社会福祉学の諸領域を専門とする者の他、関連諸科学分野、つまり心理学、社会学、医学、教育学、法学、政治学などの多様な分野を専門とする教員が必要である。また、本学部では社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、臨床心理士（ただし研究科）などの資格等の養成も行っているため、これらの養成課程を維持する必要もある。教員定数については、全学人事委員会決定による平成 28 年度までの教員定数管理計画に基づく社会福祉学部としての向こう 5 年間の人事計画を定めており、これらに従って人事を進めている（資料 3-9）。

なお、社会福祉学部は二つの学科を新たな二学科へと再編し、平成 26 年度に新たな学科構成の下に 1 年生を迎えた。したがって、現在は二つの体制が並存している状況であり、旧学科の教員構成と新学科のそれとは大きく異なっているものの、福祉のシステムや制度・政策を扱う領域、コミュニティの福祉課題を扱う領域、直接的な対人援助を扱う領域、関連する諸科学を応用する領域におおまかに分かれる点では共通している。

4) ソフトウェア情報学部

本学部は、その教育研究上の目的に掲げる「コンピュータサイエンスに立脚し、地域に根ざした実学・実践の教育研究を通して人に優しい情報社会の実現に寄与できる人材の育成」を重視した教育を実践するため、ソフトウェア情報学に関する分野において研究業績を有し、情熱を持って教育・研究・学生指導に当たれることを求める教員像としている。それに基づき、教員募集や内部昇任の際の資格審査委員会が中心となって、ソフトウェア情報学部の理念・目的および教員業績評価を勘案し、定期的な見直しを行っており、その結果を教授会で公開している（資料 3-10）。

5) 総合政策学部

本学部は、その教育研究上の目的に掲げる「多面的で総合的な視点を備えた新しい手法や長期的な展望を身につけ、柔軟な解決策を見出すために総合的な対応ができる有為な人材の養成」を重視した教育を実践するため、学生が共通の専門的基盤として境界領域への関心をもつこと、専門領域において深化すること」を志向するという観点において十分な

能力・資質を有する人材を求めている。

その教員組織の編成方針としては、専門科目の中で基盤をなす専門基礎科目、基幹科目、情報・数理科目、演習科目、実習科目は、専任教員が担当することとしている（資料 3-11）。平成 25 年度に新設したインターンシップ、国際コミュニケーション論、フィールド研究など本学部の自由聴講科目についても、上述の方針に沿って専任教員を当てている。

教育研究の責任主体として学部教授会があり、学内運営にあっては教授会のもとに、教務委員会をはじめ各種委員会を設置している。教授会の構成メンバーは、教授から助教に至る全教員である。

6) 看護学研究科

博士前期課程は、看護学の全対象領域の基盤として基礎・管理看護学領域を位置づけ、対象と生活環境の特性に基づく三つの看護学研究領域として、母性看護学領域、成人・老年看護学領域、そして地域看護学領域を置き、学部での看護研究分野をさらに発展させる形で編成している。

博士後期課程では、より高度な研究指導が実践できるように博士前期課程の領域を集約し、実証看護技術学、女性健康看護学、地域健康看護学としている。

以上のように学部と研究科は連動していることから、研究科教員は学部との兼務である。

7) 社会福祉学研究科

本研究科の前期課程は総合福祉コースと臨床心理コースの二つに分けている。

総合福祉コースについては、社会福祉学の専門領域を細分化せずに、学生がさまざまな領域を総合的に学べるようにしたカリキュラム構成となっており、教員編成もこれに対応して社会福祉の各領域を担当できるように編成されている。

本研究科は福祉的課題に対する臨床心理学的援助を提供できる専門的人材を養成するため、(公財)日本臨床心理士資格認定協会から臨床心理士養成大学院としての指定を受けており、臨床心理コースはこれに対応するための要件も満たしている。(資料 3-12)

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科は、現実社会における問題発見能力と実践的な問題解決能力を身につけた人材の育成を目的としており、その実現のため、職位ごとの条件に加えて、資格審査委員会が中心となって大学院生に対する教員の指導資格を規定しており、その内容については、研究科運営会議で承認している。(資料 3-13)

9) 総合政策研究科

本研究科は、総合的な政策の企画・立案・実施・評価に携わりうる高度の知的かつ倫理的実践能力を備えた「高度専門職能」の担い手となる人材の養成を目的としており、自らの専門分野だけではなく、他の分野の視点を踏まえた総合的な思考ができることを志向するものである。したがって、本研究科教員としてふさわしい人材の要件として、自らの専門分野における高度な専門知識および分析能力をもつことに加え、常に隣接分野の動向にも目を向け、他分野の視点および方法論も理解できる能力・資質が求められる。

教育研究の責任主体として研究科委員会があり、学内運営にあつては研究科委員会のもとに、教務委員会をはじめ各種委員会を設置している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

1) 大学全体

すでに述べた方針及び諸規程に従って、本学は、学部、研究科ともに設置基準上定められた所定の教員数を満たしており、各学部等の専門教育のみならず全学共通教育を担っている（大学基礎データ表2）。さらに、本学の深い教養を充実させ、本学の基盤教育を全学的視点から企画、実現する組織として、平成25年度より高等教育推進センターを設置し、特任教員3名の他、外国語科目、体育実技科目および教職科目等の担当教員を配置している。さらに、こうした学部等以外に所属して本学の入試及び高大連携やキャリア教育の推進を担当する教員を、教育研究支援本部および学生支援本部に各1名置いている。これら教員のうち、学部および高等教育推進センターに所属する教員については、各学部等に置かれる教務委員会において内規に従ってその授業担当科目と担当教員との適合性を判断している。

本学教員の編成状況は前述の教員定数計画等により適切に管理されている。まず、本学の定年は65歳となっており、全学的な専任教員の年齢構成は、30歳以下0.5%、31～40歳20.4%、41～50歳36.7%、51～60歳31.1%及び61歳以上11.2%となっている。次に、職位別構成は、教授68名（34.7%）、准教授64名（32.7%）、講師40名（20.4%）、助教19名（9.7%）となっており、さらに助手5名が配置されている。この他、女性教員の比率は32.7%となっている。また、外国人教員も12名おり各学部及び高等教育推進センターに所属している。

なお、高等教育推進センターの所属教員については、上述の定数管理計画に基づき、平成26年5月1日現在、特任教員3名を含めて18名となっている。

前回の認証評価では、「共通教育センターでは15名中10名が41～50歳（66.7%）である。（略）今後の採用にあたっては、年齢構成の全体的なバランスを保つよう、改善の努力が望まれる。」との助言があった。それを受けて出された改善報告書（平成23年度）では「第二期中期目標期間（23年度～28年度）において、本学の共通教育のあり方を抜本的に見直すこととしており、改めて教員構成を検討する際には、年齢構成を考慮する。」と報告した。前回の受審以降、共通教育センターでは4名の教授・准教授が退職したが、その後の採用人事では年齢構成に配慮し、講師（3名）・助教（1名）を採用した。また、高等教育推進センター発足時にはその円滑な運営を図るため、特任教員制度も活用してバランスよく採用し、教員の年齢構成は31～40歳27.8%、41～50歳33.3%、51～60歳22.2%、61歳以上16.7%となっており、大幅に改善された。

2) 看護学部

本学部は、看護学の高度な専門的知識を修得することができるように基礎看護学、母性看護・助産学、小児・発達看護学、成人看護学、精神看護学、環境・保健看護学そして、看護教育・管理学の8分野で構成されている。各分野には4人から10人の教員を配置し、教授を各分野の責任者として講義、演習、臨地実習等が効率的に行われるように教育体制を

構築している。

専任教員は教授 10 名、准教授 10 名、講師 9 名、助教 9 名、助手 5 名で 43 名を配置している。年齢構成は、31～40 歳 14 名 32.6%、41～50 歳 11 名 25.6%、51～60 歳 15 名 34.9%、61 歳以上 3 名 7.0%であり、女性教員の割合は 76.7%となっている。学部の教育課程の特色は、看護の実践を通じ、その中から追求すべき課題を取り上げ、教育研究に反映させることであり、35 名のうち 30 名の教員は病院や行政等での社会人としての経歴を有しており、この実務経験に基づいた教育を実践している。

なお、授業科目と担当教員の適合性については、学部の教務委員会で確認している。

3) 社会福祉学部

本学部は本学開学以来、福祉経営学科および福祉臨床学科の 2 学科体制であったが、平成 26 年度入学の 1 年次学生より、社会福祉学科および人間福祉学科の 2 学科体制へと再編を行った。したがって、現段階で教員は新旧二つの学科に所属する形となっている。なお、実習教育開発室の助教 5 名は主として資格教育に関わる指導を担当しており、両学科にまたがる業務となっている。

新学科体制では、入学定員は社会福祉学科 50 名、人間福祉学科 40 名である。職階別の教員数は、社会福祉学科で教授 6 名、准教授 5 名、講師 7 名、人間福祉学科で教授 6 名、准教授 8 名、講師 2 名となっており、バランスが確保されている。

なお、設置基準では専任教員一人当たりの学生は 21.0 名以下であることが求められているが、現在の教員一人当たりの学部学生定員数（90 人×4）は 9.2 名であり、十分な教員数が配置されている。

また、年齢構成は、31～40 歳 10 名（25.6%）、41～50 歳 10 名（25.6%）、51～60 歳 16 名（41.0%）、61 歳以上 3 名（7.7%）であり、女性教員の割合は 46.2%となっている。

なお、授業科目と担当教員の適合性については、学部の教務委員会で確認している。

4) ソフトウェア情報学部

本学部の教育体制としては、基盤システム、メディアシステム、知能システムおよび情報システムの 4 つのコースをもうけており、各コースには 4～6 の講座を設置し、各教員はいずれかの講座に属している。

教員構成は、平成 26 年 5 月 1 日現在、教授 19 名、准教授 18 名、講師 18 名、助教 2 名の計 57 名となっており、基準を満たしている。年齢構成については、30 歳以下 1 名（1.8%）、31～40 歳 8 名（15.1%）、41～50 歳 26 名（49.1%）、51～60 歳 17 名（32.1%）、61 歳以上 5 名（9.4%）となっており、女性教員は 4 名（7%）となっている。

また、授業科目と担当教員の適合性については、学部の教務委員会で確認している。

5) 総合政策学部

本学部は総合政策学科（入学定員は 100 名）の 1 学科であり、収容定員 400 名に対して、専任教員は 39 名である。職階別の構成は、教授 22 名、准教授 13 名、講師 2 名、助教 2 名であり、大学設置基準第 13 条に定める数を上回っている。なお、女性教員は 3 名となっている。

年齢別の教員数は、31～40歳が8名（20.5%）、41～50歳が16名（41.0%）、51～60歳が8名（20.5%）、61歳以上が7名（17.9%）となっており、特定の範囲の年齢に著しく偏る状況ではない。

なお、授業科目と教員の適合性については、学部の教務委員会で確認している。

6) 看護学研究科

博士前期課程は、基礎・管理看護学領域、母子看護学領域、成人・老年看護学領域、地域看護学領域の4教育研究領域で構成しており、課題研究として3つの専門看護師(CNS)コース科目も開講している。また博士後期課程は、実証看護技術学、女性健康看護学、地域健康看護学の3教育研究領域で構成している。研究科の教員は、講師以上としており演習科目には積極的に講師も参加している。

大学院教育に係る全教員が看護学部との兼務であり、看護学部の教員組織の中で、研究科の担当教員として、教授10名、准教授9名、講師5名の計24名を配置し、研究科の教員組織を構成している。

博士前期課程は、基礎・管理看護学領域、母子看護学領域、成人・老年看護学領域、地域看護学領域の4領域の教育研究領域で構成し、入学定員15人、収容定員30人の大学院生に対し、教授10名、准教授9名、講師5名が教育と研究指導にあたっている。博士後期課程では、専門性に特化した研究テーマの論文指導については主に教授職が担っている

看護学研究科を担当する教員には、専門分野に関して高度な研究指導能力が要求されることから、博士前期課程と博士後期課程について「看護学研究科担当資格基準」を設けて、研究指導教員を決定している。(資料3-14)

7) 社会福祉学研究科

1研究科1専攻であるが、総合福祉コースと臨床心理コースの二つのコースを設けており、前期課程15名の学生定員に対して、前者15名、後者6名の合計21名の教員で指導に当たっている。職階は教授11名、准教授9名、講師1名である。コース別にみると教員に偏りがあるが、後者は臨床心理士資格対応の課程となっているという事情がある。後期課程は1学年3名の定員に対し、教授9名で指導に当たっている。

社会福祉学研究科を担当する教員には、専門分野に関して高度な教育研究能力が要求されることから、博士前期課程の担当者としては原則として准教授以上の教員、または当該分野において博士号を取得している教員を当てること、博士後期課程の担当者は原則として教授とし、前期課程での指導経験が2年以上あるものとするを研究科委員会において申し合わせている。(資料3-15)

なお、こうした教員体制が適切であるかどうかについては、研究科に常設している「将来構想委員会」が現状の問題点を洗い出して検討している。その結果は研究科運営会議を通じて研究科委員会に発議されている。(資料3-16)

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科は、基盤情報システムおよび知能メディアシステムの2つの教育研究領域をもうけ、それぞれに講座を配置している。各教員はいずれかの講座に属しており、

入学定員 50 名に対し、教授 19 名、准教授 18 名、講師 18 名が教育と研究指導に当たっている。

博士前期課程および後期課程について、審査資格および指導資格の基準を明示すると共に、資格審査委員会で審査した後、研究科運営会議で承認している。その基準に則って各教員の資格を審査した結果を公開し、適正配置を実施している。

9) 総合政策研究科

「現代社会の法」や「地域変動と住民生活」など博士前期課程の教育課程における 5 つの研究教育分野（滝沢キャンパス）および公共政策特別コース（アイーナキャンパス）のそれぞれに対応した教員組織を編成している。

大学院教育に係る全教員が、総合政策学部との兼務であり、研究科の教員は、教授 22 名、准教授 13 名、講師 1 名となっている。

教員が研究科における教育および研究指導に携わる要件を満たすか否かは、研究科委員会で策定された「総合政策研究科担当教員の職階・資格条件（指針）」を基に、研究科委員会で判断される仕組みになっている。博士前期課程および後期課程の教育・研究指導に当たる資格条件は、博士の学位またはそれに相当する業績を有することである。また、職階の条件として、前期・後期の両課程において、教授・准教授は主たる指導教員（主査）あるいは副査を務めることや、授業を担当することができる。講師は授業を担当できるが、研究指導においては副査に留まる。助教は研究科の授業を担当しないと定めている。（資料 3-17）

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

1) 大学全体

教員の採用や昇任の選考については、「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」および関係規程に定められており（資料 3-18、3-5～6、3-19～20）、法人の理事長が任免を行う。まず、これら関係規程のうち全学共通の規程である「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」（資料 3-5）において、教員の採用及び昇任における各職位において必要とされる、学位、研究上の業績、大学教員としての経歴等の資格要件が明らかにされている。

上記の基準に従った本学教員の採用及び昇任に関する手続は、「教員選考手続内規」（資料 3-6）に基づき行われている。まず、学部長等は、所属教員の採用及び昇任の必要が生じた場合、教授会（高等教育推進センターにあっては運営会議）の意見を聞いてその実施及び条件を定め学長に内申する。この内申を受けたとき学長は、必要に応じ人事委員会に採用又は昇任の必要性について検討を指示し、その報告を踏まえ内申に係る教員採用又は昇任の可否を決定して、その結果を学部長等に通知する。学部長等は、教員採用又は昇任の実施が認められたときは、そのための選考委員会を学部等に設置し、選考委員会において審査を行う。選考委員会は、審査を終了した時は速やかにその結果を学部長等に報告する。この報告を受けた学部長等は、教授会（高等教育推進センターにあっては運営会議）の意見を聞いた上で候補者を決定し、前述の選考手続等の経緯等を学長に報告する。報告を受けた学長は、必要に応じて人事委員会に諮って、当該採用又は昇任の可否を決定する（資料 3-19）。なお、教員の採用における募集は原則として公募による。

以上の全学的手続の下で、さらに各学部等では、学部教員選考規程等の内規により、各学部に応じた資格要件及び手続を定め、上記内申及び人事委員会による選考を行っている。

2) 看護学部

教員の採用や昇任の選考については、教授会で審議し必要性を決定した後に、学部長から学長へ内申する。学長から可とする通知を受けて、「公立大学法人岩手県立大学教員選考基準」に基づき、学部では教授職3名からなる選考委員会を立ち上げて資格条件などを明確にし、公募制により教員を採用している。教授や准教授などの職位については、各専門分野の研究・教育に従事できる能力が要求されるために、職位ごとの基準を明確に定めている。審査方法は、教授会に提出された選考委員審査結果報告の内容について審議した後に、投票を行い有効投票総数の過半数を得ることで決定している。

3) 社会福祉学部

教員の採用や昇任の選考は、全学の規程である「教員選考手続内規」(資料3-6)に基づくが、さらに求める条件等の細部については、学部独自に「岩手県立大学社会福祉学部教員選考内規」(資料3-21)、「岩手県立大学社会福祉学部教員選考基準内規(採用)」(資料3-22)、「岩手県立大学社会福祉学部教員選考基準内規(昇任)」(資料3-23)を定めている。さらに選考に当たる委員会についても「岩手県立大学社会福祉学部教員選考委員会内規」(資料3-24)を定め、手続きに公平性と透明性を確保している。

昇任人事については、学科長から学部長へ推薦することにより、採用人事については学部長が提案することにより、それぞれ学部人事運営会議で調整・確認の上、学長への内申の適否を教授会に諮り、学長からの内申検討結果を受けて学部教授会において投票により選考委員会を設置する。選考委員会による募集は学部の公式HPに掲載する他、研究者人材データベースJREC-IN等を通じて原則として公募としている。

なお、選考委員会は審査結果を学部長に報告し、学部長は教授会での審議を行って有効投票数の3分の2以上の得票をもって決定し、学長に内申している。

4) ソフトウェア情報学部

教員の募集・採用・昇任については、学長に内申し、承認を得た後、学部長から指名された資格審査委員会を中心に、学部の教員選考基準に則り適切に行っている。

採用は原則公募としており、書類審査を経て面接を行い、採用を決定している。昇任については、資格審査委員会で教員選考基準に則り評価および案を作成した後、学長の承認を得た上で、運営会議で審議・承認し、教授会で報告している。

年齢構成や男女比の歪さを補正すべく、教員の採用に当たっては、講師、あるいは准教授を対象とすることで、20~30代の充実を図るとともに、「同程度の能力であれば、女性教員を優先的に採用する。」との文面を募集要項に載せている。

5) 総合政策学部

教員の募集・採用・昇任は、全学の規程および学部の内規に則り、学部長を中心に、人事委員会、選考委員会、教授会の議を経て、学長決裁に至るプロセスを通して適切に行っ

ている。

教員の「採用」の必要が生じた場合には、教授会で選出された人事委員（教授）4名と学部長・学科長からなる人事委員会が、関係講座の意見を聞いた上で教員採用に係る文書を作成し、教授会に諮り、教授会で了承された後、学長に対して教員の採用実施の内申を行なっている。

学長決裁により教員の採用実施が認められた後、人事案件ごとに選考委員会が設置され、選考委員は教授会で選出される。その際、第一講座群（行政・経営コースに所属する教授）と第二講座群（環境・地域コースに所属する教授）から各1名が選出され、人事委員会推薦の人事委員1名を加えた3名で選考委員会が構成される（資料3-25～26）。

選考委員会が当該分野の教員の「募集要領」を作成するが、募集要領の中には、求める教員像および授業担当等が明記され、人事委員会での議を経た後、研究者人材データベース JREC-IN 等を通して公募し、透明性を確保している。

募集期間の終了後に、選考委員会は応募書類に基づき教員候補者を複数選考する。その際、募集要領で求めた専門分野の適合性、および、教育・研究面の実績等の観点から評価される。また、採用時の職階については所定の基準に則り判断される（資料3-27）。

学部長は、選考委員会から候補者の選考結果の報告を受けた後、候補者に対して面接を行なった上で最終候補者を決定し、人事委員会の議を経て教授会に諮る。教授会の審議を経て、最終候補者を学長に報告している。

なお、教員の「昇任」の必要が生じた場合も、上述のプロセスとほぼ同様に行っている。

6) 看護学研究科

看護学研究科を担当する教員は学士課程と兼務であるため、看護学研究科の担当のみでの教員の募集は行っていない。看護学研究科を担当できる教員は原則として講師以上としていることから、本学部教員の教授や准教授、講師を募集する際にその旨を公募要領に記載し、看護学研究科での担当科目も加味しながら教員の選考を行っている。さらに、看護学研究科において研究指導を行う教員は、担当する専門分野に関して高度な教育研究の指導能力が求められる。したがって、その選考にあたっては資格審査の規準を明確に定め適正に審査を行っている。

7) 社会福祉学研究科

社会福祉学研究科を担当する教員は、学士課程と兼務であるため、社会福祉学研究科の担当のみでの教員の募集は行っていない。ただし、教員採用の際には社会福祉学部における担当授業のほか、予定される研究科での担当科目等についても条件として明示して選考し、適正に配置している。

8) ソフトウェア情報学研究科

ソフトウェア情報学研究科を担当する教員は、学士課程と兼務であるため、ソフトウェア情報学研究科の担当のみでの教員の募集は行っていない。担当教科を募集要項（資料3-28）に掲載し、専門性を採用時の重要な評価項目としている（資料3-29）。

大学院生を指導する資格については、審査および指導資格基準に則り資格審査委員会で

審査し、その結果を研究科運営会議で審議・承認し、その結果を研究科委員会で報告している。また、公開することで適切性を担保している。

9) 総合政策研究科

総合政策研究科を担当する教員は、学士課程と兼務であるため、総合政策研究科の担当のみでの教員の募集は行っていないが、研究科の指導可否や授業担当については、総合政策研究科担当教員の職階・資格条件（指針）に基づき研究科委員会で決定される。この指針は、博士前期課程および博士後期課程における主たる指導教員（主査）や授業・指導担当（副査）の資格条件を職階（教授、准教授、講師）により定めたものである。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 大学全体

本学では、平成 17 年以來教員業績評価を行っていたが、教員のモチベーションの向上を図り、本学の教育、研究、大学運営および社会・地域貢献に係る諸活動を活性化させるとともに、本学の理念の実現及び中期目標・中期計画の達成に資することを目的として、評価結果を処遇等に反映させた新たな教員業績評価を、平成 23 年度試行実施し、同 24 年度より本格実施している（資料 3-30）。この教員業績評価は、各教員においては自己の活動を評価するとともに、その改善に活かし、学部長等においては各教員の諸活動の活性化を促し、本学および各学部等の改善に活用されている。教員業績評価を客観的かつ公平に実施するため、教員評価委員会が置かれ、教員業績評価の実施、異議申立て、実施方法の改善等を所掌している。教員業績評価については、中期計画に盛り込まれており、毎年度の計画に基づき取組を行い、法人評価委員会の評価を受けることで検証を行っている。

また、「公立大学法人岩手県立大学職員表彰規程」および「公立大学法人岩手県立大学職員表彰実施細則」に基づき、理事長表彰、学長表彰および学部長表彰を実施している（資料 3-31～32）。

理事長表彰には、法人の職員として在職している期間が引き続き 25 年以上であり、かつ、その勤務成績が優良である者に対して行う永年勤続表彰と法人の業務に関する分野において特に顕著な事績があり、理事長が表彰に値すると認める職員及び職員の団体に対して行う特別表彰がある。

学長表彰は、教育、研究、学内運営及び地域貢献等の各々の分野において特に顕著な事績があり、他の職員の模範となる職員及び職員の団体に対して行っており、表彰対象者は、部局長の推薦に基づき学長が選考している。

部局長表彰は、教育、研究、学内運営及び地域貢献等の各々の分野において顕著な事績があり、所属職員の模範となる職員及び職員の団体に対して行うこととしており、また、表彰した職員及び職員の団体については、学長表彰の候補者として学長に推薦することができることとされている。

この他、教員の資質向上を図るため、新採用教員については採用時オリエンテーション（4 月）において、建学の理念、組織、中期目標・計画等についての研修を行うとともに（資料 3-33）、全教員に対しては、年度当初に「学長メッセージ」を開催して当該年度の大学運営について説明会を実施し、毎年度後期において次年度に向けた大学運営および予

算編成方針についての説明会を行っている（資料 3-34～35）。

また、高等教育推進センターにおける全学的な取組みとして、平成 25 年度には全教職員を対象として大学の歴史や高等教育政策全般をテーマとした F D・S D セミナーを企画・開催するとともに（資料 3-36）、基盤教育改革・大学改革全般のためのタスクフォースや高等教育推進会議を設置し、学部等を超えて本学の基盤教育・学士課程教育が抱える問題を調査・検討し、授業改善のみならずメゾレベル・マクロレベルの改革を推進している（資料 3-37～38）。

このほか、教育研究支援本部においては研究面における資質向上のための方策として、科学研究費申請を促進するための説明会及びブラッシュアップ（資料 3-39～40）、教育面での方策として「学生による授業評価」等 FD 活動を全学及び各学部において行っている（FD については第Ⅳ章参照）。

さらに、研究及び教育のための長期研修制度として、サバティカル研修制度を平成 25 年度に創設し、平成 26 年度より募集を開始している（資料 3-41）。

なお、教員組織については、必要に応じて学内会議や全学委員会などの見直しを行いながら機能強化を図っており、法人評価における毎年度の計画策定と実績評価を行うことにより、その適切性を検証している。

2) 看護学部

教員の教育・研究力の向上を目指して①研究発表支援費を活用した研究活動、②看護学部人材育成 10 ヶ年計画の実施、③臨床実習指導に関わる教員および臨床スタッフの『教育力』育成事業（千葉大との共同研究）の 3 項目に取り組んでいる。

研究発表支援費を活用した研究活動では、年度初めに当該年度での研究発表に関する計画書を各教員が作成し、その内容が実現できるように予算を配分している。研究発表の実施状況は、研究等成果報告書や教員業績評価報告書に記載し、学部長面談の際には取り組み状況について共有している。平成 24 年度にスタートした『看護学部人材育成 10 ヶ年計画』では、教員同士がお互いに協力し、助け合いながら学部全体として教育力（教員チーム力）を高め（Cooperation & Assistance）、各教員の持ち味が発揮できる教育・研究環境を整えること（Research & Education）を目的としている（通称 CARE10）。この事業は、大学事業費の政策的経費（教育力強化枠）の財源の支援を得て、①卒業生・修了生との連携による県内看護職の教育環境改善、②教員の教育・研究力を一層強化するための体制整備、③効率的な学内演習を支援するための新たな教育システムの構築の三つのプロジェクトに取り組んでいる。CARE10 は、特に教授以外の若手教員の資質の向上を目指し、学部運営会議で審議し拡大教授会での合意に基づいて進めている。各テーマの取り組み内容などについては、担当教員とプロジェクトの責任者である学部長とが検討し進めている。各プロジェクトで得られた実績や教育効果などについては、年度ごとに報告書にまとめるとともに、必要に応じて学部教員全員で得られた実績などに共有できる場を設けている。これまでに、シミュレーション教育内容や英国プリマス大学短期研修などの報告会を開催するとともに、看護学部紀要に実績内容を報告した。なお、教員の教育力向上には卒業生との学術的な連携も必須と考え、県内保健師への教育環境の整備もこの CARE10 に含めており、これも特徴の一つと考えている（資料 3-42）。

臨床実習指導に関わる教員および臨床スタッフの『教育力』育成事業は、①看護基礎教育における臨地実習のために必要な能力を明らかにし、②臨床または教育現場それぞれの教育者への教育体制の基盤を確立することを目的としている。その内容は、千葉大学看護実践研究指導センター「看護系大学と臨地実習施設が協働で取り組む組織変革に関する研究」に参画した取り組みであり、実習施設である岩手県立中央病院と看護学部の共同研究である。本研究の特徴は、臨床看護師と教員の双方の教育力を高める方策を検討するアクションリサーチである。平成 25 年度は、臨床側と教員側を対象に面接調査を実施し、看護基礎教育における臨地実習指導に必要な教育力を明らかにした（資料 3-43）。平成 26 年度以降は、明らかになった教育力を育成するための、継続教育カリキュラムや合同研修会を、臨床と協同で検討する予定である。（資料 3-44）

以上の取り組み内容と実績などについては、法人評価における毎年度の実績評価のプロセスで学部運営会議において確認し、課題などを明らかにして次年度への計画に反映している。

3) 社会福祉学部

教員の教育・研究力の向上については、学部教務委員会が企画する FD に関わる活動、学部等研究費を活用した研究活動、教育力強化予算による研修活動、資格教育にかかる指導力向上にかかる研修活動、など多岐にわたって取り組んでいる。

FD 活動については、全学においても取組みが進められており、社会福祉学部教員が積極的にそこに参加できるよう支援するとともに、学部独自の研修も企画して行っている。たとえば、ライティング・スキルを通じた教育をテーマに具体的な教育方法を学ぶ企画（平成 22 年度）や、聴覚障害をもつ学生への支援・対応のスキルに関わる企画（平成 24 年度）などは外部講師を招いて行っており、特に学部が直面する教学上の課題を取り上げ、学部教務委員会が具体的な企画と運営に当たってきた。この他にも学部教員を講師とした研修企画も平成 26 年度に行っている。

学部等研究費については、複数の教員による共同研究を奨励し、予算を適切に配分することによって研究活動を支援している。学部に常設されている研究推進委員会が年に 3 回程度企画し開催する「研究例会」では、学部等研究費による共同研究を発表することにしており、これにより研究成果を広く教員に還元してもらうと共に、社会福祉学部紀要にも成果の概要を掲載している。なお、「研究例会」ではこの他に、新採用時などの機会をとらえて学部教員の研究について発表してもらうことで、教員相互の教育・研究に資するようになっている。

教育力強化予算による企画では、公立大学で同様の規模で社会福祉教育に当たっている山口県立大学の教員との相互交流を行うなど、他大学の状況について情報収集および交流を図っている。

資格教育にかかる指導力向上については、社会福祉士養成のための演習・実習担当者の養成研修など、常に資格をめぐる環境の変化に対応して研修への派遣をしている。

こうした資質向上に向けた努力が方針通りに続けられているかどうかについては、法人評価の中で毎年度、検証する機会があり、学部運営会議がこれを担当している。

4) ソフトウェア情報学部

本学部には発達障害の学生がいることから、平成 23 年 10 月 5 日に「発達障害にかかる勉強会」を開催したことがきっかけとなり、全学においてセミナーや講演会が実施され、本学部の教員も参加し、学部内で報告会を実施している。

また、企業において社員教育を担当している卒業生を講師に迎え、学生をどう教育するかについての研修を開催している。

そのほか、大学運営および社会貢献についての外部講習会等への教員の参加を支援している。さらに、教員の資質向上がはかれるように全学のサバティカル制度の利用の促進を教員に奨励している。

これらの取組については、法人評価の毎年度の計画策定、実績把握のプロセスとして、学部運営会議で確認を行い、次年度の取組に反映させている。

5) 総合政策学部

学長表彰の推薦および学部長表彰を積極的に行うことについて、中期計画における平成 25 年度計画に掲げ、教育・研究をはじめとした諸活動における顕著な事績を積極的に評価している。これらの表彰は、教員業績評価にも反映される。当学部の取り扱いについては、「岩手県立大学総合政策学部職員学部長表彰内規」に規定している（資料 3-45）。

教員の教育研究活動等の資質向上を図るため、当学部のみならず、学外の方々も参加して意見交換ができる場として「総政カフェ」を平成 24 年度から行なっており、分野間、世代間、職種間の情報交換により、教員の視野が広がり、資質向上に効果が上がっている。（資料 3-46）

また、サバティカル研修制度が、本学全体で平成 26 年度にスタートしたことから、学部において、学部長が学部運営会議の意見も聞き、学内の諸事情を踏まえて、当研修制度の申請者の中から学部推薦者を絞り、全学のサバティカル研修者選考委員会に挙げる仕組みを構築した。

研究面では、学部等研究費を活用して複数教員によるプロジェクト研究を推進し、隣接分野の教員が複数で研究プロジェクトを立ち上げることを推奨し、研究分野を異にする複数教員が相互に交流し、資質向上を図る場となることを期待するものである。

さらに、教員の資質向上を図る本学部の取り組みとして、本学部と本学キャリアセンターの意見交換会を実施し、卒業生アンケート調査の分析結果およびキャリアセンターでの相談内容を基に、FD として学部教育ができることについて意見交換を行った。（資料 3-47）

支援を要する特定の学生の現状説明や対処の仕方について理解を深めるため、本学健康サポートセンター長を講師に、支援を要する学生に関する講話を聴く機会を設けた。

6) 看護学研究科

平成 24 年度には、研究科修了生のこれまでの学会での発表や学術雑誌への投稿論文などの研究実績を共有するとともに、研究指導内容について議論し積極的に FD 活動も実施している。平成 25 年度には、看護学の博士前期課程で修得すべき能力 10 項目（資料 3-48）について、FD 活動の一環として外部講師を招いて解説していただき研究科教員は学びを深めた（資料 3-49）。

平成 24 年度には、看護学研究科担当資格基準を策定し、それに基づきこれまでの研究指導実績を評価し、博士後期課程の研究指導体制の強化を図った。また、博士後期課程の実証看護技術学領域では、基礎医学あるいは実験病理学的な研究手法を用いた看護研究にも取り組んでおり、他大学の研究科と連携した研究指導を行っている。その一つとして、平成 16 年から毎年 1 回他大学(東京大学大学院・金沢大学大学院)の教員や院生との合同ゼミを岩手で開催しており(通称岩手ゼミ)、教員の研究指導能力向上に取り組んでいる(資料 3-50)。

研究科教員の学術的な取り組みを充実させるために、平成 20 年から毎年岩手看護学会学術集会を開催している。この学術集会の経験を活かして、研究科教員は看護系の全国学会も数多く開催している。平成 23 年には日本倫理看護学会、平成 24 年には日本小児看護学会を開催し、平成 26 年度は日本医療情報学会や日本ルーラルナーシング学会を開催した。また、平成 28 年には看護理工学会、平成 29 年には日本褥瘡学会の開催が決まっている。

7) 社会福祉学研究科

研究科教員についても、社会福祉学部教員としての資質向上策が有効であるが、研究科独自のものとして、臨床心理士養成について臨床心理士養成大学院協議会が行う研修に参加している。研究科における臨床心理関連の実習については、そのフィールド、内容、方法などについてさまざまな形態があり、本研究科としても他大学の事例を参考に実習教育の向上を図っている。詳細な実習評価シートを新たに導入したことなどは、こうした研修の成果である。

8) ソフトウェア情報学研究科

教員に対して実学・実践の研究を促すため、関東自動車(現トヨタ自動車東日本)との産学共同研究、地域連携センターが中心に進めている地域課題解決研究費の申請促進を図っている。

さらに、若手教員の研究促進のため、実績に応じた研究費の配分、全学で実施するサバティカル研修制度やブラッシュアップ制度の活用を奨励している。

また、業績評価委員会が中心となって各教員の研究業績を研究成果報告書として毎年とりまとめている。(資料 3-51)

9) 総合政策研究科

博士前期課程の教育課程における集団指導体制(ジョイント・タスク・ワーク; JTW)は、本研究科の特色の一つである。一例をあげれば、JTW「政策マーケティング演習 I・II」では、公共政策特別コースに所属する複数の教員が喫緊の行政課題に対する問題意識の深化と新たな知見の獲得を志向するものであり、その場には大学院生のほかに自治体職員が同席する場合が多い。

2. 点検・評価

●基準 3 の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

教員業績評価制度の本格実施に伴い、その評価が「公立大学法人岩手県立大学職員給与規程」に規定する勤勉手当として処遇に反映されるようになった（資料 3-52）。

また、平成 24 年度に、本学の教育研究活動の充実、大学運営における重要課題等への対応のため、特に必要と認められる分野において、専門の知見や業績を有する者を任用することができる特任教員制度を創設し、高等教育推進センターに特任教員 3 名を配置したことにより、建学の理念の実現に向け、社会状況の変化に柔軟・迅速に対応することができる体制を整備することができた。

2) 看護学部

本学部の実習委員会が中心となっている FD 活動において、実習指導上の課題について領域を超えた教員のグループディスカッションを行い課題解決について共有した。主な実習施設である県立中央病院との勉強会を継続的に行い、連携強化を図っている。その取組みを更に発展させて、県内の実習施設とも意見交換会を実施し連携を一層深めている。このような実績に基づいて、千葉大学看護実践研究指導センター「看護系大学と臨地実習施設が協働で取り組む組織変革に関する研究」にも初めて参画することができ、この研究を通して、臨床実習指導における臨床側と教員側の教育力強化に繋がる要因（相互の連携や学生のアセスメントなど）を明らかにすることができた（資料 3-43）。

CARE10 の取り組みについては、県内保健師の情報共有の場である『モントの会』と連携した卒後教育の充実を図るとともに、専門職教育の支援として保健師関連の学会での発表を促進している。また、学内での演習教育を充実させるためのシミュレーション教育の導入も行い、更には海外の協定校への教員の研修派遣（H25 英国，H26 米国決定）を行うなど成果が得られている。（資料 3-53）

3) 社会福祉学部

新学科体制において社会福祉学科に 3 教育系、人間福祉学科に 2 教育系を設けて教員を配置したことで、学生定員と教員との学科間バランスが改善された。

教員の資質向上については、特に学部等研究費による共同研究が毎年度、複数行われている。これが研究例会での発表や紀要での報告、あるいは論文化に結びつくようになってきており、担当である学部研究推進委員会の努力が実を結び、他教員への研修機会を提供することにもなっている。山口県立大学との交流事業からは両大学教員による共同研究が生まれており、成果を挙げている。

4) ソフトウェア情報学部

教授会（教員が全員参加）において、全学が示した平成 28 年度までの指針に加えて、ソフトウェア情報学部の教員の職能と年齢に対する構成を提示した。その上で、今後の構成について議論を実施した結果、平成 28 年度までは教授への任用については、講座制にとらわれることなく、学部内の優秀な准教授を任用する方向となった。

「同程度の能力であれば、女性教員を優先的に採用する。」との文面を募集要項に載せる

など、教員組織の編制方針のもと採用してきた結果として、平成 26 年度の女性教員の人数は、4 名となっている。

5) 総合政策学部

教員の年齢構成は、平成 26 年度において、50 歳以下の教員の割合が全体の 61% に達しており、若い世代の教員の増加は学部教育や共同研究に活力を与え、東日本大震災を契機として組織された「防災・復興研究会」の活動は、中堅の教員を中心に研究活動が継続され、科学研究費（基盤研究(B)；平成 24～26 年度）を獲得したほか、シンポジウムの開催（平成 26 年 2 月）、震災復興研究ポスター展&カフェの開催（平成 25 年 11 月）を行ない、研究成果の公表・還元を積極的に行なっている（資料 3-54～56）。

平成 24 年度の表彰実績は、学長表彰が 2 件（いずれも研究の分野）、学部長表彰が 6 件であった（5 件が高大連携関係、1 件が教職分野の指導）。平成 25 年度の表彰実績は、学部長表彰が 13 件であった（12 件が教育の分野、1 件が学内運営の分野）。これらの表彰は教員業績評価において加点の対象であり、教育・研究の分野におけるモチベーションを高める上で一定の効果がある。

学部等研究費を活用したプロジェクト研究を、平成 23 年度に 1 件、平成 24 年度に 3 件立ち上げた（プロジェクト名：防災・復興研究、まち・郷づくり、いわて資源・環境・生活史、いわて地誌アーカイブ）（資料 3-57）。複数研究者によるこれらのプロジェクト研究は、学部の研究成果の公表・社会還元につながると同時に、他分野の教員間の連携を深める活動になっている。

6) 看護学研究科

本研究科は『実践と実証』をテーマにした研究指導を行っており、研究科の教員には看護系以外に理工系や医系教員も含まれており多様な視点や研究手法で大学院生の研究指導を行っている。また、研究科教員は積極的に学位取得を目指して研究活動に取り組んでおり、取得した学位も看護学以外に保健学、社会福祉学、学術、教育、理学、リハビリテーション学など多様であり、研究科全体として学際的な研究指導が可能となっている。

7) 社会福祉学研究科

現在の 2 コース制の前は 3 つの「教育研究系」を置いていたが、臨床心理士養成課程以外を一体化したことで、社会福祉学の研究領域を狭めることなく研究ができ、柔軟な指導体制もとれるようになっている。研究科に常設している「将来構想委員会」による問題提起がこの改革の発端となっており、委員会での検討が奏功している。

8) ソフトウェア情報学研究科

教員の実学・実践の研究能力の向上により、情報処理学会全国大会学生奨励賞の受賞数が毎年上位に入っているほか（資料 3-58）、企業との共同研究件数が、平成 20 年度の 9 件から、平成 25 年度には 16 件に増加し、特許件数についても、平成 25 年度には 3 件となっている。

9) 総合政策研究科

JTW「政策マーケティング演習Ⅰ・Ⅱ」における行政課題の解題を踏まえて、本研究科主催の「公共政策フォーラム」を開催している（資料 3-59）。また、「政策マーケティング演習Ⅰ・Ⅱ」に携わる教員、大学院生（修了生を含む。）および自治体職員等で構成される「政策法務研究会」が組織されており（資料 3-60）、各種の行政課題について情報交換や意見交換のためのネットワークづくりが進められている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

教員業績評価制度の本格実施に伴い、その評価が「公立大学法人岩手県立大学職員給与規程」第 31 条に規定する勤勉手当として処遇に反映されるようになったものの、平成 26 年度に実施した教職員アンケートでは、「頑張っている良い業務をやればちゃんと評価されている」という項目に対して、肯定的な回答をした教職員の割合が 34.2%と、平成 23 年度から 4.6 ポイント低下していることから、改善について検討する必要がある（資料 3-61 p. 30）。

高等教育推進センターにおいては個々の教員の資質向上についてはセミナーへの派遣等を行っているが、その結果をセンター全教員にフィードバックするといった組織的取組はなされていない。その点は部や部門においても同様であり、部・部門といった単位での組織的 FD が十分進んでいるとは言えない。

2) 看護学部

教員の研究活動は、基盤研究費等を活用して行っているが学会発表の数と比較して学術論文は少ないのが現状である。学部学生に対する教育は、学内演習や臨地実習が多く、特に若手教員の研究活動に必要な時間の確保が不十分であり、教育と研究にバランスよく取り組める環境の整備が課題である。日本学術会議からの提言『ケアの時代を先導する若手看護学研究者の育成』（2014/07/04）などを参考に、課題解決に向けた取組が必要である。

3) ソフトウェア情報学部

教員の教育資質の向上に向けた F D を積極的に実施する必要がある。また、平成 27 年度末で 60 代の教員が 6 名（いずれも教授）いることから、学部における知識および経験の伝達ができるような仕組みを F D として検討していく必要がある。

4) 総合政策学部

平成 25 年度に実施した「教員の研究環境の改善方法に関するアンケート」（資料 3-62）において、学部で対応すべきものとして、学部内委員会の数や構成員数の縮減や構成員数の縮減という意見が寄せられたことから、学部運営の効率化について改善する必要がある。

総政カフェの取組については、参加者がまだ少数であることから、学外の方々および学生の参加をさらに促すため、テーマ、企画の更なる工夫が必要である。

5) 看護学研究科

現行の博士論文審査体制は、主指導教員が主査となり、関連する領域の教員 2 名が副査

となっている。博士論文の質を保証するためのより良い審査体制について検討する必要がある。

6) 社会福祉学研究所

特に後期課程の指導体制の充実、指導のあり方についての再検討が必要である。社会人が多く、長期履修制度を活用する学生が多数を占めるため指導は長期にわたるものになっており、息長く指導していくにはどのような体制をとるか、後期課程担当教員を増やすための方策などの課題がある。

7) ソフトウェア情報学研究所

外部資金の獲得や共同研究の活発化に向けた取組みが必要である。

また、ソフトウェア情報学部と同様に、平成 27 年度末で 60 代の教員が 6 名（いずれも教授）いることから、研究所における知識および経験の伝達ができるような仕組みを F D として検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

教員業績評価制度の検証、見直しを図り、教員業績評価結果が処遇に適切に反映され、教員の高いモチベーションが維持されることを目指す。

高等教育推進センターにおいては、国際的な高等教育の質保証の動向、国内の高等教育政策・他大学の動向を迅速に捉え、適切な教員組織を整えるために柔軟な組織運営等を検討する。

2) 看護学部

学部 FD 活動と CARE10、そして臨床実習指導に関わる臨床スタッフおよび教員の『教育力』育成事業の 3 本柱を中心に継続して取り組むことによって教員の教育・研究力の一層の向上に繋げる。

3) 社会福祉学部

学部等研究費による共同研究とその結果を共有することによる教員の資質向上のためには、今後も引き続き複数の共同研究企画が提案される必要がある。そのためにどのような呼びかけを行うか、研究費の充実に加えて何らかの動機づけ方策を考える必要がある。

4) ソフトウェア情報学部

女性教員の増加については成果が出ており、引き続き若手教員、特に若手の女性教員を積極的に採用していく。

5) 総合政策学部

教員の年齢構成については、適正な状態にあると評価しており、教員の採用人事におい

ては、准教授・講師を中心に進める現在の方針を継続する。

学長表彰・学部長表彰は、教員業績評価において加点されることから、今後も教員の活動を積極的に評価し推薦・表彰していきたい。

また、プロジェクト研究については、研究者間におけるテーマ設定等のコーディネート機能の検討など、体制強化を図っていく。

6) 看護学研究科

研究科教員が、多様な学問分野で学んだ研究手法などを研究科全体で共有し、院生の研究指導に適切に活かすことにより新規性、独創性を有する研究が可能で看護学の発展に一層寄与できる。

7) 社会福祉学研究科

将来構想委員会は研究科の教員組織について点検することだけを目的としているわけではないが、引き続き大所高所から研究科の教育全体について点検と問題提起ができるような位置づけとする。

8) ソフトウェア情報学研究科

産学共同研究の件数が増加しており、実学・実践の研究の推進に寄与している。今後とも、教員に外部との共同研究を進めるよう、研究費を含めた支援策を充実させる。

9) 総合政策研究科

JTW「政策マーケティング演習Ⅰ・Ⅱ」の指導は、「公共政策フォーラム」の開催や行政課題をともに考えるネットワークづくりへと展開している。この流れをさらに強化していくために、本学地域政策研究センターが所管する「公共政策研究所」のアウトリーチ機能の一部を当研究科に移管することを目指したい。

②改善すべき事項

1) 大学全体

教員業績評価制度について、本実施から3年目となる平成26年度から、評価方法等の見直しについて検討を始めることとしている。

高等教育推進センターにおいては、英語教育改革への事例を参考とし、部門・部あるいはセンター全体においても、本学で必要とされる外国語教育・体育科目・教職科目・基盤教育、基盤教育と専門教育の関係、学士課程教育と大学院教育の関係、高校と大学、大学と企業等との関係、大学と地域との関係、管理運営のあり方などをテーマに組織的検討・研修を推進する。

2) 看護学部

日本学術会議からの提言『ケアの時代を先導する若手看護学研究者の育成』(2014/07/04)によれば、看護学をさらに発展させるためには他の学問分野との連携・融合が一層重要になると指摘している。教員の研究活動については、異分野融合によるケアを実践するため

の研究にも取り組める環境を構築する必要がある。

3) ソフトウェア情報学部

教員の資質のさらなる向上のために各教員がFDを積極的に実施する体制を実現する。また、全学で実施しているサバティカル制度の活用について、学部として積極的に進める。さらに、平成29年度以降の教員組織の検討を進める。

4) 総合政策学部

平成25年度に実施した「教員の研究環境の改善方法に関するアンケート」では、学部内委員会の数や構成員数の縮減、学部運営の効率化などの意見が寄せられたことから、その対応について学部運営会議等で検討していく。

総政カフェについては、学生のインターンシップの事後報告会の実施等により、企業の方や教員、学生の参加を促していく。

5) 看護学研究科

博士論文の質保証について検討するため、平成26年4月に学位論文検討委員会を設置し、他大学研究科の状況について調査した。この調査結果を参考に、本研究科での論文の審査項目や基準などについて見直すとともに、外部評価委員の意見も参考に研究指導体制の強化に向けた取組みを実施する。

6) 社会福祉学研究科

後期課程担当教員を増やす方法について、将来構想委員会において検討することとする。

7) ソフトウェア情報学研究科

外部資金獲得や共同研究の活発化をはかるため、ブラッシュアップ制度の有効活用、滝沢市IPUイノベーションセンター入居企業との交流促進などを実施していく。

研究科の組織体制についても学部と同様に、平成29年度以降の教員組織の検討を進める。

4. 根拠資料

- 資料 3-1 公立大学法人岩手県立大学組織規則（既出 2-3）
- 資料 3-2 岩手県立大学高等教育推進センター運営要綱（既出 2-18）
- 資料 3-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）
- 資料 3-4 教員定数管理計画
- 資料 3-5 公立大学法人岩手県立大学教員選考基準
- 資料 3-6 教員選考手続内規
- 資料 3-7 看護学部教員選考細則
- 資料 3-8 看護学部人事計画
- 資料 3-9 社会福祉学部人事計画
- 資料 3-10 ソフトウェア情報学部教員選考基準
- 資料 3-11 平成17年度カリキュラム改正に至る経過報告

- 資料 3-12 臨床心理コース指定承認通知
- 資料 3-13 ソフトウェア情報学研究科大学院審査および指導資格基準
- 資料 3-14 看護学研究科担当資格基準
- 資料 3-15 社会福祉学研究科における担当教員の基準申し合わせ
- 資料 3-16 社会福祉学研究科将来構想委員会
- 資料 3-17 岩手県立大学総合政策研究科担当教員の職階・資格条件（指針）
- 資料 3-18 公立大学法人岩手県立大学職員就業規則
- 資料 3-19 公立大学法人岩手県立大学人事委員会規程
- 資料 3-20 初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則
- 資料 3-21 岩手県立大学社会福祉学部教員選考内規
- 資料 3-22 岩手県立大学社会福祉学部教員選考基準内規（採用）
- 資料 3-23 岩手県立大学社会福祉学部教員選考基準内規（昇任）
- 資料 3-24 岩手県立大学社会福祉学部教員選考委員会内規
- 資料 3-25 岩手県立大学総合政策学部教員候補者選考内規
- 資料 3-26 岩手県立大学総合政策学部教員候補者選考内規運用に関する教授会申合せ
- 資料 3-27 岩手県立大学総合政策学部教員候補者選考（採用・昇任）基準
- 資料 3-28 ソフトウェア情報学部教員募集要項
- 資料 3-29 ソフトウェア情報学部教員採用結果報告例
- 資料 3-30 公立大学法人岩手県立大学教員業績評価要綱
- 資料 3-31 公立大学法人岩手県立大学職員表彰規程
- 資料 3-32 公立大学法人岩手県立大学職員表彰実施細則
- 資料 3-33 新採用教職員ガイダンス次第
- 資料 3-34 学長メッセージ次第（既出 1-20）
- 資料 3-35 大学運営に係る説明会次第
- 資料 3-36 平成 25 年度 FD・SD セミナーの開催について（本部長会議・学部長等会議資料）
- 資料 3-37 基盤教育改革プログラムについて（学部長等会議資料）（既出 2-25）
- 資料 3-38 高等教育推進会議設置要綱（既出 2-9）
- 資料 3-39 科学研究費申請説明会次第
- 資料 3-40 平成 26 年度ブラッシュアップ助成費交付要領
- 資料 3-41 サバティカル研修に関する要綱
- 資料 3-42 モントの会・学会発表報告書
- 資料 3-43 「臨床実習指導に関わる教員および臨床スタッフの「教育力」育成事業」資料
- 資料 3-44 「臨床実習指導に関わる教員および臨床スタッフの「教育力」育成事業」研究計画書
- 資料 3-45 岩手県立大学総合政策学部職員学部長表彰内規
- 資料 3-46 「総政カフェ」関係資料
- 資料 3-47 総合政策学部とキャリアセンター意見交換実施概要
- 資料 3-48 H24 看護系大学協議会報告書

- 資料 3-49 看護学研究科 FD 資料
- 資料 3-50 看護学研究科合同ゼミ開催実績・プログラム
- 資料 3-51 2012 年度 岩手県立大学ソフトウェア情報学部 教育研究活動報告書
- 資料 3-52 公立大学法人岩手県立大学職員給与規程
- 資料 3-53 看護学部 H24・H25 海外教員派遣実績報告書
- 資料 3-54 総合政策学部「防災・復興研究会」研究報告書
- 資料 3-55 総合政策学部シンポジウム資料
- 資料 3-56 総合政策学部「震災復興研究ポスター展&カフェ」資料
- 資料 3-57 総合政策学部「プロジェクト研究」資料
- 資料 3-58 情報処理学会全国大会学生奨励賞資料
- 資料 3-59 総合政策学研究科「公共政策フォーラム」資料
- 資料 3-60 総合政策学研究科「政策法務研究会」資料
- 資料 3-61 2014 (H26) 年度教職員アンケート報告書 (既出 1-34)
- 資料 3-62 総合政策学部「教員の研究環境の改善方法に関するアンケート」
- 《以下、必須根拠資料：本文中には特に引用していないが、本基準全体に関わる資料。》
- 資料 3-63 専任教員の教育・研究業績
- 資料 3-64 岩手県立大学等教授会規程
- 資料 3-65 岩手県立大学大学院研究科委員会規程

IV. 教育内容・方法・成果

(IV-I) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学の学位授与方針については、全学部・学科・研究科の教務を担当する代表教員により構成される「教務・FD推進委員会」（現在、高等教育推進会議と変更。以下同様。）において平成23年度から検討を重ねてきた。学士課程全体、博士（前期・後期）課程全体のディプロマ・ポリシーは構築されていないものの、平成25年度には、建学の理念及び学則第1条・大学院学則第1条を受けた学則第3条第2項・大学院学則第4条第2項に規定された教育研究上の目的を踏まえ（資料4-1-1～2）、すべての学部・学科・研究科ごとにディプロマ・ポリシー（本学では「ディプロマ・ポリシー」という呼称で統一しており、以下、当該呼称で記載する。）を策定し、「合同教育研究会議」（平成25年5月8日）において承認された。すべての学部・学科・研究科のディプロマ・ポリシーは、学則第3条第2項・大学院学則第4条第2項の育成する人材像もしくはそれをさらに具現化した人材像と卒業（修了）までに身につけるべき能力、卒業（修了）要件で構成されている（資料4-1-3）。

2) 看護学部

本学部では、建学の理念・学則第1条及び第3条第2項（教育研究上の目的）のもと、教育理念及び6つの教育目標を掲げている（資料4-1-4 p.21）。本学部では、大学及び学部の理念・目的・目標を受けて、具現化した育成する人材像として「(1)自己及び他者に深い関心を持ち、身体的・精神的・社会的側面から人々の健康を捉えられる人材」「(2)科学的・研究的思考に基づく判断力と問題解決能力とともに、国際的視点を身につけた看護専門職業人材」「(3)卒業後は看護職としての実践を積み重ね、看護学を探究し、生涯にわたり自己研鑽でき、看護実践を改善するリーダーとなり得る人材」の3つを設定している。また、学生が卒業までに身につけるべき能力として「1 看護の対象となる人間について、生命尊重・人間の尊厳・人権の擁護など倫理的側面、QOL (Quality of Life) の向上、国際的視野から多面的に理解できる。」「2 看護学における専門的な知識、看護技術の原理・原則を科学的根拠に基づいて実践に適応、応用できる。」「3 個人・家族・地域の人々が、それぞれの持てる力(強み)を発揮し、主体的に健康問題に取り組み、生活するための援助関係を形成する過程を支援できる。」「4 広い視野で社会全体の変化に対応できる基礎的学習能力を身につけて、保健・医療・福祉の現場で多職種と協働し、コミュニケーションを図りつつチームの一員として専門性を発揮できる。」「5 看護専門職として科学的な探究と看護の発展に寄与するため継続的に自己研鑽ができる。」の5つを挙げている。4年以上在学し合計124単位以上修得した学生を上記能力を備えた者とし、学士（看護学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料4-1-3）。

3) 社会福祉学部

本学部では、建学の理念・学則第1条及び第3条第2項（教育研究上の目的）のもと、

教育理念・教育目標を掲げている（資料 4-1-5 p.21）。本学部のディプロマ・ポリシーでは、大学及び学部の理念・目的・教育目標等を受けて、育成する人材像を「人間の尊厳に対する深い理解に立ち、高度な専門的学識・技術とそれを総合する学際的教養を備えた問題解決能力の高い人材」と設定している。また、学生が卒業までに身につけるべき能力として、社会福祉学科では教育系ごとに「1 社会福祉の課題について、制度・政策の文脈において深く理解し、福祉の制度的構築やシステムの開発をとおして、福祉支援の基盤の形成に貢献できる。（福祉政策系）」「2 社会福祉の課題について、コミュニティとそれを構成する集団のレベルで深く理解し、コミュニティを基盤とした福祉の開発と支援に貢献できる。（コミュニティ福祉系）」「3 社会福祉の課題について、個人とそれを取り巻く諸環境の文脈において深く理解し、様々なレベルにおける援助技術を、個別支援において統合的に運用できる。（臨床福祉系）」の3つを、人間福祉学科では教育系ごとに「1 社会福祉学の基礎をふまえて、人間の生涯発達上に生じる福祉的課題を深く理解し、課題解決にむけた具体的・実践的な支援ができる。（生涯発達支援系）」「2 心理学的方法論の修得によって、人間の心理・行動を深く理解し、その理解を通して、福祉的課題において心理学的支援ができる。（福祉心理系）」の2つを挙げている。4年以上在学し合計131単位以上修得した学生を上記能力を備えた者とし、学士（社会福祉学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している。なお、平成25年度入学生には旧学科に対応したディプロマ・ポリシーが存在している。（資料 4-1-3）

4) ソフトウェア情報学部

本学部では、建学の理念・学則第1条及び第3条第2項（教育研究上の目的）のもと、人材育成理念を掲げている（資料 4-1-6 p.21）。本学部では、大学及び学部の理念・目的・人材育成理念を受けて、具現化した育成する人材像を「実学・実践の教育・研究を通して「人に優しい情報化社会」の実現に寄与できる人材の育成を理念とし、真に利用者の立場から情報技術・システムを企画・設計・開発・保守・運用できる、深い知性と豊かな人間性、世界に通用する独創性を備えた人材」と設定している。また、学生が卒業までに身につけるべき能力として「1 情報技術の分野に興味を持ち、人間や社会に及ぼす影響や効果を理解でき、技術者が負っている責任を感じることができる。」「2 利用者の立場から情報技術・システムへの要求を考え、問題を解決する方法を提案することができる。さらに、情報技術の新しい活用法を創造することができる。」「3 技術者の立場から情報技術・システムに関する幅広い知識とスキルを修得し、それを活用した仕組みを企画・設計・開発・保守・運用することができる。」「4 自分の能力・適性を把握し、自主的・計画的・継続的に学習・研究を進めることができる。」「5 論理的な文章を書き、自らの見解を分かりやすく伝達し、他者の意見を踏まえて議論することができる。」の5つを挙げている。4年以上在学し合計132単位以上修得した学生について上記能力を備えた者とし、学士（ソフトウェア情報学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料 4-1-3）。

5) 総合政策学部

本学部では、建学の理念・学則第1条及び第3条第2項（教育研究上の目的）のもと、教育理念・教育目標を掲げている（資料 4-1-7 p.21）。それを具体的に表現するために、

本学部が育成する人材像として「1 社会が抱える諸問題を発見し、様々な分野の人と協力しながら、解決に進んで取り組める人材」「2 政策を企画、立案、管理、評価することのできる人材」「3 情報数理、フィールドワーク及び事例研究などの多様な手法を駆使して、実践的に調査、分析、評価することのできる人材」「4 国際的なセンスをもって異文化に接し、深い認識と理解を示し、コミュニケーション能力を備えた人材」の4つを設定している。また、学生が卒業までに身につけるべき能力として、「1 社会が抱える諸問題（以下、「社会問題」）を様々な視点から多面的に捉えることができる。」「2 様々な分野の人と協力しながら、社会問題の解決に進んで取り組むことができる。」「3 違った価値観や伝統・制度を持った異文化に関して深い認識を持つことができる。」「4 情報数理の手法を用いて、事象に対する実践的な調査・分析・評価ができる。」「5 フィールドワーク・事例研究の手法を用いて、事象に対する実践的な調査・分析・評価ができる。」「6 社会問題の解決案（以下、「政策」）を適切な方法で提示することができる。」「7 一つ以上の外国語を用い、コミュニケーションを行うことができる。」「8 政策の企画・立案に関する十分な知識を持ち、それらを応用することができる。」「9 政策の管理・評価に関する十分な知識を持ち、それらを応用することができる。」の9つを挙げている。4年以上在学し合計126単位以上修得した学生を上記能力を備えた者とし、学士（総合政策学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料4-1-7、資料4-1-3）。

6) 看護学研究科

本研究科では、建学の理念・大学院学則第1条及び第4条第2項（教育研究上の目的）のもと、教育研究の目標を掲げている（資料4-1-4 p.101,153）。

前期課程では、大学及び研究科の理念・目的・目標を受けて、具現化した育成する人材像として「1 看護実践者として、専門職者で構成される保健医療福祉チームの一員として現場に臨み、優れた実践と研究を重ねながら看護学の進歩に貢献することができる人材」「2 看護管理者として、現場での効率的なマネジメントの遂行、先進技術の導入や業務・管理体制の構築、看護サービスの質的向上に向けた指導力の発揮、さらに地域の保健医療活動の充実を図るため組織や活動方法改善の提言等を行うことができる人材」「3 看護教育者として、医療の著しい進歩や看護ニーズの多様化に対応する看護教育の充実を図ることができる人材」「4 看護研究者として、看護に関する知識と技術の開発、看護の実践プロセスの分析・記述、研究成果を実践に活かし、その成果を検証・評価することができる人材」の4つを設定している。また、学生が修了までに身につけるべき能力として、「1 看護実践の改善充実を目指した研究的アプローチを行うことができる。」「2 看護研究の基本的な知識と技術を修得し、研究課題を取り上げ、研究を行うことができる。特に、医療技術の発展の中で、看護の知識・技術の開発及び看護実践を分析、記述することができる。」の2つを挙げている。2年以上在学し合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した学生を上記能力を備えた者とし、修士（看護学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料4-1-3）。

後期課程では大学及び研究科の理念・目的・目標を受けて、具現化した育成する人材像として「1 医療の現場で求められる切実な看護ニーズをとりあげた高度な研究を独自に計

画し、遂行できる人材」「2 専門分野に関する研究成果をとり入れた看護教育を独自に計画し実施できる人材」「3 よりよい看護実践に寄与できるリーダーシップを発揮し、他分野との協働を通して保健医療の質を高めていける人材」「4 社会のニーズを保健福祉政策に組み込んでいくことができる人材」の4つを設定している。また、学生が修了までに身につけるべき能力として、「看護学の知識の蓄積、体系化に貢献する新しい看護学の理論構築や看護方法・技術の開発により、独創性のある有用な看護学研究を行うことができる。」を挙げている。原則として3年以上在学し合計10単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生を上記能力を備えた者とし、博士（看護学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料4-1-3）。

7) 社会福祉学研究科

本研究科では、建学の理念・大学院学則第1条及び第4条第2項（教育研究上の目的）のもと、教育研究目標・教育研究上の基本的目標を掲げている（資料4-1-5 pp. 113, 120）。

前期課程では、大学及び研究科の理念・目的・目標を受けて、具現化した育成する人材像として「社会福祉領域の構造的変化やその課題の複雑多様化に対応した新たな社会福祉システムの開発とともに、福祉サービスその他のパーソナル・サービス部門に関わる深い識見と専門的知識・技術を有し、かつ他の職種と連携しながら社会福祉現場をリードできる高度な専門職業人」を設定している。また、学生が修了までに身につけるべき能力として、「1 高度で専門的な知識とリサーチ及びマネジメント技法に関する能力を修得し、国、地方等各レベルの行政機関において福祉ニーズの把握、福祉計画の立案、福祉政策の実施・評価を担うことができる。」「2 企業、地域社会、国際社会などの各方面における新たな福祉課題や対応について研究開発を行い、変動する地域や企業の福祉需要に対して専門知識をもとに貢献ができる。」「3 高齢者、障害者、児童及び生活上の支援を要する福祉臨床の実践の中で、複雑化・多様化するニーズに対して高度な知識と福祉臨床技法とを応用できる。」「4 学校、家庭、地域社会、職場で発生する多様な心理的問題に対応するために、クライアントの社会的状況と心理的過程をふまえつつ、専門的理論と援助技術に基づいて臨床心理学的援助を提供できる。」「5 福祉実践の場や関連領域での福祉業務に携わっている社会人が、それぞれの専門領域の知識、技術を高度化するために生ずる学際的な研究ニーズをもちつつ、その分野において補完するべき知識を求めて社会福祉研究を進めることができる。」「6 社会福祉の理論、課題、方法等に問題意識を持ち、福祉専門職の視点と方法を学術的に精緻化するために博士課程等へ進学を目指す研究志向性を持つことができる。」の6つを挙げている。2年以上在学し合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した学生を上記能力を備えた者とし、修士（社会福祉学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料4-1-3）。

後期課程では大学及び研究科の理念・目的・目標を受け、育成する人材像として「複雑で多様な実践課題に対して柔軟かつ確実に対応できる研究者あるいは教育者として、自立的な社会福祉研究を展開できる人材」を設定している。また、学生が修了までに身につけるべき能力として、「1 多面的な社会福祉分野において、高度なコンサルテーション、リエゾン・コンサルテーションができる。」「2 地域や行政に対して、福祉・心理・保健・医

療分野でのシンクタンク機能を担うことができる。」「3 岩手県立大学が位置する地域特性を活かし、わが国の同様の特性を持つ地域と連携し、さらには国際的視野に立ち、研究成果を築くことができる。」「4 社会福祉に関わる実践領域、研究機関、教育機関において求められる研究能力と実践能力とを兼ね備えている。」の4つを挙げている。3年以上在学し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生を上記能力を備えた者とし、博士（社会福祉学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料 4-1-3）。

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科では、大学及び研究科の理念・目的・目標を受けて、具現化した育成する人材像として「自身の専門性を活かし、真に利用者の立場から情報技術・システムを企画・設計・開発・保守・運用できる高い志と学識を持つ人材、そして国際的な視野で通用する独創性を備えた人材」を設定している。また、学生が修了までに身につけるべき能力として、「1 自身の適性や能力を的確に把握し、意欲的かつ計画的に学習・研究を継続し、新しい情報技術・システムを創造することができる。」「2 情報技術分野に対する情熱を持ち、人間や社会に及ぼす様々な影響や効果を判断し、技術者または研究者としての責任を感じることができる。」「3 利用者の立場から、本質的な問題・課題を見出し、適切な解決方法を導き出し、問題・課題を解決することができる。」「4 技術者・研究者の立場から、情報技術・システムの幅広い知識とスキル、そして自身の専門分野における学識を活用し、様々な問題・課題に適した仕組みを企画・設計・開発・保守・運用することができる。」「5 国際的な視野に立ち、自身の見解を分かりやすく表現できるとともに、他者の意見を受け入れ論理的な議論を交わすことができる。」「6 博士後期課程修了時には、上記各項目のより高度な能力を修得し、情報技術・システムの新しい分野を創造することができる。また、社会の要請や自身の志のもとに実施する活動を通して「人に優しい情報化社会」の実現に寄与できる。」の6つを挙げている。前期課程では、2年以上在学し合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した学生について上記能力を備えた者とし、修士（ソフトウェア情報学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している。後期課程では、3年以上在学し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生について上記能力を備えた者とし、博士（ソフトウェア情報学）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料 4-1-6 pp. 147, 151、資料 4-1-3）。

9) 総合政策研究科

本研究科では、建学の理念・大学院学則第1条及び第4条第2項（教育研究上の目的）のもと、教育研究目標を掲げている（資料 4-1-7 pp. 115, 124）。

大学及び研究科の理念・目的・目標を受けて、具現化した育成する人材像として、前期課程では「1 高度な専門的知識を有し、地域のニーズを的確に把握して政策の立案や経営に携われる人材」「2 専門的調査能力や分析力を生かし公的機関等において地域及び環境の問題を解決できる人材」の2つを、後期課程では「大学等における研究者やシンクタンク等における実践的研究者となりうる人材」を設定している。また、学生が修了までに身

につけるべき能力として、前期課程・後期課程とも「1 自然や社会における現象の中から問題を発見し、適切な研究課題を設定できる。」「2 問題に対して専門的な調査分析を行い、理解を深めることができる。」「3 自らの専門分野だけでなく、他の分野の視点を踏まえた総合的な思考ができる。」「4 研究内容を適切に論文として作成できる。」の4点に要約している。前期課程では、2年以上在学し合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した学生を上記能力を備えた者とし、修士（総合政策）又は修士（学術）を、後期課程では、3年以上在学し必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した学生を上記能力を備えた者とし、博士（総合政策）又は博士（学術）を授与する方針とするディプロマ・ポリシーを明示している（資料4-1-7、資料4-1-3）。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

1) 大学全体

ディプロマ・ポリシーの策定と並行して、前述の教務・FD推進委員会においてカリキュラム・ポリシー（本学では「カリキュラム・ポリシー」という呼称で統一しており、以下、当該呼称で記載する。）の検討を行ってきた。学士課程全体、博士（前期・後期）課程全体のカリキュラム・ポリシーは構築されていないものの、建学の理念と教育研究上の目的を受けて定められた各学部・研究科のディプロマ・ポリシーに基づいて、すべての学部・学科・研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、「合同教育研究会議」（平成25年5月8日）において承認された。

2) 看護学部

本学部のカリキュラム・ポリシーは、看護学部の教育目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、以下のとおりである（資料4-1-3）。第1に、1年次から3年次前期までを中心に「専門科目」を配置し、入学後早期から看護学への関心を高めるとともに、専門基礎科目、基幹科目、統合科目と基礎から応用へと漸進的に専門性を深めることとしている。第2に、1年次後期から4年次前期にかけて配置する「実習科目」には、1年次後期と2年次前期に看護の基礎的能力を養う基礎看護学実習を、3年次後期から4年次前半にかけてこれ以外の各専門領域（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神看護学、地域看護学）の実習を、さらに4年次前期の後半には学生の選択する領域において、チームアプローチを主体とした自主的な看護の応用能力を養う看護学総合実習を配置することとしている。実習科目の履修にあたっては、学内で学んだ知識・技術が体系的に実践に活かせるよう、先修要件を設けている。さらに、ディプロマ・ポリシーで示している卒業後も看護学を探究する能力を育成するために、4年次には、講義と看護学実習のほか、前・後期を通して卒業研究に取り組むこととしている。また、看護師国家試験受験資格に加えて、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格、教育職員免許状のいずれか一つを取得する場合には、4年次にわたり、選択した教育課程の講義、演習、実習が履修できるようにしている。なお、上記科目のほか、学士課程教育全体で提供する科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則第18条及び別表第1にて規定している（資料4-1-1）。

3) 社会福祉学部

本学部のカリキュラム・ポリシーでは、本学部の理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、まず学科ごとの大きなカリキュラムの方針を示している。すなわち、社会福祉学科では「福祉政策、コミュニティ福祉および臨床福祉という3つの教育系において、個人を対象とした援助からコミュニティ・ケアの領域まで、直接的援助から福祉運営管理・制度政策レベルまで、福祉を統合的に捉え、支援するための理論と実践について学修」することを、人間福祉学科では「生涯発達支援と福祉心理という2つの教育系において、社会福祉学の基礎をふまえて、社会福祉学の隣接領域にある諸科学の原理と方法論にもとづいて人間とその生涯発達の理解を深め、広範な福祉的課題に応用できる方法と技術について実践的に学修」することを大きな方針としている（資料4-1-3）。

編成の方針としては、社会福祉を学ぶ上でのコアとなる基本科目である「専門基礎科目Ⅰ」、専門研究の基礎となる諸科学の科目である「専門基礎科目Ⅱ」を1~2年次に、学部に通じた社会福祉学の主要領域に関する科目である「基幹科目Ⅰ」、学科や教育系の特色も反映した科目である「基幹科目Ⅱ」を2~3年次に、教育系それぞれの専門分野に関する科目である「展開科目」を主として3年次に、4年間の学修成果を統合的に発展させる科目で、研究および演習と講義で構成される「発展科目」を4年次に配置することとしている。その他、教員免許状および専門職資格に関する科目も配置する。

実施の方針としては、上記の科目群を各自が主体的に学修できるよう、入学時から段階的に履修指導を実施することとしている。1年次は学科共通の科目（専門基礎）を中心として学修することとする。社会福祉学科では3年次前期に各教育系への配属が行われ、それぞれの教育系での学修へと移行するが、学修の状況に応じて3年次後期に配属の変更機会が与えられることとしている。人間福祉学科では2年次後期に各教育系に仮配属後、3年次前期から本配属となり、それぞれの教育系での学修へと移行することとする。教員免許状および専門職資格の取得に関わる学修は、それぞれの資格課程に各自の選択で登録し、その指導を受けることとしている。なお、平成25年度入学生には旧学科に対応したカリキュラム・ポリシーが存在している。

上記科目のほか、学士課程教育全体で提供する科目区分、必修・選択の別、単位数等については、カリキュラム・ポリシーの他、学則（資料4-1-1）第18条及び別表第1にて規定している。

4) ソフトウェア情報学部

本学部のカリキュラム・ポリシーでは、本学部の人材育成理念、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、専門教育と人間教育を一体化した内容を特長とし、学年ごとの目標を設定し一貫して学べるカリキュラムを編成することとしている。カリキュラムでは、ソフトウェア情報学の知識とスキルを身につけるための多彩な専門科目を体系的に学ぶため、専門基礎科目、専門共通科目、関連科目、展開科目、キャリア学習科目、研究科目を階層的に編成することとしている。また、科目ごとにもポリシーを設けており、「1 専門基礎科目の中に、専門への導入を円滑にするための科目を配置し、初年次教育の充実を図ります。」「2 専門共通科目に、ソフトウェア情報学における幅広い専門知識を身につけるためソフトウェア・ハードウェアに関する基礎科目を置きます。」「3 関連科目の中に、人間や社会と情

報技術を結びつけるための科目を配置します。」「4 展開科目に、実践的なスキルを向上させるための多様な科目を配置します。」「5 キャリア学習科目の中に、自己を磨き自らの進む進路を見つける科目、チームで問題発見・解決する能力を養うための科目を配置します。」「6 研究科目では、実践力養成のために少人数ゼミによる教育を重視します。」の6点を明示している（資料4-1-6 p.21、資料4-1-3）。

なお、上記科目のほか、学士課程教育全体で提供する科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則第18条及び別表第1にて規定している（資料4-1-1）。

5) 総合政策学部

本学部では、学部の教育理念・教育目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、カリキュラム・ポリシーを策定している。具体的には、「1 豊かな人間形成のための教養教育と学際的、実践的な専門教育の有機的な連携・接合を図ります。」「2 授業形態（講義・演習・実習）の適切な選択により効果的な授業を実施します。」「3 共通の専門的な基盤のうえに高度な専門性を獲得するために「行政・経営コース」と「環境・地域コース」を置きます。「行政・経営コース」には「行政系モデル」、「経営系モデル」の2履修モデルを、「環境・地域コース」には「環境系モデル」、「地域系モデル」の2履修モデルを、それぞれ設定することにより、各コースの趣旨・目的を明確にします。」「4 豊かな教養と実践的な専門知識を有し、社会において有為な人材となりうる就業力を育むため、体系的・系統的なキャリア教育を実施します。併せて、教員免許状のほか各種の資格取得に必要な科目を設置します。」「5 少人数クラス編成の演習等を通じて、学生の積極的な授業参加を促し、自由かつ自主的に勉学にいそしむ自学自習の姿勢を養成します。」の5点を明示している（資料4-1-7、資料4-1-3）。

なお、上記科目のほか、学士課程教育全体で提供する科目区分、必修・選択の別、単位数等については、学則第18条及び別表第1にて規定している（資料4-1-1）。

6) 看護学研究科

本研究科のカリキュラム・ポリシーでは、研究科の教育研究の目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、前期課程・後期課程とも「実践」と「実証」を重視したカリキュラムを編成することとしている。具体的には、前期課程では「1 人材育成理念に共通する基本的な能力は、看護実践の改善充実を目指した研究的アプローチ能力にあると捉え、看護研究法4単位を共通必修科目として設けています。この科目は実践的な研究方法と研究成果を実践に活用する視点を重視し、さらに研究データの分析・記述方法についての実力を身につけることを目的としています。」「2 専攻分野に関する科目は、特論科目、看護学演習科目、看護学研究科目により構成されています。特論科目では理論と研究方法の学習を重視し、演習科目により十分な文献学習と現場での実践体験がなされるよう構成しています。これらの科目を修得したうえで、看護学研究を行います。」「3 選択した分野以外への視野を広げるため、共通選択科目や他分野の特論科目を3科目以上履修することを義務付けています。」「4 専門看護師（CNS）養成課程は、小児看護、慢性疾患看護、がん看護の3分野について日本看護系大学協議会による専門看護師教育課程基準に基づく共通科目、専門科目、実習科目を設置しており、同協議会における認定を受けています。」の4点を

明示し、後期課程では「1 博士前期課程における教育を継承し、さらに高度化するとともに、実践・実証能力を一層強化するため、教員と大学院生の参加による「実証的」視点を強化する看護学特論及び研究方法特論を開講しています。原則として各大学院生の選択する特別研究に直結する特論科目を履修しますが、研究方法特論その他関連する特論科目についても履修することを奨励しています。」「2 特論科目は、学内の教員のみならず、関連分野の第一線において活躍している看護実践者や実証的研究者等を講師として随時招聘し、豊富な経験や科学的看護論等について話題の提供を受け、討論します。大学院生は講師との討論に積極的に参加し、自ら主体的に意見を述べ、看護学研究者としての資質を磨きます。」「3 特論科目の履修とともに、教員の共同研究プロジェクトや関連学会等への参加により、総合的、学際的に論考する能力を養成します。」「4 研究指導科目は実証看護技術学、女性健康看護学、地域健康看護学の3領域の特別研究を設け、指導教員による指導とともに、文献検討、臨床及び現地調査、基礎的実験、研究計画書作成、博士論文作成等を通じて研究方法の一層の熟達と、倫理的配慮ができる資質の育成を図ります。」の4点を明示している（資料 4-1-3）。

なお、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、大学院学則第 11 条及び別表第 1 にて規定している（資料 4-1-2）。

7) 社会福祉学研究科

本研究科では、研究科の教育研究目標・教育研究上の基本的目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、前期課程・後期課程ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。

前期課程では、本研究科としての総合的かつ基盤的教育研究を前提として、研究方法の多様性、学際性といった社会福祉分野の特質によって、「総合福祉コース」と「臨床心理コース」に分けて人材を育成するとしている。「総合福祉コース」では、「福祉サービスと福祉臨床に関する高度な理論と技術を前提に、高齢者・障害者・児童などの臨床場面、政策・行政・組織・活動などの次元及び地域的・国際的視野を統合し、ジェネリックな実践力とその基盤となる学知の開発・修得」を、「臨床心理コース」では「福祉サービスの中で多様性と困難性を増している臨床心理学的分野の動向と課題を、福祉のジェネリックな視点を基盤において、心理臨床を中心に高度で専門性の高い理論と技法の開発、修得」を目指すこととしている（資料 4-1-3）。

後期課程では、「1 研究指導理念は「福祉コミュニティ」を構築するための研究開発と、実証的根拠に基づく実践理論・技法の研究を中心とします。そのため先行研究の十分な検討に加えて、従来社会福祉の領域に留まらない多面的なニーズを包含できる発展的視点で研究テーマを再構築するとともに、実証的なデータと結びつけ、具体的問題の解決に寄与できる理論構成を探求することを基本的な教育研究の方向とします。教育研究の展開は、福祉現場が取り組む諸課題について、その発生過程の検証、対応する実践理論の評価、基礎となる研究理論の評価を基軸として総体的に行います。」「2 専攻は、多様なテーマと分析方法を拡散させることなく、社会福祉学の科学方法論として統合していくために社会福祉学の一専攻とし、多面的で統合的なアプローチのもとに、総合的に教育研究を行います。」と方針を明示している（資料 4-1-3）。

なお、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、大学院学則第 11 条及び別表第

1にて規定している（資料 4-1-2）。

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科のカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、「人に優しい情報化社会」の実現に寄与する人材を育成するため、専門教育と人間教育を一体化した実学・実践の教育・研究を実施することとしている。

前期課程では、国際的な視野で通用する独創性を備え、多様化・複雑化する様々な問題の効果的な解決策となり得る情報技術・システムを創造する能力を養うために、以下の3つの方針で科目を編成することとしている。すなわち、「1 ソフトウェア情報学研究科における幅広い専門分野の先端の知識・技術を網羅的に把握して情報技術・システムの知識とスキルを高めるとともに、自身の専門分野における学識を深化させ、新しい情報技術・システムを創造するための基礎を養う科目を、展開科目として配置します。」「2 情報技術・システムと人間や社会との係わりを理解し、自身の適性や能力を踏まえ、社会における技術者または研究者としての役割を担うために必要となる実践的なスキルを修得するための科目を、実践科目として配置します。」「3 自らが計画的に学習・研究を継続し、自身の知識とスキルを磨き、新しい情報技術・システムを創造する能力を身に付けるための科目を研究指導科目として配置します。研究指導科目では、複数教員により多様な価値観に基づく客観的な研究指導を実施し、自身の研究に対する論理的な議論を交わす能力や、国際的な視野で自身の見解を表現する能力を養い、技術者・研究者と利用者の両面から様々な問題・課題に適した解決方法を導き出す能力を修得します。」という3つの方針を科目編成の方針としている（資料 4-1-6 pp.147-148、資料 4-1-3）。

後期課程では、原理への問題提起や新原理の探求を行いうる研究者や技術者を養成する観点から、博士前期課程に比べ、より自立的な研究能力を養うことに重点を置くこととし、単位制の授業科目を置かず、実学実践の方針による研究指導科目を設けることとしている。複数教員による多様な価値観に基づく客観的な研究指導を実施し、研究者としてのより高度な能力を修得するとともに、社会の要請や自身の志を礎として情報技術・システムの新しい分野を創造し得る能力を養うことを、編成・実施の方針としている（資料 4-1-6 pp.151、資料 4-1-3）。

なお、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、大学院学則第11条及び別表第1にて規定している（資料 4-1-2）。

9) 総合政策研究科

本研究科では、研究科の教育研究目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、前期課程・後期課程ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している（資料 4-1-7、資料 4-1-3）。

前期課程では、ディプロマ・ポリシーで定めた人材育成理念と修了要件、および修了時に身につけておくべき能力を、各分野でより具体的に身につけるために、学生は滝沢キャンパス及びアイーナキャンパスに設置される5分野1コースのいずれかに所属することとしている。その上で、5分野1コースそれぞれについて基幹的な専門的知識を修得する「総合政策研究科基幹科目」を受講する。同時に、学生は所属する分野・コースの「演習」「研究指導」等により研究を進め、最終的に修士論文を作成することとしている。

後期課程では、ディプロマ・ポリシー内「大学等における研究者やシンクタンク等における実践的研究者となりうる人材」の育成のために、カリキュラム・ポリシーでは、学生は「行政・経営政策領域特別研究」及び「環境・地域政策領域特別研究」の2つの研究指導科目を設けるとともに、自立的な研究者として要請するため、学生本人の自主的な研究の遂行を重視すると明示している。また、博士論文を作成し、所定の手続きに従って審査を進めることも定めている。

なお、科目区分、必修・選択の別、単位数等については、大学院学則第11条及び別表第1にて規定している（資料4-1-2）。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

学部・研究科ごとの周知・公表方法の特徴については、各学部・研究科の箇所で記載し、ここでは全学共通の方法について記載する。

教育研究上の目的を記載した学則・大学院学則は、本学の「情報公開」WEBサイト中「教務・学生生活関係規程集」に公表するとともに（資料4-1-8）、『学生便覧』や各学部・研究科の『履修の手引き』に掲載している（資料4-1-9 pp.51-58、資料4-1-4～7）。また教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、大学の「教育情報の公表」WEBサイトに掲載し、大学構成員に周知及び広く社会に公表されている（資料4-1-3）。

2) 看護学部

本学部の教育理念・教育目標は、『平成26年度履修の手引き 看護学部・看護学研究科』に掲載している（資料4-1-4）。本学部オリエンテーションにおいては、看護学部長、教務委員長、実習委員長等が説明する際にこの『履修の手引き』を活用し、教育理念・教育目標をはじめ、学位授与やカリキュラムに関連する卒業要件、教育課程、教育内容、履修方法、科目区分、必修・選択の別、単位数等について説明している。ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、学生にわかりやすく伝えるために、咀嚼した表現を用いている。この『履修の手引き』は、本学部の全教職員に配布し、年度初めに開催している新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスの場に参加し、教育理念・教育目標や教育課程の内容・特色等を確認している。

3) 社会福祉学部

本学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、『履修の手引き』に掲載し、学生への周知を図っている（資料4-1-5 pp.6-7）。また、教育理念・教育目標や教育課程の特色についても、同冊子に掲載し、学生に周知を図っている（資料4-1-5 pp.21-22）。

4) ソフトウェア情報学部

本学部の人材育成理念及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、『履修の手引き』に掲載している（資料4-1-6 p.21）。また、全学共通のWEBサイトとは別に、教

務委員会専用のホームページを開設し、学部の学生・教員向けにディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを周知したガイダンス資料などの教務関連情報を一元的に提供している（資料 4-1-10）。学外に対しては、学部 Web ページ内や学部パンフレットにおいて、万人向けに分かりやすい表現で記載したものを公開している（資料 4-1-11(1)、資料 4-1-12 pp. 12-13, 15）。

5) 総合政策学部

総合政策学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーともに、学部の全教員が参加する学部教授会において審議して決定しており、学部の全教員がポリシー作成に関与している。履修モデルの専門分野に関するカリキュラム・ポリシーについては、履修モデル教員間の授業内容調整まで含まれるため、学部の委員会や教授会ではなく、履修モデル内における議論が中心である。

本学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、外部からも閲覧できる学部 WEB サイト及び『履修の手引き』冒頭に掲載し、学生への周知を図っている（資料 4-1-13、資料 4-1-7）。また、教育理念・教育目標や教育課程の内容・特色についても、同冊子に掲載し、学生に周知を図っている（資料 4-1-7 pp. 21-22）。

6) 看護学研究科

本研究科の教育研究の目標は、『平成 26 年度履修の手引き 看護学部・看護学研究科』に掲載している（資料 4-1-4）。年度初めの新入生研究科オリエンテーションには研究科の全教員が出席し、教育研究の目標や教育課程の考え方・特色の確認・周知の機会になっている（資料 4-1-4 pp. 101-103）。また、平易な表現で書かれた研究科パンフレットも作成し、入学希望者、特に医療関係者に公表している（資料 4-1-14）。このパンフレットは教員全員に配布し、研究科説明会や個別の事前相談に際しても活用している。

7) 社会福祉学研究科

本研究科ではディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの本文は掲載していないものの、目的（目指すもの）や教育研究目標（養成する人材像）は、『履修の手引き』に記載し、周知を図っている（資料 4-1-5 pp. 113-123）。

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、全学生、全教職員が持つ冊子『履修の手引き』で示している（資料 4-1-6 pp. 147-153）。また教育目標については、年度始めの新入生へのガイダンスでも周知している（資料 4-1-15 pp. 5-9）。さらに、研究科のパンフレット（資料 4-1-16）や研究科 Web ページ（資料 4-1-17）にも、同内容の一部を掲載している。

9) 総合政策研究科

本研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、研究科ホームページ及び『履修の手引き』冒頭で公表している（資料 4-1-18、資料 4-1-7）。また、教育研

究目標や育成する人材像、教育課程の内容・特色等についても『履修の手引き』に記載するとともに、入学時のオリエンテーションで説明するなど入学生に対する周知を図っている（資料 4-1-7 pp.115-125、資料 4-1-19）。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

本学では、学部・学科・研究科ごとにその適切性を検証したうえで、教務・FD推進委員会において、毎年度、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性について確認してきた。その結果、改正が必要となった場合には、学部・学科・研究科が改正案を作成し、教務・FD推進委員会の確認を得て、本部長会議及び学部長等会議において協議する（資料 4-1-20 第 43 条・第 44 条）。その後、「学位の授与に関する方針」「教育課程の編成に関する方針」に係る事項を審議事項とする合同教育研究会議において審議・承認する仕組みとなっている（資料 4-1-21 第 4 条・第 8 条）。

なお、教務・FD推進委員会は、平成 25 年度末で廃止された。平成 26 年度からは、「教育の質保証に関すること」「全学に共通する教育課題に関すること」等を所掌事項とした全学的組織である高等教育推進センターや高等教育推進会議が、その任務を負うこととなった（資料 4-1-20 第 10 条の 2、資料 4-1-22 第 2 条）。

検証のプロセスにおいては、例年実施している「新入学者アンケート」「2 年次生アンケート」「卒業年次生学生生活アンケート」でディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関連する質問項目をいくつか掲げており（資料 4-1-23～25）、全学及び各学部・研究科の検証の際に利用している。加えて、中期計画に「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性のある体系的な教育課程を編成するとともに、定期的にカリキュラムと学習成果の検証を行う。」を掲げており（資料 4-1-26 計画項目【8】）、全学及び各部署は各年度計画に対する評価のプロセスにおいてその適切性を検証する仕組みも構築している。

2) 看護学部

本学部の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの適切性については、原則月 1 回開催される教務委員会を中心に検討を行い、適宜、修正案を看護学部運営会議へ提示し、看護学部拡大教授会で審議する形をとっている。また、検討する際は、全学で行っている学生アンケート、学部独自で行っている卒業年次生アンケートや卒業生アンケート等の結果を活用している。

なお、策定して間もない現行ポリシーについては現段階で改訂した実績はないものの、平成 24 年度入学生から、3 教育課程（保健師・助産師・教育職員）を選択制に変更したため、次のカリキュラム改訂を検討するに先立って、両ポリシーも検証する。

3) 社会福祉学部

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性については、毎年度、法人評価の際に併せて学部教務委員会を中心に学部運営会議も加わって点検している（資料 4-1-26 計画項目【8】）。

4) ソフトウェア情報学部

本学部は、教務委員会が入学者、在学者、卒業年次生に対するアンケートの結果等をもとに、教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しが必要かどうか、随時検討を加えている（資料 4-1-27～32）。また、中期計画・年度計画の策定、実施、評価の過程においては、学部長のもと定期的に検証を行っている。その結果については、FD 研修会、教授会等を通じて、学部全教員にフィードバックし、改善の検討に繋がっている（資料 4-1-27～32）。

5) 総合政策学部

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーともに、毎年度末に教務委員会と学部教授会において、修正すべき点があるか定期的に確認している。ただし、平成 23 年度に現行ポリシーを作成してから間もないため、改定した実績はない。総合政策学部では、おおむね 5 年おきにカリキュラムを改定している。平成 23 年度に現行ポリシーを作成し、それに基づいて平成 24 年度に新カリキュラムを作成、平成 25 年度から実施してきた。次のカリキュラム改定に向けた議論は平成 28 年度から始まる。カリキュラムの基盤はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーであることから、改定のための議論に先だて、両ポリシーを深く検証する。

平成 26 年度は新カリキュラム導入後 2 年目にあたる。教員・学生のカリキュラム理解を一層深めることを目的として、それぞれの履修モデルに進級する学生にとって必要な科目構成・配当年次になっているか、実習・演習の授業内容が適切か、等のカリキュラムに関する検証を行い、最終的にカリキュラム・マップを完成させ、学生に公表することを目指している。この検証には履修モデル所属の全教員が参加するため、他教員が担当する科目の授業内容、カリキュラムの体系性を履修モデル教員が理解することにつながる。また、カリキュラム・マップ作成を通じて必要と判断されれば、カリキュラム・ポリシーにも修正を加える。

これまでも、キャリア教育科目や実習・演習科目など、本学部の教育の特色を強く反映する科目については、その授業内容がポリシーから外れていないか教務委員会および修業力育成委員会が内容を確認し、場合によっては授業内容について担当教員と相談してきた。また、これらの科目の次年度のシラバスは、シラバス提出前に教授会に報告し、全教員に周知している。

6) 看護学研究科

教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する適切性の検証は、月に 1 回の研究科推進会議で検討事項を確認し、その内容について研究科委員会で審議し決定している。平成 26 年度にはディプロマ・ポリシーや研究指導体制についての適切性などについて検討している。これを実行するためのプロセスについては、研究科推進会議で審議し、研究科委員会で実際に調査・検討する委員会として新たに「学位論文検討委員会」を研究科に設置した。当委員会は他大学の状況を調査するとともに本研究科の現状を整理し、その内容は研究科委員会で共有し、ディプロマ・ポリシーの適切性やより充実した研究指導体制について議論している。このような検証を行なう際には、2 名の外部有識者（石

川県立看護大学長・青森県立保健大学長)の意見も参考にしている。

7) 社会福祉学研究科

中期的な展望をもって研究科における教育について検討を加えていく「将来構想委員会」を設置しており、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についても検討している(資料 4-1-33)。

8) ソフトウェア情報学研究科

研究科教務委員会では、全学、及び、研究科内の他委員会等からの要請等をうけ、適宜、カリキュラム・ポリシーの見直しが必要かどうか等検討を行ってきた(資料 4-1-34)。また、定期的に行われる中期計画・年度計画の策定、実施、評価のプロセス中でも、教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性に関する項目に関しては、研究科教務委員会を中心に検討を行っている(資料 4-1-35~40)。

9) 総合政策研究科

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、公立大学法人岩手県立大学第二期中期計画(平成 23 年 4 月~平成 29 年 4 月)にもとづき、平成 23 年度に研究科内での議論を踏まえて策定したものである。今後、第三期中期計画の策定期間に合わせ、研究科運営会議、研究科委員会等で見直しを行なう予定である(資料 4-1-26 重点計画 2 及び I-1-(1)-【研究科】エ 総合政策研究科)。

2. 点検・評価

●基準 4-1 の充足状況

一部の学部、研究科で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知方法などに改善の余地があるが、そのほかは「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

2 年次生アンケートにおける「卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について知っていますか」という問いに対して、肯定的回答(「よく理解している」「だいたい理解している」)は、平成 23 年度 78.6%、平成 24 年度 81.6%、平成 25 年度 83.9%、平成 26 年度 79.1%と高い水準で推移している(4 学部計)。

2) 看護学部

2 年次生アンケートにおける「受験や入学の際、選択した学部の教育目標や特色を知っていましたか」の問いに対して、肯定的回答(「よく知っていた」「だいたい知っていた」)は、平成 24 年度 57.1%、平成 25 年度 85.9%、平成 26 年度 80.0%と 2013 年度以降はそれ以前より 20 ポイント以上高くなった(資料 4-1-41)。また、「卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について理解しているか」の問いに対して、肯定的回答(「よく

理解している」「だいたい理解している」) は同じく 88.6%、87.0%、96.2%、91.3%と高い水準で推移している (資料 4-1-42)。

3) 社会福祉学部

2 年次生アンケート「入学後、1 年を経過して、所属する学部の教育目標や特色を理解している学生」の福祉経営学科における肯定的回答の割合は、平成 24 年度 69.6%から平成 26 年度 80.0%に上昇した (資料 4-1-43)。また「卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について理解している学生」の割合は、両学科において平成 26 年度約 9 割となっており、多くの学生が修得すべき知識・能力を理解している (資料 4-1-42)。

4) ソフトウェア情報学部

策定したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに従うカリキュラムに変更した結果、従来では履修が難しかった科目の履修が可能となり、学生がより幅広い知識を学べるものとなった (資料 4-1-44、資料 4-1-11 (1))。また、シラバスにおいて、各科目の位置づけを明確にすることにより、科目体系が明確となった。特に新たに設置したキャリア学習科目系によって、学生のより広い視野の育成が期待できる。また、本科目系の一つである「プロジェクト演習 1」「プロジェクト演習 2」は、経済産業省主催・社会人基礎力を育成する授業 30 選に選ばれるなど、外部からも高い評価を受けている (資料 4-1-45)。また、教授会での議論を通し、策定を進めたことから (資料 4-1-28、4-1-30、4-1-32)、教員の理解、合意が得られており、各科目のシラバスに反映されている。

5) 総合政策学部

法人評価 (年度計画・年度評価) のプロセスにおいて、カリキュラム・ポリシーと各科目との関連性を示すカリキュラム・マップを平成 25 年度に教務委員会が仮作成し、26 年度に各履修モデルでの確認・修正が行われる道筋を構築した (前述)。これによって、今後はカリキュラム・ポリシーと授業内容との整合性をこれまで以上に意識して、各教員が授業案を作成しやすくなる。学生にとっても、各履修モデルでは何を学べるか、何を意識して学べばよいか、その目標と目安が示される。つまり、カリキュラム・マップの作成によって、学生と教員の双方にとって総合政策学部の目指す教育方針 (ディプロマ・ポリシー) と各科目との関係が明確に示されるようになる。

これまでも、履修モデルごとの履修推奨科目や履修順序を学生に提示し、『履修の手引き』への掲載や履修ガイダンスでの口頭説明を通じて周知を図ってきた。学生が早い段階から履修モデルの選択を意識することを期待していたが、その成果として、3 年進級時の履修モデル選択の際に、2 年次後期に仮配属されていたコースや履修モデルから他コース・履修モデルに変更する学生が減少した。

6) 看護学研究科

本研究科では、看護実践を改善・推進する能力と倫理観を養うことを重点とし、「実践」と「実証」を重視したカリキュラムを編成している。特に認定看護師の修了生は、ディプロマ・ポリシーである実践と研究を重ねながら看護学の進歩に貢献する人材となって臨床

の場で活躍している。

7) ソフトウェア情報学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改訂により、カリキュラム体系が明瞭となった。その結果、大学院での教育目標、指導方法が学生に対して明瞭となった。また、より実践的な科目を配置することにより、実践力の涵養を図る体制が整いつつある。このことは、大学院進学希望者の増加の一因となっていると考えられる。

また学部カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー同様に研究科委員会での議論を踏まえ、策定を進めたことから（資料 4-1-36、4-1-38、4-1-40）、教員の理解、合意が得られており、各科目のシラバスに反映されている。

8) 総合政策研究科

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定作業と並行し、平成 24 年度に研究科内にカリキュラム改定委員会を設け、1 年間にわたり旧カリキュラムについて検証及び見直し作業を行った。その結果、研究科の各分野に適合した教育指導体制の確立および分野名称の最適化(分野の名称を的確に表現できる名称に変更)、並びに専門教育の充実(基幹科目等の充実)等の視点から、新カリキュラムを策定し、平成 25 年度より実施した（資料 4-1-46）。

②改善すべき事項

1) 大学全体

新入学者アンケートにおける「進学や受験のときに、どんなことを理由に本学を選びましたか」という問いのうち「建学の精神や教育理念（理念と目標）」の項目について、「詳しくは知らなかった」と答えた割合は、平成 23 年度 11.8%、平成 24 年度 12.8%、平成 25 年度 15.9%、平成 26 年度 16.5%と徐々に高くなってきている（4 学部計）。

また、現行では全学的なディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが策定されていないが、学部・研究科の各ポリシーにも基盤教育（全学共通教育）に関する記載がなされておらず、学士課程教育という観点から両ポリシーが構築されているかという検討がなされていない。

2) 看護学部

2 年次生アンケートにおける「入学後、1 年を経過して、所属する学部の教育目標や特色を理解しているか」の問いに対して、肯定的回答（「よく理解している」「だいたい理解している」）は、平成 23 年度 68.2%、平成 24 年度 63.6%、平成 25 年度 78.2%、平成 26 年度 78.8%と高くなっているものの「受験や入学の際、あなたは選択した学部の教育目標や特色を知っていたか」（同 65.9%、57.1%、85.9%、80.0%）と比較すると、平成 25 年度以降は入学後に教育目標等の認知度が下がる傾向にある（資料 4-1-43、4-1-41）。

また、学生に分かりやすく表現することを心がけて記載している一方、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの本文を『履修の手引き』に掲載していない。

3) 社会福祉学部

2年次生アンケート「入学後、1年を経過して、所属する学部の教育目標や特色を理解している学生」の福祉臨床学科における肯定的回答の割合は、平成23年度80.4%から低下し、平成26年度は71.4%となった（資料4-1-43）。

4) ソフトウェア情報学部

2年次生アンケート「入学後、1年を経過した現在の所属する学部の教育目標や特色の理解度」における肯定的回答は、カリキュラム改定実施後の平成26年度において70.9%（資料4-1-43）、「卒業するまでに履修すべき科目や修得すべき知識・能力について理解している」における肯定的回答は平成26年度において66.2%であり（資料4-1-42）、カリキュラム改定前の過去3年間に較べて若干低下している。

5) 総合政策学部

現行カリキュラム（平成25年度開始）の『履修の手引き』では、履修推奨科目の系統性（履修順序）を学生にも分かりやすい形で提示できていない。例えば、地域系履修モデルでは、展開科目のなかでも基礎的な講義科目と応用的な講義科目が区別されず、どの講義科目も2年次から履修できるようになっている。平成26年度のカリキュラム・マップ作成作業を通じて、モデル所属教員がカリキュラムを体系的に理解し、学生に履修順序を分かりやすく提示できるようにしなくてはならない。

また、履修すべき科目と履修順序の目安が提示されても、それに従わない学生への対応が未定である。自分が専門的に学びたい分野を確定できないまま、比較的簡単な基礎領域の科目だけを履修し、専門分野を絞らずに修得単位数だけを増やすことも可能である。総合政策学部が目指す、幅広い知識を学んだうえで学生の関心に応じて体系的に専門分野も学べるカリキュラムにするにはどうしたらいいか、何らかの案を検討する必要がある。

6) 看護学研究科

学生に分かりやすく表現することを心がけて記載している一方、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの本文を『履修の手引き』に掲載していない。

7) 社会福祉学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの本文を『履修の手引き』に掲載していない。

8) ソフトウェア情報学研究科

カリキュラム・ポリシー改訂に伴う移行中ということもあり、いくつかの講義科目の分類において整合性が取れていない。また開講科目が少ない分野がある。

9) 総合政策研究科

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、平成26年度から「履修の手引き」冒頭に明記したほか、26年度より研究科HPにも掲載した（資料4-1-18）。新入

生オリエンテーションでも学生への周知を図った。しかし、いずれも取組が平成 26 年度から始まるなど遅きに失した感は否めない。また、総合研究科入学案内では平成 26 年度版でも掲載されていないなど（資料 4-1-47）、取組にバラツキがみられる。その結果、教員及び学生に対する周知はもちろんのこと、入学希望者をはじめ対外的な周知の点でも改善すべき余地が残されている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学生が入学後もディプロマ・ポリシーで掲げる「卒業（修了）までに身につけるべき能力」を繰り返し再確認できるように、記載する媒体や周知方法について検討していく。

2) 看護学部

入学希望者に対しては、看護学部ホームページのほか、看護学部入試説明会等で教育目標やディプロマ・ポリシー等について広く周知を図っていく。また、在学生に対する履修ガイダンスや教員に対するカリキュラム説明会を今後も継続して行う。

3) ソフトウェア情報学部

キャリアデザイン科目を中心に、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに従った授業が進められる授業環境の整備を進めている。学生の授業への取り組み方に変化が生じている。特に留年者数が減ってきており、本教育課程が学生に対し、一定の効果をあげている。（資料 4-1-48～49）

4) 総合政策学部

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを作成・公表し、さらに毎年これを修正・確認していく流れができた。平成 26 年度に作成するカリキュラム・マップについても同時に修正・確認していく。毎年検討しても、変更がないか、微修正に過ぎないと予想されるが、教員がカリキュラムの体系性と各科目の位置づけを理解することにつながる。それに加えて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに示される教育の方向性から個々の授業内容が外れることを抑制し、さらに、各教員から学生への指導においても学部全体としての方向性を保つことにつながると期待される。

また、ポリシーやカリキュラム・マップの検討のたびに、科目の位置づけや配当年次などについて教員から意見・不満・要望が出ると予想される。次期のカリキュラム改訂に向けて、現行カリキュラムの問題点が浮かび上がりやすくなる。

5) 看護学研究科

診療報酬の関係で認定看護師が果たす役割は一層重要になると思われる。修了生が、実践と研究を重ねながら看護学の進歩に貢献する人材となれるように修了生同士のネットワーク構築を支援し、実践の場で孤立することなく活躍できるような環境の整備も検討する。

6) ソフトウェア情報学研究科

カリキュラム・ポリシー改訂に伴うカリキュラム見直しとして、学部のキャリアデザイン科目に相当するジェネラルスキル科目の導入についての検討 WG を立ち上げた（資料 4-1-50）。また、カリキュラム・ポリシー改訂後、大学院生が幅広い視野を持つようになってきている。このことが、大学院修了者の就職先が多様化の一因になっていると考えられる（資料 4-1-11 (2)）。

7) 総合政策研究科

平成 23 年度にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定し、これを受け平成 24 年度にカリキュラムの大幅な改正を実施し、平成 25 年度からスタートさせた。これにより、研究科の理念・目的を明確化させ、それをカリキュラムの見直しにつなげる流れができた。

②改善すべき事項

1) 大学全体

教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、主に大学入学前の高校生に対しての周知を強化する方法について、検討していく。

全学的なディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関しては、高等教育推進センター、関係組織である高等教育推進会議及びタスクフォースにおいて、平成 26 年度より全学的な教育方針の在り方の検討を開始した（資料 4-1-22）。

2) 看護学部

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを『履修の手引き』に記載することを検討するとともに、学生が入学後もディプロマ・ポリシーで掲げる「卒業までに身につけるべき能力」を繰り返し再確認できるような周知方法を検討する。

3) ソフトウェア情報学部

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びそれらを受けて改定された新カリキュラムについての周知方法の改善を図る。学生に対しては、年度当初のガイダンスにおいて周知するほか、各授業ガイダンスでの説明などを行う。外部に対しては、従来の表記に加え、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを明確に記載することで、周知徹底を図る。また、学生への調査、有識者との意見交換を定期的に行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびカリキュラムの検証を継続して実施する。

4) 総合政策学部

現行カリキュラムで学ぶことになった最初の学生が現 2 年生である。2 年次終了（3 年次進級）段階で、2 年次までの履修科目の選択状況と履修モデル選択との関係、成績の傾向を総合的に分析し、その結果に基づいて改善点を探る。

5) 看護学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを『履修の手引き』に記載することを検討する。

6) 社会福祉学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを『履修の手引き』に記載することを検討する。

7) ソフトウェア情報学研究科

改訂したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに従い、授業の開講時期なども含めたカリキュラムの改訂を推進する。特に、学部のキャリアデザイン科目に相当するジェネラルスキル科目の導入についての検討を進める(資料 4-1-32)。また、学部同様に、外部に対しては、従来の表記に加え、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを明確に記載することで、周知徹底を図るとともに、学生への調査、有識者との意見交換を定常的に行い、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびカリキュラムの検証を継続して実施する。

8) 総合政策研究科

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー自体の見直しについては、前述のように第三期中期計画の策定にあわせて実施したいと考えている。その際の責任主体は研究科運営会議や研究科委員会であるが、いまのところ、検証手続を明確に定めているとはいえない。そのため、当面は策定時の手続きを踏襲し、研究科教務委員会がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性について検証を行い、案を作成し、それを研究科運営会議・研究科委員会に報告して審議を行なうことになろう。早急にこの検証プロセスを明文化し、検証が適切に行なわれ、改善につなげるための仕組みを構築することとしたい。

4. 根拠資料

資料 4-1-1 岩手県立大学学則 (既出 1-2)

資料 4-1-2 岩手県立大学大学院学則 (既出 1-3)

資料 4-1-3 学外向けホームページ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー
ー <http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/dc-policy-top.html>

資料 4-1-4 平成 26 年度 履修の手引き 看護学部・研究科 (既出 1-6)

資料 4-1-5 平成 26 年度 履修の手引き 社会福祉学部・研究科 (既出 1-7)

資料 4-1-6 平成 26 年度 履修の手引き ソフトウェア情報学部・研究科 (既出 1-19)

資料 4-1-7 平成 26 年度 履修の手引き 総合政策学部・研究科 (既出 1-8)

資料 4-1-8 学外向けホームページ 教務・学生生活関係規程集

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#r>

資料 4-1-9 平成 26 年度 学生便覧 (既出 1-18)

資料 4-1-10 ソフトウェア情報学部 教務委員会ホームページ (学内限定)

資料 4-1-11 ソフトウェア情報学部ホームページ

(1) <http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/education/>

(2) <http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/route/postgraduate.php>

資料 4-1-12 ソフトウェア情報学部パンフレット (既出 1-27)

資料 4-1-13 総合政策学部ホームページ

DP <http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/news/column/sousei/1275809025.html>

CP <http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/news/column/sousei/1333254861.html>

資料 4-1-14 岩手県立大学 大学院案内 2014 看護学研究科 (既出 1-13)

資料 4-1-15 ソフトウェア情報学研究科ガイダンス資料

資料 4-1-16 岩手県立大学 大学院案内 2014 ソフトウェア情報学研究科 (既出 1-15)

資料 4-1-17 ソフトウェア情報学研究科ホームページ

http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/grad_school/03outline.html

http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/grad_school/03curriculum.html

http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/grad_school/04outline.html

http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/grad_school/04curriculum.html

資料 4-1-18 総合政策研究科ホームページ

DP http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/daigakuin/diploma_policy.html

CP http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/daigakuin/Curriculum_policy.html

資料 4-1-19 総合政策研究科平成 26 年度オリエンテーション資料

資料 4-1-20 公立大学法人岩手県立大学組織規則 (既出 2-3)

資料 4-1-21 公立大学法人岩手県立大学教育研究会議規程

資料 4-1-22 高等教育推進会議設置要綱 (既出 2-9)

資料 4-1-23 2014 (H26) 年度新入学者アンケート報告書 (既出 1-30)

資料 4-1-24 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート報告書 (既出 1-31)

資料 4-1-25 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート報告書 (既出 1-32)

資料 4-1-26 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)

資料 4-1-27 平成 23 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議第 6, 7, 9, 10, 11 回議事録

資料 4-1-28 平成 23 年度ソフトウェア情報学部教授会第 3, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13 回議事録

資料 4-1-29 平成 24 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議第 2, 6, 7, 8, 9, 10 回議事録

資料 4-1-30 平成 24 年度ソフトウェア情報学部教授会第 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 11, 12, 13 回議事録

資料 4-1-31 平成 25 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議第 1, 3, 11 回議事録

資料 4-1-32 平成 25 年度ソフトウェア情報学部教授会第 1, 3, 5 回議事録

資料 4-1-33 社会福祉学研究科将来構想委員会議事録 (既出 3-16)

資料 4-1-34 平成 23 年度ソフトウェア情報学研究科教務委員会第 5, 7, 11, 12 回議事録

資料 4-1-35 平成 23 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議第 4, 7, 8, 11 回議事録

資料 4-1-36 平成 23 年度ソフトウェア情報学部研究科委員会第 6, 8, 10, 11, 12 回議事録

資料 4-1-37 平成 24 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議第 3, 7, 11 回議事録

- 資料 4-1-38 平成 24 年度ソフトウェア情報学部研究科委員会第 2, 3, 4, 7, 8, 12, 13 回議事録
- 資料 4-1-39 平成 25 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議第 3, 6 回議事録
- 資料 4-1-40 平成 25 年度ソフトウェア情報学部研究科委員会第 2, 10, 11, 12 回議事録
- 資料 4-1-41 自己点検・評価マネジメントシステム No.1077 (既出 1-39)
- 資料 4-1-42 自己点検・評価マネジメントシステム No.1078
- 資料 4-1-43 自己点検・評価マネジメントシステム No.1080 (既出 1-38)
- 資料 4-1-44 ソフトウェア情報学部教務ガイダンス資料
- 資料 4-1-45 経済産業省 社会人基礎力を育成する授業 30 選
<http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/kisoryoku30sen.html>
- 資料 4-1-46 総合政策研究科平成 25 年度改正の新旧カリキュラム対照表、平成 25 年度に向けたカリキュラム改正の概要について
- 資料 4-1-47 岩手県立大学 大学院案内 2014 総合政策研究科 (既出 1-16)
- 資料 4-1-48 平成 24 年度ソフトウェア情報学部教授会第 15 回議事録
- 資料 4-1-49 平成 25 年度ソフトウェア情報学部教授会第 1, 3, 4, 9, 15 回議事録
- 資料 4-1-50 平成 26 年度ソフトウェア情報学研究科委員会第 6 回議事録

IV. 教育内容・方法・成果 (IV-Ⅱ) 教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 大学全体

本学の学士課程教育は、4 学部横断的に開設する全学共通教育課程と、学部それぞれ固有の専門教育課程の 2 つの区分により構成し、学部・学科ごとに定められたカリキュラム・ポリシーに基づいた科目群を設置している。ここでは全学共通教育課程について記載するものとし、学部毎の専門教育課程及び博士前期課程・博士後期課程については各学部・研究科の項目に記載のとおりである。

全学共通教育課程は、大学設置基準第 19 条第 2 項「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程」及び建学の理念に基づき「総合的な判断力と人間尊重の精神の涵養」に対応する科目群として編成している。

平成 25 年度までの全学共通科目は、共通教育センター（語学、体育、教職担当専任教育と、各学部からの兼任教員で組織）及び教育研究支援本部の担当教職員で組織する「共通教育調整会議」において、授業科目の改廃及び授業の運営方法等について全学的な調整が行われていた（資料 4-2-1 第 4 条）。平成 26 年度以降は、第二期中期計画による「基盤教育の強化」の方針に基づき（資料 4-2-2）、「現代社会が生み出す諸課題を解決しながら、自ら考え判断し、生きていくことができる基盤となる能力を伸ばす」観点から「全学共通科目」を「基盤教育科目」に改めるとともに、教育の質保証や基盤教育の全学的推進等を目的として設置された高等教育推進センターの教職員を中心に、各学部教務委員長及び教育研究支援本部を加えた「高等教育推進会議」を新たに設置し、従来の共通教育調整会議の機能を拡充・強化している（資料 4-2-3）。

基盤教育科目には、「基礎科目」、「教養科目」、「外国語科目」、「保健体育」の 4 つの科目群を配置している。基礎的な知識・技能の修得を目的とする「基礎科目」や生涯を通しての心身の健康や健康的な生活・生き方について総合的に考えることを目的とする「保健体育」は 1～2 年次に、多様化する社会において広い視野を養うことを目的とする「外国語科目」は 2 年次以降に配置している。一方で、「教養科目」は人間性、倫理性を高める豊かで幅広い教養を涵養することを目的としており、専門教育を学ぶ高学年次にも履修できるよう全学年に配置している。体系的・順次性を持つと同時に、教養教育を重視した全学共通教育課程を編成している。

2) 看護学部

本学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「基盤教育科目」「専門科目」の他、資格取得のための「保健学科目」「助産学科目」「教職科目」の 5 群から構成されている（資料 4-2-4 p. 22）。

専門科目は、①専門基礎科目（看護学を支える科目であり、看護心身機構学・基礎保健学・人間学・医療学分野からなる必修科目）、②基幹科目（看護学の核として具体的に展開していく必修科目）、③統合科目（学んだ理論と実践の統合を図り基礎から応用へと専門性

を深めることができる必修科目)、④実習、⑤関連科目(看護学のより専門性をおびた内容の選択科目)の5つの科目群から構成されている。これらの専門科目は、1年次から3年次前期までを中心に配置し、入学後早期から看護学への関心を高めるとともに、専門基礎科目、基幹科目、統合科目と、基礎から応用へと漸進的に専門性を深めることができる構成にしている。

大学全体で記載した基盤教育科目と併せ、様々な学問領域を通して、幅広く深い教養、総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。さらに、学生の順次的・体系的な履修への配慮として、2年次への進級及び3年次への進級の際にはという進級要件を、実習科目にも先修条件を定めている(資料4-2-4 pp.23-24)。加えて、保健学科目、助産学科目、教職科目の選考試験、選択確定後の各課程の実習科目についても先修条件を設け、教育の質を保証している(資料4-2-4 pp.24-25)。卒業に必要な単位数は124単位としており、基盤教育科目27単位(基礎科目必修14単位、教養科目選択8単位、保健体育選択1単位、外国語科目選択4単位)、専門科目97単位(専門基礎科目必修22単位、基幹科目必修40単位、統合科目必修8単位、実習必修23単位、関連科目選択4単位)というバランスにしている(資料4-2-4 p.23)。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「基盤教育科目(全学教育科目)」「専門科目」で構成されている(資料4-2-5 p.35)。

専門科目は、「専門基礎科目(I・II)」「基幹科目(I・II)」「展開科目」「発展科目」「教職科目」「資格科目」で構成されている。「専門基礎科目」は社会福祉学のコアとなる科目(I)及び専門研究の基礎となる諸科学の科目(II)で構成され、主として1~2年次で履修する科目群(必修または選択必修)である。これに接続する「基幹科目I」は社会福祉学の主要領域に関する科目を置いており、主として2~3年次に履修する科目群である。以上は専門教育の基盤であり、両学科共通の科目が主であるが、「基幹科目II」から「展開科目」「発展科目」では学科や教育系の特色を反映した内容を持つ科目となる。以上のように、基礎的な科目を1~2年次に、専門的な科目を高学年次に配当することで、順次性を持った教育課程を編成している(資料4-2-5 pp.30-34)。さらに、実習科目や資格科目の履修の際には先修条件を定め、順次性を確保している(資料4-2-5 pp.36-38)。卒業に必要な単位数は131単位としており、基盤教育科目(全学共通科目)29単位(基礎科目必修14単位、教養科目選択10単位、保健体育選択1単位、外国語科目選択4単位)の他、専門科目102単位というバランスにしている。専門科目の要卒単位数は学科ごとに異なっており、履修の手引きに記載している通りである(資料4-2-5 p.35)。なお、平成25年度入学生には旧学科・カリキュラム・ポリシーに対応したカリキュラムが構成されている。

4) ソフトウェア情報学部

本学部の教育課程は、平成25年度に導入されたカリキュラム・ポリシーに基づき編成されている。利用者の立場の分かる技術者を育成するため、専門教育と人間教育を一体化した内容を特長としており、「基盤教育科目」と「専門科目」から構成されている。

専門科目では、本学部の専門領域の科目を体系的に学び、十分な知識とスキルを身につ

けるために、6つの科目群（専門基礎科目、専門共通科目、関連科目、展開科目、キャリア学習科目、研究科目）を配置している。また、各年次への進級要件を明確に定めている他、一部の科目（「解析学」「統計学」「線形代数」）では先修条件を設け、学びの順次性を確保している。

さらに、学生に対してはカリキュラム体系図ともに、教育研究内容から4つのモデル（基幹システム・メディアシステム・知能システム・情報システム）に分け、モデル毎にさらに2つの系ごとにモデルを提示している（資料4-2-6 pp.26-31）。履修モデルでは、利用者の立場の分かる技術者を育成するにあたり基礎となる基盤教育科目と併せ、専門科目を含めた4年間の学修の順次性・体系性を示している。

卒業に必要な単位数は132単位としており、基盤教育科目31単位（基礎科目必修14単位、教養科目選択12単位、保健体育選択1単位、外国語科目選択4単位）、専門科目101単位（専門基礎科目必修3単位、キャリア学習科目必修6単位、専門共通科目必修38単位、関連科目必修8単位、研究科目必修8・選択8単位。その他、キャリア学習科目、専門共通科目、関連科目から選択30単位）というバランスにしている（資料4-2-6 p.25）。

5) 総合政策学部

本学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「基盤教育科目」「専門科目」で構成されている（資料4-2-7 p.23）。専門科目については、「専門基礎科目」「基幹科目」「展開科目」を基本とした教育課程を編成している。「専門基礎科目」（必修）は本学部生全員に必要な基礎知識を学ぶ科目で、1年次前期～後期に配当されている。「基幹科目」（選択）は後述の展開科目を学ぶために必要な基礎科目で、1年次後期～2年次前期に配当されている。「展開科目」（選択）は、3年次以降のコース（行政・経営コース、環境・地域コース）において専門的に学ぶ分野に対応する科目で、比較的基礎的な科目は2年次に、発展的な科目は3年次に配当している。このように科目群内において順次性を重視するとともに、「専門基礎科目」「基幹科目」「展開科目」の順に履修することを推奨している。

これらと並行して、調査、分析、計画、評価に必要な技法を学ぶ「情報・数理科目」（必修及び選択）を1年次前期～2年次後期に、大学での勉学やキャリア形成（就職活動）に備える「キャリア教育科目」（必修及び選択）を1年次後期～3年次前期に、フィールドワークなどを通して実践的な調査・分析・発表（報告）する能力を養う「実習科目」（選択）を3年次前・後期に、少人数で個別的に指導を受ける「演習科目」（必修：3・4年次は研究室単位の「専門演習」）を全ての学期に配当し、学年に応じて必要になる講義科目、演習科目、実習科目を配している。そして、個別の研究テーマに対して、計画、調査、分析、発表、執筆の流れを総合的に体験する「卒業論文・研究」（必修）を大学での学修の締めくくりとしている（資料4-2-7 pp.22, 34-36）。

また、基礎的な知識が欠けたまま3年次に進級し、実習や専門演習などの発展的な科目を履修することがないように、3年次に進級するための進級要件を定め、学びの順次性を重視している（資料4-2-7 p.23）。

6) 看護学研究科

博士前期課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき「共通必修科目」「共通選

択科目」「専門分野選択科目」「実習科目」からなる「専門科目」（コースワーク）と「研究指導科目」（リサーチワーク）で構成されている（資料 4-2-4 p.103）。コースワークについては、11 分野からなる 4 領域（基礎・管理看護学領域、母子看護学領域、成人・老年看護学領域、地域看護学領域）全ての基礎となる必修科目として、「共通必修科目」を 1 年次前・後期に担当している。また「共通選択科目」「専門分野選択科目」（特論）を開講しており、専攻分野の専門的知識、技術を深めるための「専攻分野選択科目」（特論）は 1 年次前・後期に、視野を広げるための「共通選択科目」は 1・2 年次前・後期を通して担当している。リサーチワークについては、上記 4 領域に対応した「看護学演習」及び「看護学研究」（修士論文研究）によって構成されており、「看護学演習」は 1 年次に、「看護学研究」は 2 年次に担当している。以上のように、学びの体系性・順次性を確保している。修了に必要な単位数は 30 単位としており、共通選択科目必修 4 単位、共通選択科目・専門分野選択科目から選択 10 単位（選択する研究分野の専門分野選択科目 4 単位を含む。）以上、研究指導科目選択 16 単位（選択する研究分野の看護学演習 8 単位及び看護学研究 8 単位）というバランスとしている（資料 4-2-4 pp.101-103,107）。

なお、優れた高度な看護実践能力を有する看護職者の養成を目指す専門看護師（CNS）コースとして、平成 17 年度には小児看護 CNS コース、平成 18 年に成人看護（慢性）CNS コース、平成 21 年にはがん看護 CNS コースが日本看護系大学協議会により認定を受けている。CNS コースにおける修了までに必要な単位 30（慢性疾患看護専門看護師課程は 34）単位のうち、上述「共通必修科目」必修 4 単位、共通選択科目・専門分野選択科目から選択 10 単位（選択する研究分野の専門分野選択科目 4 単位を含む。慢性疾患看護専門看護師課程は 14 単位）以上の他、「専門分野選択科目」として担当される演習科目から選択する研究分野専門分野選択科目 8 単位と実習科目から選択する研究分野専門分野選択科目 6 単位を履修し、研究指導科目として担当される課題研究 2 単位というバランスとしている（資料 4-2-4 p.107）。

博士後期課程の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、前期課程における教育を継承し、さらに高度化するとともに「実証的」視点を強化する「専門分野選択科目」（コースワーク）と「研究指導科目」（リサーチワーク）で構成されている。「専門分野選択科目」は 1 年次前・後期に、「研究指導科目」は 1～3 年次に担当し、学びの順次性を確保している。修了に必要な単位数は 10 単位としており、専門分野選択科目から選択 2 単位（選択する研究分野の科目 2 単位を含む。）以上、研究指導科目選択 8 単位というバランスとしている（資料 4-2-4 p.159）。

7) 社会福祉学研究科

博士前期課程には、カリキュラム・ポリシーに基づき「総合福祉コース」と「臨床心理コース」という 2 つのコースを設け、その教育課程は「基盤科目」「方法論」「領域研究」「理論研究」「課題研究」「実習」によるコースワークと、「研究指導」によるリサーチワークで構成されている。コースワークについては、1 年次に担当される「基盤科目」「方法論」「領域研究」は社会福祉研究に必要な基礎的な力を身につける科目であり、両コース共通に担当している。「理論研究」「課題研究」「実習」はコースの特性を取り入れた授業科目であり、1～2 年次にわたって開講され、基本的に学生が所属するコースに開講された授

業を履修することとしている。リサーチワークについては、1～2年次にかけて配当しており、コースワークと併せて順次的・体系的に編成されている。修了に必要な単位数は30単位としており、「基盤科目」（1科目2単位以上）、「方法論」（選択履修）、「領域研究」（2科目4単位以上選択）、「理論研究」（所属コース向け科目から3科目6単位以上）、「課題研究」（所属コース向け科目から3科目6単位以上）、「実習」（選択）から、上記の条件を満たしつつ26単位、「研究指導」（2科目4単位必修）というバランスとしている（資料4-2-5 p.115）。

博士後期課程については、大学院設置基準第17条の規程と本研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、前期課程で充実させたコースワークに代えて、「福祉コミュニティ」を構築するための研究開発、実践理論・技法の研究（リサーチワーク）を中心としている。履修すべき単位は存在せず、2つの科目「社会福祉総合研究」と「社会福祉特定研究」を設けて1～3年次に配当し、体系的に研究指導に当たることとしている（資料4-2-5 p.121）。

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科の博士前期課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「専門科目」（コースワーク）と「研究指導科目」（リサーチワーク）から構成されている。コースワークについては、各教員の専門領域に応じて、幅広い専門分野の先端の知識・技術を網羅的に把握して情報技術・システムの知識とスキルを高めるとともに、自身の専門分野における学識を深化させ、新しい情報技術・システムを創造するための基礎を養う科目や、情報技術・システムと人間や社会との係わりを理解し、自身の適性や能力を踏まえ、社会における技術者または研究者としての役割を担うために必要となる実践的なスキルを修得するための科目を「専門科目」として開講している。研究指導科目（リサーチワーク）では、実学実践を基本的立場とする研究に取り組むための基礎としての「ゼミナール」（Ⅰ～Ⅲ）と、現実問題に対する解決方法の提案及びその実現可能性に対する検証等の内容を論文としてまとめることを目的とした「ソフトウェア情報学研究」がある。「専門科目」は1年次に、「ゼミナール」（Ⅰ～Ⅲ）は1～2年次前期に、「ソフトウェア情報学研究」は2年次後期に配当し、学びの順次性を確保している。また、教育研究領域に応じて、「基盤情報システム領域」には基盤システム、情報システム基盤、情報システムの3つ、「知能メディアシステム領域」には知能システム、知能メディアシステム、メディアシステムの3つ、計6つの履修モデルが設定されており、順次性・体系性は学生に可視化されている（資料4-2-6 pp.159-160）。修了に必要な単位数は30単位としており、「専門科目」から選択16単位以上、研究指導科目必修14単位というバランスとしている（資料4-2-6 p.150）。

博士後期課程については、大学院設置基準第17条の規程と本研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、前期課程で充実させたコースワークに代えて、実学実践の方針による研究指導科目（リサーチワーク）を設けている。リサーチワークにおいては、「特別ゼミナール」及び「ソフトウェア情報学特別研究」を1～3年次に配当し、年次に沿った研究指導の方法を取ることとしている（資料4-2-6 pp.152,157）。

9) 総合政策研究科

本研究科の博士前期課程には、カリキュラム・ポリシーに基づき、滝沢キャンパスに5

分野（「現代社会の法」「企業と経済」「地域変動と住民生活」「防災と地域整備」「生態・景観と環境管理」）、アイーナキャンパスに1コース（平日夜間・土曜昼間開講の「公共政策特別コース」）を置いている。各分野・コースの教育課程は、基幹的な専門知識を修得する「総合政策基幹科目」によるコースワークと、所属分野の教員の共同指導によって実践的な研究技法を学ぶ「ジョイント・タスク・ワーク」「演習」、1年次から指導教員による論文指導のための「研究指導」によるリサーチワークなどで構成されている。授業科目の組み合わせは分野・コースごとに異なっており、「現代社会の法」「企業と経済」「防災と地域整備」の3分野では、1年次前・後期に担当される「総合政策基幹科目Ⅰ」「総合政策基幹科目Ⅱ」「ジョイント・タスク・ワーク」、1～2年次を通して担当される「研究指導」によって、「地域変動と住民生活」「生態・景観と環境管理」の2分野では、1年次前・後期に担当される「総合政策基幹科目Ⅰ」「総合政策基幹科目Ⅱ」「ジョイント・タスク・ワークⅠ」、1～2年次を通して担当される「ジョイント・タスク・ワークⅡ」によって、「公共政策特別コース」では、1年次に担当される「総合政策基幹科目Ⅰ」「総合政策基幹科目Ⅱ」「演習」、1～2年次を通して担当される「研究指導」によって編成され（履修の手引き、116頁）、学びの順次性を確保している。修了に必要な単位数はいずれの分野・コースとも30単位としており、「総合政策基幹科目Ⅰ」「総合政策基幹科目Ⅱ」から選択12単位の他、「演習」（公共政策特別コース）から必修選択4単位（以上、コースワーク）、「ジョイント・タスク・ワーク」（「現代社会の法」「企業と経済」「防災と地域整備」の3分野）、「ジョイント・タスク・ワークⅠ」（「地域変動と住民生活」「生態・景観と環境管理」の2分野）から必修選択4単位、「研究指導」（「現代社会の法」「企業と経済」「防災と地域整備」の3分野及び公共政策特別コース）、「ジョイント・タスク・ワークⅡ」（「地域変動と住民生活」「生態・景観と環境管理」の2分野）から必修選択8単位（以上、リサーチワーク）というバランスとしている（資料4-2-7 p.121）。

博士後期課程については、大学院設置基準第17条の規程と本研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、前期課程で充実させたコースワークに代えて、大学院生を自律的な研究者として養成するための研究指導科目（リサーチワーク）を設け、「行政・経営政策領域特別研究」及び「環境・地域政策研究領域特別研究」を1～3年次に担当することとしている（資料4-2-7 pp.125-126）。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1) 大学全体

ここでも(1)同様、学士課程教育において4学部横断的に開設する基盤教育科目（旧全学共通科目）について記載するものとし、専門科目及び博士前期課程・博士後期課程については各学部・研究科で記載する。

基礎科目は、英語コミュニケーション能力の向上を目指す「英語」、基本的な情報リテラシーを身につける「情報処理」、学生の大学への導入教育を目的とした「入門演習」の3区分で構成される。なお「入門演習」は、全ての学部においてその特性に配慮した初年次教育の要素を盛り込んだ内容となっている。教養科目は、従来の「問題論的アプローチ科目」を全面的に見直し、平成26年度から導入した科目群であり、「領域科目」「テーマ科目」「プロジェクト科目」の3区分から構成される。領域科目は「知の継承」を担う科目群と

して、学生に学問領域ごとのディシプリンを経験させるとともに所属学部の専門以外の領域にも視野を広げることを目的としており、全 23 科目を設置しているが、学生が所属する学部の専門基礎科目との重複履修を避けるため開講科目は学部毎に異なる。テーマ科目は、「知の構築」を担い、ある課題状況や事象に焦点を当て、多角的・学際的にアプローチする学的態度を育成することを目的として、平成 26 年度には 25 科目を設置した。プロジェクト科目は、「知の実践」を担う科目群であり、経験や実践を通して学ぶこと、また、学んだことを社会生活に活かす態度や方法を身につけることを目的としており、平成 26 年度は 4 科目を設置した。外国語科目は、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語の 6 つの初修外国語を設置し、国際化の進展の中で学生の関心に基づいた履修が可能となるよう、選択の幅を広げている。保健体育は、「健康科学」と「体育実技」の 2 科目を配置している。これら基盤教育科目として配置する各科目の教育内容は、前述のとおり大学設置基準第 19 条第 2 項及び建学の理念、各学部のディプロマ・ポリシーに基づき、学士課程教育で培う専門能力を発揮するための基盤的能力を養成するに相応しいものとなっている。

基盤教育科目の教育課程・教育内容の適切性については、平成 25 年度より高等教育推進センターが検証を行ってきた。具体的には、高等教育推進センターが検証・企画を行い、必要に応じて改革案を作成し、高等教育推進会議及び基盤教育部会にて調整・確認することとなっている（資料 4-2-8、資料 4-2-3）。教養科目の改訂を実施した平成 26 年度においては、授業を担当した教員及び授業を履修した学生に対し、改革の理念に関する理解、理念の授業内容への反映、理念の学生への貢献、改革の主旨の妥当性に関するアンケート調査を実施し、改訂効果の検証を行った（資料 4-2-9）。その他、「2 年次生アンケート」や「卒業年次生アンケート」において、学士課程教育の教育課程・教育内容に関する質問項目を設けており（資料 4-2-10～11）、結果は学内電子掲示板に公表するとともに、各学部の自己点検に活用している。

2) 看護学部

本学部の教育内容は、看護の実践を通じ、その中から追究すべき課題を取り上げ、専門的知識・技術・態度を修得することを重視している。同時に、看護師、保健師、助産師、養護教諭の資格取得のための科目、単位数、教育内容について、「保健師助産師看護師養成所指定規則」「教育職員免許法施行規則」を基盤とし、各資格に対応した指定規則を遵守している。

保健師助産師看護師養成所指定規則を基盤としつつ、本学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、看護学を支える科目である専門基礎科目には、看護心身機構学・基礎保健学・人間学・医療学分野の授業科目群を、看護学の核として具体的に展開していく基幹科目には、基礎看護学・母性看護学・小児看護学・成人看護学・老年看護学・精神看護学・地域看護学・看護管理学・看護教育学分野の授業科目群を開講し、全て必修科目としている。学んだ理論と実践の統合を図り基礎から応用へと専門性を深めることを目的とする統合科目には、卒業研究等 5 科目を配置し必修としている。

カリキュラム・ポリシーで重視する「看護の実践」である実習は、看護の理論と実践の統合を図るために、また、早期から看護学への関心を高めるように 1 年次から専門科目及

び臨地実習を行っている。実習体系は全学生必修の基礎看護学実習、母性、小児、成人・老年、精神、地域Ⅰという6つの看護学専門領域実習及び看護学総合実習、選択で行われる地域看護学実習Ⅱ・Ⅲ、助産学実習Ⅰ・Ⅱ、教育実習Ⅰ・Ⅱ、養護実習で構成されている。主な実習の場は、医療施設のほか、地域住民の健康を守る保健所など多様な保健・医療・福祉・教育の場としている。1年次後期に始まる「基礎看護学実習」では、病院での看護の実際にふれ、患者理解と看護技術を習得する重要性の自覚と看護の基礎的能力を養っている。2年次では、患者理解を深めながら、一人ひとりの患者の健康問題を査定し、看護計画を立案・実施・評価する方法を学んでいる。3年次からは、ケア対象者の特性に即した看護を実践するため、各看護学専門領域実習を行っている。ライフサイクル別の「小児看護学実習」「成人看護学実習」「老年看護学実習」のほか、主に妊娠・出産・育児期にある母子と家族を対象とした「母性看護学実習」、精神を病む人を対象とした「精神看護学実習」、地域に住む人々を対象とした「地域看護学実習Ⅰ」である。また、4年次前期の後半には学生の選択する領域において「看護学総合実習」があり、チームアプローチを主体とした、自主的な看護の応用能力を養うために、より実践的な場面での実習を行い、実践適応能力と臨床ケア能力の向上を図っている。

高大連携に配慮した教育内容としては、平成25年度は、推薦入試・震災特別入試入学予定者を対象に、生物・化学の基礎的知識を強化することを目的に、eラーニングによる入学前教育を実施した。実施するにあたり、入学予定者に対する説明会を開催し、29名が参加した（資料4-2-12）。入学後は、入学前教育に関するアンケートを実施し、調査結果をふまえて、今後の取り組みについて検討している。

教育課程の適切性の検証は、原則月1回開催される教務委員会を中心に検討を行い、適宜、修正案を看護学部運営会議へ提示し、看護学部拡大教授会で審議する形をとっている（資料4-2-13～15）。また、検討する際は、全学で行っている学生アンケート、学部独自で行っている卒業年次生アンケートや卒業生アンケート等の結果を活用している（資料4-2-16～17）。さらに、学部教育の将来について検討する学部長諮問委員会（将来構想懇話会）を平成26年度に設置した。この懇話会のメンバーは、学部運営会議構成員以外の若手教員とし、本学部の強みと弱みを分析するなどして将来の学部教育の一層の充実につなげるための議論をおおむね2ヶ月に1回のペースで行なっている。ここで得られた内容については、学部の運営会議でさらに議論を深め、拡大教授会で共有することとしている。

3) 社会福祉学部

本学部は、社会福祉学科と人間福祉学科の2学科で構成している。カリキュラム・ポリシーに基づき、前者は福祉課題に対する直接的・間接的援助を総合的に学べるものとし、福祉政策系・コミュニティ福祉系・臨床福祉系の3つの教育系で構成される。後者は社会福祉学の他に隣接する人間諸科学を学んでこれを応用するものとし、生涯発達支援系・福祉心理系で構成される。なお、旧学科は福祉経営学科と福祉臨床学科から構成されており、後者が福祉課題に対する直接的な援助を学ぶのに対して、前者はそれを可能にするシステム・制度・政策を構築する間接的な援助について学ぶ構成になっていた。

カリキュラム・ポリシーに基づいて設定される専門科目のうち「専門基礎科目Ⅰ」では、「社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルワーク入門」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「社会福祉基

礎演習」などを配置し、社会福祉教育の基盤を学ぶ。次に、「基幹科目Ⅰ」には「児童福祉論」「老人（高齢者）福祉論」「障害者福祉論」「地域福祉論」「精神保健福祉論」「社会保障論」「公的扶助論」などを配置し、社会福祉のさまざまな領域に関して学ぶことによって、大きく全体像を学ぶことになる。社会福祉に関するこうした学びの上に、学生は教育系（旧学科では教育群）へと所属してさらに専門分化した授業科目を、主として3年次に「展開科目」および「発展科目」において履修する。一方「専門基礎科目Ⅱ」では、関連する諸科学である「心理学」「社会学」「法学」「経済学」「政治学」「医学概論」などを1年次2年次を中心に履修することで、より視野を広げ学際的な教養を身につけられるよう構成している。3年次には、「専門演習」および「実験・実習」を必修科目として履修して準備した上に、4年次の「専門総括演習」「卒業課題研究」に取り組むことになる。

なお、これ以外にも社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、幼稚園教諭などの資格・免許の養成に関わる科目群が用意されているが、学生が福祉的課題に取り組む上で有用な資格を得られるようにしたものであり、これもディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを反映している。

教育課程の適切性の検証については、学部運営会議が学部教務委員会と共にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連から検証を行うとともに、資格課程運営会議の協力を得て、資格課程や教員養成課程のあり方という視点から法人評価において毎年度点検を行っている（資料4-2-2 計画項目【8】，【10】）。

4) ソフトウェア情報学部

平成25年度に導入されたカリキュラム・ポリシーに基づき、利用者の立場の分かる技術者を育成するため、専門教育と人間教育を一体化した内容を特長とする教育を行っている。「専門基礎科目」における科目には、本学部における学びの導入を円滑にするとともに、学生の向上心を引き出し専門分野への導入を図る数学科目（「情報基礎数学A～C」）が1年次前期と後期に配置されている。入学時に数学プレイスメント・テストを実施し、その合格者はこれらの科目の、より高度な数学（「解析学」「統計学」「線形代数」）を学ぶことができる先行履修制度も新たに導入した。その一方、基礎を万全とするために、専門基礎科目の科目は前期・後期ともに開講している。

「専門共通科目」には、本学部の基礎となる科目を広く履修することができるように科目を配置し、「展開科目」には、「専門共通科目」で修得した基礎を深化させるための科目を配置している。1年次と2年次には、より幅広い知識・スキルの修得を、3年次以降は、各自の興味分野に応じた深い知識・スキルの修得を可能とするために、平成24年度以前のカリキュラムにおける4単位科目を2単位科目へ分割して再配置するなどの調整を行った。また、平成24年度以前のカリキュラムにおける従来の演習科目の演習内容を再編し、これまで以上に学生自らが学ぶ姿勢をとれるよう、本学問領域に対する学生の興味を引き出すための演習（「ソフトウェア演習A～D」）を配置している。これらの演習科目は、3年次以降に配置されている講座毎の演習および卒業研究（「研究科目」：「システム演習Ⅰ～Ⅱ」「システムゼミA～B」「卒業研究・制作A～B」）に繋がるよう設計されている。

「関連科目」では、本学部の学問領域と社会との繋がりを初年次から意識できるよう、1年次から「科学技術史」「起業論」などの科目を配置し、2年次以降は法律・会計・経営な

ど、より具体的な社会との繋がりを学べる科目を配置した。また、平成 24 年度以前同様、専門分野の知見をより深め活躍の場を広げるために必要となる英語科目（「専門英語Ⅰ～Ⅲ」）を配置している。

平成 25 年度から新たに導入された「キャリア学習科目」は、利用者の立場の分かる技術者の育成にあたり専門教育と人間教育を一体化する中心的な科目が配置されている。この科目群の科目では、本学部の専門的な内容を扱う一方、自己を磨き自らの進む道を切り拓く力と、専門知識を活かして様々な問題を発見し解決する力を養う。「基礎教養入門」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」では、各講座の 1 年次～3 年次まで学年毎の複数のグループにて、自身の役割や貢献を意識しながらケーススタディによる問題解決能力を身につけるためのグループワークを実施している。（資料 4-2-6 pp.22-23, 49-142）

適切性の検証に対しては、教務委員会を中心に実施する。教務委員会では、学生アンケートや履修状況、成績分布などを基にカリキュラムを中心に検証を行う。また、高校と接点の多い入試広報委員会や企業などと接点の多い就職委員会とも情報交換を行い、学外からの視点も意識する。検討内容については、カリキュラム運用に関することは教授会での報告後、実施するが、ポリシーそのものに関する点などは、教務委員会作成の案を学部・研究科運営会議で審議する。了承された案をさらに教授会で審議し、教員の合意を得た後に執行する。（資料 4-2-18～19、資料 4-2-20）

5) 総合政策学部

本学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、適切な授業形態・内容の教育を提供している。1 年次に配当されている専門基礎科目では、本学部の理念を現実社会での事例を用いて解説する「総合政策入門」の他、行政・法律、経営・経済、環境政策、地域政策の 4 つの専門分野に共通して必要となる基礎科目として 8 科目 16 単位を開講し、必修としている。基幹科目は、後に展開科目を学ぶための基礎となる科目として、4 つの履修モデルの分野から 2～3 科目ずつを開講している。選択科目であるが、全 11 科目のうち 7 科目以上を修得する必要があるため、幅広い分野の講義科目を履修することになる。これによって、学生は、総合政策学部の教育方針の軸である「総合的な視点」にとって必要な幅広い知識を学修する。それと同時に、幅広い学問分野を学ぶなかで、自身が専門的に取り組みたい学問分野がどの履修モデルに属するのか、進級を志望する履修モデルを見出す機会になっている。さらに発展的・専門的な科目である展開科目は、学問的専門性を考慮して「行政・経営系科目」と「環境・地域系科目」の 2 つの科目群に区分し、合計 60 科目以上を開講している。学生は進級したコースに対応した科目群を多く修得することになっているため、専門性も高められるようにしている。

これらと並行して、数的思考・統計的思考を学ぶ情報・数理科目では、必修 2 科目（「基礎数理Ⅰ」「統計学Ⅰ」）、選択 6 科目を開講し、選択科目は各履修モデルにとって必要な科目となっている。3 年次には現場を観察したり、統計データを実際に操作・処理したりする実習科目を開講している。

専門教育の最後に、「卒業論文・研究」を必修で設けている。既往の研究論文や文献資料から課題となるテーマを見つけ、その解決のために必要な方法を検討し、文献や現地調査によってデータを集めて考察し、その成果を発表して論文執筆に至る、という一連の過程

を1年間かけて成し遂げる科目である。

いずれの科目も、学生が学修段階に応じて適切に履修できるよう、それぞれの科目の配当年次を定めている。学生の科目履修状況や成績の変化、各履修モデルへの志望学生数などについて、教務委員会が年度ごとに集計・分析し、教授会に報告している。

6) 看護学研究科

博士前期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、実践的な研究方法と研究成果を実践に活用する視点を重視し、さらに研究データの分析・記述方法についての実力を身につけることを目的とした看護研究法を「共通必修科目」として配当している。加えて、理論と研究方法の学習を重視する専門分野選択科目（特論科目）を配当している他、十分な文献学習と現場での実践体験を取り入れた演習及び看護学研究(修士論文研究)を配当し、高度な看護学教育を展開している（資料 4-2-4 p. 103）。また、前述の3つのCNSコースでは、専門看護師の機能（高度な実践、教育、相談、調整、倫理調整、研究）を理解し、専門看護実践能力を身につけるために、それぞれの専攻教育課程として認定された授業科目を履修する。特に専門看護師の教育として不可欠である実習は、6単位の履修を必要とする。実習は岩手県内外の高度医療を担う先進的な病院での実習を主としているが、実習指導者として、岩手県内がん看護 CNS（本研究科修了生）や、同等とみなされる経験豊富な病棟管理者や認定看護師と協働し、指導教員が指導にあたっている。

博士後期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、前期課程における教育を継承し、さらに高度化するとともに、実践・実証能力を一層強化するため、教員と大学院生の参加による「実証的」視点を強化する専門分野選択科目（特論科目）を、前期課程で修得した基幹的な研究能力に基き、特論や研究プロジェクト参加を通して見出した研究課題を中心に、研究を計画し遂行する特別研究をそれぞれ配当している。

教育課程の編成や方針の適切性の検証については、研究科推進会議で審議事項を検討し、その結果について研究科委員会で議論して決定している。

7) 社会福祉学研究科

博士前期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、前述の授業科目群を置いている。社会福祉研究に必要な基礎的な力を身につける科目群については、社会福祉に関する専門的・実践的研究を理論的に構築する基盤を形成する「基盤科目」、実証的研究に必要な方法論を修得する「方法論」、主要な教育研究領域の課題、方法、事例等を総合的に学ぶ「領域研究」を配当している。より高度な教育内容の科目群については、理論的考究を通して課題を把握し、研究方法と実践技法を学ぶ「理論研究」、社会的・実践的に重要な課題への問題解決的アプローチを学ぶ「課題研究」、実践・実務と研究技法とをフィールドで結合させて学ぶ「実習」、各種科目の履修を前提に、修士論文作成を準備する「研究指導」を配当し、高度な教育内容を提供している（資料 4-2-5 pp. 115-118）。なお、臨床心理コースは（公財）日本臨床心理士資格認定協会から臨床心理士養成校（第2種）として指定を受けており、臨床心理士の資格取得を目指す学生にとっては、開講科目のうちの22科目が必修科目または選択必修科目となる（資料 4-2-5 p. 119）。

博士後期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、「社会福祉総合研究」と「社会福

社特定研究」を配当している。「社会福祉総合研究」は、基礎となる学説、科学方法論、研究方法、先行研究等の整理とレビュー等の収斂的研究に関する研究指導を行い、「社会福祉特定研究」は、博士論文作成上の個別課題のデータ収集・分析、実証的研究法にもとづくオリジナルな学説形成につながる帰納的研究に関する研究指導を行う科目である（資料 4-2-5 p. 121）。

教育課程の適切性の検証については、将来構想委員会が何らかの問題点を発見するたびに対応を検討しており、それをもとに研究科運営会議で議事案件として整理し、研究科委員会で審議・協議している。

8) ソフトウェア情報学研究科

博士前期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、幅広い先端知識・技術や情報技術・システムと人間や社会との係わりを扱う、より高度で先端的な内容の講義科目を「専門科目」として 37 科目 74 単位配当している。幅広く学ぶことができるが、先述の教育研究領域・履修モデルごとに前提とする専門科目（特論科目）を設定しており、学生のテーマに沿って高度な内容を学修できるように配慮している（資料 4-2-6 pp. 148, 157-160）。

また、「研究指導科目」には、研究を始めるために必要な研究手法等を学ぶ「ゼミナール」と「ソフトウェア情報学研究」を置いている。ゼミナールでは、実学実践の観点から企業等の現実の問題を題材として、資料作成及び発表技法等のコミュニケーション能力を身につけることを目指す「ソフトウェア情報学ゼミナールⅠ」、実学実践の観点から各研究領域に関する研究論文の輪読、実社会における技術動向の調査、企業等からのゲスト・スピーカーの招へい等により、専門知識を深く理解するとともに、発展的技術及び応用分野の可能性を探求する「ソフトウェア情報学ゼミナールⅡ」、実学実践の観点から実社会での問題を的確に把握するとともに、創造的かつ実践的な問題解決手法を学ぶ「ソフトウェア情報学ゼミナールⅢ」を開講している。「ソフトウェア情報学研究」は、講義科目及びゼミナールにより修得する問題発見から問題解決に至る実践的手法に基づき、現実問題に対する解決方法の提案及びその実現可能性に対する検証等の内容を修士論文としてまとめることを目的としている（資料 4-2-6 pp. 148-149）。

また、修了要件である SPA、PBL はともに授業科目ではないが、「ソフトウェア情報学ゼミナールⅢ」の中で実施することを標準とする。ただし、企業現場の都合などのために、時期を早めて「ソフトウェア情報学ゼミナールⅠ」「ソフトウェア情報学ゼミナールⅡ」の中で実施することも可能としている（資料 4-2-21）。

博士後期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、「特別ゼミナール」と「ソフトウェア情報学特別研究」を開講している。「特別ゼミナール」は、関連論文の輪読、研究の動向の調査及び実社会での問題をテーマとする事例研究を実践する SPA（次章で詳述する。）や学生の自主的研究活動・創造活動を促進するために、学生が主体となる研究プロジェクトを実施する PBL 等を通じて、専門的知識を一層高めるとともに、研究の方法論等を深めることを目的としている。「ソフトウェア情報学特別研究」は、ソフトウェア情報学の発展や実学・実践の学問展開をめざし、その観点から博士論文作成のための研究指導を行うことを目的としている。

適切性の検証に対しては、研究科教務委員会を中心に実施する。研究科教務委員会では、

履修状況やシラバスなどを基にカリキュラムを中心に検証を行う。また、学部教務委員会や就職委員会とも情報交換を行い、大学院入学前、入学後との観点も意識する。検討内容については、カリキュラム運用に関することは研究科委員会での報告後、実施する。一方、ポリシーそのものに関する点などは、研究科教務委員会作成の案を学部・研究科運営会議で審議、了承された案をさらに研究科委員会で審議し、教員の合意を得た後に執行する（資料 4-2-20）。

9) 総合政策研究科

博士前期課程では、(1)で述べたように、カリキュラム・ポリシーに基づき 5 分野 1 コースに適切な授業形態・内容の教育を提供している。「総合政策基幹科目Ⅰ」では、ジョイント・タスク・ワーク、ジョイント・タスク・ワークⅠ・Ⅱ、演習・研究指導の政策課題に関する基礎論的な内容も含んだ基幹的な専門知識の教授を目的としている。「総合政策基幹科目Ⅱ」では、特殊な専門的主题に関わる科目、グローバルな視野を与えるための科目、市民活動への理解を深めるための科目など、総合政策基幹科目Ⅰを補完する科目を提供している。「ジョイント・タスク・ワーク」、「ジョイント・タスク・ワークⅠ」は、基幹科目で修得した各分野の知識に基づき、実践的・総合的な研究能力へとつなげるため、研究課題に関する基本的な研究技法を身につけさせることを目的としている。「演習」は、基幹科目で学んだ各分野の基礎的な素養と専門的な知識及び技能を、それぞれの分野における政策課題を「政策マーケティング」の手法を用いて具体的、多面的に考察することによって、問題発見、課題設定能力、政策の企画・立案能力の向上を図るための科目である。「ジョイント・タスク・ワークⅡ」は、ジョイント・タスク・ワークⅠで修得した研究技法を駆使して修士論文作成にいたる研究活動に対する指導科目である。「研究指導科目」は、基幹科目の成果を理論的・実践的により一層高めるために、文献講読、資料分析、フィールドワークを行ったり、研究テーマの確定、論文の構想、文献や資料の収集と分析、フィールドワークなどを通して修士論文を執筆したりする科目である。いずれもカリキュラム・ポリシーに謳う高度な専門性を獲得するために各コースに開設されている（資料 4-2-7 pp. 116-118）。

博士後期課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、「行政・監理政策領域特別研究」及び「環境・地域政策研究領域特別研究」を配当している。原則として指導教員のもとで 3 年以上必要な研究指導を受けた上で自主的な研究の遂行を重視している（資料 4-2-7 p. 125）。

総合政策研究科では、総合政策学部と同様、おおむね 5 年ごとに現行カリキュラムの見直しと改定を行なっている。最近では、平成 24 年にカリキュラム改定を実施した。

カリキュラム改定にあたっては、研究科長、学部学科長、研究科教務委員長、同入試委員長及び各分野代表で構成される「カリキュラム改定委員会」を置き、現行カリキュラムが「専門分野の高度化に対応した教育を確保しているか」「学生の順次的・体系的な履修への配慮をしているか」どうかを検証し、その結果を踏まえてカリキュラム改定案をつくり、研究科運営会議、研究科委員会の議を経て決定している（資料 4-2-22）。

2. 点検・評価

●基準4-2の充足状況

博士後期課程にコースワークを設けていない研究科があるなど、一部に改善の余地があるが、そのほかは「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

平成25年度以降、高等教育推進センターを中心に各学部等選出教員による基盤教育カリキュラム検討タスクフォースを設置し、教養科目（旧問題論的アプローチ科目）（平成25年度検討、平成26年度施行）、英語科目（平成25～26年度検討、平成27年度施行）、情報処理科目（平成26年度検討、平成27年度施行）の全面的な見直しを実施するとともに、学生及び教員を対象として改定後の教養科目に関するアンケート調査を行った。これらにより、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づく整合性のある基盤教育カリキュラムを構築することができるとともに、当該センターの設置目的のひとつである「建学の理念に立ち返り、改めて本学教育に基盤教育を位置づける」体制を構築することが可能となった。

2) 看護学部

順次性のある授業科目の体系的配置については、平成26年度入学生から進級要件を設けたことで、学生にとって効果的な履修が可能となった。具体的には、平成26年度前期に単位を修得できなかった科目がある1年次生は、担任と面談を行い、次年度以降の履修スケジュールを確認し、学習意欲の継続を促している。また、平成26年度から新たに設置した将来構想委員会での議論で、将来に向けた具体的な検討課題などがより明確となっている。

2年次生アンケート「あなたは、本学のカリキュラム全体について満足していますか」という問いに対する肯定的回答の割合は、平成23年度77.3%、平成24年度81.8%、平成25年度83.3%、平成26年度92.5%と（資料4-2-23）、卒業年次生アンケート「施設・教育機材等についての満足度」のうち「本学のカリキュラム構成」への肯定的回答の割合も、平成21年度の44.9%から平成25年度の84.3%と（資料4-2-24）、いずれも一貫して上昇している。

3) 社会福祉学部

2年次生アンケートにおける「あなたは、本学のカリキュラム全体について満足していますか」の問いに対して、過去3年間の肯定的回答（「満足」「どちらかといえば満足」）は、福祉経営学科においては平成24年度82.3%、平成25年度86.7%、平成26年度91.1%と福祉臨床学科においては同じく82.0%、91.7%、93.9%と、両学科とも上昇し、特に1年次の教育に対しては満足を得ている（資料4-2-23）。

4) ソフトウェア情報学部

2年次生向けのアンケートにおいて、履修している授業の中で満足する科目の割合が50%以上と回答している本学部学生の割合は、2011年度から2013年度（平成24年度以前のカ

リキュラムにおける 2 年次生) まで、76.1%、74.2%、63.2%と減少傾向にあったが、2014 年度(新カリキュラムにおける 2 年次生)の回答結果は 80.8%に上昇している(資料 4-2-25)。

5) 総合政策学部

平成 25 年度のカリキュラム改定にあたって、履修モデルごとに履修すべき選択科目、履修すべき年次を明示した。翌 26 年度前期終了時点で 2 年次生の科目選択傾向を学部で分析した結果、大半の学生が履修モデルが推奨した通りに履修していることが明らかになった(資料 4-2-26)。

また、学部教務委員会が毎年実施している学生アンケートからも、新カリキュラム導入後、2 年次進級時点で将来の志望コースを決定している学生の割合が増えたことが示された(資料 4-2-27)。選択理由として「興味を引かれる授業があったから」がとくに増えている。カリキュラムを改訂して、コース選択・履修モデル選択につながりやすいように 1 年次開講科目を変更したり、授業科目の連続性を意識した授業内容となるように教員が工夫したりした成果が現れた可能性がある。

6) 看護学研究科

大学院生には病院の中堅看護師や認定看護師が多いことから、共通選択科目(医療経済学・看護教育学)の担当教員を看護系教員が担当し、より実質的で実践的な教育内容になった。

7) ソフトウェア情報学研究科

修了要件であり、リサーチワークである「ソフトウェア情報学ゼミナールⅢ」「特別ゼミナール」での実施を推奨している SPA、PBL の実質的な効果を上げるため、要件や実施報告書フォーマットの見直しを行い、要件の明確化を進めた。以前は PBL 実施グループに所属していれば、PBL の実施がなされ SPA と同等と見做されていたが、見直し後は、PBL に主体的に参加したリーダーまたは副リーダーのみに限定した。(資料 4-2-21、資料 4-2-28～34)

8) 総合政策研究科

アイーナキャンパスに設置された「公共政策特別コース」(博士前期課程のみ)は、現役の県庁、市町村職員が主な入学者となっている。そのため、コースワークである基幹科目の「政策法務研究」を母体に、担当教員(県庁職員・県立大学教員)、受講者 OB、他の県内市町村職員が「政策法務研究会」を立ち上げ、講師を招く学習会を開催するなど、自治体職員間の交流と実践的な研究の深化の場を提供している。

また、公共政策特別コースのリサーチワークに相当する「政策マーケティング演習」では、前期こそ政策マーケティングの手法獲得のための座学が中心となるが、後期には現場に飛び出し、これまで田野畑村、盛岡市、金ヶ崎町における地区づくり計画やコミュニティ計画、地域協働計画づくりのワークショップに学生が参加するなど貴重な経験を重ね、確実に学生(自治体職員)の能力アップに貢献しており、地域に貢献できる人材の育成に向けた取組が進んでいる。

②改善すべき事項

1) 大学全体

第二期中期計画における重点計画「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく体系的で一貫性のある教育プログラムの実践」に基づき、平成 25 年度から基盤教育課程の検証・改革を進めているところであるが、「目指す成果・達成状況」として掲げられている「基盤教育と専門教育との最適な組合せによる教育プログラムの整備」に関する検討はまだ始まったばかりであり、十分ではない。

2) 看護学部

推薦入試・震災特別入試入学予定者を対象に実施した入学前教育については、平成 26 年度入学生を対象に実施した「生物・化学現状調査」によると、e-ラーニングによる顕著な効果を認めることはできなかった（資料 4-2-35）。

3) 社会福祉学部

卒業年次生アンケート「施設・教育機材等についての満足度」のうち「本学のカリキュラム構成」への福祉経営学科における肯定的回答の割合は、平成 24 年度 78.9%、平成 25 年度 73.2%、平成 26 年度 66.7%と低下している（資料 4-2-24）。

4) ソフトウェア情報学部

2 年次生アンケートにおける「あなたは、本学のカリキュラム全体について満足していますか」の問いに対して、肯定的回答（「満足である」「どちらかといえば満足である」）は平成 23 年度 81.7%、平成 24 年度 78.3%、平成 25 年度 74.3%、平成 26 年度 58.3%と低下している（資料 4-2-23）。

上記の内容などを踏まえ、本格的な専門教育への移行、初年次教育を通じた大学教育への移行をよりスムーズなものとするために、「専門基礎科目」「キャリア学習科目」など 1・2 年次に配当している科目を中心に適切な教育内容となるよう、継続的な検証と検証結果を踏まえた検討を行っていく。

5) 総合政策学部

総合政策学部の編入学生は専門的に学びたい分野を明確にして 3 年次に編入学してくるが、その基礎となる講義科目を必ずしも編入前に履修していないことが少なくない。それにもかかわらず、編入学生に対してはカリキュラムに関して特別な配慮はなされてこなかった。したがって、入学を許可した編入学生に対して、不足する基礎的科目に関する学習を補うために、どのようなカリキュラムを提示し、どのような科目を履修させるべきかを今後検討する必要がある。

6) 看護学研究科

CNS コースは 26 単位から、38 単位へ移行することが決定されており、当研究科（現 26 単位）でもその対応の準備を進める必要がある。

7) ソフトウェア情報学研究科

大学院設置基準第 17 条の規程に基づいて博士前期課程にコースワークを集中して配当しているものの、博士後期課程においてはコースワークを設けていない。

8) 総合政策研究科

大学院設置基準第 17 条の規程に基づいて博士前期課程にコースワークを集中して配当しているものの、博士後期課程においてはコースワークを設けていない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

平成 27 年度からカリキュラム改訂を施行する英語科目及び情報処理科目に関しては、平成 26 年度の教養科目と同様に、新カリキュラムに関し学生及び教員を対象としたアンケート調査により効果検証を行う。あわせて、カリキュラム改訂による効果として学修成果及び学生満足度のデータを蓄積、検証しながら PDCA サイクルを回していく。

2) 看護学部

平成 26 年度入学生からは進級制が導入されているが、導入以前の年次生については、学生の順次的・体系的な履修が可能になるよう、引き続き教員間で連携を図りながら履修状況を共有し、再履修等について時間割の配慮を行なっていく。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性と同時に、学生のニーズに合わせた教育内容について定期的に検証を行っていく。

3) 社会福祉学部

本学部では平成 26 年度に学科再編を行ったが、引き続き 2 年次生アンケート結果を注視するとともに、高校から大学への学びの移行がスムーズに行えるよう、教育内容を継続的に検討していく。

4) ソフトウェア情報学部

引き続き 2 年次生向けアンケート結果をもとに、平成 25 年度より導入されているカリキュラムの効果測定と検証を学部の委員会において継続的に行う。また平成 29 年度以降は、卒業年次生向けのアンケート結果も踏まえてカリキュラムの効果測定と検証を行うとともに、次のカリキュラム改訂に向けた検討を続ける。

5) 総合政策学部

学生の科目選択については十分に改善されてきた。今後は、これまで以上に分かりやすいカリキュラム・マップを公表することで、科目選択を誘導にとどまらず、科目間の授業内容の関係性と、その科目で身につけるべき能力を学生に理解させることを目指す。

6) 看護学研究科

共通選択科目の内容については、臨床の場で必要とされる専門的な知識や理論などについて定期的に見直すとともに、看護系大学協議会から示されている修得すべき能力も考慮し新たな科目についても検討する。

7) ソフトウェア情報学研究科

PBL に関しては、過去の事例集を作成するなどし、これまでの PBL の内容について総合的な評価を実施する。その結果をもとに、PBL の体制、実施方法を学部の授業や新設予定のキャリア科目との連携も視野にいれ、改訂を続ける。また、SPA についても同様に事例を総合的な評価をするとともに、より効果的な SPA 体制の構築を進める。

8) 総合政策研究科

公共政策特別コースの政策マーケティング演習（リサーチワーク）の履修者有志を中心に、「アセットマネジメント研究会」が発足した。この研究会では、「公共施設の老朽化問題への対応」という各自治体の最重要課題に積極的に取り組み、フォーラムを開催するなど、岩手県内におけるアセットマネジメント研究の核となりつつある。

②改善すべき事項

1) 大学全体

「基盤教育と専門教育との最適な組合せ」のあり方に関する検討・議論を深め、具体的な教育課程の改正につなげていく。

2) 看護学部

入学前教育については、平成 26 年度も継続して実施し、効果を検証していく。

3) 社会福祉学部

新学科の卒業生を輩出するまでには時間を要するが、①で述べたように 2 年次生アンケートの結果は向上しており、卒業までの 4 年間という学士課程教育全体で学生が満足するカリキュラム構成や教育内容となっているか、継続的に検証を行う方策を検討する。

4) ソフトウェア情報学部

本格的な専門教育への移行、初年次教育を通じた大学教育への移行をよりスムーズなものとするために、「専門基礎科目」「キャリア学習科目」など 1・2 年次に担当している科目を中心に適切な教育内容となるよう、継続的な検証と検証結果を踏まえた検討を行っていく。

5) 総合政策学部

現行カリキュラムで確保されていない編入学生の科目履修の順次性を改善するため、現行カリキュラムの問題点を分析した上で改善して、次期カリキュラム改訂時にその改善結果を反映させる。

6) 看護学研究科

がん看護 CNS コースの更新時期(平成 29 年)までに 38 単位用のカリキュラムを準備する必要がある。

7) ソフトウェア情報学研究科

課程制大学院制度の趣旨に照らし、バランスの取れたコースワークとリサーチワークの適切な配置を検討する。

8) 総合政策研究科

課程制大学院制度の趣旨に照らし、バランスのとれたコースワークとリサーチワークの適切な配置を検討する。

4. 根拠資料

- 資料 4-2-1 岩手県立大学共通教育センター運営規程
- 資料 4-2-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)
- 資料 4-2-3 高等教育推進会議設置要綱 (既出 2-9)
- 資料 4-2-4 平成 26 年度 履修の手引き 看護学部・研究科 (既出 1-6)
- 資料 4-2-5 平成 26 年度 履修の手引き 社会福祉学部・研究科 (既出 1-7)
- 資料 4-2-6 平成 26 年度 履修の手引き ソフトウェア情報学部・研究科 (既出 1-19)
- 資料 4-2-7 平成 26 年度 履修の手引き 総合政策学部・研究科 (既出 1-8)
- 資料 4-2-8 岩手県立大学高等教育推進センター運営要綱 (既出 2-18)
- 資料 4-2-9 教養科目アンケート
- 資料 4-2-10 2014 (H26) 年度 2 年次生アンケート報告書 (既出 1-31)
- 資料 4-2-11 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート報告書 (既出 1-32)
- 資料 4-2-12 看護学部 入学前教育の説明会資料
- 資料 4-2-13 平成 26 年度看護学部第 4 回教務委員会議事録
- 資料 4-2-14 平成 26 年度看護学部第 6 回教務委員会議事録
- 資料 4-2-15 平成 26 年度看護学部第 8 回看護学部拡大教授会議事録
- 資料 4-2-16 卒業時における保健師教育の技術到達度に関する調査
- 資料 4-2-17 養護教諭学生アンケート
- 資料 4-2-18 平成 23 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議議事録, 第 6, 7, 9, 11 回 (既出 4-1-27)
- 資料 4-2-19 平成 23 年度ソフトウェア情報学部教授会議事録, 第 3, 6, 7, 10, 12, 13 回 (既出 4-1-28)
- 資料 4-2-20 ソフトウェア情報学部・研究科における重要事項の見直しについて (既出 1-37)
- 資料 4-2-21 平成 25・26 年度ソフトウェア情報学研究科オリエンテーション資料
- 資料 4-2-22 総合政策研究科 平成 24 年 7 月～12 月定例研究科委員会議事録
- 資料 4-2-23 自己点検・評価マネジメントシステム No. 0082
- 資料 4-2-24 卒業年次生学生生活アンケート 問 18②

資料 4-2-25 2年次生アンケート 問 13

資料 4-2-26 履修モデルと科目選択傾向

資料 4-2-27 学生アンケートの結果から見たカリキュラム改定の効果

資料 4-2-28 平成 23 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議議事録，第 4, 7 回（既出 4-1-35）

資料 4-2-29 平成 23 年度ソフトウェア研究科委員会議事録，第 4 回

資料 4-2-30 平成 24 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議議事録，第 3 回（既出 4-1-37）

資料 4-2-31 平成 24 年度ソフトウェア研究科委員会議事録，第 2 回（既出 4-1-38）

資料 4-2-32 平成 25 年度ソフトウェア情報学部・研究科運営会議議事録，第 4, 10 回

資料 4-2-33 平成 25 年度ソフトウェア研究科委員会議事録，第 3 回

資料 4-2-34 平成 25 年度ソフトウェア研究科委員会議事録，第 11, 12 回（既出 4-1-40）

資料 4-2-35 看護学部 生物・化学現状調査結果報告

IV. 教育内容・方法・成果 (IV-III) 教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

1) 大学全体

本学では、学則で各学部・各研究科の目的を定め、それを達成するための教育を実施している(資料4-3-1 第2条、資料4-3-2 第2条)。

本学での主な授業形態は「講義」・「演習」・「実習」であり、「講義」・「演習」は15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位、「実習」は30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位を与えている(資料4-3-1 第19条)。「講義」の中にグループワークを導入する授業や、問題解決型の演習や協働作業を重視する授業等もある。一方的に講義を行うのではなく、小テストやレスポンスカードの活用等により学生の習熟度を把握し、次回の授業に活用する等の工夫もみられる。「演習」・「実習」については、社会における実践的対応能力を身につけるため、豊富で多彩な実習・演習形式の授業を取り入れている。

全学部共通で実施される教養科目は講義形式の授業を行っており、履修者の上限を100名と定め、効果的な講義が実践できるようにしている。一方でそれ以外の基盤教育科目はクラス制とし、少人数での演習形式の授業を実施している。

学修指導体制としては、授業時間内での指導の他、個別性の高い指導等は担任制や講座制等により行っている。加えて、学部毎に入学前教育、学年別ガイダンス、補習授業等の実施、全学の制度として、定められた時間は教員が研究室を学生に開放するオフィスアワーの設定を実践し、少人数制教育体制によるきめ細やかな指導を徹底している。

本学大学院における教育は、「授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。」と定めている。(資料4-3-2 第10条)

研究指導は、各教育単位(講座、コース、教育群等)における研究指導計画に基づき少人数制で集約的に行われている。また、論文発表会やPBL成果発表会さらに中間段階における研究過程の進展度を共有する機会を多数設けており、複数の視点から多角的に指導する体制を構築している。

2) 看護学部

看護学部においては、科目の特殊性を踏まえ、基本的に講座を単位として、科目責任者のほか科目の学修目標達成のために必要な人員を、担当教員として設定している。とくに演習科目については、演習項目ごとに定期的な会議を開催し、教員による学習指導の差が生じないように綿密な打ち合わせを行っている。実習科目については、科目担当者と臨地実習施設の担当者と事前に会議を設け、科目のねらい、学生のレディネスと目標、実習指導方針、指導方法について共有し、大学教員と実習指導者と相互に協力し役割を分担して指導している。

具体的な教育方法としては、本学部は1学年定員90名で1クラスの人数が多いため、個々の科目担当者により様々な工夫がなされている。

講義科目の例では、ほとんどの科目で本人署名による出欠を確認しているほか、多くの

科目でレスポンスカード等を導入、回ごとの授業での学生の学びや感想などを把握し、また質問を受付け、必ず回答を返すなど（資料 4-3-3）、個々の学生の授業理解を促進する取り組みを行っている（資料 4-3-4）。また、講義での教授だけでなく看護場面から具体的に学べるよう、看護場面のビデオ教材を活用するなど工夫している。

演習科目の例では、看護技術を学ぶ科目では、多くの演習が必要あるいは高度な技術が求められる単元では1クラスを2班に分け行っている（資料 4-3-5）。その他、限りある物品やシミュレータを有効活用するために、複数の演習内容のそれぞれに指導教員を配置し同時進行で行い、時間を区切って学生を入れ替えるなどの工夫をしている（活動と休息への技術講義・演習予定・点滴静脈内注射授業資料）。また、卒業直前の「看護技術統合演習」では、基礎から各専門領域で修得した各技術の集大成として、新人看護師教育でも求められている多重課題場面での対応を、多床室に見立てた空間と物品、患者役のシナリオを整備して、学生全員に経験させている（資料 4-3-6）。

実習科目では、すべての科目で事前準備として学習課題を課し、また実習中の実践が想定される技術の復習の時間を設け教員が確認した上で実習に臨ませている。実習に先立ち、その教員が初めて担当する実習場所の場合には事前研修を行い、学生が効果的に実習できるよう、各現場の看護の特徴の把握やスタッフとの関係形成を図っている（資料 4-3-7）。本学部の実習指導は教員がラウンド形式ではなく、基本的に学生の実習時間中は実習先に張り付き、指導にあたっている。また、実習中は臨床指導者と常に連携し指導ノートの共有などを行い、個々の学生の特徴を理解し成長を促す協同取り組みがなされている。特に継続的な支援を必要とする学生については、領域間で情報共有、申し送りが行われている。

また、本学部では看護学部人材育成10カ年計画として経費を確保しシミュレーション教育に取り組んでいる。ここでは、科目外の+αの教育として平成24年度から週2コマ、希望者を対象に、複数の患者の状態がタイムリーに設定でき様々なフィジカルアセスメントを行える高機能シミュレータ（マネキン）を活用した実践に即した教育を行っている（資料 4-3-8）。平成25年度からは必修科目の「成人生活ケア論」において補助的に取り入れられ平成26年度も継続する予定になっている（資料 4-3-9）。

以上の各科目担当としての教育とは別に、本学部では各学年8~10名の学生計40名弱を講師以上の2~3名で担当する担任制を設置している。履修にかかる指導のほか、学生生活に関する相談対応を行っており、入学時とつまずきやすい領域実習開始前には必ず、その他希望に応じて面談を行い記録に残している（資料 4-3-10）。

また、本学部では履修登録単位数の上限を設定していない。国家試験受験資格を得るために、卒業要件124単位中107単位（86.3%）が開講年次の決まった必修科目である（資料 4-3-11 pp. 30-33）。したがって、教育上の弊害が生じることもなく、科目として適切な履修者数のもとシラバスに沿った教育の実施、成績評価がなされている。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の教育目標は、「人間の尊厳に対する深い理解」や「学際的教養の涵養」といった、人間と社会およびその環境への認識を深めるという目標と、「現実的な問題解決に結びつけられるような高度な学識・技術の習得」という実践的な技能の習得という目標とから成っている（資料 4-3-12 p. 21）。前者は主として講義形式の授業により、後者につい

ては演習や実習、実験などの授業形態によって学修を促している。実習・演習といった授業は最大でも 20 名程度の小グループで実施しており、必要に応じて学外に出て見学や調査を行う。社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等の養成に係る「資格科目」においては、より実習・演習の比重が重く実践的な科目が多くなっており、教育目標に対応して実践的な授業が多く開講されている（資料 4-3-12 pp. 30-34, 39-43）。

なお、学科再編とそれに伴うカリキュラム改革を行って平成 26 年度入学の学生からは新たなカリキュラムによる教育を始めた。したがって、現在は二つのカリキュラム体制が併存している。平成 26 年 10 月から新たに「新カリキュラム移行委員会」を作って、円滑な移行に向けて課題解決を図っている。

1 学期の履修科目数の制限についてはこれまで行ってこなかったが、学科再編による学部改革に合わせて平成 26 年度新入生から適用されており、1・2 年次は 28 単位、3 年次生は 32 単位を上限としている。4 年次生および編入学生については単位数の上限は設けていない。ただし、学部で定める一部の科目は、登録できる単位数には含まれないとしている。（資料 4-3-12 p. 36）。

ここで「学部で定める一部の科目」としてこの制限の除外となるのは、集中講義だけである（平成 24 年 12 月教授会確認）。したがって、資格科目・教職科目は単位数に含まれており、これらを履修しない学生にとって達成は十分可能であるが、資格や教職免許の養成にさらに多くの履修が求められている現段階ではこれ以上の強い制限は困難である。そこで本学部では履修科目の制限の他、複数存在する資格・免許の養成課程について、登録可能なのは二つの養成課程までとし、平成 26 年度の学部改革以降はさらにその組み合わせも 3 種（社会福祉士と精神保健福祉士、社会福祉士と保育士、保育士と幼稚園教諭）に限定することにした（資料 4-3-12 p. 36）。

しかし、現段階でも年間 50 単位未満という制限は達成できておらず、単位制限に代わる「単位の実質化」の方法も講じることができていない。

学生の主体的参加を促すための方法としては、授業に積極的にグループワーク的なプロセスを導入し、報告会の形で相互に発表する形式を導入するなど、それぞれの授業の内容に応じて工夫が行われている。

なお、カリキュラム・ポリシーに基づき、各授業科目で適切な教育方法がとれているかについては、学生による授業評価が行われており、それに基づく教員による自己点検制度があり、それは公表されている。また、学部運営会議でもこれらの自己点検票について簡単な点検を行っている。ただ、シラバスについて、恒常的に点検する学部内の組織は設置していない。

また、教育内容・方法等の改善を図るという点では、FD 活動について学部において工夫がなされており、運営会議が学部教務委員会の協力を得て毎年の法人評価において検証を行っている（資料 4-3-13 計画項目【13】）。

4) ソフトウェア情報学部

前回の認証評価における改善報告書検討結果において示された「ソフトウェア情報学部では年間の上限が 70 単位となお高いので、一層の改善が望まれる」という指摘を受け、CAP 制度については平成 25 年度より、年間に修得できる単位数の上限を 48 単位に設定してい

る。それにより、学生たちは授業内容を深く学ぶことができるよう、学習時間を十分に確保できるようにした（資料 4-3-14 p.24）。

また、平成 25 年度からの新カリキュラムへの移行にともない、カリキュラム・ポリシーに沿って問題解決型の演習や協働作業を重視するアクティブラーニングの（学生の主体的な参加を求める）授業形態を増やし、それに対応した教室改修を行った。この教室では、高校から大学への学びの橋渡しの科目として開設した「スタディスキルズ」でも利用している（資料 4-3-15）。また、多様な価値観に触れさせるために、いくつかの授業では外部企業等から参画が得られている。

さらに、本学中期計画の「大学での学びに円滑に移行するための導入教育やリメディアル教育を充実させる」ために、専門基礎科目において eラーニングを導入した演習で個人差への対応をはかっている（資料 4-3-16、資料 4-3-13 計画項目【4】）。関連して、平成 25 年度より「ソフトウェア情報学部学習支援コーナー」を設置し、上級生などをチューターとして、学習相談に応じる体制を整えている。また、学生研究室として、1 年次から自分のいる場所が確保されており、教員や先輩・同輩が近くにいるため、学習・相談できる環境が整っている（資料 4-3-17、資料 4-3-18 p.14）。

5) 総合政策学部

総合政策学部は幅広い学問分野にまたがっており、学部教員の専門分野も異なる。そのため、学生は専門基礎科目をすべて学ぶことに始まり、さまざまな科目を履修するなかで自身の関心を確認し、学年とともに次第に選択科目の分野を絞って専門性を高めていく仕組みになっている。本学部では、講義／演習／実習の授業形式を組み合わせ、次の通り実践している。講義科目は知識を体系的に学ぶことを目的としている。演習科目は講義で学んだ知識に基づいて、学生が主体的に学習に取り組むように、予習・輪読・討議形式で授業を行っている。実習科目は野外や室内作業を通じて実践的な調査・分析方法を体験し、複数回の実習を経て最終的に成果を報告書にまとめる。学部の専門科目は、内容、授業形式、授業水準に応じて適切に履修年次を配当している。

演習は全学期に配当されており、それぞれの学修段階に応じて目的も異なる（資料 4-3-19 p.22）。1 年次前期の演習は、文献の調べ方、レポートの書き方、グループ討論を中心に、大学での学習スタイルに慣れることを目的としている。1 年次後期から 2 年次前期では、4 つの履修モデルから学生の関心に応じて演習を選択し、自身の進む履修モデルを決定することを目的としている。その後、2 年次後期にゼミ体験をし、3・4 年次の配属ゼミを学生が主体的に選択する仕組みとしている。本学部は 1 学年約 100 人の学生に対して 40 人弱の選任教員であり、教員数に比較的余裕がある。そのため、ほぼ毎年度、学生の希望通りの履修モデルに配属されている。また、専門演習（ゼミ）の配属に際しては、学生が直接に各研究室を訪問する事前面談期間（2 週間）を設けて、ゼミでの学習・研究内容と学生の希望が適合しているか、必ず教員と面談して確認させるように指導している。そのうえで、専門演習配属志望票の提出日を卒業論文発表会の後にして、各ゼミでの研究内容を参考できるようにしている。最終的に、ゼミ選択では大半の学生が第 1 志望に、ほぼ全員が第 2 志望までに配属されている。

本学部では、各期に履修登録できる最大単位数を、1・2 年次は 25 単位に設定している。

3・4年次は、編入学生の既修得単位数等の状況も鑑み、履修登録単位数上限を30単位に緩和している。教職科目、キャリア教育科目、自由聴講科目については、学生の履修を促すために上限単位数の計算に含めていない。また、修得単位数をかき集めるのではなく良い成績で修めることを目指させること、多くの科目を履修して関心の幅を広げたい学生の要望を満たすことを狙って、成績（GPA）が極めて良い学生に限り、履修単位数の上限を30単位に緩和している（資料 4-3-19 p.24）。なお、これまでに優秀学生に該当した人数は、各期で学年あたり0～2人である。

6) 看護学研究科

博士前期課程の標準修業年限は2年である。修士論文コースでは30単位以上、がん看護CNSコース・小児看護CNSコースでは30単位以上、慢性疾患看護CNSコースでは34単位以上を習得し、修士論文（課題研究）を提出し、その審査および修了試験に合格することが修了要件である。

入学時のオリエンテーション時に、教育課程と履修モデルを示しながら履修方法の修学ガイダンスを行っている。履修モデルは履修の手引きに示している（資料 4-3-11 pp.108-115）。入学時に希望する専攻研究領域での指導教員（1人以上）を決定する。さらに入学年次の12月に学生個々において研究テーマを研究科委員会にて提示した時点において、必要時副指導教員を決定し、指導を行っている。

博士後期課程においても、入学時のオリエンテーション時に、教育課程と履修方法の修学ガイダンスを行っている。入学時に希望する専攻研究領域での指導教員（1人以上）を決定する。さらに入学年次の12月頃に研究テーマを研究科委員会にて提示した時点において副指導教員を決定し、指導が行われる。なお副指導教員は専門性を考慮し学外教員を当てることもあり、2名が学外の教員による指導を受けた。指導教員と議論して完成した研究計画書に基づいて、院生は研究計画検討会で発表し多角的な視点から指導をうけ計画の精練を行っている。さらに、研究科委員会倫理審査会において研究計画倫理審査が行われた後に、主指導教員と副指導教員と協働のもと論文指導が行われる。論文提出年度の11月頃に、副論文1編とともに論文を提出し、論文が学位論文申請審査に値するか否かをあらかじめ研究科委員会で副論文と論文内容について発表と口頭試験による審査（予備審査）を行う。予備審査の合格後、1月に学位論文審査願、学位論文、要旨を提出し、研究科委員会により選定された主査1名、副査2名以上の審査委員による論文審査会審査が行われる。さらに論文審査発表会での口頭試験等の最終試験を経た後、研究科委員会にて投票による合否の決定が行われ、修了判定の審査後学位の授与がなされる。これらの手続き方法については「学位論文学位（博士）授与までに必要な諸手続および関連資料・様式集」として冊子を策定し、配布し説明している。スケジュールについては別途紙面やHPに掲載するなど学生への周知を図っている（資料 4-3-20）。

7) 社会福祉学研究科

博士前期課程は、総合福祉コースと臨床心理コースに分かれて研究教育を行っている。ただし、所属コース以外の科目も履修可能であり、学生はみずからのテーマに応じて柔軟に履修計画を立てることができる（資料 4-3-12 pp.113-119）。

指導は「研究指導」という名称の授業時間だけでなく随時行われ、コースの枠を越えて指導を受けることを可能とすることにより学生の主体的参加を促している。研究指導の流れとしては、主・副の指導教員体制を研究科委員会で確認した後、指導教員によりテーマと研究計画の確認を受け、1年次の10月段階で経過報告会を担当教員全員の参加により実施し、2年次の7月には各コース別に中間報告会を行って進捗状況をコース担当教員全員で確認した後、論文提出後の口頭試問を経て、再び担当教員全員参加による論文発表会を行うこととしている。平成26年度からは、論文提出後に論文発表会を行って最終的なコメントを受けてから口頭試問に臨むことに決定し、さらに論文指導を充実させた。

なお、社会人入学生に対しては、勤務なども考慮した時間割編成を工夫している。

博士後期課程においては、担当教員は前期課程の半数程度であるが、主副の指導教員は前期同様に2~3名を充てている。1年次2月、2年次10月にそれぞれ全体の報告を行い、さらに論文提出に先だって3年目の10月に予備審査を行っている。実際には3年間で論文完成に至る学生の方が少ないのが実態であり、時間をかけて息の長い指導を行うことにより完成度の高い論文を目指している。

研究指導計画は『履修の手引き』に記載し、オリエンテーション時以外にも学生に周知を図っている（資料4-3-12 pp.116,122）。

8) ソフトウェア情報学研究科

教育目的を達成するために、教育方法および学習・研究指導として次のことを行っている。専門科目として37科目、研究指導科目として4科目をそれぞれ開講している。研究指導においては、一人の学生に対し、主指導教員1名、副指導教員2名からなる複数指導教員体制をとり、手厚い研究指導を実施している。

また、SPA (Software Practice Approach) または、PBL (Project Based Learning) の実施を修了要件とし、理論の実問題への適応経験を積ませることで、学生の視野の拡大、実践力の向上を図っている（資料4-3-14 p.150）。さらには、諸外国の大学との間に交換留学生制度を導入し、学生が国外で学習する環境の整備を進めている。加えて、アメリカやオーストリアの大学との間においては、夏季休業期間中の約2週間の日程で、現地でのゼミ、発表などを行い、学生の能力向上を図っている。

9) 総合政策研究科

前述のとおり、博士前期課程では、基幹科目、ジョイント・タスク・ワーク、演習科目、研究指導科目の4つの科目群を置いている。このうち基幹科目の授業形態は原則講義であり、ジョイント・タスク・ワークと演習科目は演習を実施しており、多様な授業形態の授業を実施している（資料4-3-19 pp.116-120）。

現行のカリキュラムでは、1年次から研究指導教員を設定し、これを同じ分野の他の教員がサポートする集団指導と組み合わせている。公共政策特別コースでは、研究指導教員による個人指導が中心となる。いずれについても、1年次から研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導を行っている。

博士後期課程では、主たる研究指導教員のもとで、1年次に研究計画を定め、2年次には論文執筆に向けた調査等の活動を行なうが、これを単位化はしていない。そして3年次に

主たる研究指導教員の指導のもとで、博士論文の執筆を進めることにしている。

博士論文の作成にあたっては、まず公開の中間発表を行い、指導教員以外の教員や学生の先輩・後輩からの質問に答え、論文の構成と内容を固め、論文提出後の論文発表会（公開）において、同様にさまざまな視点からの指摘を受けることとしている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

1) 大学全体

本学では、開講される授業科目全てのシラバスを作成している（資料 4-3-21）。

シラバスの記載項目は、「授業科目名（日本語、英語表記）」「担当教員」「教育課程」「開講年次」「授業形態」「授業のねらい・概要」「キーワード」「学修目標」「授業の計画」「教科書」「参考書等」「授業の形式」「成績評価の方法」「履修にあたっての留意点」及び「備考」の 15 要素から構成されており、このうち「参考書」「履修にあたっての留意点」「備考」以外の項目は必須入力項目である。授業を担当する教員は、Web を利用して全学統一様式に上記の必要項目を入力しており、「授業のねらい・概要」「キーワード」については冊子媒体の『履修の手引き』にも掲載している。

シラバス及び『履修の手引き』の作成にあたっては、教育研究支援本部長を議長とし、併設の 2 短期大学部教員も構成員となる「教務・FD 推進委員会（現高等教育推進会議）」において方法とスケジュールが確認され、各学部教務委員会と教育研究支援本部職員が連携して作業を行っている（資料 4-3-22～23）。作業は例年 1 月から 2 月にかけて行われ、教員がシラバスを作成し、作成されたシラバスを職員がとりまとめ、各学部等教務委員会が内容確認を行っている。教務委員会での確認作業の結果、修正が必要な場合は、適宜担当教員へ指示し、修正を行う。完成したシラバスは、4 月の履修登録前に Web 上で一斉公開し、学生の主体的・計画的な学修設計につなげている（資料 4-3-24）。

なお、後期開講授業のシラバスに関しては、例年 7 月頃に修正期間を設けている。この手順も、上記と同じ流れで進められている。

シラバスと授業内容に整合性がとれているかについては、全学の統一制度としては現在客観的に確認する方法がない状態である。

2) 看護学部

看護学部の教育方法は、科目ごと目的を達成させるために有効な方法を選択し実施されている。科目の教育課程上の位置づけについては、講義、演習、実習の別をシラバスの授業形態欄に明示し、さらに授業の形式欄にグループワーク、ロールプレイング等のその詳細を示している。また、教科書等学生が必ず準備するものを明示し、履修にあたっての留意点として、事前準備や授業に臨む姿勢等を示している（資料 4-3-25）。

これらシラバスの内容は、まず各学年の年度初めのガイダンスにおいて『履修の手引き』を持参させ確認させている。また、担当教員は、初回の授業で配布するなどして、科目のねらいや学修目標、その達成のための授業の形式等を説明し学生に意識させている。その他、授業回ごとの詳細な授業概要を作成している科目においては、シラバスから逸脱しないよう、授業概要の表紙に明記し、意識して授業設計・展開を行っている（資料 4-3-26）。

実習科目については、シラバスとは別に、さらに詳細に、実習目的・目標、実習場所、

スケジュール、実習時間、実習内容、記録物、評価方法等をまとめた看護学実習要項を作成し（資料 4-3-27）、要項を用いて実習前にオリエンテーションを行い説明している（資料 4-3-28）。

また、シラバスの内容は、科目責任者により毎学期ごとに見直され改定されている。科目責任者による改定後、教務委員会がすべての専門科目のシラバス内容について確認する体制をとっている。

学生のシラバスのわかりやすさの評価でも、80%以上が満足しているとの結果が得られている（資料 4-3-29）。

3) 社会福祉学部

シラバス内容と授業の実際との整合性については各授業担当の教員に任されているが、「学生による授業評価アンケート」による学生の評価を受け、自己点検を行ってその結果を公表する他、学生の授業評価は運営会議でも全体として確認することになっている。また、「教員間相互授業聴講期間」を通して、他教員からの内容確認の機会が設けられている。

4) ソフトウェア情報学部

シラバスについては、その提出時に学部教務委員会主導のもとで内容を確認して、記載内容への不足に対応している。特にディプロマ・ポリシーと学修目標の対応付けを明示するように配慮しており、科目の位置づけを明確にすると共に、学生が授業科目とカリキュラム・ポリシーの関係が理解できるようにしている。科目の担当が複数教員の場合は、主担当を設定し、教員間の合意形成を行ってシラバスを提出させている（資料 4-3-30）。

また、授業の実施後については、学部内の業績管理委員会による授業品質チェックリストを用いて、授業がシラバスに準拠していたかを授業担当教員に確認させることで、シラバスの実質化を促し、シラバスと授業内容の整合性を確保している（資料 4-3-31）。チェックリストを導入していることで、日本技術者教育認定機構（JABEE）に以前認定された際のシラバスの品質を維持するようにしている。

5) 総合政策学部

シラバス記載内容と授業内容・方法との整合性については、基本的に授業担当教員に任されている。各授業でシラバスに沿った授業が行われているか確認する手段として、学生による授業評価アンケートの一部に関連質問があるが、その結果の扱いも各教員に任されている。同じ科目名で複数クラスで開講される授業（「基礎教養入門」「学の世界入門」「コース入門」「卒業論文・研究」）については、教務委員会が作成したシラバスを教授会で毎年説明し、授業の目的・目標を教員に周知している。担当教員は、このシラバスの範囲内で授業を構成する。学問ではないが、本学部生にとって重要なキャリア教育科目（「キャリア・デザインⅠ」「キャリア・デザインⅡ」「インターンシップ」）については、担当教員および就業力育成委員会がシラバスを作成し、同じく教授会で説明している。

また、平成 26 年度にカリキュラム・マップを正式に完成させ、平成 27 年度春から教員・学生に公表する。平成 26 年度の作業は履修モデルごとに行っているため、教員は所属する履修モデルのカリキュラム・ポリシーを再確認するとともに、担当科目の位置づけを体系的

に把握できる。また、「教員間相互授業聴講期間」に他教員の授業を聴講することによって、自身の所属する履修モデルの教育内容や学生らが学んでいる授業内容を全体的に把握することを教員に推奨している。これらを通じて、それぞれの教員は、科目間の授業内容の連続性を意識して授業内容を組み立てることができると考えている。

6) 看護学研究科

本研究科学生は殆どが社会人であり、火曜日に共通科目を設定しているが、他の科目については、教員と協議しながら、可能な日時を設定し演習や講義が進められている。専門科目や研究科目については、一人の教員の学生数が1~2名と少ないため、各教員は、シラバスにそって授業を展開しているが、その学生の背景にあわせた内容も加味しながら柔軟に対応している。

7) 社会福祉学研究科

「福祉研究の方法」などの複数教員による担当科目は、毎年度、担当者の確認と授業の分担方法について研究科の教務担当教員が調整している。研究科の学生に対しては、シラバスだけでなく、年度初めの研究科オリエンテーションにおいて、全体およびコース別に授業や研究指導について説明を行っている。

8) ソフトウェア情報学研究科

すべての科目のシラバスは、授業開始前に担当教員によって毎年更新されている。また、研究科教務委員会がこれらシラバスをチェックしている。これらのシラバスはwebページ上で全学生・全教員に公開されており、学生はそれらを見て、自分が必要な科目が選択できる。

9) 総合政策研究科

博士前期課程の学生に対し、各年度の最初の研究科オリエンテーションで授業概要を掲載した『履修の手引き』を配布している。また、履修登録時に、ホームページに掲載されているシラバスの全文を読んで履修科目を決めることになっている。

授業及び演習、研究指導、ジョイント・タスク・ワーク等は、シラバスに記載された内容に基づき進められている。シラバスに沿った授業内容かについては、先に述べたように授業アンケートができない状態であるので、現状では教員の自己評価や教員と受講者との個別のコミュニケーションに委ねられている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

1) 大学全体

成績の評価は、学則及び履修規程に定め、『履修の手引き』にて学生に周知している（資料4-3-1 第21条、資料4-3-32 第7条）。成績評価制度として「5段階評価制度」と「GPA制度」を本格導入し、その基準は全学の「教務・FD推進委員会」で確認され、各学部教授会において共有化を図っている（資料4-3-33~34）。

平成24年度以後入学生（編入生を除く。）は100点~90点を秀、89~80点を優、79~70

点を良、69～60点を可、59点以下を不可の5段階、平成23年度以前入学生及び平成25年度までの編入生は、優、良、可及び不可の4段階での評価としている。

なお、平成24年度入学生（編入生を除く）は全学部においてGPA制度を試験導入している。GPA制度は、学生ごとの成績を履修単位当たりの平均値により表す制度である。本学においては、5段階の評価（秀、優、良、可、不可）にそれぞれ4～0のGP（グレードポイント）を付与し、履修単位当たりのポイント平均値を算出するものとしており、対象科目は学部により異なる。1年間の試行期間で、成績分布に偏りがあったことから、本格実施の際に「秀」の成績は履修者数の1割程度として扱うことを確認した（資料4-3-35）。

平成25年度からの本格実施に伴い、教員に対しては、「教務・FD推進委員会」において各期の成績分布情報を公開して、学修指導・教育内容の見直し等に取り組んでいる。また、学生に対しては、学期GPAと通算GPAをWeb上で公開し、学生が自身の学修効果を把握できるようにしている（資料4-3-36）。

単位制度については、「学則」第19条、第20条に定めており、オリエンテーション及び『履修の手引き』で学生に周知し、1単位当たり45時間の学修を必要とする認識を学生と教員の間で共有している（資料4-3-1 第19条・第20条、資料4-3-11～12・14・19 p.1）。

評価は、試験の成績、平常の成績及び出席状況を総合して判定することとされ（資料4-3-32 第7条）、評価方法と基準はシラバスに具体的に評価の比率等を記載することにより明確化している（資料4-3-37）。

また、他大学や入学前の既修得単位等の認定についても学則に定めており、『履修の手引き』により単位の取扱い等を含めて学生に周知している（資料4-3-1 第22条・第24条）。この内容は大学設置基準を踏まえて規定されている。

なお、研究科においては、関係規定は学部の学則に準じている（資料4-3-2 第19条）。

現在、他大学等と単位互換協定を締結しているものは、いわて高等教育コンソーシアムの単位互換制度であり、加盟校は岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学、富士大学、岩手医科大学、放送大学岩手学習センター、一関工業高等専門学校の7校となっている。

語学科目における単位認定は、各種語学能力試験等の成果により、英語・中国語・韓国語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語の単位を認定している。また、夏季海外研修「中国語・中国文化コース」「韓国語・韓国文化コース」受講者についても単位認定の対象としている（資料4-3-11～12・14・19 pp.12,14）。

2) 看護学部

成績評価の方法は、用いる評価方法をすべて明示すること、「総合的に評価する」ではなくそれらの評価方法の比率を記載すること、合格最低基準を記載すること、出席についての取り扱いを明示することなど、大学全体の基準に沿って行っている（資料4-3-37）。

筆記試験については、採点基準に基づき採点している。複数の教員で担当している科目の筆記試験は、それぞれの教員が問題を作成し、合計で評価している。最終評価については、担当教員全員の会議で合意を得て決定している。

技術テストを評価項目に含めている科目については、演習で使用したチェックリストを用い、同一の評価項目により採点基準に則り、採点している（資料4-3-38～39）。その学年に対して技術テストを数名開始した頃に、担当教員全員で状況を確認し、評価にあつ

て追加の配慮をする必要性の有無を検討している。

出欠を評価項目に含めている科目については署名や点呼による出欠確認を行っている。
複数の教員で担当している科目は成績評価会議を行い、全員の合意を得て決定している。

3) 社会福祉学部

成績評価については、シラバスの「成績評価の方法」に記載する方法により行っている。
出欠を評価項目に含めている科目については、点呼・署名により出欠確認を実施している。

同一科目多クラス編成の授業の場合には、クラス間の差が生じないようにあらかじめ成績の基準について話し合うこととし、科目担当者（成績入力する教員）が連絡調整役を果たしている。また、オムニバス形式で授業を実施する場合にも、それぞれの教員が成績を出し合って、評価方針を話し合っている。特に担当教員数の多い「基礎教養入門」「学の世界入門」の入門演習科目では、毎年度、幹事教員を定めて会議を開催して評価方法を決めている。

編入学に伴う既修得単位数の認定については、一定の手続きの下に学部教務委員会が進めており、この委員会から出された案を教授会において確認して決定している。読み替え単位数の上限は学部において合意している他、認定に当たっては既習得単位にかかるシラバスを取り寄せて詳細に検討している。

4) ソフトウェア情報学部

授業品質チェックリストで、シラバスに各学修目標に対する評価方法が明示されているかを授業担当教員に確認させている（資料 4-3-31）。また、新成績評価制度及び GPA 制度を導入し、優秀な学生を積極的に評価していく体制を整えることで、より細かい成績評価を行っている。試行段階においては専任教員全員参加の教授会等で「秀」の分布状況を確認し、「秀」とすべきレベルの調整や共通認識を持たせている。

さらに、シラバスには単位に相当する授業回数を明記させており、授業終了後には単位あたりの学修保証時間を確保しているかどうかを授業品質チェックリストにより確認している。学修保証時間に限らず、1 単位あたり 45 時間（90 分予習と 90 分復習が含まれる）という認識を、教務ガイダンスにおいて学生に周知している（資料 4-3-40）。

5) 総合政策学部

各科目の成績評価方法・基準をシラバスに明記し、第 1 週の授業で必ず口頭で説明している。

新たな成績評価基準の適用 2 年目で、総合政策学部の専門科目では「秀」の成績を全履修者の 1 割を超えないとする目安はほぼ守られている。授業ごとの成績割合も教授会で報告しており、極端に厳しい評価・甘い評価の科目が出ないように、ある程度の防止効果が働くようにしている。

編入学生の前所属校の既修得単位認定については、教務委員会が前所属校のシラバスを確認して、その授業内容に相当する科目が本学部にもあるときに限り認定し、教授会の承認を得ている。年度によって教務委員会の判断に違いが生じないように、短大（大学、専門学校）の学部・学科ごとに読替実績表を作成し、編入学生が入るたびに更新している。ま

た、編入学後に学生が本学部であらためて学びなおしたい科目は認定しないように、編入学生と相談しながら読替科目を決めている。

6) 看護学研究科

大学院生の成績評価については、調査課題などに関するプレゼンテーションや討議での発言内容、レポートなどを通して、院生の修得状況を把握し、評価している。多くの科目が複数教員で担当しており、複数の目で学生を評価し、科目責任者がそれを統括している。学位論文の審査については、公開での論文審査会を開催し、評価基準に基づいて研究内容を各教員が評価しその内容を研究科委員会で審議した後に、投票により可否を確定している。

7) 社会福祉学研究科

成績評価については、シラバスの「成績評価の方法」に記載する方法により行っている。学外実習を伴う授業においては、現場の実習指導者による評価をも参考にしている。また、複数教員が担当する場合については、当該科目の成績入力責任者が中心となり合議により方法を決定している。

8) ソフトウェア情報学研究科

評価方法および基準についてはシラバスで明記しており、学生も確認できる。評価方法や基準などシラバスの内容を変更する場合は、速やかに学生に伝え、学生に不利益が出ないようにしている。また、学修保証時間、単位に相当する講義回数もシラバスに明記し、担当教員はそれを遵守するよう心がけている。具体的には2単位に対し、22.5時間の授業と67.5時間の学修時間を必要としている。

9) 総合政策研究科

岩手県立大学履修規程では、試験について、「学期末までに期間を定めて行う」「前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、随時試験を行うことができる」とし、さらに成績の評価について秀90点以上、優80点以上90点未満、良70点以上80点未満、可60点以上70点未満、不可60点未満としている（資料4-3-32 第6条・第7条）。

岩手県立大学大学院総合政策研究科履修規程では、試験、成績の評価等については、前記の岩手県立大学履修規程第6条以下の規定をそれぞれ準用するとしている（資料4-3-41 第9条）。

単位認定や成績評価、試験等について以上のように規定することを学生にも周知し、基準に沿って適切に単位認定を行っている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

1) 大学全体

本学では、授業の改善に役立てるとともに、教員の授業内容・方法を改善・向上させるための組織的取組（ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動）の促進、本学の教

育の質の向上を目的とする「授業に関する学生アンケート」を教育研究支援本部が主体となり実施している。同アンケートの実施については、「教務・FD 推進委員会」において方法・手順について確認され、同本部から各学部等へ通知を行い実施される。実施状況の把握等調査の進行管理は各学部、各研究科及び高等教育推進センターが指定した学部内委員会等が行っている。各学部等（授業担当教員）で実施されたアンケートは、本部担当職員が集計作業を行い、結果を各学部等に公表し、授業担当教員はその結果をもとに「自己点検票」を作成するという流れで行われる。平成 25 年度からは、調査方法を「組織的な教育改善活動への活用」に焦点化するとともに、改善の意欲が高まるような環境づくりを目指し、①自己点検票を活用した学部等ごとの意見交換会を実施すること、②調査票の項目を削減し、重要な項目に絞ること、③毎年全科目の調査ではなく、原則 3 年に 1 サイクルで調査する体制とすることと変更した（資料 4-3-42～43）。また、実施時期についても、期末調査を補完するために中間にも Web 上にて調査を実施している（資料 4-3-44）。これらのアンケート結果をもとに各教員は各自の授業改善に資することとしている。

また、各学部等における FD 活動を推進するため、全学部に対し「FD 経費」を毎年配分している（資料 4-3-45～46）。各学部等では配分された経費を活用し、FD を所掌する委員会等が中心となって、各学部等の FD 活動の活性化に資している（資料 4-3-47）。

さらに、全学組織である教育研究支援本部や高等教育推進センターが中心となって、併設の 2 短期大学部も含む全学部の教員を対象とした全学 FD 研修を毎年実施している（資料 4-3-48）。

なお、授業アンケート等の内容検討等については、従来は「教務・FD 推進委員会」で行っていたが、組織改編のため現在は「高等教育推進会議」で従来委員会の所掌を担っている状況である。

2) 看護学部

教育内容・方法の改善のために「授業に関する学生アンケート」を行っている。アンケート結果を授業の改善に役立てるとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の促進、ひいては本学の教育の質の向上に資することを目的としている（資料 4-3-42）。大学全体では 3 年に一度対象となるよう科目を選択することとなっているが、本学部では毎年の点検・見直しが必要と考え、実習科目を含むすべての科目で行っている（資料 4-3-49）。内容としては、一般的な科目では、授業内容の量・速度・難易度について問う設問、実習科目では、指導内容・方法について問う設問が設定されており、教育内容・方法について学生から評価を受ける仕組みになっている。調査は学生への倫理的配慮に基づく実施方法が細かく規定され、科目責任者は本部から提供された結果を担当教員全員で共有した上で「授業に関する自己点検票」を作成し提出することが義務である。自己点検票には、アンケート結果からみた問題点、課題を明記している（資料 4-3-50）。

また、上記個々の科目での評価、自己点検だけでなく、学部全体として教務委員会が結果を分析し拡大教授会で報告され教育成果についての共有がなされるほか、分析結果を検討し、学部の組織的な教育改善活動に活用されている。

さらに、学部 FD 研修会においても教育成果の検証を行っている。本学部では教務委員会や実習委員会による FD 活動を行っている。全教員が出席できるよう授業期間外の日時で年

2～3回開催し、教員間で育成すべき学生の能力の明確化と具体的な教育活動の共有化を図ることを目的に実施している。その内容は、今までの基盤的な取り組みを踏まえ、活動のための組織や教育力育成のための教員研修のプログラムを明確化するとともに、その教育成果を繰り返し評価・検討し、その教育機関の教育能力の発展に寄与することを目標としたものである。具体的には、教員間で、育成すべき学生の能力とそれに向けての教育活動の課題の明確化を図り、今後どのような取り組みが本学部の教育改善につながるか全教員での検討会としている。そして、その取り組みは同時並行的に評価しながら課題を明確にし、次の段階として、育成すべき学生、そのためのカリキュラムの検討、またその教育のために必要な組織や教育力育成のための教員研修プログラムの明確化などを検討していくこととしている（資料 4-3-51）。

これらの検証は、法人評価における毎年度の実績評価のプロセスと連動して行っている。

3) 社会福祉学部

学生による授業評価アンケートに基づき、各教員が毎年一定の時期に担当授業について自己点検を行い、その結果を公開している。入門演習科目のように担当者会議を開催し、前年度までの授業の反省に立って新たな授業方法を検討している科目もあり、また、個別には毎回の授業にレスポンスカードを利用して、学生の反応を確認している授業も少なくない。学部全体として学生に対する教育効果を組織的に検証することは行っていないが、教員の問題意識が強いテーマについては、全学の FD 研修とは別に学部教務委員会が取り上げ、学部独自の FD 研修会を開催し、教育内容・方法の改善を目指している。

4) ソフトウェア情報学部

全学で運用されている授業評価アンケートと、その結果にもとづく自己点検によって、教員個人においても授業の改善を進めている（資料 4-3-43、資料 4-3-50）。また、教育研究活動報告を毎年発行し、学部の各教員が研究だけでなくどれだけ教育に注力しているのかを可視化している（資料 4-3-52）。これは、講座毎に取りまとめ、業績管理委員会が集約しており、発行後は学部全教員に配布するほか、Web ページ上にて公開している。

学部教育の集大成（最終成果物）と言える学生全員に義務づけられた卒業研究においては、講座内の複数教員によるチェック、卒業研究成果発表会の開催による他講座教員の評価、あるいは卒業論文要旨集への掲載と公開、学会発表など、他講座や他教員の指導の成果を見せ合うことや学外の評価を得ることで、品質の維持改善に努めている（資料 4-3-53）。

平成 25 年度からの新カリキュラムで注力しているキャリア学習科目群については、委員会レベルで担当教員を設け、設計実施および改善を進める体制を整えている。

5) 総合政策学部

本学部では、すべての専門科目において学生による授業評価アンケートを毎年度実施している。科目担当教員がその結果に対して自己分析し、次年度に向けた改善案を報告することで、授業内容や授業方法の改善につなげている。

学部全体としては、授業評価委員会が中心となって、アンケート全科目分の集計結果に基づいて分析・検討を行っている。一つ一つの質問項目の回答の経年変化、他学部生のアン

ケート結果との比較も行いながら、学生の理解度や学習意欲の推移等について本学部生の特徴も考慮しながら考察し、学期ごとに教授会で報告している。ただし、これは全科目の集計結果に限っており、個別科目のアンケート結果は学部としては検証していない。平成25年度から、有志教員が集まって授業評価委員会とともにアンケート結果を解釈したり、授業での様子から本学部学生が抱える問題について自由に議論したりする会合を年2回（前期と後期に）開催している。

6) 看護学研究科

院生が研究を開始する前に研究の目的や方法の妥当性、倫理に関する内容については研究計画検討会で審議している。研究科の教員は、研究科FD研修会をとおして、研究指導の参考になる具体的な研究手法やカリキュラム内容に関する情報などを得ている。この研修は、他大学研究科の状況や当研究科の特徴などに気づく機会となっており、必要に応じて指導体制などの見直しも行なっている。平成26年度に「学位論文検討委員会」を設置し、他大学の研究指導状況や外部有識者の意見を取り入れて学位論文の質保証について検討している。平成24年度にこれまでの論文掲載状況を調査した。調査内容については、研究科委員会で共有し、全ての博士論文が掲載されていないことも明らかになり、修了後のサポート体制の必要性が課題となっている。これらの検証についても、法人評価における実績評価のプロセスと連動して行っている。

7) 社会福祉学研究科

研究科の授業については少人数での履修であるため、学生による授業アンケートの対象になっていないが、社会福祉研究科の教務担当教員及び各教員が、院生に対して授業や研究環境についての要望や相談などを受けている。

修士論文の経過報告会、修士論文発表会、博士論文中間発表会、博士論文発表会は、全て公開することが、院生担当教員の教育の適切性について他教員等から検証を受ける機会となっており、それが研究指導の質の向上につながっている。

8) ソフトウェア情報学研究科

授業評価アンケートと、その結果にもとづく自己点検を実施する体制を整えており、教員個人においても授業の改善を進めている。また、教育研究活動報告を毎年発行し、学部の各教員の研究及び教育活動を可視化している中間発表会で、研究進行を確認し、複数の教員がアドバイスをする体制を整えている。

9) 総合政策研究科

本研究科の教員は、学部教員との兼務であり、学部や全学の主催するFDに関する研修会等に参加している。

第一期認証評価結果では、総合政策研究科に対し、「大学院学生による授業評価に関し、ジョイント・タスク・ワークを実施していることや受講生が少ないために行われていないが、効果的な方法を策定して実施することが望まれる」との指摘を受けている。

前記の指摘にもあるように、研究科の授業は少人数であり、博士前期課程の基幹科目に

においても受講者数1名ないし2名の授業が、ここ数年は大半を占める。そのため、学生の匿名性を確保できないなどの問題から、学部で実施している授業アンケートの対象とはなっていない。しかし、先の指摘に 대응するため、研究科教務委員会では、過去2回（平成22年12月、平成24年2月）学生に対し、授業や研究環境（施設や書籍・雑誌等の整備について）に関する要望についてアンケートを実施し、その結果を教員が共有するように努めた（資料4-3-54～55）。

さらに、修士論文構想発表会、修士論文発表会、博士論文中間発表会、博士論文発表会は、いずれも公開であり、これにより教育内容が適切な成果に結びついているかどうかについて、他の教員や外部の検証を受けることになるとともに、研究成果を他の大学院担当教員と共有するという成果を生んでいる。その結果が研究指導の質的向上につながるという効果をあげている。

2. 点検・評価

●基準4-3の充足状況

研究科における研究指導などに改善の余地があるが、そのほかは「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

オフィスアワーの設定や各学部の指導体制の充実等により、学習サポートの仕組みに満足している学生の割合が8割超の水準で推移している（資料4-3-56）。

また、FD活動の効果もあり、履修している授業の中で満足している授業が7割以上あるという学生の割合も経年で増加している（資料4-3-57）。

2) 看護学部

全学では授業評価に相当する授業アンケートは3年に1回行われるが、看護学部では、拡大教授会にて毎年行うことで合意され、学生アンケートを毎年行っている。そのため、本学部の科目は毎年教育方法について学生の点検・評価が行われることになる。また、多くの科目については、担当者会議により最終的に評価しているため、教育方法に関する点検・評価が複数の目で行われ客観性が高い。

学部FDについては、ただ講師を招いての講義ではなく、育成すべき学生の能力の明確化と具体的な教育活動について教員間の共有化を図ることを主とした、主体的な活動が実施できている。

また、実習委員会が中心となって取り組んでいるFD活動は、臨地実習という看護基礎教育に特化し、資質向上に向けた内容である（資料4-3-58）。具体的には、委員会を通じて把握された実習担当教員からの意見や実習における教育上の課題の明確化と解決への取り組み、およびアンケート調査による学生からの実習指導に対する評価である。アンケートは、学部独自のもので、すべての実習終了後の4年生を対象として、「学びになった・嬉しかった経験」と「戸惑った・困った経験」などを調査している。調査では、実習という学習を通して自分自身の成長を認識できていることがわかり、自由記述においても、「自分

で考えて行動できるようになった」「コミュニケーション能力が向上した」「看護について深められた」といった肯定的な学習となっていることが伺えた。この調査は毎年継続して行っている。

これらの結果は、学内教員が共有することはもちろん、外部の実習施設と連携した臨地実習指導者との合同勉強会の場でも共有し、教員・指導者それぞれが教育・指導方法を振り返り次年度への改善に活かせるような取り組みを行っている。また、とくに新人教員に対して学部全体で研修を行うなどにより、実習指導を担当する教員の教育力育成の支援を行っている（資料 4-3-59）。

以上の取り組みにより、学習サポートの仕組みに対し、学部生の 80%以上が満足しているとの結果が得られている（資料 4-3-56）。

3) 社会福祉学部

平成 26 年度からの学科再編は、教員定数の削減など教育環境に加わる制限の大きい中で、社会福祉をとりまく社会状況等に対して社会福祉教育の刷新を目指したものである。今後、年次が進行するにつれてさらに教育方法の具体的改善を進めなければならないが、現段階では新たな社会福祉教育の枠組みについては確立することができ、資格教育とのバランスについても調整することができた。

4) ソフトウェア情報学部

カリキュラム・ポリシーに示されている「キャリア学習科目」は、中期計画においても「学生に職業観やヒューマンスキルを身につけさせるキャリア形成科目を充実させる」とある通り（資料 4-3-13 計画項目【5】）、本学部が近年重視している科目群である。河合塾の初年次教育の調査において、全国の大学において第一位の評価となるなど、講座制を生かした学年混成のプロジェクト型授業などが、初年次教育として効果をあげている。また、「プロジェクト演習」については、社会人基礎力を育成する授業 30 選（経済産業省主催）に選ばれた。

さらに、入学時から研究室配属される教育環境を含めた学部の教育全般が、質の高い卒業研究に結びついている。これは、情報処理学会の学会発表件数を維持し、毎年奨励賞を受賞していることから示されている（資料 4-3-60）。

5) 総合政策学部

学生による授業評価アンケートの回答傾向では、ここ数年はほとんどの項目で変化なし、またはやや良化している。

授業評価アンケートの学部全体の集計結果と、各教員が日頃の授業で感じている印象に基づいて、学部の授業に関する問題について有志教員が議論する「教員意見交換会」が、平成 25 年度より始まった。近年の学生の気質、学生間の学力差の存在、入試制度の問題点など、本学部が直面する教育の問題点について自由に議論できる機会が設けられた。

また、科目間の関係性を中心にカリキュラムの妥当性を履修モデルごとに検討する取り組みも平成 26 年度に行われた。これによって、各科目の授業内容・目的が明確化されるとともに、望ましい教育方法について、同じ履修モデルの教員間で意見や要望を議論しやす

い環境が整備された。

6) 看護学研究科

研究計画検討会や倫理審査委員会では、研究内容が一層充実するような建設的なアドバイスが得られる場となっており、大学院生を研究科全体で指導する体制となっている。また、論文の質保証に向けた取り組みを加速させるために「学位論文検討委員会」を平成26年度に設置し、審査体制や審査基準、主査・副査と研究指導教員の関係などについて検討している。

7) ソフトウェア情報学研究科

複雑化・高度化している情報社会にあって、ソフトウェア情報学の観点から、実社会に散在する問題を発見する能力とその問題を実際に解決できる実践的能力を身に着けた人材の養成を行った。また、キャリア教育の導入についての検討を始めている。その過程において、教員自身のあり方についても議論を行うことで、教育の質向上を図っている。

8) 総合政策研究科

博士前期課程においては、少人数の授業が中心だが、履修規程等にのっとり、厳正な成績評価と単位認定を行っている。研究指導については、主たる指導教員1名による指導とともに、とくに滝沢キャンパスではジョイント・タスク・ワークによる集団指導により他の教員からの指導・助言を受けることにより、より多角的な視点から修士論文をまとめることが可能となり、修士論文の内容を高める効果を生んでいる。

博士後期課程においては、博士論文草稿の提出条件として、博士論文の内容に関連する査読付論文2編以上を事前に提出し、認定委員会により「認定」を受けることになっている。これにより、博士論文執筆までに論文を複数執筆するという点で、学生の研究成果をあげるとともに、段階的・計画的に博士論文を作成するという点で効果をあげている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

成績分布情報、履修取消届提出状況等のデータを検証しているが、集計データの内容及び更なる活用方法については今後検討をする必要がある。シラバスについては、その内容と授業内容の整合性が図られているかどうかを確認する組織的な取り組みが十分ではない。

また、平成25年度から導入した教員意見交換会の取組について、実施の具体的な方法等は各学部等の裁量に委ねられている状況であり、授業アンケートや自己点検票の調査結果の積極的な活用について今後検討する必要がある。

2) 看護学部

毎年授業評価により学生の点検・評価を受け自己点検票を提出しているが、自己点検後に実際に改善が図られたかについては確認する体制が整っていない。また、科目数としては少ないが、1名の教員が単独で担当している科目については他の教員と検討する機会がないため、点検・評価が主観的になる可能性がある。学部すべての科目の学生アンケート

結果を教務委員会が把握し分析してはいるが、個々の科目における教育方法を改善・指導するまでの強制力はない。

3) 社会福祉学部

新たな学科体制への移行が進んでおり、円滑な移行に向けて課題解決を図る必要があるのと同時に、新学科体制での教育を検証する方法およびその体制について検討する必要がある。

4) ソフトウェア情報学部

平成 25 年度から新カリキュラムを導入したばかりであり、年次進行で進めているところである。新カリキュラム自体が改善活動ととらえられるため、学生の変化を見ながら、よりよい評価方法を検討しながら、完成年度に向けて見直しを進めていき、4 年間で卒業できる学生の割合の増加を図る。

5) 総合政策学部

1 年次前期の演習科目「基礎教養入門」は、約 10 人ずつのクラスで行う演習であり、各クラスで学生が学ぶ内容は基本的に同一である。しかし、授業開始前の担当教員間での授業内容の調整が十分ではなかった。共通シラバスで学修目標を明示しているが、担当教員によってその解釈に差異があることも考えられる。

授業内容や教育方法の改善に対しては、授業評価アンケート結果も参考にしながら、個々の教員が工夫している。しかし、各質問項目間の相関まで分析していない。また、無記名アンケートのため、成績と回答傾向との関係が不明である。授業時間外の学習が必要な水準の授業であれば、当然、学生にとっては困難を感じた比率が高くなる。「困難を感じた」と「満足度が高い」が同一学生から回答されてこそ、授業内容や教育方法に魅力があったことになるが、そのような分析が可能なデータは現行の授業評価アンケートからは提供されない。それでも、学部全体の数値としては年々向上しており、数値的にはほぼ上限に達したようにも見える。ここまで高い評価になると、もはや何を改善すべきか判断できない。成績や質問項目間の相関まで含めて分析する必要がある。

また、さまざまな入試形態で入学する学生が混在しているため、科目によっては他の学生に比べて学力が明らかに劣っている学生が存在する。

6) 看護学研究科

修士論文や博士論文の全てが学術雑誌への掲載にはいたっていないことから、修了後のサポート体制の強化が検討課題である。

7) 社会福祉学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの本文を『履修の手引き』に掲載する必要がある。

8) ソフトウェア情報学研究科

カリキュラムの調整を定期的に行う。現在の情報社会や研究動向に応じ、大学院修了生として求められている知識・能力に応じた研究科のカリキュラムについて検討を続ける。キャリア教育の導入についての検討はまだ不十分である。そのため、議論を深め、教育の質向上を図る必要がある。

9) 総合政策研究科

過去2回「教育・研究環境等調査」(院生アンケート)を実施したが、その後、学生の急激な減少などもあり、平成24年度以降、匿名性が確保できない等の理由により、実施を中断している。

また、構想発表会と修士論文提出の間が実質的に3ヶ月程度しかないため、構想発表の完成度が低い場合、論文の作成が困難になるという問題がある。

博士後期課程については、研究計画書の提出が入学時のみであることから、学生の修学状況を把握した上で、計画的できめ細かい指導を行う仕組みが必ずしも十分ではない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

今後は、教育目標の達成度を学生の視点をより重視して測る必要があることから、学期ごとに実施する「授業に関する学生アンケート」及び卒業年次生対象の「卒業年次アンケート」における設問項目の追加や「達成度自己チェック表」導入などの手法から、より良い検証方法を導入する。

2) 看護学部

全学で3年に1回の学生アンケートによる授業評価は、今後も本学部では継続して毎年行うこととし、これまでの年度ごとの集計だけでなく経年的な結果の推移・比較が確認できるような分析を行う。看護学部は演習・実習科目が多く、担当者が複数である科目が多いことが特徴であるため、非常勤講師も含め担当者会議を今後も密に行い、教育方法に関する点検・評価の客観性を高める必要がある。

学部FDについては、今後も職位・領域を越えた少人数グループワークを中心に、忌憚のない活発な意見交換が行えるよう企画する。

実習に関する学部独自のアンケート調査は継続して行い、その結果を題材にした臨地実習指導者との合同勉強会も、施設や人を拡大して行う。具体的には現在は主な実習施設1箇所との取り組みであるため、複数の実習施設との合同勉強会を定例化していくことや、参加者についても学生担当となる臨床指導者だけでなく一般の看護スタッフの参加も促し、施設や病棟全体で学生の教育・指導方法を点検・評価してもらえるようにする。

3) 社会福祉学部

新たな学科体制の移行を段階的に進めており、特に専門科目について、五つの教育系独自の教育に関する準備を各教育系単位で順次進めている。

4) ソフトウェア情報学部

「プロジェクト演習」において、平成 26 年度は企業や自治体からテーマを集め、それを解決するプロジェクトを考察するなど、内容の発展を図ることができたので、今後も継続してキャリア学習科目の内容を充実させていく。

5) 総合政策学部

教員意見交換会等の教育改善に向けた活動を、学部全体での一体的な取組となるよう今後も活発に実施していく。

6) 看護学研究科

研究計画検討会や倫理審査委員会では、研究内容が一層充実するような建設的なアドバイスが得られる場となっており、大学院生を研究科全体での指導する体制となっている。今後は更に、研究計画の段階で外部の専門家と共同で研究指導ができる仕組みの構築（他大学との連携強化）が必要である。

7) ソフトウェア情報学研究科

「専門科目」、「研究指導科目」、「ゼミナール」などの教育課程をコースモデルごとに柔軟に現代の社会ニーズと先端研究に合わせるほか、課外授業も実施した。また、これまでに成果の出ている点を中心に、研究科のカリキュラムの調整を定期的に行う。

8) 総合政策研究科

博士前期課程においては、個人指導と集団指導を組み合わせるメリットが十分活かされている。公共政策特別コースは個人指導だが、学位論文副査の役割をさらに実質化し、他の教員からの指導助言を受けることができるようにする。

博士後期課程においては、学生にはハードルが高いものの、査読付論文 2 編以上の提出が博士論文提出の条件になっていることにより、博士論文の質を高い水準を維持することが可能になっている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

GPA 制度について、現在は学生が学年全体における自己の成績の変化を自ら確認し、学習意欲の向上につなげることを目的としているが、今後は、表彰や進級・卒業要件等更に有効な活用方法について各学部・担当部局を中心に検討する。

さらに、教員意見交換会の取組についても、調査内容を日常的に組織的な検討ができるプロセスを確立していく。

2) 看護学部

1 名の教員が単独で担当している科目の点検・評価が主観的になる可能性があることや点検結果に基づいた授業改善内容の確認・指導が不十分なことについて、学部長あるいは学科長が点検・評価する仕組みを整備する。

また、現在実施している学部内 FD の効果について、経過をみながらさらに充実できるように検討を進める。

3) 社会福祉学部

学科再編後に設置された「新カリキュラム移行委員会」を中心に、円滑なカリキュラム移行に向けての課題解決、教育方法等の検証を進めていく。

4) ソフトウェア情報学部

新カリキュラムの導入については、今後も経過をみながら、継続的に改善を進めていく必要がある。そのための担当教員間の連携を密にし、かつ組織的体制や支援体制を確立する。環境についても、より柔軟な教育方法（アクティブラーニング等）を実現できる教室をさらに整備していく。また、1年次からキャリア意識を徐々に高めながら、自律的に学ぶための方向づけを、科目間の連携や課外活動を通して実現していく。さらに、入学前教育については A0 や推薦入学の学生に対して、大学生としてのレディネス向上のために eラーニングで実施する。

5) 総合政策学部

1年次前期の演習科目「基礎教養入門」に関して、平成 27 年度からは、事前に担当教員に対して学修目標と授業内容の注意点について教務委員会が説明する会議を実施することになった。

リメディアル教育を実施すべきかについては、現在検討中である。平成 25・26 年度に、リメディアル教育の実施要望について、1～3 年次生にアンケートした。平成 26 年度の場合、数学の知識を必要とする授業に関して、2・3 年次生の 3 割超の学生が「大変な困難を感じた」と回答している（資料 4-3-61 図 10～11）。また、「1 年次に学習不安解消の機会があれば参加したかった」と回答した 2 年生は約 3 割もいる。平成 26 年度 12 月には、学部教員に対して、リメディアル教育の必要性やその科目、水準などに関するアンケートが予定されている。これらの結果に基づいて、今後のリメディアル教育の実施方針について検討していく。

6) 看護学研究科

修了後の論文指導体制強化の一環として、研究科内に論文投稿支援窓口などを設け、論文の一部については、速報などとして投稿できるような仕組みについて検討する。

7) 社会福祉学研究科

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを『履修の手引き』に記載することを検討する。

8) ソフトウェア情報学研究科

「専門科目」、「研究指導科目」、「ゼミナール」などの教育課程をコースモデルごとに柔軟に現代の社会ニーズと先端研究に合わせる。また、社会人学生や秋入学などの多様な学

生に対応した柔軟な履修体制や、キャリア教育の充実など、社会の変化への対応について検討する。

9) 総合政策研究科

授業や演習、研究指導に対する全体的な満足度、授業等の改善に向けての提言など、年度末に研究科教務委員会が学生に意見を求めるなど、匿名性を保障し、学生のプライバシーを保護しながら、学生の意見を反映させ、教育内容・教育方法の改善につなげる仕組みを早急に構築する。平成 26 年度から試行的に、博士前期課程の学生を対象に、「総合政策研究科教育内容等改善のためのアンケート調査」（仮称）を実施している（資料 4-3-62）。

また、過去に公共政策特別コースで「プレ構想発表会」を実施し、早い段階で複数の教員からアドバイスを受けることができる等、一定の効果がみられたことから、この経験を生かし、他の分野の院生や教員の理解を得ながら、1 年次の学習及び研究成果を発表する場として、平成 27 年度博士前期課程入学者より、「研究成果発表会」（仮称）を 2 年次の 5 月頃に実施することを検討する（資料 4-3-63）。

博士後期課程における研究指導面の課題に対しては、学生と協議しながら「年次研究指導計画書」を作成し、研究科長の点検・評価を受けるというプロセスを確立させる（資料 4-3-64）。年度末に指導教員は「年次研究指導計画書」の進捗状況について学生の報告を受け、「年次研究成果報告書」を学生と協働で作成し、指導内容の見直しを行い、研究指導の内容を継続的に改善できるような体制の検討を進めていく（資料 4-3-65～66）。

4. 根拠資料

- 資料 4-3-1 岩手県立大学学則（既出 1-2）
- 資料 4-3-2 岩手県立大学大学院学則（既出 1-3）
- 資料 4-3-3 看護学序論・看護基礎理論 I コメントカード
- 資料 4-3-4 看護学序論・看護基礎理論 I 授業概要
- 資料 4-3-5 看護援助技術論 I・同 II 予定表
- 資料 4-3-6 看護技術統合演習授業資料
- 資料 4-3-7 基礎看護学実習指導ガイド
- 資料 4-3-8 シミュレーション教育の試み
- 資料 4-3-9 成人ケア論演習資料
- 資料 4-3-10 平成 25 年度第 2 回看護学部拡大教授会（定例）議事録
- 資料 4-3-11 平成 26 年度 履修の手引き 看護学部・研究科（既出 1-6）
- 資料 4-3-12 平成 26 年度 履修の手引き 社会福祉学部・研究科（既出 1-7）
- 資料 4-3-13 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）
- 資料 4-3-14 平成 26 年度 履修の手引き ソフトウェア情報学部・研究科（既出 1-19）
- 資料 4-3-15 「スタディスキルズ」シラバス
- 資料 4-3-16 「情報基礎数学 A・B・C」シラバス
- 資料 4-3-17 ソフトウェア情報学部ホームページ 学部の教育・研究
<http://www.soft.iwate-pu.ac.jp/education/lookat01.php>
- 資料 4-3-18 ソフトウェア情報学部パンフレット（既出 1-27）

- 資料 4-3-19 平成 26 年度 履修の手引き 総合政策学部・研究科 (既出 1-8)
- 資料 4-3-20 看護学研究科ホームページ 学位申請手続き
<http://www-nurs.iwate-pu.ac.jp/postgraduate/degree/>
- 資料 4-3-21 平成 26 年度シラバス (全科目)
- 資料 4-3-22 教務・FD 推進委員会設置要綱
- 資料 4-3-23 高等教育推進会議設置要綱 (既出 2-9)
- 資料 4-3-24 平成 26 年度「履修の手引き」及び「シラバス」作成要領
- 資料 4-3-25 平成 26 年度看護学部シラバス抜粋 (「看護相談技術論」等)
- 資料 4-3-26 「看護援助技術論 I・同 II」授業概要表紙
- 資料 4-3-27 平成 26 年度看護学実習要項
- 資料 4-3-28 平成 26 年度看護学部専門領域実習全体オリエンテーションプログラム
- 資料 4-3-29 自己点検・評価マネジメントシステム No.1098
- 資料 4-3-30 ソフトウェア情報学部 平成 24~28 年度科目一覧
- 資料 4-3-31 授業品質管理チェックリストの実施について
- 資料 4-3-32 岩手県立大学履修規程
- 資料 4-3-33 新成績評価制度の導入について (報告書)
- 資料 4-3-34 平成 23 年度第 4 回教務・FD 推進委員会議事録
- 資料 4-3-35 新成績評価制度の運用について (報告書)
- 資料 4-3-36 平成 25 年度後期学部別平均 GPA
- 資料 4-3-37 平成 26 年度シラバス記載例
- 資料 4-3-38 バイタルサイン測定技術テスト用チェックリスト
- 資料 4-3-39 薬液の準備技術テスト用チェックリスト
- 資料 4-3-40 ソフトウェア情報学部 1 年次教務ガイダンス資料
- 資料 4-3-41 岩手県立大学大学院総合政策研究科履修規程
- 資料 4-3-42 平成 26 年度 授業に関する学生アンケート実施要領
- 資料 4-3-43 授業に関する学生アンケート調査票
- 資料 4-3-44 授業アンケート実施マニュアル
- 資料 4-3-45 FD 経費の執行について (内規)
- 資料 4-3-46 平成 26 年度 FD 経費配分通知
- 資料 4-3-47 平成 25 年度学部等 FD 活動結果
- 資料 4-3-48 平成 25 年度岩手県立大学 FD 活動実施状況
- 資料 4-3-49 平成 25 年度第 3 回看護学部拡大教授会 (定例) 議事録
- 資料 4-3-50 自己点検票
- 資料 4-3-51 平成 25 年度看護学部第 1 回 FD 研修資料および実施後アンケート
- 資料 4-3-52 2012 年度 岩手県立大学ソフトウェア情報学部 教育研究活動報告書 (既出 3-51)
- 資料 4-3-53 平成 25 年度卒業研究成果発表会案内
- 資料 4-3-54 平成 22 年度総合政策研究科教育・研究環境等調査
- 資料 4-3-55 平成 23 年度総合政策研究科教育・研究環境等調査
- 資料 4-3-56 自己点検・評価マネジメントシステム No.0080

資料 4-3-57 自己点検・評価マネジメントシステム No.1087

資料 4-3-58 平成 26 年度看護学部実習委員会勉強会企画

資料 4-3-59 平成 26 年度看護学部実習委員会 新任教員の臨地実習指導のための研修

資料 4-3-60 情報処理学会全国大会学生奨励賞資料（既出 3-58）

資料 4-3-61 「総合政策学部での学習に関する調査」の集計結果

資料 4-3-62 平成 26 年度総合政策研究科教育内容改善のためのアンケート

資料 4-3-63 岩手県立大学大学院総合政策研究科博士前期課程研究成果発表会実施要領
（案）

資料 4-3-64 岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程研究指導計画書（案）

資料 4-3-65 岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程研究成果報告書（案）

資料 4-3-66 研究指導計画書及び研究成果報告書に関する申し合わせ（案）

《以下、必須根拠資料：本文中には特に引用していないが、本基準全体に関わる資料。》

資料 4-3-67 授業時間割表（全学部・研究科）

IV. 教育内容・方法・成果 (IV-IV) 成果

1. 現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

本学では、「実学実践」の教育理念のもと、学生が主体的に学ぶ姿勢を持ち、現場でものを考え、行動する力を身につける高度な専門教育を推進するために、学生の学習到達度を明確にし、厳正な成績評価を実施するべく、平成 24 年度から「5 段階評価制度」と「GPA 制度」を試験導入し、平成 25 年度からは「新成績評価制度」を本格実施しているところである。GPA の公表により学生が教育成果を客観的、相対に把握することができるようになったことで学習意欲が喚起され、計画性と向上心を持ち、また、教員への科目別・授業別成績評価一覧の公表等により、評価の客観性、シラバスとの整合性などが確認され、学修指導の向上に結びついている。

本学では、学生の自己評価、卒業後の評価を測定するために、卒業年次アンケートや就職先企業アンケート等を実施し、その結果を評価指標として用いている。「卒業年次生学生生活アンケート」によると、「学生自らが設定した学習目標を達成できたと思う学生割合」が平成 25 年度 81.3% となっており、平成 24 年度 74.8% からわずかであるが上昇している（4 学部計）（資料 4-4-1）。また、建学の理念を意識した教育成果を問う設問への感想、印象について平成 25 年度の「卒業生に関する企業アンケート」によると「採用企業満足度」が 84.3%、「卒業生の能力水準について全体的に高いと感じている企業割合」が 76.4%、「企業からみて本学の教育活動が熱心だと思う割合」が 72.3% と高い割合を示している（資料 4-4-2 pp. 3, 5）。

これらのことから、教育目標に沿った成果が上がっていると判断できる。

2) 看護学部

全学の卒業年次生アンケート結果によると、学生自らが設定した学習目標を達成できたと思う割合は、平成 18 年度 83.3%、平成 21 年度 84.1%、平成 23 年度 87.5%、平成 24 年度 88.2% と上昇するなど、成果が上がっている（資料 4-4-3）。

また本学部の DP における人材育成理念は、IV-I 章で示したとおりである。具体的な成果としては、DP①について、平成 25 年に行われた平成 24 年まで 3,353 名の全卒業生を対象とした「岩手県立大学卒業生調査」において、本学部は「多様性の理解」「対人興味、共感・受容」「役割理解、連携行動」「親しみやすさ」などの対人基礎力（親和力、協働力）の身につけ度が高いことが明らかとなった（資料 4-4-4 p. 53）。とくに本学部では、在学中に身につけた基礎力として「役割理解・連携行動」「遵法性・社会性」が高く、深い人間理解や倫理観に教育の成果が反映されている。

DP②について、本学部では卒業研究が必修科目にある。研究成果について卒業後、学会発表のほか研究論文として投稿する卒業生も少なくない。卒業生を対象としたアンケートにおいて、学会発表や論文投稿の経験がある者が 3 割近くいることが明らかとなり（資料 4-4-5 p. 40）、科学的・研究的思考に基づく判断力と問題解決能力のある人材の育成が図られている。実際に、「より高いスキル、技術を身につけたい」「どこでもやっていけるほど

の専門性を身につけたい」とする卒業生が本学部は 90%以上あり、専門職としての自覚が培われている（資料 4-4-4 p. 56）ことがわかる。さらに、国際的視点を身につけた看護専門職業人の育成については、学部内に国際交流委員会を設置し、学生のための短期研修や国際遠隔授業を企画実施している。この取り組みは開学翌年から継続実施しており、平成 21 年度からは「国際看護論演習」を選択科目として開講した。また現在、ノースカロライナ州立大学ウィルミントン校およびプリマス大学との学部間国際交流協定を締結している。在学生を対象とした調査結果によると、それらの国際交流への参加希望者は 4 割程度おり、相応の成果を挙げている（資料 4-4-6 pp. 67-73）。

DP③について、前述の卒業生調査において、在学中に身につけるべき知識・経験・スキルとして、看護学部ではとくに「専門分野における実践を通して身に付く技能・技術」「専攻分野における専門知識」の割合が高く、主体的な看護の実践、看護を発展させるために必要な要素について自覚していることが分かる（資料 4-4-4 p. 54）。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、平成 20 年 9 月に厚生労働省から提示された保健師教育の技術到達度 61 項目に関して平成 24 年度に本学部生に調査した結果によれば、主に事業立案と管理、社会資源の開発と質の保証に関する 19 項目において、求められるレベルよりも高いレベルの回答割合が高く、看護の実践能力が充分培われている（資料 4-4-7）。学部独自に行った卒業生を対象としたアンケートでは、専門看護師や認定看護師には 1～2 割が目指したい、大学院進学について 1 割が検討中と回答するなど、専門職としての生涯学習の必要を自覚し、大学卒の看護職としてリーダーシップを発揮すべく更なるキャリアアップを目指す姿勢、能力がある（資料 4-4-5 pp. 39-40）。

3) 社会福祉学部

本学部の教育理念・教育目標については、ディプロマ・ポリシーで定めているが、履修の手引き等においてこれを明示し、4 つの教育群（平成 26 年度からは 5 つの教育系）の教育内容および取得可能な資格・免許を示している。また平成 26 年度に学科再編とそれに伴うカリキュラム改革を行い、平成 26 年度入学の学生から新たなカリキュラムによる教育が開始されている。この結果、現在は二つのカリキュラムが併存している。（資料 4-4-8 pp. 6, 21-23、資料 4-4-9 別表 1 の 2-3、資料 4-4-10～11）。

本学部卒業生の能力水準は「全体として高く感じる」とされた割合が全学部学科のうち、福祉臨床学科が最も高い 36.0%、福祉経営学科がそれに次ぐ 34.7%となっている。これに「どちらかといえば高いと感じる」も含めた肯定的評価が全体に占める割合はそれぞれ 82.7%、80.5%と非常に高く、社会福祉の実践の場でその能力が評価されていることがうかがえる（資料 4-4-2 p. 8）。

一方、本学部は複数の資格免許の養成課程を持っている。社会福祉士の国家試験は難易度が変わるので合格率も変動しているが、常に全国平均と比べて 20 ポイントほど高い状況を保っており、精神保健福祉士はほぼ 80%の合格率で全国的に見ても上位に位置づけている。介護福祉士、保育士、幼稚園教諭については、ほぼすべてのものが資格を取得して卒業している。これらはディプロマ・ポリシーに書かれている「高度な専門的学識・技術」を備えた人材を評価する一つの指標としてみることができ、相応の成果を挙げている（資料 4-4-12～14）。

4) ソフトウェア情報学部

本学部のディプロマ・ポリシーは、第IV-I章で示したとおりであるが、その達成度合いを判定する一つの指標として卒業研究をあてている。本学部では4年次の卒業研究を必須として配置しており、卒業論文の提出と発表を義務付けている。また、卒業論文の提出の前に、2ページの卒業論文要旨の提出も義務付けており、段階的な提出によって成果物の質の向上を図っている。卒業研究の発表においては、学会発表のようにテーマごとのセッションを設けており、様々な研究室の学生が同一のセッションで発表・質疑応答を行う。他の研究室の学生や教員との質疑応答が行われることで、質の保証を行っている（資料4-4-15～16）。

学生の自己評価については、平成25年度より導入した新カリキュラムの学生から個々の学生にファイルを渡し、自己分析やそのときの考えを記述したレポートなどをファイリングする仕組みを導入した。現在は、ファイルを蓄積する段階であり、今後その成果を検証する。

全学の卒業年次生アンケート結果によると、「学生自らが設定した学習目標を達成できた」という問いに対し、「達成できた」「ほぼ達成できた」と答えた割合は、平成23年度59.4%、平成24年度63.9%、平成25年度72.3%となっており、成果が上がっている。（資料4-4-1）

5) 総合政策学部

本学部では、ディプロマ・ポリシーに4つの人材像と、9つの身につけるべき能力を示している。しかし、その教育成果を検証するシステムが整備されていない。

本学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの中心は、地域の問題を見つけ、その解決方法を探ることである。実習科目の一環として、調査地域で成果報告会を開催したり、報告書を作成して関連機関に送ったりすることが行われている。また、学会発表に挑戦する学生が年に数人程度いる。学会発表者は、平成24年度3人/25年度4人/26年度6人である。全国の政策系学部の学生による全国大学政策フォーラムにも毎年参加しており、平成24年度5人/25年度9人/26年度6人が大会に参加した。年度によって科目もゼミも異なるが、このような学生が継続して存在しており、これらは教育の成果と考えられる。総合政策学部は人文系の学部に分類されるが、そのなかでは卒業研究に力を入れていると自負している。卒業研究のなかでも優秀な研究の成果はオープンキャンパスで公開し、秋の大学祭ではポスター発表形式で学生自身が来客に対して説明している。いずれの活動も、総合政策学部での学修成果を学外に公開する機会となるとともに、学生らの学習意欲の維持にもつながっている。

また、本学部卒業生は、企業社員・公務員・NPO職員などとして、とりわけ県内各市町村や県内企業において活躍していることが就職実績データから読み取れる。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿った人材を輩出できているかを直接には判断できないが、一定の評価は得られているものと考えられる。

6) 看護学研究科

本研究科では、人々の健康問題、意識の変化、医療・科学技術の進歩に対応するために

看護実践の諸活動の科学的根拠とその背景となる理論及びその応用について研究している。特に様々な健康問題をもつ対象者や健康にかかわる事象及び看護実践の研究を通して、看護実践を改善・推進する能力と倫理観を養うことを重点とし、「実践」と「実証」を重視した研究指導に取り組んでいる。博士前期課程の論文課程の研究テーマは、実践の場での課題を解決する研究内容で、得られた知見は現場に還元されている。また、CNS コースでは、がん看護 CNS コース修了生 4 名は、北東北のがん医療の質向上や後輩の育成に貢献している。博士後期課程では、他大学の教員が入学するケースが多く、博士論文を一層充実発展させている。

7) 社会福祉学研究科

本研究科では学生に対しては「履修の手引き」において、「社会福祉学研究科が目指すもの」として前期・後期の課程を通じた教育目標を示している。(資料 4-4-8 p. 113、資料 4-4-17 第 4 条、資料 4-4-18)

本研究科前期課程を巣立った修了生はこれまでで 11 期 112 名であり、後期課程は 8 期までで博士号を取得したのは 5 名となっている。後期課程については、3 年の課程ではなかなか論文完成には至らない状態であるが、完成した者については 4 名が大学に勤務しており、研究者あるいは教育者として社会福祉研究を展開できる人材を目指す本研究科の方針が結実しつつある(資料 4-4-19~20)。

なお、前期課程のうち臨床心理コースは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 2 種指定校として臨床心理士養成を行っているが、これまで受験資格を得て受験した者 41 名のうち 39 名が合格して資格を得ており最終合格率は 95% である。不合格に終わった受験回数も含めた総受験回数(47 回)をとると合格者は 83% となるが、毎年度の全国平均合格率 63% (H15~H25 の平均) に比べると、非常に高い値と言える(資料 4-4-21)。

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科では、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、教育課程の編成・実施方針を学生便覧、研究科ホームページや『履修の手引き』において明示している。

各科目でもシラバスにおいて、講義概要、講義計画、成績評価の方法等を明示して厳格な成績評価を行っている。

本研究科の修士学位授与率(2 年以内での学位授与率)は、平成 20 年度入学 83%、平成 21 年度入学 72%、平成 22 年度入学 82%、平成 23 年度入学 76%、平成 24 年度入学 89% と、80% 前後で推移している中で、平成 24 年度入学者は 9 割が修了している。

本研究科の修了生の進路は、主に ICT 関係の企業が多く、大企業への就職も見られる。

また、就職先企業アンケートによれば、「本学の卒業者は全体として、貴社の人材ニーズや期待に答えていると思えますか」という問いに肯定的意見(「思う」「やや思う」)を回答した割合が平成 25 年度年度 84.0% となっており、平成 23 年度の 77.8% から上昇している(資料 4-4-22 pp. 147-153、資料 4-4-23~25、資料 4-4-26)。

9) 総合政策研究科

本研究科では、自治体職員、団体職員、コンサルタントなど社会人入学者が多く、修了後も現職を継続する者が多数を占めるため、主に学位取得率により成果を判断している。平成 25 年度までの学位取得状況については、修士は 98 名中 79 名（81%）に、博士は 22 名中 4 名（18%）にそれぞれ授与されている。博士については、前記の課程博士以外に 2 名の論文博士を輩出している（資料 4-4-27～28）。

修士の学位取得率の推移をみると、前回の「自己点検・評価報告書」が調査した平成 18 年度まで 5 年間の数字が 77%であったのに対し、平成 25 年度までの 12 年間の取得率は 81%に達し、4%の上昇をみせている。この数字を見る限り、主に社会人の再教育の場として、DP に沿った人材を実践の現場に十分に供給していると評価することができる。

課程博士の取得率については、平成 18 年度までの数字と平成 25 年度までの数字との間に変化はない（いずれも取得率 18%：ちなみに、課程博士の学位授与は、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 22 年度、平成 25 年度の計 4 名）。

博士前期課程では、社会人が多い特性をふまえ、従来、就職先の調査を行なっていなかった。ただし、平成 23 年度修了者以降、就職希望者に限り、就職先の調査を実施した。平成 23 年度の就職希望者は 1 名、24 年度も 1 名、25 年度は全員社会人で就職希望はゼロであり、2 名中 1 名は民間企業に、もう 1 名は文部科学省系財団法人に就職している。

博士後期課程の修了者（課程博士の学位授与者）4 名のうち 1 名は公募により本学部の専任教員（現在・准教授）に採用されている。2 名は入学時に既に自治体職員及び公的な研究機関の研究員であり、現職に復帰している。もう 1 名は民間の研究所に研究員としての職を得るなど、DP が掲げる「大学等における研究者やシンクタンク等における実践的研究者となりうる人材を育成」という成果を十分に挙げていると評価できる。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

1) 大学全体

学部における卒業認定においては、学部ごとに定められている学位授与方針を踏まえ、学則（資料 4-4-9）第 33 条により、必要な在学年数、必要な授業科目の履修及び単位数の修得などの要件を満たしているか確認し、教授会規程（資料 4-4-26）第 3 条により教授会において卒業判定会議を開催・審議し、その結果に基づき、学長が卒業認定を行っている。これらのことについては、『学生便覧』、『履修の手引き』、ホームページなどで学生に周知している（資料 4-4-30 pp. 51～、資料 4-4-8、4-4-22、4-4-31～32）。

また、大学院における修了認定については、学位授与方針を踏まえ、大学院学則第 14 条により、博士前期課程、博士後期課程において、必要な在学年数、必要な授業科目の履修及び単位数の修得をし、必要な研究指導を受けた上、修士論文や博士論文の審査及び試験に合格した学生に対し、各研究科において制定している論文の審査基準を踏まえ、学位規程第 9 条による研究科委員会において判定会議を開催・審議した結果に基づき、学長が修了認定を行っている（資料 4-4-9、4-4-33）。これらのことについては、『学生便覧』、『履修の手引き』、ホームページなどで学生に周知している。

なお、博士論文については、平成 25 年度の文科省学位規則の改正に伴い、学位規程を改正し、平成 25 年度学位取得者の論文からはインターネットにより公表している。

これらのことから、学位授与は適切に行われていると判断できる。

2) 看護学部

卒業資格は、学則第 33 条にあるように、本学に 4 年以上在学し、定められた授業科目の履修及び単位数の修得をした学生について、学長が認定すると規定されている（資料 4-4-9）。その卒業要件は、『履修の手引き』に、科目区分ごとに必修・選択の区別とともに必要単位数が明記されており、入学時の新入生オリエンテーションおよび毎年度初めの学部ガイダンスの際に、教務委員長より説明、確認され、周知を徹底している（資料 4-4-31）。また、年度初めにはクラス担任が学生全員と面談を行い、未修得単位の有無、ある場合には今後の履修計画と卒業年度見込み等を確認し、教員と学生で共通認識を図っている。

4 年次の年度初めに履修計画を踏まえた上で、国家試験受験資格者について学生・就職委員会を中心に確認している。そして最終的な卒業判定は、4 年次 2 月の拡大教授会において、教務委員会が作成した修得単位一覧を講師以上の拡大教授会メンバー全員で確認し、審議の上議決している。また、残念ながら卒業要件を満たせず当該年度末の卒業が認定されなかった学生については、平成 26 年度から保証人へ連絡通知する体制を整備した。

3) 社会福祉学部

本学部の卒業要件は学則に定められており、学生に対しては『学生便覧』『履修の手引き』等により明示している。卒業課題研究は必修科目として設置されている。テーマの一覧を作成して教授会で確認し、全教員が把握している。指導は教育群（系）の会議において指導者を決定して進めるが、テーマによっては当該学生の所属する学科や教育群（系）以外の担当教員に、副指導教員として指導の応援を仰ぐこともできる体制をとっている。内容については、教育群（教育系）ごとに中間報告会を催して教育群（系）に所属する教員全員でチェックし指導すると共に、最終報告会を公開で行い指導している。卒業判定は教授会において全員分の単位取得状況などを確認することによって行っている。

4) ソフトウェア情報学部

本学部の卒業に必要な要件は、学則等に規定し、学生に配布する『学生便覧』『履修の手引き』で明示し、教務ガイダンスにおいても周知を図っている（資料 4-4-9、資料 4-4-22 pp. 24-25、資料 4-4-15）。卒業者には、学士（ソフトウェア情報学）の学位を授与している。卒業判定は学部教授会にて厳正に審議され、所定の単位数および在籍年数を満たした学生を合格としている（資料 4-4-15）。

卒業研究が必須であり、全講座合同で開催される卒業研究成果発表会における発表を義務としている。発表会は、学部教務委員会が企画・実施しており、質保証のための仕組みとして研究室ごとの閉じた発表会ではなく、学会と同様にテーマごとにセッションを編成している。セッション運営を、テーマに関連する教員が参加して行うことで、審査的な役割も果たしている。卒業研究に関するスケジュール、提出物、発表会に関する情報は年初のガイダンスにて説明することに加えて、教務委員会ホームページにより学生に周知している。

5) 総合政策学部

本学部では在学年数と卒業要件を満たした学生に対して卒業を認定し、学士（総合政策）の学位を授与している。認定にあたっては、教務委員会において学生の単位修得状況を確認し、教授会の審議を経て承認している。卒業要件は『履修の手引き』に明記されており、入学時の新入生オリエンテーションおよび毎年度初めの学部ガイダンスの際に教務委員長が説明し、周知を徹底している（資料 4-4-32）。

大学教育の締めくくりである「卒業論文・研究」に関しては、学内公開で発表会を開き、そこでの質疑に対応して必要に応じて加筆・修正し、最終論文を仕上げる手順としている。卒業論文の要旨はインターネットで公開し、本学部の教育水準の一部として対外的に示している。

6) 看護学研究科

博士前期課程、後期課程のそれぞれの学生の教育の集大成・成果である修士論文及び博士論文に関して、教育効果を測定する指標として、それぞれ5つの評価項目を研究科委員会において協議し、合意している。

修士論文、博士論文とも主査1名、2名以上の副査によって、審査会を行っている。学位論文の審査基準については、『履修の手引き』に明記され、学生に周知している（資料 4-4-31 pp. 103, 105、資料 4-4-34 p. 38 第19条・p. 39 第25条）。

平成18年度および19年度において、各1件計2件の博士論文審査においては、その研究テーマの専門家である1名の学外の審査委員を含めて行なった。審査委員以外の研究科委員会委員には1週間の論文閲覧の期間を設定している。その後研究科委員会全員が参加する公開の論文審査会を行い、発表会終了後、研究科委員会にて、論文審査会からの審査結果の報告を受け、協議し、投票により最終判定を行なっている。このようなプロセスや協議を重ねることにより、指導の効果を研究科委員会全体で測定し、把握している。

学生に対しても、学位論文およびCNSコース、課題研究の評価項目については「学位授与までに必要な諸手続きに関する要項および関連資料様式集」に明記し周知している。

7) 社会福祉学研究科

修了要件は学則に定められており、『学生便覧』『履修の手引き』等にて明示している。また、学位論文の審査基準も『履修の手引き』に示している（資料 4-4-8 pp. 127-128）。年次単位のスケジュールにより指導を進め、経過報告会ないし中間報告会は公開でおこない、コースまたは研究科担当教員全体で内容をチェックし指導している。テーマはまず研究科委員会で報告され確認を受ける。完成・提出された学位論文については、それぞれ審査委員会を研究科委員会で決定し、委員会が口頭試問などを経て研究科委員会に報告し、研究科委員会において審議して可否を決定している。

8) ソフトウェア情報学研究科

本研究科の修了に必要な要件は、学則（資料 4-4-9）等に規定し、学生に配布する『学生便覧』『履修の手引き』で明示し、周知を図っている。博士前期課程修了者には、修士（ソフトウェア情報学）の学位、博士後期課程修了者には、博士（ソフトウェア情報学）の学

位を授与している。修了判定は教授会にて行い、所要要件および在籍年数等要件を満たした学生を合格としている。

学位論文の作成については、修士・博士とも主指導および副指導教員による複数指導体制で厳格な教育体制を行い、主査および複数の副査による厳格な審査を行っている。(資料 4-4-22 pp.149,152)。そのため、学位論文の審査基準については、修士論文、博士論文とも主指導・副指導の教員に一任し、研究指導を通して、学生に周知している。さらに、予備審査において、主査、副査の教員からも指導を受けている。

修士（ソフトウェア情報学）の学位取得には、修士論文研究が必須であり、中間発表、予備審査、本審査をもって評価している。本審査に進むためには予備審査を合格する必要がある。また予備審査受ける前に中間発表を行うことを推奨しており、実質上、すべての学生が予備審査の前に実施している。修士論文研究成果発表会は、研究室ごとの閉じた発表会ではなく、学会と同様にテーマごとにセッションを編成する。セッション運営を、テーマに関連する教員が参加して行うことで、審査的な役割も果たしている。以上に加え、SPA または PBL の実施も学位取得要件となっている。

すべての修士論文の概要は、教育研究活動報告書の一部として公開されており、Web ページよりアクセス可能である。これにより評価の透明性を確保している。

修了するためには、少なくとも 1 回以上の国際会議、学会での発表を義務づけており、外部からの評価も修了の条件となっている。

博士（ソフトウェア情報学）の学位取得には、修士課程と同様に、主指導および副指導教員による複数指導体制で厳格な教育体制を行い、主査および複数の副査による厳格な審査を行っている。

修了するためには、博士論文研究が必須であり、中間発表、予備審査、本審査をもって評価している。本審査に進むためには予備審査を合格する必要がある。また予備審査受ける前に中間発表を行うことを推奨しており、実質上、すべての学生が予備審査の前に実施している。博士論文の提出にあたっては、少なくとも 1 件以上の第一著者の原著論文と 2 回以上の国際会議、学会での発表を義務づけており、外部からの評価も修了の条件となっている(資料 4-4-35～36、資料 4-4-22 pp.147-153)。

博士論文研究成果発表会は、研究室ごとの閉じた発表会ではなく、学会と同様にテーマごとにセッションを編成する。セッション運営を、テーマに関連する教員や外部の研究者などが参加して行うことで、審査的な役割も果たしている。以上に加え、SPA または PBL の実施も学位取得要件となっている。また博士全員の博士論文概要を、修士論文同様に教育研究活動報告書の一部として公開しており、これは学部の Web ページよりアクセス可能となっている。これを通し、評価の透明性を高めている。

なお、学位論文審査基準については、これまでソフトウェア情報学研究科としての基準を明文化していなかったことから、基準を定めた（H26.12.17 研究科委員会決定、資料 4-4-37）。今後、『履修の手引き』やホームページへの掲載等により、学生への周知を行うこととしている。

9) 総合政策研究科

総合政策研究科では、博士前期課程の修了要件、修士論文の審査基準、修士論文の審査

日程・提出書類など、そして博士後期課程の修了要件、博士論文の審査手続、博士論文の審査基準、審査日程・提出書類などを『履修の手引き』に明示し、学生に周知している（資料 4-4-32 pp. 121, 129-145）。

博士前期課程では、論文の題目を登録した後、学外者にも公開する「修士論文構想発表会」を実施する。構想発表会で指摘された事項をふまえ、修士論文の提出を行なったのち、研究科委員会で承認された 3 名（主査 1 名、副査 2 名）の教員からなる論文審査委員会が審査基準を踏まえて学位論文の審査を行なう。そして修了試験に相当する公開の「修士論文発表会」の実施を経て、研究科委員会において所定の単位の履修状況及び修士論文審査結果、並びに修了試験の結果について審議の上、学位の授与を決定する。

博士後期課程では単位制をとっていないため、原則として標準修業年限（3 年）の期間中に必要な研究指導を受けながら、博士論文中間発表会（論文題目登録の前に実施）、博士論文の草稿を審査する博士論文予備審査会をへて、博士論文を提出する。提出後に公開の博士論文発表会を実施する。さらに、博士論文提出にあたっては、査読付論文 2 編の提出（査読付き論文がない学問分野の場合は、査読付き論文に相当する論文 2 編の提出）とその認定（論文認定委員会が審査）が前提となる。博士論文草稿や博士論文の審査については、3 名以上の教員で組織する論文審査委員会を設置し、博士論文審査基準に沿って予備審査及び本審査を行なう。なお、審査及び修了試験においては、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

博士論文発表会終了後、研究科委員会において論文審査及び修了試験（博士論文発表会）の結果について審議を行い、投票により学位授与の可否を決定する。

2. 点検・評価

●基準 4-4 の充足状況

一部の学部で、教育成果の検証方法などに改善の余地があるが、そのほかは「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

新成績評価制度の導入により、全体として統一性のある条件が整い、教授会及び教務委員会等で教育成果とその条件に関する評価が統一的に実施できるようになった。

また、成績分布情報の教員への公開により、成績評価基準の適切な設定に関する教員個々の意識が高められている。

学位授与については、平成 25 年度に策定された学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえて、各学部、研究科において基準が明確化されており、認定の適切性が検証できるように運用の手続きが明文化されている。学位授与における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）実現の程度については、「卒業者に関する企業アンケート」によると「基礎的知識や読み書きなどの基礎能力を身につけている」（83.9%）、「仕事上の課題等に責任感、倫理観をもって取り組む姿勢を持っている」（82.7%）、「仕事上の課題等に積極的に取り組む意識や行動力を持っている」（79.6%）などの肯定的な感想・印象が顕著であり、社会に貢献できる資質に関して高い評価を得ている（資料 4-4-2 p. 18）。

2) 看護学部

効果が上がっている事項としてはD P ③卒業後に看護職としての実践を積み重ね、看護学を探究し、生涯にわたり自己研鑽でき、看護実践を改善するリーダーとなり得る人材の育成が挙げられる。

効果を示す具体的な成果としては、本学部卒業生が毎年のように本研究科へ進学し、これまでに修士（看護学）を取得した者が18名いることである。本研究科以外にも他大学の研究科に進学している卒業生もおり、科学的・研究的思考に基づく判断力と問題解決能力のある人材、看護学を探究し自己研鑽できる人材育成の実績として評価できる（資料4-4-38）。

また、看護職としてのキャリアについて、卒業生の岩手看護学会誌への論文投稿数を例に挙げると、例年1件あるかないかで推移していたのが、平成24、26年度は3件（共同研究を含む）など増加しているほか、学会発表については多数あり、科学的・研究的思考に基づく実践を積んだ卒業生が自己研鑽を重ね看護学を探究していることが示されている（資料4-4-39）。

さらに、平成25年度に岩手県内の病院の看護部長に対し行った調査によると、大学卒業者は「論理的思考力」「文章を書くこと」「学ぶ姿勢」「知識量」「自分の考えをまとめ伝える力」「情報収集力・アセスメント力」の点で優れていると評価され、「教育的役割」「看護研究」に関して力を発揮し、「看護研究」「リーダーシップ」「マネジメント」の点で期待されていることが明らかとなり、FDに基づく人材育成の成果が得られている（資料4-4-40）。

3) ソフトウェア情報学部

効果が上がっている事項としては、ディプロマ・ポリシーの「3 技術者の立場から情報・システムに関する幅広い知識とスキルを修得し、それを活用した仕組みを企画・設計・開発・保守・運用することができる」および「5 論理的な文章を書き、自らの見解を分かりやすく伝達し、他者の意見を踏まえて議論することができる」にかかわる事項をあげられる。効果を示す具体的な成果としては、情報処理学会全国大会における学生奨励賞受賞数は、全国でも上位であり、平成23年度3位、平成24年度4位、平成25年度1位となっている（資料4-4-41）。卒業研究を学会発表する比率自体も高い。学会の予稿と同じページ数の卒業論文要旨を提出させ、学会発表のようにテーマごとのセッションを設けた卒業研究発表会を企画している。学部教務委員会による学会発表を意識させる仕組みづくりが効果を発揮していると考えられる（資料4-4-15～16）。

4) 総合政策学部

学会発表や実習成果報告会等に挑戦する学生は、安定して存在している。大学祭でのオープンキャンパスの一環として実施している卒業研究ポスター発表は、ここ数年、少しずつ発表件数が増えている。

5) 看護学研究科

これまで博士前期課程については、全ての研究領域で修了生を出している。修士の修了生の中で9名が博士課程にも入学し、3名が修了しており、「実践と実証」を大切にしてい

る本研究科でさらに看護学を発展させるための研究に取り組んでいる。

6) ソフトウェア情報学研究科

効果が上がっている事項としては、ディプロマ・ポリシーの「4 技術者・研究者の立場から情報技術・システムの幅広い知識とスキル、そして自信の専門分野における学識を活用し、さまざまな問題・課題に適した仕組みを企画・設計・開発・保守・運用することができる」にかかわる事項をあげられる。効果を示す具体的な成果としては、問題発見能力を養う SPA (Software Practice Approach)、問題解決能力を養う PBL (Project Based Learning) のいずれかを行うことを修了要件に指定し、学生に実践能力を向上させる。情報処理学会全国大会においては、学生奨励賞を多数受賞しており、受賞数では、全国的に高い水準を維持している (資料 4-4-22 pp. 149-150, 152-153、資料 4-4-41)。

7) 総合政策研究科

博士前期課程では過去 12 年間で 80 名近い修了者を生んだ。さらに後期課程でも 4 名の修了者を生んでいる (加えて論文博士 2 名)。この数字をみる限り、総合政策研究科の DP 中、博士前期課程に関する部分 (「高度な専門知識を有し、地域のニーズを的確に把握して政策の立案や経営に携われる人材の育成」「専門的調査能力や分析力を生かし公的機関等において地域及び環境の問題を解決できる人材の育成」) について十分成果を挙げているといえる。博士後期課程の修了者数は少ないが、社会人入学のため、元の職場に復帰した者を除き、大学等における研究者やシンクタンク等における実践的研究者になっていることから、DP に掲げた目標を十二分に達成していると評価できる。

さらに、修士論文及び博士論文の審査基準を『履修の手引き』で明示し、公開することにより、学生に対し論文を作成する際の基準を示すとともに、審査委員会がより中立かつ厳正に論文を審査することが可能になった。

また、先に述べたように、修士論文の審査においては、公開の修士論文発表会を修了試験として課しているほか、博士論文の審査では、学外の教員等を積極的に副査に登用するなどの方策を講じており、これにより、学位審査および修了認定の客観性・厳格性が十分に確保されている。

②改善すべき事項

1) 大学全体

新成績評価制度に関し、現状では学部別、学年別の GPA 平均値を学生へ公表しているが、全体の中での学生自身の位置をより明確に認識できた方が有効であると思われる。また、複数のクラスを有する科目及び習熟度別クラスにおける成績評価について統一した方針を導入する方向で検討している。

現在、評価の適切性は各科目単位の検討が中心となっており、学習者水準の成果の向上にどう活用するかという方法の確立については、今後の課題である。

2) 看護学部

卒業生が大学院看護学研究科へ進学していること、学会で多数研究発表を行っているこ

と、学会誌に研究論文を執筆していること、在学生の実習先の施設で学生の指導者として配置されていること等、活躍をうかがい知ることができているが、十分に把握しきれていない。卒業生アンケートで把握に努めているが、倫理的問題から無記名で強制できないことから、把握しているのが一部であり全体の状況を正確に反映しているとは言えない。

3) ソフトウェア情報学部

卒業論文研究において、設定されている水準に達していない例が、平成 23 年度に 16 名、平成 24 年度に 14 名、平成 25 年度に 13 名いる。また卒業年次アンケートによれば、「本学のカリキュラム構成」に対する問いに肯定的意見（「満足」「どちらかといえば満足」）を回答した割合が平成 25 年度年度 70.2%となっており、平成 24 年度の 77.0%から下降している。また就職先企業アンケートによれば、「本学の卒業生は全体として、貴社の人材ニーズや期待に応えていると思われませんか」という問いに肯定的意見（「思う」「やや思う」）を回答した割合が平成 25 年度年度 84.0%となっており、平成 23 年度の 90.0%から下降している（資料 4-4-42、資料 4-4-43、資料 4-4-2 p.7）。

4) 総合政策学部

育成する学生像の目標やそのための教育カリキュラムは整備されつつある。しかし、卒業した学生らを対象に、教育成果を検証する方法が整備されていない。学生の卒業後の様子については、連絡を取っている一部のゼミ指導教員が把握しているだけである。

卒業時点についても、教育成果を検証する仕組みが整備されていない。総合政策学部は従来の学問分野の括りでは広範囲にまたがってしまうため、学部の卒業生全員を対象にした数値目標を設定することは難しい。各履修モデルで学ぶ専門分野に近い資格試験が能力判定の代替として利用できるかもしれないが、ビオトープ管理士、経済学検定、統計検定などの試験に挑戦する学生数は必ずしも多くなく、試験合格のために特定分野の知識を偏重すること自体、本学部が目指す学生像とは相容れない。本学部の教育の集大成が卒業論文の作成であることを考えると、優秀な卒業論文の全文公開が本学部卒業生の能力水準を対外的に示すことも考えられる。

5) 看護学研究科

大学院生には社会人が多いことも要因と思われるが、途中退学者が少なからずいるのが現状であり、この対応が課題となっている。

6) ソフトウェア情報学研究科

2 年間で修了する学生の割合を高めること、さらには、今後グローバル化経済トレンドに対応できるように、英語による専門科目の講義実施などディプロマ・ポリシーの「5 国際的な視野に立ち、自身の見解を分かりやすく表現できるとともに、他者の意見を受け入れ論理的な議論を交わすことができる。」に関する教育を強化する必要がある。また、大学院進学者数を増やすために、大学院教育の改善が必要である。

7) 総合政策研究科

博士前期課程においては、相対的に高い学位取得率を維持しているが、これを今後も維持するとともに、入学者中多数を占める社会人が仕事と学業を両立でき、DPに沿った成果を挙げることができるよう適切な指導と配慮をより一層きめ細かく行なうことが課題である。

博士後期課程では、課程博士の取得率（18%）改善が最優先課題である。18%という数字は、博士の学位を取得する者がいる反面、中途退学者、満期退学者等が相当数存在するというを示している。

博士後期課程でも、入学者の大半は社会人である。自治体職員やコンサルタントなど、年度末の繁忙期を抱える学生の多くは、現在、大学院長期履修学生制度を活用し、標準修業年限の3年を超えて在学を続けている。この制度は、たしかに定職をもっている学生にとって、時間的・経済的に余裕をもって査読付き論文や博士論文を作成できるというメリットがある。しかし、長期履修学生制度を利用したものの、5～6年の期間中に博士論文を作成できない場合、長い年月がムダになるとともに、単位制をとっていないため、博士課程に在学した証がない（つまり、「単位取得退学」という肩書きがない）ことになる。

そのため、今後は長期履修学生制度を使わず、標準修業年限（3年）で学位論文の提出をめざす学生、及び長期履修学生制度を活用する学生の両者が確実に学位論文を提出できるよう計画的な指導を行なうために、第IV-III章「教育方法」で詳述した「年次研究指導計画書」及び「年次研究成果報告書」を使った研究指導におけるPDCAサイクルを構築し、平成27年度入学者から適用する予定である（資料4-4-44～45）。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

これまで、ともすれば個別授業志向だった教員の意識が、成績や学位の認定時にとどまらず、授業等の計画段階から、他の授業等との関連において課程全体としての成果を図るという全体志向へ改善されている。さらに、適宜、教育課程編成方針（CP）の見直しや各教育単位で研修会等を行い、教員個々の意識を高める。

また、学位授与については、学位授与方針（DP）を踏まえて、各学部、研究科における基準に基づき、適切な認定の実施に努め、評価指標である「卒業者に係る企業アンケート」等で高い評価が得られるよう目指していく。

2) 看護学部

今後も、卒業生への本研究科への進学促進のためのPRを積極的に行う。とくに平成27年度入試から全学として学部卒業生の研究科への入学時に入学金が免除になる制度が整備されたため、この点について卒業生に周知し進学を促進する。

本学部が設立し本学部教員が主体となって運営している岩手看護学会についても、パンフレットを作成して県内に周知し、研究指導から学会発表、論文作成について、学部生や卒業生が学会理事・評議委員を務める学部教員に気軽に相談しやすい体制を整備する。

卒業生の就職先での評価については、アンケートだけではなく、教員が実習や研修の講

師として施設に出向く機会が多いため、それらの機会を利用して学生の職務状況の把握のほか、施設側からの評価が得られるように今後も良好な関係作りを行う。

3) ソフトウェア情報学部

履修登録を済ませていない学生、必修科目で複数回欠席している学生をリストアップし、個別に指導を試みることによって、学生の状況がわかるようになった（資料 4-4-46）。

4) 総合政策学部

就職内定率や県内就職率の点で、現状を維持していく。今後も「総合政策」の視点を持って地域に貢献できる優秀な人材を輩出するために、実習や卒業研究などの現在の取り組みを維持・拡大していく。

たとえば、地方自治体、NPO、地元企業の経営者を講義に招いて話を聴いたり、実際に少人数で企業を訪ねたりする講義・演習・実習を今後も継続して行っていく。4年生の卒業研究や教員の研究を1～3年生が手伝える機会を増やすため、個々の教員が情報を流すなどしている。このような取り組みの件数を数値で表すことはできないが、学問の楽しさ、学問の応用機会を学生が知ることを通して学生の勉学意欲を高めようと、多くの学部教員がそれぞれの方法・得意分野で取り組んでいる。

5) 看護学研究科

博士前期課程修了生が、さらに後期課程へも進学できるように平成27年度から入学金の免除制度が導入されることになった。この制度を有効に活用できるように、博士前期課程でも後期課程を視野に入れた研究指導も検討する。

6) ソフトウェア情報学研究科

学位申請にあたっての条件(学会発表の時期など)を見直して、修士論文研究・博士論文研究の評価の厳格化を図った（資料 4-4-35～36）。

7) 総合政策研究科

博士前期課程・後期課程のいずれについても、DPに沿った人材を輩出し続け、自治体や企業、研究機関等に多大な貢献を行ってきた。

②改善すべき事項

1) 大学全体

新成績評価制度の運用については、学生の修業意欲向上の成果が検証されていないので、今後継続的な調査と結果の分析が必要である。

成績の意味の明確化と、シラバス内容との対応性による信頼性の向上など、学習者水準で成果や課題を認識できる仕組みを整備し、成績向上をテコにして学修水準の向上を図る。

2) 看護学部

学部独自に行った一時点の無記名の卒業生アンケートでは教育の成果を十分に把握する

ことが難しいため、全学のアンケート調査を活用させてもらうことを検討する。例えば卒業生アンケートでは、現在の職位や認定看護師、専門看護師の取得の有無、学位取得の有無などのキャリアアップ状況が把握できる項目、企業アンケートでは、看護学部卒業生の主な就職先である病院は、他学部卒業生が就職するいわゆる会社とは異なる組織や体制であるため、卒業した看護師・保健師・助産師の就業状況や能力を把握できるような項目の追加の依頼を検討する。

3) ソフトウェア情報学部

修業年限における学生の学習成果を向上させていくために、学習支援室の強化、ピアサポートの充実、自習用としての e-ラーニングの導入の検討に取り組んでいく。

また卒業論文研究において、設定されている水準に達する割合を高めるために、水準の明確化、講座制を活用した一人以上の教員による指導などの教育研究指導の強化に取り組んでいく。

4) 総合政策学部

2.②で述べたとおり、教育成果を検証する方法がまったく整備されていない。カリキュラムを検討・改正しても、その影響・成果は各教員が受けた印象にとどまり、数値で計ることはできない。カリキュラムや教育方法を検証すると同時に、教育成果を計る方法を検討する必要がある。

5) 看護学研究科

大学院生には社会人が多いことも要因と思われるが、途中退学者が少なからずいるのが現状であることから、博士後期課程では論文博士制度の活用について見直す必要がある。

6) ソフトウェア情報学研究科

企業と共同研究やインターンシップを通じた交流をさらに深めていき、研究の質の向上をはかっていく。そのために、イノベーションセンターの入居企業を対象として、ゼミ等の公開、研究発表会などの案内通知など進めていく。

さらに、学部と同様に、外部有識者との意見交換会を開き、改善につなげていく。

7) 総合政策研究科

博士前期・後期課程のいずれについても、教員・学生の双方に対し、DP・CP、そして学位審査基準の周知をさらに徹底させる。博士前期課程については、特に就職希望者に対する支援や就職者に対する追跡を強化する。

博士後期課程については、教育・研究指導の効果について、課程博士における学位取得率だけでなく、学会発表、査読付論文掲載誌への投稿数、学内の学会誌である『総合政策』への投稿数、さらにワーキングペーパーの作成数などを加味して測定する方法を検討する。

なお、従来から懸案となっていた博士後期課程退学者への対応の制度化について、平成24年12月19日の研究科委員会で、「総合政策研究科博士後期課程満期退学者の学位授与申請の特例に関する内規」（以下、「内規」という。）を定めた（資料4-4-47）。この内規は、

満期退学者が退学したときから3年以内に博士の学位授与申請をした場合、その学位論文（「論文博士」ではあるが）審査手続は、課程博士の審査手続を準用することができる旨、定めたものである。

本年度、満期退学から2年目に当たる者がこの「特例」の適用を受け、現在、学位論文授与の手続に入っている。今後、この「特例」を活用しながら、満期退学者への対応を進めていきたい。もちろん、これまでも繰り返し述べたように、博士後期課程の満期退学者を出さないような指導の仕組みづくりが必要である。

4. 根拠資料

- 資料 4-4-1 卒業年次生学生生活アンケート 問 11
- 資料 4-4-2 2013 (H25) 年度卒業者に関する企業アンケート報告書 (既出 1-33)
- 資料 4-4-3 自己点検・評価マネジメントシステム No.0009
- 資料 4-4-4 岩手県立大学卒業生調査
- 資料 4-4-5 平成 24 年度県内就職対策活動報告書 (既出 1-36)
- 資料 4-4-6 岩手県立大学看護学部における国際交流の展望 (岩手県立大学看護学部紀要第 15 巻)
- 資料 4-4-7 卒業時における保健師教育の技術到達度に関する調査 (既出 4-2-16)
- 資料 4-4-8 平成 26 年度 履修の手引き 社会福祉学部・研究科 (既出 1-7)
- 資料 4-4-9 岩手県立大学学則 (既出 1-2)
- 資料 4-4-10 学外向けホームページ 学部別カリキュラム
<http://www.iwate-pu.ac.jp/living/gslife/study/curriculum.html>
- 資料 4-4-11 平成 26 年度シラバス (既出 4-3-21)
- 資料 4-4-12 学部卒業生数の推移
- 資料 4-4-13 学部卒業生の進路
- 資料 4-4-14 過去 5 年間の学部卒業生の資格・免許等の取得状況
- 資料 4-4-15 平成 25 年度オリエンテーション資料：4 年次教務ガイダンス資料
- 資料 4-4-16 平成 25 年度卒業研究成果発表会案内 (既出 4-3-53)
- 資料 4-4-17 岩手県立大学大学院学則 (既出 1-3)
- 資料 4-4-18 岩手県立大学社会福祉学研究科ホームページ
<http://www-welf.iwate-pu.ac.jp/pg>
- 資料 4-4-19 研究科修了者数の推移
- 資料 4-4-20 研究科修了者の進路
- 資料 4-4-21 臨床心理士受験合格者数
- 資料 4-4-22 平成 26 年度 履修の手引き ソフトウェア情報学部・研究科 (既出 1-19)
- 資料 4-4-23 平成 23 年度ソフトウェア情報学研究科委員会議事録：第 13 回
- 資料 4-4-24 平成 24 年度ソフトウェア情報学研究科委員会議事録：第 13 回 (既出 4-1-38)
- 資料 4-4-25 平成 25 年度ソフトウェア情報学研究科委員会議事録：第 12 回 (既出 4-1-40)
- 資料 4-4-26 卒業者に関する企業アンケート 問 I - 1
- 資料 4-4-27 岩手県立大学大学院総合政策研究科修士論文題目一覧
- 資料 4-4-28 岩手県立大学大学院総合政策研究科博士論文題目一覧

- 資料 4-4-29 岩手県立大学等教授会規定（既出 3-64）
- 資料 4-4-30 平成 26 年度 学生便覧（既出 1-18）
- 資料 4-4-31 平成 26 年度 履修の手引き 看護学部・研究科（既出 1-6）
- 資料 4-4-32 平成 26 年度 履修の手引き 総合政策学部・研究科（既出 1-8）
- 資料 4-4-33 岩手県立大学学位規程
- 資料 4-4-34 平成 26 年度学位申請手続要項
- 資料 4-4-35 平成 24 年度ソフトウェア情報学研究科委員会議事録：第 3, 4, 8, 12 回（既出 4-1-38）
- 資料 4-4-36 平成 25 年度ソフトウェア情報学研究科委員会議事録：第 10 回（既出 4-1-40）
- 資料 4-4-37 ソフトウェア情報学研究科学位論文審査基準
- 資料 4-4-38 平成 15 年度～平成 25 年度岩手県立大学看護学研究科博士前期課程修士論文題目
- 資料 4-4-39 岩手看護学会誌第 7 巻目次
- 資料 4-4-40 平成 24～25 年度県内就職促進のための活動報告書
- 資料 4-4-41 情報処理学会 Web ページ 及び 全国大会 学生奨励賞一覧（既出 3-58）
<https://www.ipsj.or.jp/award/taikaigakusei.html>
- 資料 4-4-42 卒業研究評価集計 H23～H25
- 資料 4-4-43 卒業年次生学生生活アンケート 問 18②（既出 4-2-24）
- 資料 4-4-44 岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程研究指導計画書（案）（既出 4-3-64）
- 資料 4-4-45 岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程研究成果報告書（案）（既出 4-3-65）
- 資料 4-4-46 平成 26 年度ソフトウェア情報学部教授会議事録：第 2 回
- 資料 4-4-47 総合政策研究科博士後期課程満期退学者の学位授与申請の特例に関する内規

V. 学生の受け入れ

1. 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

岩手県立大学全体の学生の受け入れ方針は、学部、研究科とも建学の理念、大学の基本的方向や入学者選抜の基本的な考え方として明示している。そのなかで、本学が求める学生像を「建学の理念と基本的方向（豊かな教養の修得と人間尊重の精神の涵養など）に共感し、『深い知性と豊かな感性を備え、高度な専門性を身につけた自律的な人間』として育成するのに相応しい学生」としている。これに基づき、学部、研究科において、それぞれ「求める学生像」を明示している（資料 5-1 pp. 3-4）。

本学の学生の受け入れ方針は、ホームページ（資料 5-2～3）、『入学者選抜要項』（資料 5-1）、『岩手県立大学の手引き』（高等学校進路指導教員向け）（資料 5-4）等で公開し、受験生、保護者、高校教員、企業や地域社会等に広く公表している。また、学生の受け入れ方針は、高校生を対象とした大学見学、入試説明会、高校訪問、高校教員を対象とした大学見学会、高校長協会との教育懇談会、さらに保護者を対象とする入試相談会などを通して、周知を図っている。入学するにあたり、各学部の修得しておくべき知識等の内容・水準については、『岩手県立大学の手引き』に明示している（資料 5-4 pp. 7, 17, 27, 37）。

身体の機能に障がいのある学生については、大学として責任ある教育が可能な状況であれば、その内容を踏まえて、受験時や入学後の学修に際して特別な配慮をしながら受け入れられている（資料 5-1 p. 7、資料 5-5～17）。

2) 看護学部

看護学部では、学則（資料 5-18）第 3 条に掲げた目的を達成するために、学部アドミッション・ポリシーにおいて求める学生像を「基礎学力を身につけ、人間と自然、社会に深い関心を持ち、科学的に探求しようという情熱や熱意があり、看護を通して社会に貢献しようという志のある学生を求めています。また、自分の考えを自分の言葉で表現することができるだけでなく、柔軟な考えを持ち、相手が伝えようとしていることに耳を傾け、多角的な視点から課題に取り組み、解決策を探ることができる学生を求めています」と明示している（資料 5-1 p. 3）。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部では、学部アドミッション・ポリシーにおいて求める学生像を「社会福祉に対して興味・関心・情熱をもち、知的探究心や好奇心をもって主体的に勉学に取り組むことのできる学生、問題を総合的に分析し、的確に判断して、自分の考えを的確に表現できる学生、そして自らの課題を設定し、先頭に立って課題解決を推進していくことができる」とともに、相手と交互に議論できるコミュニケーション能力を有している学生」と明示している（資料 5-1 p. 3）。

なお、平成 26 年度に学科再編を行っているが、学科ごとの定員を変更した以外には、入学者選抜方法等に変更はなく、アドミッション・ポリシーについても、「教育プログラム」に触れた部分で二つの学科の説明を変更している以外は、「教育理念」「求める学生像」「選

抜の基本方針」のいずれにも変更点はない。

4) ソフトウェア情報学部

ソフトウェア情報学部では、学部アドミッション・ポリシーにおいて求める学生像を次のように示している（資料 5-1 p.4）。

- (1) 人間、社会に対して強い関心や興味がある学生
- (2) 将来、社会で役に立ちたいという夢や希望を持っている学生
- (3) よく観察し、筋道を立てて考え、自分の考えを人に伝えることができる学生
- (4) 高校で学ぶ内容の中で得意科目や得意分野、特技を持っている学生

5) 総合政策学部

様々な領域に自ら取り組むべき問題を発見し、そのメカニズムを理解し、解決に向けて試行することができる人材育成を目指す総合政策学部においては、学部アドミッション・ポリシーにおいて、次のように求める学生像を示している（資料 5-1 p.4）。

- (1) 現実社会へ目を向け、現場の問題を、その解決に取り組む人たちと一緒に考えることのできる学生を求めています
- (2) 現実の問題に取り組むためには、他の専門分野の考え方も理解する必要があります。基礎学力を身につけた上で、自分の専門分野を磨きつつ、他の専門分野の人たちとも積極的にコミュニケーションをとっていこうとする学生を求めています
- (3) 枠にとらわれず自己を磨き、型におさまらない学生を求めています

6) 看護学研究科

看護学研究科博士前期課程では、高度な知識と研究的視点をもった優れた看護実践者、看護管理者、看護教育者などの人材を育成することを目標としている。また、博士後期課程では、看護学の知識の蓄積・体系化に貢献できる研究を独自に遂行でき、それらの研究成果をもとに、看護実践の改善や他職種と協働した医療システムの改善・推進に核として寄与することができる指導的実践者や研究者などの高次レベルの人材育成を目的としている。

そのような観点から、以下の関心と姿勢を有し、看護の新しい地平を切り拓く志を有する学生の入学を望んでいる（資料 5-13 p.1）。

1. 関心

- 1) 人間に対する温かく深い関心
- 2) 看護の実践的課題に対する関心
- 3) 看護の専門性を活かし人間の健康や幸福に対する関心
- 4) 看護の社会的貢献や国際的な活動に対する関心

2. 姿勢

- 1) 向上心が豊かで、自ら積極的に学ぶ姿勢
- 2) 他者への思いやりや共感する姿勢
- 3) 社会人としての常識や良識をもつ誠実な姿勢
- 4) 協調性と責任感に富む姿勢

7) 社会福祉学研究科

社会福祉学研究科では、教育理念・目標に基づき、前期課程、後期課程において次の養成する人材像を掲げている（資料 5-14 pp. 1-2）。

7-1 博士前期課程

- 国、地方等各レベルの行政機関において福祉ニーズの把握、福祉計画の立案、福祉政策の実施・評価を担う、高度で専門的な知識とリサーチ及びマネジメント技法を修得した人材
- 企業、社会、国際社会などの各方面における新たな福祉課題や対応について研究開発し、変動する地域や企業の福祉需要に貢献する専門知識を習得した人材
- 高齢者、障害者、児童福祉及び生活上の支援を要する福祉臨床の実践の中で、複雑化するニーズに対応できる高度な知識と福祉臨床技法を修得したソーシャル・ワークの専門的人材
- 学校、家庭、地域社会、職場で発生する多様な心理的問題に対応するために、クライアントの社会的状況と心理的過程に沿った臨床学的援助を提供できる専門的理論と援助技術を修得した人材
- 福祉実践の場や関連領域での福祉業務に携わっている社会人が、それぞれの専門領域の知識、技術を高度化するために生ずる学際的な研究ニーズをもち、かつ、その分野において補完すべき知識を求めて社会福祉研究を進めようとするデュアル志向型の人材
- 社会福祉の理論、課題、方法等に問題意識を持ち、福祉の領域におけるプロフェッショナルの視点と方法を学術的に精緻化するために博士課程等への進学を目指す研究志向の人材

7-2 博士後期課程

- 多面的な社会福祉分野において、高度なコンサルテーション、リエゾン・コンサルテーションを行う能力を有する人材
- 地域や行政に対して、福祉・心理・保健・医療分野でのシンクタンク機能を担うための能力を修得した人材
- 岩手県立大学が位置する地域特性を活かし、わが国の同様の特性を持つ地域と連携し、さらには国際的視野に立ち、研究成果を築くことができる人材
- 社会福祉に関わる実践領域、研究機関、教育機関において求められる研究能力と実践能力を兼ね備えた人材

8) ソフトウェア情報学研究科

ソフトウェア情報学研究科では、現実社会のなかからソフトウェア情報学の観点で、問題を発見する能力を身につけるとともに、その問題を実際に解決するという実践能力を身につけた人材の養成を目指している。これに基づき本研究科の人材育成目標を次のように掲げている（資料 5-15 p. 1）。

8-1 博士前期課程

- a 情報関連企業の現状の基盤ソフトウェアや情報システムにおける開発において、現状の課題を把握し、課題の解決を実施できる人材、あるいは、知能やメディアを利用した新システム開発の課題を解決できる人材

- b 一般企業の情報システムの企画、構築、運用において、情報システムの利用の立場から現状の課題を把握し、課題の解決を実施できる人材、あるいは知能やメディアを利用した新システム開発の課題を解決できる人材
- c 大学、企業におけるソフトウェア情報関連分野の研究開発に従事できる人材
- d 上記人材に加え、近年は、ソフトウェア情報学の守備範囲も従来の CS(Computer Science) + IS (Information Systems) という分野から CE (Computer Engineering) + CS + SE (Software Engineering) + IT (Information Technology) + IS という分野に広がってきており、これらの新たな分野での現状課題を把握し、課題の解決を実施できる人材

8-2 博士後期課程

博士後期課程では、実学的学問展開を重視し、博士（前期）課程における現状問題の発見、問題解決をもとに、実践を背景とした原理への問題提起を行い、新原理の探求を行う、高度な実践的研究者および技術者の養成を目指す。

9) 総合政策研究科

総合政策研究科では、震災・復興をはじめとする国内外の諸問題に即応するため、学際的な分野・領域構成により、公共政策や企業における先見的な経営方針を策定・評価できる人材、環境・地域問題に対する専門的調査・分析能力をそなえ、高度かつ総合的な学識をもち社会に貢献できる人材の養成を目指している。これらの研究・教育に対する基本的な考え方から、本研究科では次のような人材の入学を求めている（資料 5-16 p. 1）。

- 震災および復興に関する調査研究を通じて、地域社会に貢献したい人
- 法・経済・経営政策や地域・環境政策に関する専門的知識の修得を目指す人
- 地方自治体等の公的分野や企業等の民間分野において、公共政策や経営方針の策定や、その適切な実施・評価の可能な専門性を修得したい人
- 社会の新たな担い手として期待の大きい N P O ・ N G O などで、幅広い見識を修得し高度な専門職能を發揮したいと考えている人
- 社会人としての実践・実務経験と学問的知識・理論体系との整合性を相互にフィードバックすることにより、さらなるステップアップを図りたい人

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

1) 大学全体

入学者選抜については、本学の建学の理念や各学部の教育理念、教育プログラム、求める学生像等に相応しい入学者を公正かつ的確に見出すという観点から、多様な選抜区分による選抜方法を採用している。

学部、大学院の入学者選抜に関する事項は、学長、副学長、学部長、研究科長と教育研究支援本部から構成される入学者選抜試験検討会議において審議・決定している。その上で、学生の受け入れ方針や各種入試制度の趣旨に基づき、教育研究支援本部が中心となり、受け入れ学部・研究科との連携のもと、入試実施に携わる各学部の委員で構成される入試連絡調整会議を組織し、入学者選抜の実施体制を遺漏なく構築するとともに、公正かつ適正な学生募集・入学者選抜の執行に努めている。

入試連絡調整会議で決定された学生募集に関する内容は、大学のホームページ、印刷物の配布により速やかに周知するとともに、高校訪問、高校内進学説明会、高校への出前講義、民間企業主催の進学説明会、高校教員への説明会、保護者説明会、高校生を対象とした大学見学やオープンキャンパスの機会には、学生の受け入れ方針や、各学部の教育内容、教育課程等の特色、入試区分ごとの内容の詳細および変更点等について説明を行っている。

また、透明性を図るため、学生募集要項に、入学者選抜の実施における出願から入学までの一連の事務手続、合否判定基準および個人成績の開示請求方法を明記している。個人情報取り扱いについては、問題が発生しないよう十分な配慮をしている。

2) 看護学部

看護学部の主要な入学者選抜方法は、一般入試(前期日程・後期日程)、推薦入試(一般)、社会人入試等であり、東日本大震災後、震災特別選抜入試を導入している。これらのほかに、編入学(3年次編入)試験があり、募集人員は10名で、一般入試および推薦入試を設けている。こうした看護学部の選抜方法は、看護専門職の養成を目指した学部の目的に従い定めている。

入学者選抜においては本学部の目的達成のため、各選抜方法の基本方針を明示している。一般入試(前期日程・後期日程)では、大学入試センター試験と小論文、面接により、高等学校等において身につけた基礎学力を中心として、読解力、論理的思考力、文章表現力、看護職としての意欲、適切性やコミュニケーション能力を総合的に評価している。後期日程では小論文と面接を重視している(資料5-1 p.3)。推薦入試では、小論文と面接により評価し、小論文では、読解力、論理的思考力、文章表現力を、面接では、意欲、看護職としての適正、コミュニケーション能力を総合的に評価している。

本学部では高校卒業者を対象とした新入学と短期大学か看護専修学校の卒業生・修了生を対象とした編入学の選抜方法を設けている。編入学試験において、英語と看護学(一般入試)もしくは小論文(推薦入試)および面接による試験を行っている。一般入試では3年次からの学習の基礎となる既習の看護学の知識を判定し、推薦入試ではすでに基礎的な看護学を修めている者を対象として、読解力、論理性、思考力、表現力を判定するほか、面接を行い、看護職としての意欲や適切性、コミュニケーション能力を評価している。

学生募集については、大学全体で実施しているもののほか、本学部独自のものとしてホームページ、入試委員会を中心とした入試説明会や高校への「出前授業」やオープンキャンパスにおいて個別相談を行うとともに、募集要項に相談窓口を明記して、可能な限り多くの関係者に看護学部の学生の受け入れ方針が正確に伝わるようにしている。また、学外の会場における入試相談等による情報発信のほか、高等学校等への学部教員の派遣、学部教員による入試相談会の開催や岩手県看護協会が主催する「看護職を目指す中学生・高校生等の進学セミナー」で学生の受け入れ方針等を説明している。

合否判定については、講師以上で構成されている拡大教授会で審議し決定している。すなわち入学試験結果のデータは、拡大教授会に提出され、アドミッション・ポリシーを考慮し合否判定基準に基づいて合格者を決定している。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の主要な入学者選抜方法は、AO入試、推薦入試（一般）、一般入試（前期日程・後期日程）、社会人入試等であり、東日本大震災後、震災特別選抜入試を導入している。これらのほかに、編入学（3年次編入）試験があり、募集人員は福祉経営学科5名、福祉臨床学科5名である。入学者選抜にあたっては、アドミッション・ポリシーを踏まえた作題、面接を実施するようにしている。特に面接試験については、入試直前の打合せ会議において、あらためてアドミッション・ポリシーでどのような点を評価すると明示しているのかを再確認するようにしている。

入学者選抜においては、各選抜方法の基本方針を明示している。一般入試（前期日程）では、大学入試センター試験と総合問題を実施している。総合問題では、基礎学力と社会に関する諸問題を素材として理解力、論理的思考力や表現力などを評価している。一般入試（後期日程）では、大学入試センター試験、小論文と面接を実施している。小論文では、理解力、問題発見力、思考力、論理性や表現力を評価している。面接では、志望動機、意欲、適性や表現力などを評価している。

推薦入試では、小論文と面接により評価している。小論文では、理解力、問題発見力、思考力、論理性や表現力を評価している。面接では、志望動機、意欲、適性や表現力を総合的に評価している。

編入学については、他大学を卒業した者、短期大学および福祉系専修学校を卒業見込みの者などを対象としており、総合問題または小論文に加えて面接試験を実施している。一般入試で行う総合問題では、本学部において専門教育を学ぶための基礎的専門知識及び基礎教養を評価し、推薦入試および社会人入試で行う小論文では、理解力、問題発見力、思考力、論理性、表現力などを評価する。共通して行われる面接試験においては、志望動機、意欲、適性、表現力などを評価している。

学生募集については、全学の入学者選抜要項だけでなく、大学案内などの案内資料の配布、ホームページの作成・更新、入試相談会での対応、大学見学の要望への対応、オープンキャンパスの開催とその際の入試相談の実施、などを通して行っている。

4) ソフトウェア情報学部

ソフトウェア情報学部の入学者選抜方法は、AO入試、推薦入試（一般、専門学校・総合学科）、一般入試であり、東日本大震災後、震災特別選抜入試を実施している。これらのほかに、編入学（3年次編入）試験があり、募集人員は10名（一般5名・推薦5名）である。

AO試験では、これまでの活動実績、入学後に取り組みたい内容や将来の夢などについて、提出書類と面談により評価している。一般入試では、大学入試センター試験と個別学力試験により評価している。推薦入試では、基礎学力、論理的思考力、志望動機などを総合判定資料と国数英の試験により総合的に評価している。

本学部では他大学を卒業した者、短期大学及び高等専門学校を卒業見込みの者、卒業生・修了生などを対象とした編入学の選抜方法を設けている。一般入試では、専門科目において数学（離散数学と線形代数から選択）、プログラミング（アルゴリズムおよびC言語）と専門英語に関する問題を課すとともに、面接を実施し、評価している。面接では、志望動

機、意欲、適性、基礎学力、表現力などを評価している。推薦入試では面接を行い、志望動機、意欲、適性、基礎学力、表現力などを評価している。

学生募集については、大学全体で実施しているもののほかに、学部ホームページを活用している。学部ホームページには、ソフトウェアを学ぶ価値について、マンガ冊子や動画を用いて表現し、高校生に対してわかりやすく伝える工夫をしている。

合格者の判定については、教授会で受け入れ方針に基づき審議を行って決定している。

5) 総合政策学部

総合政策学部の入学者選抜方法は、一般入試（前期日程・後期日程）、推薦入試（一般）、社会人入試等であり、東日本大震災後、震災特別選抜入試を導入している。これらのほかに、編入学（3年次編入）試験があり、募集人員は10名である。入学者選抜に際しては、学部アドミッション・ポリシーに従い、入学者の個性や資質、意欲等多様な潜在能力に配慮しながら、理解力、表現力、思考力と論理性などを判定するため、入試区分ごとに多様な選抜方法を採用している。

一般選抜の個別学力検査においては、前期日程が総合問題を採用する。この総合問題は、現代の社会が抱える諸問題について論じた英文、和文およびそれらに関わる資料・図表を提示し、それらの読解を通して、本学部において学ぶために必要な問題発見力、分析能力、問題解決能力および表現力を判定している。一般選抜後期日程においては小論文による試験を行う。小論文においては、課題文を提示し設問に沿った論述を行うという形式をとり、課題の分析能力、および自分の主張を筋道立ててわかりやすく述べる文章表現力・論理的表現力を判定する。この前期、後期入試においては、大学個別試験に加えてセンター入試について5教科5科目以上の受験を必要とし、大学における試験とセンター入試を総合し、幅広い知識と基礎的学力が担保されることを目的とした選抜を行っている。

推薦入試については、小論文および面接による試験を行っている。小論文による課題の分析能力、および自分の主張を筋道立ててわかりやすく述べる文章表現力・論理的表現力の判定とあわせ、面接においては、志望理由書や調査書といった書類を参考に質問し、志望意欲や応答をもとに表現力を評価する。

さらに、編入学試験においては、英語を含む小論文試験および面接を行い、総合問題に近い方式の小論文により問題発見力等の能力を、面接の質疑応答により意欲等を判定する。

アドミッション・ポリシーにおいて示されている人材育成を実現するため、総合政策学部のカリキュラムを学修する上で必要な「資料分析力」「問題解決能力」は、一般選抜前期においては「総合問題」、一般選抜後期、推薦試験および編入学試験においては「小論文」により、また様々な分野への関心の高さ勉学意欲等は「面接」によって測られ、それらの合計点の高い者が選抜される仕組みとなっている。

当該年度の「総合問題」「小論文」については、出題意図と解答例を公表し透明性の確保を図っている。面接に関しても、事前に策定されている面接要領・基準に従い、複数の面接員による面接を行い、面接員および面接グループによる偏りが出ない体制で行っている。

学生募集にあたり、受験生に対して公正な機会を保障すべく、高校生や進路指導担当をはじめ、できるだけ多くの関係者に本学のメッセージが届くよう、大学全体で実施してい

るもののほか、本学部独自のものとして教員による県外の高等学校訪問（東北地方の4校）や、学生像の例として学部機関紙「MONT O」中に学生像の例を紹介し、学部のアピールとしている。「MONT O」は学部独自の媒体であり、高校訪問や入試懇談会の際に広く配布を行っている。

入学者選抜の結果は、入試判定小委員会において採点結果に基づき合否判定案を作成し、当該合否判定案を教授会（判定委員会）で審議し決定している。

6) 看護学研究科

看護学研究科の学生募集は、全学を通じ、募集要項・パンフレットの配布やホームページを用いて行っている。さらに大学全体の入学説明会において個別の相談に応じているほか、募集要項に相談窓口を明記し、随時相談を行っている。学生の募集は第1次募集と第2次募集に分けて行っている。また、各募集において、受験資格の有無を認定する方法として、入学選抜試験に先駆けて、出願資格審査を行っている。

博士前期課程の募集人員は15名で、第1次と第2次の2回、一般選抜と社会人選抜および外国人留学生選抜の3つの選抜方法を設けている。医療・保健・福祉施設・教育機関などにおいて3年以上の専門的な実務経験を有する場合には社会人選抜での受験となっている。一般選抜では、受入れ方針に基づき、専門科目、英語、面接を課し、評価している。専門科目は、共通問題と志望する教育研究分野の問題を課すことで、受入れ方針と学生募集を一致させている。社会人の選抜は、専門科目、小論文と面接により行っている。専門科目は、共通問題と志望する教育分野の問題を課している。外国人留学生については、専門科目、英語、面接を行っている。

博士後期課程の募集人員は5名で、一般選抜と外国人留学生選抜の2つの選抜方法を設けている。一般選抜では、専門科目、英語を課すほか、面接を行い、学生の受入れ方針と一致させている。なお、入学予定日の前日から起算して5年前の日以降に発表された原著論文（単著または筆頭共著に限る）がある場合には、当該論文の提出をもって英語の試験に代えている。

合否判定については、教授で構成されている研究科委員会で審議し決定している。すなわち入学試験結果のデータは、研究科委員会に提出され、アドミッション・ポリシーを考慮し試験科目や面接の点数、出願書類記載内容等を総合して合格者を決定している。

7) 社会福祉学研究科

社会福祉学研究科の学生募集については、本社会福祉学部の学生に対して2年次、3年次の就職ガイダンス等の機会に、進学も一つの進路であるという認識に立って説明を加え、本研究科出身者を招いて体験に基づく説明をしてもらう工夫をしている。平成24年度からは学内推薦枠を作り、研究科全体で15名の定員のうち4名分をこれに割くことにした。4年次の卒業課題研究に取り組んでいる段階から、研究科入試の準備に煩わされずに研究科での研究に取り組んでいくことができると考えており、そのことも学部学生に周知している。

社会人に対しては、社会福祉士会などの職能団体との関係、実習を介した福祉現場の人材との関係などのなかで折に触れて情報提供などの働きかけを行ってきた。特に岩手県社

会福祉士会との関係では、会として進学を勧めてもらえる関係ができています。いずれの受験生についても、出願前に指導を受けようとする教員に事前相談をするように『学生募集要項』で明記している。この相談は研究計画等について指導をするためのものではなく、教員との関係のミスマッチなどを防ぐためのものである。また、受験資格の有無を認定する方法として、入学選抜試験に先駆けて、出願資格審査を行っている。

博士前期課程の募集人員は11人で、第1次と第2次の2回、一般選抜と社会人選抜を設けている。社会人選抜は、企業、官公庁、教育機関、研究機関または団体等で社会福祉またはその関連分野に関して、出願時点で2年以上在職経験（通算可）を有し、24歳に達しているものを対象としている。受け入れ方針に基づき、一般選抜では専門科目、英語、面接の試験を、社会人選抜では専門科目、面接の試験をそれぞれ行っている。専門科目では共通問題とコース別の問題を課しており、いずれの選抜においても、志望する研究分野の問題を課すことで受け入れ方針と学生募集とを一致させている。

博士後期課程の募集人員は3人である。入学者の選抜は、面接と修士論文とその要旨、あるいは修士論文に準じる業績を示すもの等により行っている。

8) ソフトウェア情報学研究科

ソフトウェア情報学研究科では、募集要項のなかに、学生の受け入れ方針のほか、10月入学、4月入学、第1次募集、第2次募集の出願資格、選抜方法、スケジュールを明記して、学生の募集を行っている。選抜の方法は、一般、推薦、社会人および外国人留学生である。また、各募集において、受験資格の有無を認定する方法として、入学選抜試験に先駆けて、出願資格審査を行っている。

募集人員は博士前期課程40名のほか、10月入学若干名である。出願予定者には、入学後の研究計画等について、指導を受けようとする教員と必ず事前相談を行い、その内容を研究計画書に記入するとともに、事前相談の内容に関し、受け入れ先講座長の捺印を求めている。一般選抜では、筆記試験（平成26年度入試までは専門科目と小論文。平成27年度入試より専門科目と英語）と面接を課している。専門科目は、各研究領域から基礎的な問題を課し、小論文は英文を出題することで英語能力を見ている。また面接ではプレゼンテーション能力等をみることで、選抜方法と受け入れ方針を一致させている。

推薦では、面接を行い、自己推薦志願者には口頭試験（専門分野の基礎、英語能力）を行っている。社会人選抜では、研究成果の発表および口頭試問（専門分野の基礎、英語能力）を含む面接を実施している。外国人留学生には、研究成果の発表および口頭試問（専門分野の基礎、英語能力）を含む面接を行っている。

博士後期課程の募集人員は、10月入学若干名と10名（社会人・外国人留学生を含む）である。出願予定者には、入学後の研究計画等について、指導を受けようとする教員と必ず事前相談を行い、その内容を研究計画書に記入するとともに、事前相談の内容に関し、受け入れ先講座長の捺印を求めている。入学者の選抜では、研究成果の発表を含む面接を課している。

9) 総合政策研究科

アドミッション・ポリシーに明記された学際的な分野・領域を単位として学生を受け入

れている。学生募集方法、入学者選抜方法については、大学院の募集要項（紙媒体とダウンロード版）および大学ホームページの大学院入試案内を通じて周知している。

募集人員は博士前期課程 15 名（うち公共政策特別コース 5 名）・博士後期課程 5 名であり、募集はそれぞれ第 1 次と第 2 次の年 2 回、一般・社会人・外国人留学生という志願区分を設けて受験機会を提供している。このうち、社会人選抜は、企業、官公庁、教育機関、研究機関、またはその他各種団体等に出願時点で 2 年以上の在職または活動経験（通算可）を有し、前期課程では 24 歳、後期課程では 26 歳に達しているものを対象としている。本研究科では、出願前の事前相談の制度を設け、その利用を受験生に強く推奨している。それは、マンツーマン指導が基本となる大学院教育において、受験生の求める研究指導と本研究科指導教員の提供できる研究指導との間のミスマッチを予防・防止するためである。また、各募集において、受験資格の有無を認定する方法として、入学選抜試験に先駆けて、出願資格審査を行っている。

博士課程前期課程の選抜について、一般では専門科目、英語、面接を課している。専門科目は、6 つの研究教育分野のうちから、受験者が志望する研究教育分野の問題を課している。社会人では、面接を課している。外国人留学生については、専門科目と面接を課している。専門科目は、6 つの研究教育分野のうちから、受験者が志望する研究教育分野の問題を課している。

博士課程後期課程の選抜では、面接を課している。面接では、修士論文あるいは修士論文に準じる業績の発表を含んでいる。

入学者選抜の結果は、研究科入試判定小会議において採点結果に基づき合否判定案を作成し、当該合否判定案を研究科委員会で審議し決定している。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 大学全体

本学では、地域の進学需要への対応と岩手県の明日を担う人材の育成という本学設置認可申請における設立の趣旨を踏まえ、大学施設の収容定員に見合った入学定員を設定している。また、適切な規模の入学定員を設定し、各学部の入学者選抜試験ごとに計画的に定着予測を行い定員充足に努めている。さらに、県民の負託を受けた大学としての社会的責務を果たすという本学設置認可申請における設立の趣旨を踏まえ、岩手県および岩手県民に貢献するため、岩手県内高等学校の卒業生等を対象とする入試区分を設け、入学定員の 3 割を当該入試区分に充てている。

大学全体の過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は 1.06 である。また、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.09 である（大学基礎データ 表 4）。学部の在籍学生数の状況は「大学基礎データ 表 3」のとおりであるが、定員に対する充足の状況については特に問題は見当たらない。

一方、大学院については一部の研究科を除き定員に対し未充足の状況にあり、検討を要する事項となっている。

2) 看護学部

看護学部の過去5年間の入学定員（380名）に対する入学者数比率の平均は、学部全体で1.01である。在籍学生数は374名で、収容定員に対する在籍学生数比率は0.98である（大学基礎データ 表4）。

一方、編入学生の定員は2学年で20名であるが在籍学生数は4名で比率は0.20となっており、著しく定員割れを起こしている（大学基礎データ 表4）。編入学生の受け入れについては、前回の認証評価において指摘を受けており、重要な検討課題となっていた。平成23年度以降も受験希望者がいることから継続する必要性は残されているが、合格者で入学を辞退する方も多い状況を考慮し募集人員についての検討が必要となっている。

3) 社会福祉学部

社会福祉学部の過去5年間の入学定員（380名）に対する入学者数比率の平均は、学部全体で1.10である。在籍学生数は429名で、収容定員に対する在籍学生数比率1.13となっている。また、編入学生の定員は2学年で20名であるが在籍学生数は22名であり、比率は1.10である。いずれも適切な水準にある。（大学基礎データ 表4）

4) ソフトウェア情報学部

ソフトウェア情報学部では、各入試区分とも学生の受入方針に基づき適切な定員を設定し、その定員数に沿った入学者を受け入れている。その結果、過去5年間の学部入学定員（660名）に対する入学者数比率の平均は、1.05である。また、在籍学生数は730名で、収容定員に対する在籍学生数比率は1.11である。編入学生の定員は2学年で20名であるが在籍学生数は11名であり、比率は0.55である。（大学基礎データ 表4）

5) 総合政策学部

総合政策学部では、推薦入試、編入学試験、一般前期・後期の選抜区分ごとに定員を設定し、学生を受け入れ、定員を管理している。本学部の過去5年間の入学定員（420名）に対する入学者数比率の平均は、学部全体で1.09である。在籍学生数は477名で、収容定員に対する在籍学生数比率1.14となっている。また、編入学生の定員は2学年で20名であるが在籍学生数は21名であり、比率は1.05である（大学基礎データ 表4）。

なお、震災特別選抜等（定員外の選考）の影響で、最近の入学者数比率が1.10を超えている。

6) 看護学研究科

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、前期課程で0.52、後期課程で0.44である（大学基礎データ 表4）。また、前期課程の収容定員は30名に対し在籍学生数は18名で比率は0.60、後期課程は同15名に対し在籍学生数は12名で比率は0.80と適正の範囲内である。

7) 社会福祉学研究科

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、前期課程で0.56、後期課程で

0.60である。また、前期課程の収容定員は30名に対し在籍学生数は24名で比率は0.80、後期課程は同9名に対し14名で比率は1.56となっている。このように、長期履修や休学により在籍学生が増加している。(大学基礎データ 表4)

8) ソフトウェア情報学研究科

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、前期課程で0.93、後期課程で0.24である。また、前期課程の収容定員は80名に対し在籍学生数は80名で比率は1.00、後期課程は同30名に対し13名で比率は0.43となっている。(大学基礎データ 表4)

9) 総合政策研究科

過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、前期課程が0.23、後期課程が0.16である。収容定員に対する在籍学生数比率は、前期課程が0.13、後期課程が0.27である。いずれも1.00を大きく下回る状況にある。(大学基礎データ 表4)

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

学長、副学長、学部長、研究科長と教育研究支援本部から構成される入学者選抜試験検討会議において、毎年実施する入学者選抜試験の実施状況、学生募集の動向分析等を行い、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについて定期的に検証作業を行っている(資料5-19)。

また、平成25年度は入学者選抜試験検討会議を通じ、AO入試に係る分析・検討を行い、検証結果等を踏まえ入試制度の一部変更を行うなど、必要に応じ入学者選抜試験の制度を見直し、適切かつ公正な入学者選抜試験の執行に努めている。さらに、教育研究支援本部に入学試験連絡調整会議を設置して、入学試験の実施や日程等について検証している(資料5-20 第4条)。ほかに、入試問題の検証においては、学内教員で構成される問題調整委員会を上記2つの会議とは独立に組織し、作成する問題の妥当性を複数回にわたって定期的に検証するとともに、適正な執行に努めている。

2) 看護学部

看護学部では、入試委員会と学部長が毎年実施している入学者選抜試験の実施状況などをアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集および入学者選抜が公正で適切に行われているかを定期的に検討している。その内容は、学部運営会議で再度検討し、変更が必要と認められた場合は拡大教授会で審議し決定している。これまでの取り組みとして、本学部では独自に過去の入学者のセンター試験と個別学力試験の成績の関連性について検証を行い関連性が低い結果が出たことを受け、基礎学力重視の観点からAO入試および総合問題を廃止した。なお、これらの検証は、中期計画に基づく年度計画の達成状況を検討するプロセスで行っている。

3) 社会福祉学部

入試選抜方法を定期的に検証して改善を図るという中期計画があり、これによって毎年、学部運営会議を中心として、入試広報委員会およびAO入試委員会とともに点検を行っている。最終確認は教授会で行う。

4) ソフトウェア情報学部

ソフトウェア情報学部においては、入試全体を管理する入試部会を設置し、その配下に、入試広報、入試実施、入試検討（作題）など、入試業務ごとに委員会を設置している。それぞれの入試関係委員の代表者からなる幹事会を毎月開催し、選抜区分毎に入学した学生の履修状況、成績を分析し、定員や試験方法など問題の有無について検証・見直しを行っている。見直しが必要な案件については入試部会が解決案を作成し、学部運営会議、教授会の議論を経て、全学の入試検討会議に付議して継続的に改善を図っている。

5) 総合政策学部

総合政策学部においては、採点委員会（作題委員会と同じ構成員）を設置し、さらに、その点検のため、入試委員会、学部長、学科長を中心とする判定小委員会を設置している。これにより、採点が公正に行われたことを点検し、その結果を教授会（入試判定委員会）へ公開し、審議を行った上で合格者を決定している。これらを通して、適切な入学試験が行われたかどうか検証している。

また、入試制度改革に関しては、入試区分、在学時の成績、就職先を統合した分析を平成21年より入試制度検討ワーキンググループにおいて行い、試験方法の妥当性を検討した。

検証・検討の結果、平成25年度入試から、一般前期試験について、センター試験科目を5教科5科目のうちの高得点3教科3科目を用いることにし、センター試験と個別学力試験との配点比率を6：5とした。また、用いる3教科3科目について、英語、国語、数学から高得点2科目と、社会、理科のいずれか高得点の科目の計3教科3科目とした。一般後期入試については、センター入試5教科5科目を課することにし、面接を廃止した。これにより、センター入試と個別学力試験との配点比率は、5：2とした。AO入試については、定員を若干名とし、募集の範囲を、岩手県内から全国へと拡大した。

6) 看護学研究科

入学試験は研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて、共通問題や専門分野の問題に関する筆記試験や面接試験を組み合わせて評価している。

入試委員会と研究科長が毎年実施している入学者選抜試験の実施状況などをアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集および入学者選抜が公正で適切に行われているかを定期的に検討している。その内容は、研究科推進会議で再度検討し、変更が必要と認められた場合は研究科委員会で審議し決定している。改善の取り組み例として、博士後期課程の入学試験については、試験科目に英語を課しているが、原著論文または研究報告での掲載論文がある場合は、英文での要旨の記載を確認し英語の試験科目を免除している。この対応は、これまでの入学試験内容と入学者の英語の能力について研究科委員会で検討し、英文要旨の作成能力で評価できると判断し、平成23年度の入試から取り入れた。

なお、これらの検証は、中期計画に基づく年度計画の達成状況を検討するプロセスで行っている。

7) 社会福祉学研究科

研究科長に加えて研究科長が指名する4名の専任教員で組織される研究科将来構想委員会において、入学者選抜のみならず、研究科の運営方法について随時、検討を行っている。従って、定期的な検証とは言えないが、問題提起と提言とをまとめ、研究科運営会議がこれを受けて必要に応じ研究科委員会に改善案等を提起する。また、研究科入試担当教員は当該年次の入試の総括を行っており、ここから研究科運営会議に問題点が提起されることもある。最終決定は研究科委員会の議による。

8) ソフトウェア情報学研究科

大学院入試の選抜方法については、入試検討委員会、実施計画や方法については大学院入試実施委員会が担当し、毎回の入試が終了した時点で、学生の受け入れ方針に沿っているかどうかの検証を行っている。また、検証結果については、研究科運営会議、研究科委員会で報告され、見出された問題について改善策の検討を行っている。

9) 総合政策研究科

総合政策研究科には、研究科教務委員会と研究科入試委員会が設置されている。各委員会は定期的開催され、業務計画や課題の検討を行っている。各委員会から研究科に提出される審議・報告案件は、研究科運営会議で整理された上で、研究科委員会において審議・報告され、決定される。また研究科委員会は、決定機関であると同時に、そこでの情報交換によって、様々な施策の検証や課題発見の場ともなっている。その結果は、必要に応じて教務・入試の各委員会にフィードバックされて検討されることになる。

大学院が入学を求める人材については、東日本大震災の被災県に立地する大学院として、震災および復興に関する調査研究に関するニーズの高まりを踏まえて、平成27年度入試より、「震災および復興に関する調査研究を通じて、地域社会に貢献したい人」という項目を追加し、震災・復興研究にも対応するようにした。

大学院定員充足のために近年行ってきたこととして、カリキュラムを改定し、開講科目を増加・充実させるとともに、研究科のホームページを震災・復興に関心をもつ進学希望者にも訴求する内容に改めて、研究科パンフレットの郵送先の適正化を図り、総合政策研究科独自のリーフレットを作成・配布しているほか、事前相談制度や長期履修学生制度を周知し、大学院進学相談会を実施するなどPRに努めている。さらに、公共政策特別コースを盛岡駅西口アイーナ・キャンパスで開講し、社会人が受講しやすい場所・時間帯で講義・研究指導を行っている。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

一部の学部で、編入学定員に対する編入学生数比率が1.00を大きく下回っているほか、研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、一部を除いて1.00を大きく下回って

いるなど、改善の余地がある。そのほかは「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

本学の受け入れ方針は、本学ホームページおよび印刷物である『入学者選抜要項』において、適正かつ公正に周知を図っている。平成26年度新入学者のアンケート結果によると、受験にあたり本学のホームページを閲覧した割合が88.8%、閲覧した学生の89.2%が大学について大変良く理解できた、概ね理解できたと回答していること（資料5-21 p.16）、また平成25年度に県内外の高校訪問を286件実施するなど（資料5-22）、広く県内外に周知することにより、適切な学生の募集を行っている。

また、学長、副学長、学部長、研究科長と教育研究支援本部から構成される入学者選抜試験検討会議において、学生募集の結果および適正な入学者選抜試験の執行に関する検証を行うことが定着している。それにともない、学生募集や入学者選抜に関する改善対応が講じられやすい環境が整ったことにより、学生の受け入れ方針に沿った志願者確保の取り組みにつながった。

学部における入学者選抜実施内容を適正に執行し、学部との情報共有を密にすることでより正確かつ透明性のある情報発信を行い、併せて募集要項等の見直しを定期的に変更している。学部については、入学定員の充足を図るため、入学者選抜試験ごとの計画的な定員補充に努めることにより、収容定員に即した受け入れが実現できている。この状況については、入学者選抜試験検討会議において共有することにより適正な管理が行われている。

2) 看護学部

受験や入学の際に、建学の理念や教育の特色を知っていた学生の割合が増加し、約80%にまで上昇している（資料5-23 pp.16、18）。さらに、入学案内等の広報物が入学理由になった割合も徐々に増加し約71%に上るとともに（資料5-24）、大学に関する質問などへの対応満足度、受験にあたり大学に関する説明会・イベント等の満足度も約8～9割を保っている（資料5-25～26）。以上のことより、看護学部では、アドミッション・ポリシーの明示および周知の結果が効果的に行われており、本学部の理念や特色をより理解し入学生数の増加につながっていると言える。また、看護学部に関しては、全国的な看護系大学の増加や少子化の傾向にもかかわらず、志願倍率を概ね5倍以上に維持できているのも学生の受け入れが効果的に行われている結果と考えられる（資料5-27）。

3) ソフトウェア情報学部

平成21年度入学者に対する入試区分の大幅な改善（前期A、Bの設置、センター試験の導入、後期試験の実施）を図った結果、改善前（平成18年度～20年度）の全体の受験倍率（合格者数に対する受験者数の割合）が2.1～2.4倍だったのに対して、改善後（平成21年度～22年度）は4.1～4.9倍に増加した。志願者数については、改善前（平成18年度～20年度）の全体の志願倍率（合格者数に対する志願者数の割合）が2.25～2.86倍だったのに対して、改善後（平成21年度～22年度）は6.3～7.1倍に増加した。その後も広報

活動に力を入れた影響もあり、本学部の志願数は高い倍率を維持している。平成 23 年度～26 年度の入試合格者数に対する志願者数の倍率は 4.03～6.51 であった。

4) 総合政策学部

アドミッション・ポリシーに従った入学試験の設定を行ってきたことにより、また入試区分ごとによる、入学後の成績および就職との関係分析による、カリキュラムとの整合性について見直しを行い、入試科目の変更を行った結果、多様な学生を獲得できている状況にある。多様な学生の指標として、各講座、各履修モデルへの学生の偏りの少ない進学状況、学生の就職先の多様性を挙げるができる。

また、入試区分ごとの、入学後の成績および就職との関係分析による、カリキュラムとの整合性について見直しを行い、入試科目の変更を行った。入試科目の変更を行ったことによる入試倍率の減少は認められていない。

5) 看護学研究科

看護学研究科の受験生は現役の看護職が多いことから、開学当初から 14 条特例を取り入れているものの増加には結びついていない。しかし、EBP (evidence-based practice) を実践している皮膚排泄ケア認定看護師は漸増傾向にあり、「実践と実証」を大切にした研究指導の成果が見え始めている。

6) 社会福祉学研究科

学内推薦入試については導入して 4 回目の試験を行った。もともと定員も少ないが、確実に出願者を確保できている。

7) ソフトウェア情報学研究科

大学院の特徴である SPA (Software Practice Approach) や PBL (Project Based Learning) など実学実践の学習ができる魅力を P R することにより、博士前期課程における平成 22～26 年度の志願者数は 35～43 名 (定員 40 名) とほぼ定員前後まで達してきている。しかし、博士後期課程における平成 22～26 年度の志願者数は 0～3 名 (定員 10 名) であった。

8) 総合政策研究科

平成 24 年度から年 2 回、主に学部生を対象にして大学院進学相談会を実施している。平成 24 年度の参加者から 2 名、平成 25 年度の参加者から 2 名がそれぞれ出願し、合格に結びついた。また、長期履修学生制度の周知により、社会人学生の多くがこの制度を利用してきた。過去 5 年間で 8 名が認定された実績がある。

②改善すべき事項

1) 大学全体

学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)のみならず、新たに整備した教育方針(カリキュラム・ポリシー)や学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)と連動させ、一体的な教育体系を整備し明示する必要がある。また、今後減少が予想される 18 歳人口の動向に迅

速かつ的確に対応し、かつ本学の学生受け入れ方針に相応しい学生の受け入れを実現させるため、検証と改善を継続的に実践していく必要がある。さらに、学生の受け入れに関する学内の基準を明確にするとともに、収容定員に見合った学生受け入れが着実に実行されるよう、学生受け入れ予測の精度向上に努める必要がある。特に大学院の定員充足については、一部の研究科を除き、継続的に未充足解消に向けて取り組むことが課題であり、計画的かつ効果的に推進する必要がある。

2) 看護学部

平成24年度入学者より保健師および助産師は3年次に選択を行うようカリキュラムを変更したため、編入生が必ずしも保健師などを履修できるとは限らない現状となっている。また、入学辞退者も多いことから編入学の募集人員についての見直しに着手する。

3) ソフトウェア情報学部

推薦入試の倍率は、この5年間、最高で1.6倍であり、他の選抜区分に比べて低倍率である。そのため、合格者の上位者と下位者との学力差が広がっている。合格者の学力差を少なくすることが課題である。

4) 総合政策学部

推薦入試の倍率の低迷と、それにとともなう入学学生の学力低下への懸念が出始めており、新生生に対して教務委員会が行ったアンケートからも、自身の学力に不安があり、リメディアル教育を望む声が多いことがわかっている。また、AO入試を全国へ拡大したものの、県外からの受験生がほとんど見られなかったことから、AO入試のPR手段およびAO入試自体の見直しを行う必要がある。

5) 看護学研究科

看護学研究科では、慢性的な定員割れ対策が大きな課題であり、次のような対応を検討している。すなわち、本研究科への県職員の進学者は必ずしも多くはない。また、同じ県職員進学者であっても、教育職である「養護教諭」は、修士課程進学に際して、初年度1年間が職免扱いを受けており、資質向上のための制度を有している。しかし、それに比べて、医療局に所属している「看護師」・「助産師」、保健福祉部に所属している「保健師」の看護系3資格者に対しては、そのような、大学院進学制度は存在していない。県に対し「県看護系職員の資質向上制度（大学院進学）」新設に向けた働きかけ（または要望）を行う。

養護教諭や保健師には、科目履修制度を積極的に活用するように周知する（単位がプールできることを説明する）。岩手県内の養護教諭部会に所属している修了生を通して養護教諭へ科目履修制度の活用方法を周知する。また、県内保健師の交流の場となっている『メントの会』において大学院での学びに関する情報を提供する。

さらに、卒業生の1割程度は大学院進学を希望しており、その目的を調査するとともに支援方策を検討する。進学を希望している卒業生に対しての詳細な調査を実施し、そのニーズの内容や課題などを明らかにする（H26年度実施予定）。これらのほかに、看護職を対象とした大学院進学に関する説明会開催等について検討する。具体的には、看護協会での

各種研修会や医大での認定講習会、実践センター研修会等で、大学院進学について資料を用いて説明する。

6) 社会福祉学研究科

アドミッション・ポリシーは、ホームページで公開しているが、具体的な学生募集や入学選抜を導く指針になっておらず、加筆修正した上で、あらためて設定し直す必要がある。

7) ソフトウェア情報学研究科

学部生へのヒアリングにより、大学院への進学は主に経済的理由により躊躇する傾向があることがわかっている。このため、優秀な学生を進学させるための経済的支援制度（奨学金や入学料・授業料免除など）が必要である。また、大学院に進学する意義について保護者の理解が不足しているため、進学意欲が低い学生も多い。保護者に対しても進学のメリットや修了生の活躍ぶり等を示して、理解が得られるような取り組みが必要である。また、博士後期課程については、就職に対する将来の不安が大きいことが進学につながらない原因と考えられる。博士研究生（ポストドクター）や大学教員への道を大きく開くことが必要である。

8) 総合政策研究科

大学院進学相談会が出願に結びついていないとはいえ、参加者の絶対数は少ない。事前相談制度の周知を継続して行っているが、未だにこの制度を利用せずに出願するケースがある。

また、公共政策特別コースを擁する博士前期課程に着目すると、入学定員に対する入学者数比率は平成 22 年度 0.60、平成 23 年度 0.27、平成 24 年度 0.00、平成 25 年度 0.13、平成 26 年度 0.13 と推移しており、収容定員に対する在籍学生数比率は平成 22 年度 0.50、平成 23 年度 0.53、平成 24 年度 0.30、平成 25 年度 0.20、平成 26 年度 0.13 と推移している。いずれも平成 23 年度以降の比率の落ち込みが顕著である。この背景の一つとして、平成 23 年 3 月の東日本大震災の影響が考えられる。すなわち、これまで本研究科で大きな割合を占めてきた岩手県内の自治体職員たちが、震災復興（あるいは復興支援）関係業務等により、大学院受験を控える傾向が続いていることが考えられる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1) 大学全体

学生の受け入れ方針については、全学的な検証・見直しを継続する。各学部・研究科で効果が上がっている取り組みについては、教育研究支援本部と学部・研究科の連携のもと、引続き積極的に取り組んでいく。入試制度の決定、入試の実施、入試問題の検証については、それぞれ入学者選抜試験検討会議、入試連絡調整会議、入試問題調整委員会を設置し、役割分担を明確にした上で、それらの取り組みを推進していく。また、入学者選抜に際しては、志願者数を計画的に確保するため、取り組みの検証と改善を継続的に行い、現行水準の維持もしくは向上に向け取り組んでいく。さらに、過年度の実施状況を継続的に検証

し、学生の受け入れ方針に基づく学生募集および入学者選抜となるよう取組みを進める。これらの取組みの結果、教育の質保証の観点や社会的な要請を踏まえ、受入れ方針に沿った学生の確保がなされている。

2) 看護学部

これまで行ってきた大学説明会やイベントの高い満足度や入学案内等広報物による広報が本学の受け入れ方針などの理解につながっていると考えられるため、今後も継続して情報発信を行い、学生の受入れ方針に基づいた学生の確保がなされている。

3) ソフトウェア情報学部

一般選抜の入試制度を改善してから、多くの志願者数が維持できていることから、当面は現在の入試制度を維持していく。また入学後の学生の学力・能力の評価分析を行い、質の向上を図るための方策を検討している。

4) 総合政策学部

センター試験の選択科目の変更を行った後、入試倍率に大きく減少がなかったことから、現状を維持するとともに、入試区分ごとによる、入学後の成績との関係分析を継続的に行っていく。学生の受け入れ方針を積極的に周知していくとともに、必要に応じて、見直しについても検討しており、多様な広報手段を通して、学部の特徴などの理解を促している。以上を踏まえ、入学者選抜・入試実施体制においても、公正性および適切性を確保しつつ、高い志願倍率の維持を図っていく必要がある。

5) 看護学研究科

認定看護師など研究意欲のある看護職が入学しやすい入試選抜などについて研究科委員会で議論するとともに、現職看護師と教員との共同研究が研究科受験に繋がるような仕組みも検討する必要がある。

6) 社会福祉学研究科

学内推薦枠については、対象者を一定数確保できるような改善を行ったが、学部でのGPA制度導入が進んだことに対応して、GPAに基づいて推薦対象学生を選び出す改善を行う。

7) ソフトウェア情報学研究科

保護者を対象に進学のメリットについて理解を得られるような説明会も実施する。また、協定を締結している外国の大学からの留学や、社会人入学もしやすいように、入試制度だけでなくカリキュラムの改善も図ることとしている。合わせて、経済的支援制度の検討も行っていく。

8) 総合政策研究科

大学院進学相談会が出願に結びついているという事実から、今後も継続して行っていく。

ただし、参加者の絶対数が少ないので開催方法について継続して検討していく必要がある。たとえば、全体説明会方式から個別相談方式に変えてみるとか、学部生以外の対象の可能性を探るなどが考えられる。

長期履修学生制度は、経済的就学支援の側面から、大学院進学を検討している社会人を後押しする効果が期待できる。それ故、今後はさらなる周知徹底を図りたい。具体的には、研究科パンフレットや研究科ホームページにおける表記やレイアウトに工夫を加えるほか、大学院の募集要領にも記載するなどの方法が考えられる。

入学料減免措置の効果の検証は今後の作業となるが、一定の効果が得られたならば、大学本部との連絡調整を行いながら、さらなる対象拡大の可能性を探っていく。

②改善すべき事項

1) 大学全体

学生の受け入れ方針については、学部、研究科が求める学生像を踏まえ、教育方針(カリキュラム・ポリシー)や学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)との一貫性が明確に伝わるように改善する。より明確な受け入れ方針を明示することにより、受け入れた学生の入学後のミスマッチが減少するように努める。特に高等学校との強固な関係を構築することにより、ミスマッチの解消、出題の妥当性の検証などを行い、高大接続の環境を整えていく。

学内に組織する入学者選抜試験検討会議の活性化を図り、実情に即した対応が迅速にできるような体制を整備するとともに、定期的に検証しうる環境の維持に努める。また、具体的な実施を決定する入試連絡調整会議、入試問題調整委員会の活動を継続し、各会議間の連携を強固なものにしていく。

AO入試パンフレットにおいて評価のポイント等を公表することにより、一般的に学力検査を課さない選抜において抱かれがちな不透明感の払拭に取り組んでいく。また、入学定員に満たない状況が発生した場合の欠員補充の考え方について、継続的な周知に努め学内認識の共有を図る。

大学院の定員充足については、平成27年度の入学者のうち本学卒業生、本学研究科修士について入学料免除制度を導入し、各学部・研究科において定員充足に向けた取り組みを継続的かつ計画的に推進していく。

2) 看護学部

本県における編入学のニーズに鑑みながら入試制度の変更を検討していく必要がある。具体的には学部長および入試委員会が中心となりプロジェクトチームを組み、岩手県庁および県内の看護専修学校を訪問し、ニーズを確認しながら定員の変更もしくは編入学制度の廃止を検討していく必要があると考える。

3) ソフトウェア情報学部

休退学する学生数が少なくなるように、第1志望で出願する受験生を増やすなどの対策をたて、不本意入学者を減らしていく。さらに、入学後に学習するなかでやりたいことが見つけられるカリキュラムにすることと、保護者と連携したきめ細かな指導が必要である。

4) 総合政策学部

推薦入試の倍率低下の改善のため、県内高等学校への訪問をはじめ、保証人となるべき層へのアピールについても重視したい。

学力不足と感じられる学生が増加しているとの報告があるが、これは教員個々の意見であり、定量的に把握する必要がある。入試より教務に関わる問題ではあるが、双方の立場での意見を議論し合える場の創出、また、外部の意見の取り込みなどを積極的に行う必要がある。入試関連では、入学前指導の拡大の可能性を、教務関連ではリメディアル教育の導入を、考える必要がある。

文部科学省による小学校から高等学校までの指導要領の改訂により、各科目の個別学力試験の見直しをする必要がある。センター入試については既に対応済みであるが、一般前期・後期入試において、なかでも外国語に関連する部分では、個別学部ではなく全学としての対応を促したい。

本学部個別学力検査に関しては、『学生募集要項』に「岩手県立大学の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」が添付されており、そのなかに本学部の採用する入試方法を簡潔に示し、入試問題の傾向と対策として総合問題および小論文といった試験のねらいや対象を示し、志願者にどのような勉強をすべきか示しているが、この内容をさらに充実させ、別に「入試対策用手引き」といった冊子の作成を行い、入学試験に対する心理的ハードルを低くする措置を講じる必要性もある。

5) 看護学研究科

慢性的な定員割れを解消するために、県医療局や保健福祉部とも協議し、現職看護師の進学制度などについて検討を依頼する。さらに、本研究科で学ぶ目的や魅力を伝えるために研究科説明会を開催する。平成26年の10月に第一回の説明会を開催し、そこで得られた課題などを研究科内で共有し、院生獲得の方策を検討する。

6) 社会福祉学研究科

アドミッション・ポリシーの修正については、研究科運営会議が発議して研究科教務担当および入試担当に働きかけ、原案を作成し、将来構想委員会にも議題を提起して意見を聞き、全学との調整もした上で研究科委員会において決定する。

7) ソフトウェア情報学研究科

博士前期課程については概ね定員に達する志願者数が得られるようになってきているが、まだ不足している。特に、博士後期課程への志願者が少ないことは深刻な問題である。今後は、本学からの受験生に対する経済的支援制度、保護者の理解を得られるようにすること、そして他大学や高専専攻科、社会人、外国人など幅広い層から受験してもらえよう入試制度の整備が必要である。

8) 総合政策研究科

大学院進学相談会の対象拡大の可能性を探る場合、これまでの実績を考えると岩手県内の自治体職員が有力な候補となる。現時点ではなかなか難しい情勢であるが、復興後のこ

とも見据えて長期的に準備・検討を進めていく必要がある。というのは、たとえば、自らが携わった復興業務を学問的に検証・考察したいというニーズが高まる可能性を否定できないからである。いずれにせよ本研究科が提供できる研究指導を確認しつつ、進学希望者を掘り起こす作業を進めていかなければならない。

ミスマッチは学生と研究科指導教員との両者に不幸をもたらすので事前相談制度の意義は大きい。それ故、利用度を上げるための周知徹底を図ることはもちろんであるが、制度のあり方も視野に入れて検討していく必要がある。たとえば、現在は任意の面談という形をとっているが、これを必須にする、面談以外の方法（電話やメール）も条件付きで許容する、こちらから面談に出向いていく（面談の出前、学外で進学相談会を開催して面談も行う）など、アイデアとしてはいろいろな可能性がある。しかしながら支出できる労力やコストは有限なので、大学本部と連絡調整を取りつつ、コストパフォーマンスにも配慮しながら、慎重に検討していく必要がある。

4. 根拠資料

- 資料 5-1 平成 26 年度 入学者選抜要項（既出 1-12）
- 資料 5-2 学外向けホームページ アドミッション・ポリシー（学部）
<http://www.iwate-pu.ac.jp/examination/gakubu.html>
- 資料 5-3 学外向けホームページ アドミッション・ポリシー（大学院）
<http://www.iwate-pu.ac.jp/examination/daigakuin.html>
- 資料 5-4 高等学校進路指導教員向け 岩手県立大学の手引き 平成 25 年度版（既出 1-17）
- 資料 5-5 平成 26 年度 学生募集要項 一般入試
- 資料 5-6 平成 26 年度 学生募集要項 推薦入試・各特別入試
- 資料 5-7 平成 26 年度 学生募集要項 ソフトウェア情報学部 A0 入試
- 資料 5-8 平成 26 年度 学生募集要項 社会福祉学部・総合政策学部 A0 入試
- 資料 5-9 平成 26 年度 学生募集要項 編入学（看護学部）
- 資料 5-10 平成 26 年度 学生募集要項 編入学（社会福祉学部）
- 資料 5-11 平成 26 年度 学生募集要項 編入学（ソフトウェア情報学部）
- 資料 5-12 平成 26 年度 学生募集要項 編入学（総合政策学部）
- 資料 5-13 平成 26 年度 学生募集要項 看護学研究科 博士前・後期課程
- 資料 5-14 平成 26 年度 学生募集要項 社会福祉学研究科 博士前・後期課程
- 資料 5-15 平成 26 年度 学生募集要項 ソフトウェア情報学研究科 博士前・後期課程
- 資料 5-16 平成 26 年度 学生募集要項 総合政策研究科 博士前・後期課程
- 資料 5-17 平成 26 年度 学生募集要項 震災特別入試
- 資料 5-18 岩手県立大学学則（既出 1-2）
- 資料 5-19 岩手県立大学入学者選抜試験検討会議設置要項
- 資料 5-20 岩手県立大学入学試験連絡調整会議設置要項
- 資料 5-21 2014（H26）年度新入学者アンケート報告書（既出 1-30）
- 資料 5-22 平成 25 年度県内外高校訪問件数
- 資料 5-23 2014（H26）年度 2 年次生アンケート報告書（既出 1-31）

- 資料 5-24 2014 (H26) 年度新入学者アンケート 問 9-17 (既出 1-41)
- 資料 5-25 2014 (H26) 年度新入学者アンケート 問 3
- 資料 5-26 2014 (H26) 年度新入学者アンケート 問 4
- 資料 5-27 自己点検・評価マネジメントシステム No.0002

VI. 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は県内唯一の公立大学であり、地域に有為な人材を供給することが大きな目標であることから、学生が充実した学生生活を送れるよう、中期目標として以下の二点が定められている。ア)学習支援および学生生活支援の充実として、きめ細かい学習支援の環境を整備するとともに、学生が安心して修学を継続できるよう、学生一人ひとりの実情に応じた生活支援を行う。イ)進路指導及び就職支援として、学生のキャリア意識を啓発し就業力を育成するとともに、進路選択のための的確な指導を行い、高い就職率の水準確保に加え、学生の県内への就職促進を図るとともに、地域で活躍できる人材確保に努めることとする(資料 6-1)。

この方針を具体化させるため、学生支援本部に学生支援グループ、キャリアセンター及び健康サポートセンターを設置して取り組みを進めている。

多様な入学生および在学生に対応するため、学生支援グループや健康サポートセンターでは、学生生活や健康管理に関する心身両面からの相談・助言や、経済的に修学困難な学生への援助等、生活支援を充実させるほか、学生の課外活動や学生組織によるボランティア等の地域活動を支援するとともに、後援会を核とした保護者との連携協力を進めている。

また、学習支援・学生生活支援の充実を図る観点では、学生の履修計画・自己啓発等に役立てるため、総合政策学部など一部の学部では、就業力の修得に関する自己評価システムの開発・運用を図っている。

さらに、キャリアセンターでは進路指導及び就職支援として、学生の就業力育成を支援するため、キャリアガイダンス、進路指導を行うとともに、編入学、大学院進学にかかる支援を強化するほか、県内の保健、医療、福祉分野への人材輩出、公務員受験者への支援、県内企業の情報提供等により、県内就職の促進を図っている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

学生の履修状況等は全学共通の学生カルテシステムにより把握し、学部教員間で情報共有している。また、看護学部や社会福祉学部、総合政策学部においては担任制を、ソフトウェア情報学部においては、クラス担任制度にあたる講座制を導入して、各学部ともきめ細かい学生指導に繋げている。

留年者及び休・退学者の状況把握については、各学部と学生支援室が連携を図りながら情報を把握している。留年及び休・退学の誘因となる、長期欠席による修学困難な状況を生じないよう、日頃から各教員が学生一人ひとりと面談し、状況を把握するなどの配慮を行なっている。さらに、学生の成績通知を年1回保護者に対して発送しており、家庭生活からも学生生活を支援できるよう取り組んでいる。

補習教育に関する支援体制は学部毎に異なるが、ソフトウェア情報学部においては、必要な履修科目を理解するために必要な数学的知識が不十分な学生に対して、学習支援コーナーを設置して、専門教員による補習授業を実施するなど、より円滑に大学教育が実施できるよう取り組んでいる。その他の学部でも学生委員会が中心となって、学生の理解力の

状況について把握し、必要な対策を講じている。

本学には、聴覚障害、肢体不自由、内科的な疾患、発達障害及び心理的・精神的な問題を抱える学生も在籍している。従来、このような学生については各学部、本部において各々対応していたが、平成 23 年 8 月の「障害者基本法」改正施行、平成 25 年 6 月に公布されたいわゆる「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、特別な支援を必要とする学生に対し、合理的な配慮を行なうこととした。平成 25 年 4 月からは学生支援本部に専任の特別支援コーディネーターを配置して、特別な支援を必要とする学生に対する一元的な対応を行なっている。コーディネーターを中心として、「特別な支援を必要とする学生の修学等支援要綱」及び「特別支援コーディネーター業務実施要領」を定めるとともに、「特別な支援を必要とする学生のための連絡会議」を開催して、各学部と本部間の連絡を密にしながら対応することとしている（資料 6-2～4）。加えて対象となる学生に対しては、日々の学生相談のほか、試験時間延長などの修学支援を行なうとともに、教職員に対しては必要な知識の習得のための研修会を開催している（資料 6-5）。また、特別な支援を必要とする学生の学内での居場所作りを検討しており、それら学生が健やかに修学を全う出来るよう取り組んでいる。さらに、近年、心の健康を損なう学生が増加していることから、健康サポートセンター内の学生相談室に学生相談員（専任）を配置しているほか、精神科医師である教員のカウンセリングも積極的に実施している（資料 6-6）。

学生への経済的支援（奨学金制度）については、本学には家庭の経済状況から修学が困難な状況にある学生が多く在籍していることから、奨学金を必要とする学生に対して、貸与型と給付型により、奨学金を支給している。

貸与型として日本学生支援機構奨学金があり、学部生、大学院生とも最も利用している奨学金制度である。平成 21～25 年度の第一種、第二種、その併用の 3 タイプをあわせた貸与者全体の各年度在籍者に対する受給率の平均は、学部生 56.0%、大学院生 30.6%である（資料 6-7）。このほか貸与型として、本学独自の学業奨励金制度があり（資料 6-8）、本県への有為な人材を供給するとの本学の開学精神にのっとり、開学以来実施しているものであり、一定の学力要件を条件としている。第一種奨学生と第二種奨学生との二種類に分けられており、第一種奨学生は、推薦入試、及び震災特別入試の方法により入学した一年生を対象にして、月 3 万円、4 年間奨学金を貸し付けるものである。第二種奨学金は入学方法は問わず、二年生から受給できる奨学金である。また、大学院生に対しては月 5 万円の貸与を実施している。平成 21～25 年度の平均貸与人数は、第一種が 34 人で、学部別では看護学部と社会福祉学部が平均 10～11 人で、ソフトウェア情報学部、総合政策学部の倍近い貸与者数となっている。一方、第二種の平成 21～25 年度の平均貸与人数は学部生 19.4 人、大学院生 10.8 人で、学部生、大学院生ともソフトウェア情報学部で貸与者数が多い状況であった。返済は卒業年から開始するが、岩手県内に就職した場合、返済が猶予され、在学年数の 2 倍勤務した場合には返済が免除される。これらの通常枠に加え、東日本大震災津波の被災家庭を対象とした被災特別枠を設け、平成 24、25 年度で第一種が 5 人、第二種学部生 2 人、大学院生 2 人が受給している（資料 6-7）。このほか、岩手県看護職員修学資金として、看護学部の学生を対象とし、卒業後、看護職員として岩手県内の特定施設に従事しようとする者について、月 5 万 1 千円以内の貸与を実施しており、平成 21～25 年度で 7 人の学生が利用している。さらに介護福祉士等修学資金として、社会福祉学部の学生

を対象とし、卒業後、介護福祉士等として岩手県内の特定施設に従事しようとする者について、月5万円の貸与を実施しており、平成21～25年度で2人の学生が利用している。一方、給付型は貸与型と異なり卒業後の返済が免除される。

企業・自治体等が実施する奨学金として、三菱商事復興支援財団2013年度学生支援奨学金を9人、双日復興支援教育資金を4人、東芝日本大震災奨学基金を2人、牛久保・天田育英財団を5人、カナダJCCC財団法人基金奨学金を5人受給している。また、岩手県に対する震災の寄付を原資とした「いわて学びの希望基金」があり、高校在学中から受給しているものが5人在籍している。

これらの奨学金制度のほかに学生に対する経済的支援制度として授業料減免がある（資料6-9）。経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が一定の基準を満たす者について授業料の免除制度があり、授業料収入の7%を上限として、授業料の全額又は二分の1を免除している。平成21～25年度は半期ごとの合計は、学部生で延べ2681人、大学院生で延べ279人であり、半期毎で学部生で平均536.2人、大学院生で55.8人が授業料減免制度を利用している。このほか、本学では平成23年度から東日本大震災津波の被災家庭を対象とした入学料及び授業料減免制度を実施しており、入学金は全額免除となり、授業料は被災の程度により減免額が決定されている。平成23～25年度の入学料免除は学部生で延べ96人、大学院生で延べ3人である。一方、授業料の減免は半期ごとの合計では学部生で延べ560人、大学院生で延べ11人が適用となっている（資料6-10）。

東日本大震災津波の後、新たに実施された経済的支援制度に対して、応募数は少ないものの、募集があった都度、学生に対して周知を図り、積極的に活用している。

留学生に対するその他の奨学金として、私費外国人留学生で学業、人物ともに優れ、かつ留学生生活を続けていくために経済的援助が必要な者に対して、学部生で月10万円、大学院生で月13万円を給付している。このほか大学近隣のアパートを借り上げて留学生寮とし、県立大学と国際交流協定を締結している大学生に優先的に提供している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮として、本学では健康サポートセンターを設置しており、センター長および副センター長の2名は医師で、そのほか看護師、保健師、心理相談員（臨床心理士）で構成され、学生の健康維持を図っている。毎年4月には、学生の定期健康診断を実施し、その結果に基づく個別面談を中心とした事後指導やアルコールパッチテスト、体力測定等のプチ健康講座を年12回開催するなど健康維持への意識啓発を行なっている。

上記健康サポートセンターを中心に学生の健康保持・増進を図ってはいるが、最近では心の健康を害するものも多く見られ、心理相談員1名のほかに学生相談員として必要な知見を有している学部教員6名も併任して相談業務に携わっている。この相談体制を構築することにより、いつでも相談を受ける体制を敷いている。

また、学生ボランティアとしてピアサポーター制度を導入しており、簡単な学生からの相談は、身近な学生が答えることとしている。このピアサポーター制度の実効性をより高めるため、サポーター合宿研修のほか全国研修にも派遣しそのスキルの向上を図っている。健康サポートセンターの利用方法などについては『学生便覧』に掲載し、周知を図ってい

る（資料 6-11 p. 22）。

本学では、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントなど、学生に対するハラスメントの防止のために規程を定め（資料 6-12）、岩手県立大学全体としてハラスメント防止対策委員会を設置している。『学生便覧』にわかりやすく記載するほか、学生や教職員向けにパンフレットを配布して周知を図っている（資料 6-11 pp. 24-25、資料 6-13）。ハラスメントに関する相談がある場合には、前述の学生相談員が随時カウンセリングを行なうこととしている。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学は、平成 22 年度文部科学省の GP 就業力育成支援事業（平成 24 年度からは、「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」）に採択されるとともに、第二期中期計画（平成 23～28 年度）の重点事業として「就業力の育成事業」を掲げ、学生が主体的に進路選択できるよう、キャリア教育に積極的に取り組んでいる。

キャリア形成関連科目の見直し及び体系化では、これまで実施してきた全学共通の「人間と職業」（資料 6-14）や総合政策学部の「地場産業・企業研究」について企業等の協力を得て充実を図った。また、平成 25 年度から、総合政策学部 1 年後期「キャリアデザインⅠ」、同 3 年前期「キャリアデザインⅡ」、ソフトウェア情報学部 1 年前期「スタディスキルズ」、2 年前期「キャリアデザインⅠ」、3 年前期「キャリアデザインⅡ」、盛岡短期大学部 1 年前期「キャリアデザインⅠ」、同後期「キャリアデザインⅡ」などを体系化しスタートさせた。これらは必修科目として設置されたことに特徴がある。

課題解決型学習（PBL）では、ソフトウェア情報学部の「基礎教養入門」において、チームで最適解を構築するスタイルに内容を刷新した。同学部の「プロジェクト演習」は、1～3 年生が学年混合チームで取り組む必修科目である。中間発表会、最終成果発表会は、他チームの状況や考えを見聞きする機会として設定しているほか、クラス担当者の裁量で企業経営者等の参加を依頼しており、企業の視点を学生に直接伝える機会としている。評価については、社会人基礎力の項目を参考に学生が自己評価している。

E-マップ（学生の自己評価を可視化するツール）の開発・運用では、産業界が求める能力要素を学部毎に協議し、学生が自己評価するシステムとして開発・運用を図っており、今後、キャリア教育の効果測定に活用することとしている。

総合政策学部では、平成 23 年度から全学生を対象に継続的に実施しながらデータを蓄積するとともに、運用の改善を図っている。盛岡短期大学部では、名称を「就業力自己評価シート」とし、平成 25 年度から定期的に実施している（資料 6-15）。

インターンシップでは、産業界と連携し、より教育効果を高める取組を行っている。課外活動として行うものの他、総合政策学部及びソフトウェア情報学部が進めるインターンシップの単位化（平成 25 年度から）に合わせ、本学独自の IPU 就業サポーター制度による受入企業の拡充に取り組んでいる。また、受入企業による学生評価の仕組みを整え、他者評価として学生にフィードバックしている。インターンシップの実施に当たっては、事前・事後の研修を行うなど、学生に対する十分な動機付けと振り返りを重視している。

E-プロジェクトは、早い段階から「将来目標」、「社会・企業」を意識させ、学生自らの企画力や行動力により就業力の獲得を支援する取組として実施している。これは、複数

の学生でチームを結成し考案したプロジェクトについて、学内でのプレゼン審査を経て予算を獲得し、チームとして活動するものである。平成 24 年度には、このプロジェクトの支援を受けた「復興 girls*」の取組が、社会人基礎力育成グランプリ（日本経済新聞社主催）において、参加 108 チーム中、第 2 位に当たる準大賞をを獲得するなど高い評価を得た。この取組は学生に浸透し、平成 25 年度においては、9 プロジェクトが活動している（資料 6-16）。

進路選択に関わる進路指導について、学生の進路選択をより一層円滑にするため、就職ガイドブックを 1 年次生及び 3 年次生に配付している。また、入学時から就職や進路について相談に応じるほか、ジョブシャドウを実施し、低学年次から進路について考える取組を行っている。さらに、大学院進学を目指す学生については、各学部教員が個別に指導を行なっている。

これらの取り組みと平行して、学生の就職活動の流れに沿い、年 20 回のガイダンスを実施している。また、公務員を志望する 1～2 年次生を対象に、先輩公務員を招いてガイダンスを実施している。

採用試験対策として、全学年を対象に「SPI 模擬試験」と「公務員模擬試験」を年 2 回実施している。また、公務員を志望する学生を対象に公務員講座を開講しているほか、3～4 年次で模擬面接の実施、その他各種実践講座の開催など、きめ細かい指導を行っている。

これらのキャリア支援対策を実施するため、学生支援本部にキャリアカウンセラーを配置しているほか、就業力育成事業の推進を図る専任教員及びコーディネーターを配置している。全学部に通ずる就職支援関連の事業については、学生支援本部（キャリアセンター）が企画実施しているが、各学部には就職委員会を置き、就職支援連絡調整会議により事業全体の連携・調整を図っている。また、各学部の就職委員会主催による業界研究セミナーやガイダンスを実施し、学部特性に合った支援を実施している。

就業力育成支援事業への取り組みについては、学長を委員長とする「IPU 就業力育成委員会」を設置し、全体の進捗管理を図っている。「就業サポーター制度」を設け、地元企業に学生のインターンシップ受入等の協力を依頼する取り組みを行なっており、平成 25 年度は 154 社の就業サポーター企業の登録がある（資料 6-17）。

2. 点検・評価

●基準 6 の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

学生支援本部では週一回学生支援本部会議を開催して支援の方向性について共有している。このほか、各々の業務については、関係する教職員で構成する委員会を開催し、学生支援に関しては「学生支援委員会」、また、就職支援は「就職支援連絡調整会議」、さらに健康支援は「健康サポートセンター会議」を年数回開催し、各々の会議で相互に情報共有を図りつつ、一定の方向性を確保するよう努めている。

後援会活動については、年 2 回理事会を開催し、予算の執行状況、学生の活動状況など

を報告するほか、年5回地域懇談会を開催して保護者からの意見聴取に努めている。

障がいのある学生に対する対応については「特別な支援を必要とする学生のための連絡会議」を年数回開催し、関係教職員間で一定の情報共有がなされるよう取り組んでいる。

ソフトウェア情報学部の「プロジェクト演習」は、経済産業省の「社会人基礎力を育成する授業30選」に選ばれ、その取組みが評価されている（資料6-18）。

②改善すべき事項

留年者が出ていることは、結果的に休退学者の増加につながることから、留年予備軍である長期欠席者などに対して、各教員が共通して対応できるよう全学的な取り組みを行なう必要がある。

補習・補充教育に関する支援体制について、現在、一部の学部で実施している補習事業を全学共通の問題としてとらえ、授業についていけない学生の把握に努めるとともに対応策を考える必要がある。

障がいのある学生に対する修学支援措置については、法施行により「合理的な配慮」を行なうこととされたため、車椅子利用の学生が全学部で対応できるよう必要な施設整備を行なうとともに、修学上の配慮のみならず、特別な支援を必要とする学生の居場所づくりのため、特別支援学生がくつろげる施設の整備を行なう必要がある。

学生への経済的支援として、奨学金等の経済的支援措置については、本学は経済的支援を必要とする学生が多く在籍していることから、返済義務の無いいわゆる給付型の支援制度を充実させる必要がある。

授業料免除については、大学経営に関わることから、免除に当たっては毎回、理事会の同意を得て実施している。

心身の健康保持・増進および安全衛生への配慮については、近年、心の健康を損なう学生の増加に伴い、学内で安心して過ごせる居場所の確保が急務である。

ハラスメント防止のための措置として、上記で例示した、「セクシャルハラスメント」と「アカデミック・ハラスメント」に加え、新たに「アルコールハラスメント」に対する対応も必要とされており、学生に対する周知を図っていく必要がある。

進路選択に関する指導・ガイダンスの実施では、キャリア形成については、学生が望む企業へ就職できるよう、早い時期からの就業に関する意識の啓発に努める必要がある。

ガイダンスの実施について、公務員を志望する学生については対象年次を1～2年次生として実施したが、それ以外の学生に向けても低学年次からのガイダンス実施等の取組が必要であり、さらに検討を要する。

採用試験対策について、年2回実施しているSPI模試や公務員模試について、二回目の受験者数が少ないことから、より多くの学生が受験することにより効果的な就職指導につながる必要がある。

キャリア支援に関する組織体制の整備については、企業と大学（学生）をマッチングさせ、就業希望者が満足して卒業できるよう、企業と大学間の連携協力体制を強化する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学習支援および学生生活支援部局内や各学部との定期的な委員会活動の場における活発な意見交換や情報共有を通じ、支援連携をさらに深めることで、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送れる環境整備を進めていく。進路指導及び就職支援の面では、学生のキャリア意識を高め、自ら納得して進路選択に当たる事ができる学生が増えるよう、支援体制を継続し、高水準の就職率の確保と県内就職の促進を図っていく。

学生の保護者に対する地域懇談会は、保護者に学生の学修・生活状況、進路選択の状況を理解してもらい、さらに保護者から意見・要望を聴取して、今後の支援体制に反映させていく絶好の機会であることから、沿岸被災地出身の学生と保護者への配慮も加味しながら、今後も継続的な開催に努める。

②改善すべき事項

留年者および休・退学者の状況把握と適切な対処が必要であることから、何らかの理由で長期欠席から退学へと向かう傾向を有する学生や、学習内容の理解不足から授業についていけない学生を対象とした学生の居場所作りや生活支援のあり方を検討する「長期欠席等配慮を必要とする学生対応検討ワーキンググループ」を関係教職員で組織し、検討を進めている。また、補習・補充教育に関する支援体制とその充実を図るための検討や障がいや学修の遅れ等によって大学になじめない学生などの居場所作りや、学習・生活支援のあり方についても学部や教務関係の部局とも意見交換をしながら全学的な支援のあり方を検討している。

学生への経済的支援（奨学金制度）については、社会情勢の変化に対応した支給形態の変更も考慮する。本学は経済的支援を必要とする学生が多く在籍していることから、返済義務のある貸与型より返済義務の無い給付型の支援制度を充実させる必要がある。現在、外部の給付型奨学金制度は2件あるが、学生にとって返済義務の無い奨学金はさらに拡大する必要があり、企業等を訪問し本学に対する理解を求め、より多くの給付型奨学金制度の導入を図っていく。

進路支援では、進路選択に関する指導・ガイダンスを実施し、キャリア形成につながる支援を積極的に進める。インターンシップへの参加学生や受入企業の拡大を図るとともに、授業科目のなかでもキャリアデザインに関する内容をさらに充実させて、早い時期からの意識啓発を行なう。さらに低学年次からガイダンスを実施すると共に、講義のみのガイダンスに留まらず、企業見学会やジョブシャドウを通じ学生たちが実際の社会に触れる事により、就業意識の一層の向上を図る。採用試験対策として次年度以降、対象を全学年に拡大して実施することとしている。

キャリア支援に関する組織体制の整備について、就職支援特命課長や就職支援コーディネーターによる企業訪問等を通じ、企業との連携関係をさらに強化する取組みを図る。次年度で終了する就業力育成事業については、大学事業として引き続き取組を継続する。就業サポーター制度は、インターンシップ受け入れに留まらず、企業見学・ガイダンス講師などの機会を拡大し、内容の充実を図る。

4. 根拠資料

- 資料 6-1 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標（既出 1-4）
- 資料 6-2 岩手県立大学特別な支援を必要とする学生の修学等支援要綱
- 資料 6-3 岩手県立大学特別支援コーディネート業務実施要領
- 資料 6-4 岩手県立大学特別な支援を必要とする学生への対応検討ワーキンググループ
設置要綱
- 資料 6-5 特別な支援を必要とする学生への対応研修会ポスター
- 資料 6-6 平成 25 年度健康サポートセンター学生相談室ご利用のしおり
- 資料 6-7 奨学金の貸与状況
- 資料 6-8 公立大学法人岩手県立大学学業奨励金規程
- 資料 6-9 公立大学法人岩手県立大学の授業料等の納付方法及び免除に関する規程
- 資料 6-10 岩手県立大学授業料減免実施状況
- 資料 6-11 平成 26 年度 学生便覧（既出 1-18）
- 資料 6-12 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程
- 資料 6-13 ハラスメント防止及び相談に関するパンフレット
- 資料 6-14 「人間と職業」講座ポスター
- 資料 6-15 E マップ、E マップニューズレター
- 資料 6-16 平成 25 年度 IPU-E プロジェクト活動報告会資料
- 資料 6-17 I P U（岩手県立大学）就業サポーターズネットワーク規約
- 資料 6-18 経済産業省 社会人基礎力を育成する授業 30 選（既出 4-1-45）

VII. 教育研究等環境

1. 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

公立大学法人岩手県立大学第二期中期目標において「環境に配慮した施設設備の適切な管理に努める」ことが示されており（資料 7-1 p. 8）、公立大学法人岩手県立大学第二期中期計画において「各キャンパス施設の機能や利用状況を定期的に点検・把握し、施設設備の計画的な修繕等を進める」と明確化し（資料 7-2 計画項目【48】）、この目標・計画に基づき施設・設備や機械・備品等、環境を整備している。

中期目標・計画は、ホームページ等で教職員が常時閲覧可能とすることにより（資料 7-3～4）、全教職員で共有している。

施設・設備等は、公立大学法人岩手県立大学固定資産管理規程において管理責任者及び使用責任者及びその業務等を定め管理体制を整えている（資料 7-5）。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学の現有の校地、校舎面積は次のとおりであり、いずれも大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）等法令上の基準を満たしている。

表 7-1 校地、校舎面積（平成 26 年 9 月 1 日現在）

校地面積	設置基準上必要校地面積	校舎面積	設置基準上必要校舎面積
356,327 m ²	18,400 m ²	80,042 m ²	18,152 m ²

本学の主な施設・設備の概要は、以下のとおりである。（平成 26 年 9 月 1 日現在）

表 7-2 主な施設・設備

棟区分	主な施設
本部棟	学長室、会議室、事務室、健康サポートセンター等
共通講義棟	講堂、講義室 24 等
看護学部棟	研究室 41、講義室 3、演習室 6、実験・実習室 5 等
社会福祉学部棟	研究室 45、講義室 4、演習室、実験・実習室 17 等
ソフトウェア情報学部棟	研究室 62、講義室 4、演習室 4、実験・実習室 23 等
総合政策学部棟	研究室 50、講義室 4、演習室 8、実験・実習室 12 等
学部間共通棟	実験・実習室 38、会議室等
メディアセンター棟	図書館、コンピューター演習室 4、語学演習室 4 等
体育館棟	アリーナ、プール、トレーニングルーム、クラブ室等
学生ホール棟	学生食堂、売店、ATMコーナー、学生ホール等
地域連携棟	研究室 12、実験室 3、実習室 1、事務室等

このほか、校地内に陸上競技場、サッカーグラウンド、野球場、弓道場、テニスコート（フルコート 8 面、ハーフコート 4 面）を整備している。

大学敷地の外周には、大学建設以前からの唐松等の植生を多く残し、その内側に広がる芝生地にはポプラやシラカバなどを配置している。芝地の一角には常に水が満ち水辺植生が豊かな池があり、平成 23 年度に N P O 法人日本ビオトープ協会のビオトープ大賞を受賞した（資料 7-6）。これら緑地を巡る石敷きの遊歩道を整備し、東屋やベンチを設置している。

各学部棟が立ち並ぶ施設中心部の中庭には、樺の並木と彫刻やモニュメントを配置し、学生・教職員に憩いの場を提供している（資料 7-7 pp. 84-85）。学生ホール棟には、座席数約 700 席の食堂や売店、自動販売機、約 100 席の椅子やテーブルを配置した学生ラウンジを設けているほか、各学部棟の各階にはソファを配置したラウンジを複数箇所設置し、学生や教員の休憩・談話等の場を提供している（資料 7-8 pp. 79-90）。なお、学部棟群は、屋内回廊（廊下）で結ばれており雨天時でも快適に学部棟間を移動できる。回廊の幅は広く車椅子の利用に対応している。各学部棟にはエレベーターを設置し、各トイレには広いスペースの多目的トイレを設置しているほか、従前に固定式の机、椅子であった講義室を可動式の机・椅子に変更するなどバリアフリー化が図られている。

校舎は竣工から 17 年目となり、今後の修繕や更新にあたり、大規模修繕計画を策定し、計画的に修繕等を実施し、教育研究等環境を維持している（資料 7-9）。

施設・設備は中央監視設備を設置し専門の業者に委託し維持、管理しているほか、情報処理設備や視聴覚設備、緑地の保守管理等も各業務に精通した業者に委託し管理している。

また、年間を通じて 24 時間常駐警備としており、定時巡回と学内各所の監視カメラによる警備に加え、学生証及び教職員の身分証明書をカードキーとして建物の出入口や部屋の施開錠を行う入退室管理システムを導入し、高いセキュリティを確保している。

衛生面に関しては、労働安全衛生法の規定に基づき職員衛生委員会を設置し、巡視による施設設備の点検等を通じて、採光、保温、清潔等を確保している（資料 7-10）。

なお、このほか本学は、盛岡駅に隣接して県が整備した多目的複合施設「いわて県民情報交流センター（愛称：アイーナ）」内に、サテライトキャンパスとして「岩手県立大学アイーナキャンパス」を設置しており、大学院の社会人学生の授業や、地域住民に対するリカレント教育や公開講座等の生涯学習機会の提供、生活習慣病や不妊等に関する相談などを行っている（資料 7-11）。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

メディアセンターの資料は、平成 26 年 3 月 31 日現在、図書 256,455 冊、購読雑誌 473 タイトル（和雑誌 339 タイトル、洋雑誌 134 タイトル）、オンラインジャーナル 1,248 タイトル（フリージャーナル含む）、視聴覚資料 3,144 点、契約データベース 5 種である。「岩手県立大学メディアセンター資料収集方針」に基づき、本学の学科や専攻の専門領域に応じた構成とし、学生の学習活動支援、教職員の教育研究活動の維持及び発展のために必要な図書、雑誌、電子情報等の学術資料を収集している（資料 7-12）。

図書は、教員により選書された専門書や教養書、学生リクエスト等を通じて学生により選書された図書、シラバスに掲載された授業参考図書等を、全体の蔵書構成と調整しながら整備している。海外の雑誌やオンラインジャーナル等は、恒常的な値上がりや為替レートの影響を受けることから、利用実態を踏まえ、メディアセンター長を議長とする「図

書担当者連絡調整会議」を通じて学部の要望等調査を実施し、利用者視点に立ったタイトルの見直しを行うなど、効果的な整備を図っていることに加え、大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）に参加し、価格高騰への対策を講じている。なお、オンラインジャーナルやオンラインデータベースは、学内 LAN によりメディアセンター内はもとより、各教室や研究室からも利用できる（資料 7-13）。

地域開放については、平成 24 年度より、本学の蔵書等構成の特色のひとつである医療系データベースを、医療関係者や地域住民をはじめとする学外者へ利用開放するとともに、インターネットから得られる情報の無料印刷サービスを開始した。このほか、国立情報学研究所による総合目録情報サービス（NACSIS-CAT 及び ILL）や学術コンテンツサービス（CiNii 等）、岩手県立図書館による岩手県内図書館横断検索システムといったネットワークを活用し、国内外の大学等機関や国立国会図書館、岩手県内の公共図書館と目録情報等を共有し、資料の有効活用、利用者の利便性向上を図っている。

メディアセンターの閲覧席数は 346 席であり、本学及び併設している盛岡短期大学部を合わせた収容定員の 15.2%にあたる座席を確保している。春季、夏季、冬季休業期間を除く平日の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時（土曜日は午後 5 時）までとし、最終授業終了後も利用されている（資料 7-14）。

平成 23 年度からは、インターネットの普及や学術資料の電子化の進展等による学習活動の変化に対応するため、ラーニング・コモンズ整備を段階的に進め、学生の多様な学習ニーズに対応できる環境整備や自学自習支援に取り組み、第二期中期計画「メディアセンターの機能強化等により学習支援環境を充実させ、課外における学生の自学自習を促す」の実現を図っている（資料 7-2 計画項目【17】、資料 7-15）。

施設・設備面では、従来の閲覧スペースに加え、アクティブ・ラーニングに適したスペースや機器、情報検索やレポート作成、イベント、交流、就職支援など多目的に利用できる学習スペースを整備した。人的支援面では、図書館が学生の交流の場として利用されるとともに、快適な学びの場となるよう、図書館の改革や企画、広報等を学生目線でサポートする本学学生ボランティア「ライブラリー・アテンダント」の活動を平成 24 年度より開始し、平成 26 年度は 24 名の学生が企画展示や図書館利用案内を行っていることに加え、司書資格を有する専任職員 6 名を配置し、情報検索等の支援や利用講習会を開催している。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

中期目標においては、「大学教育の基盤となる独創的・先進的な研究により、教育の質の一層の向上を図るとともに、岩手県の地域特性や地域のニーズを踏まえた研究活動を推進する。」と定められている（資料 7-1 p. 1）。

また、中期計画においては、次のとおり定めている（資料 7-2 計画項目【25】～【27】）。

ア 新たな研究テーマの発掘を奨励するとともに、研究課題に応じて学術研究費を重点的・効果的に配分する仕組みを構築する。

イ 研究成果について適切な評価を行い、論文・学会発表の質的・量的向上を図る。

ウ 学部特性に応じた研究者交流や研究補助等の体制の強化を図る。

アの中期目標と中期計画に基づいて、新たな研究テーマの発掘と学術研究費の取扱いについては、「公立大学法人岩手県立大学学術研究費交付規程」に定められており（資料 7-16）、

財源に厳しい制約がある中、研究ニーズ等を精査し、予算措置している。現在の研究費の状況については、次の表のとおりである。

イの研究成果について適切な評価を行い、論文・学会発表の質的・量的向上を図ることについては、専任教員一人当たりの論文発表数は横ばいで、また、専任教員一人当たりの学会発表数は、減少傾向で推移している。また、平成 25 年度より、全学的に研究成果を発表する「研究成果発表会」を開催している。

ウの学部特性に応じた研究者交流や研究補助等の体制の強化については、大学院生が将来教育研究の指導者になるためのトレーニングの機会を提供するティーチング・アシスタント制度が平成 15 年度に、また、大学院生が研究プロジェクト等を支援するリサーチ・アシスタント制度を平成 21 年度に整備している（資料 7-17～18）。更に、教員が教育研究能力の向上を図るため、一定期間にわたり自主的に教育研究活動に専念できるサバティカル研修を平成 26 年度から試行している（資料 7-19）。研究室は、各専任教員に確保している。

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）については、学内の教員から申請書の書き方等について指導を受ける「ブラッシュ・アップ」や日本学術振興会から講師を招いての説明会を実施しているほか、全教員に向けたメールマガジンの送信など、科研費採択に有効な情報提供を随時行った結果、次表のとおりここ数年において採択件数及び獲得金額とも増加している。その他の外部資金の採択件数及び獲得金額は以下の表のとおり、ほぼ年々増加している。

表7-3 学術研究費の概要

研究費	内 容
基盤研究費	教員の自由な発想に基づく基礎的な研究
学部等研究費	学部等が中期計画の実現を目指して研究課題の取り組みを推進するための研究費
学部・教育研究活動支援費	教育研究活動を円滑に進めるための諸経費
研究成果発表支援費	国内外で開催される学会等での発表等や地域での成果還元等を行うための支援費
学会等開催助成費	本学を中心に開催される国際的・全国的規模の学会等の開催経費に対する助成
地域政策研究センター関連研究費	地域課題を解決するための研究に対し配分する研究費。募集区分は①教員提案型研究と②地域提案型研究。
ものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（I-MOS）関連研究費	「次世代インテリジェント情報技術」を軸に、ものづくり産業の生産性・付加価値向上に繋がる産学共同研究等に配分する研究費。研究分野は①ものづくり関連企業の生産性向上、付加価値向上、②自動車産業への展開を目標とした研究、③その他。
科学研究費助成事業奨励費	科研費を獲得した教員に、研究促進と研究成果の地域への還元のため、予算の範囲内で支援する研究費
科学研究費助成事業獲得支援費	科研費獲得支援のため、科研費に応募して不採択の場合でも評価が A の場合、次年度の科研費採択率向上を踏むための研究費

若手ステップアップ研究費	科研費に応募した実績がある准教授以下が応募可能な若手支援のための研究費
外部資金研究支援費	科研費を除く外部資金を獲得した教員に、研究促進と研究成果の地域への還元のため、予算の範囲内で支援する研究費

表 7-4 近年の年度別外部研究資金の実績

(上段：件数・単位件、下段：金額、単位千円)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
共同研究	43 16,146	65 12,013	60 13,586	65 13,047	56 22,169
受託研究	16 38,425	18 47,323	26 86,806	37 113,946	24 73,154
奨学寄附金	7 3,900	12 17,798	13 12,667	13 16,678	3 3,978
科学研究費助成事業	73 73,072	60 62,444	56 62,800	68 70,704	80 76,956
計	139 131,543	155 139,578	155 175,859	183 214,375	163 176,257

※研究分担者分を含めたものであること。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「ガイドライン」という。）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費を適正に運用・管理するため、公的研究補助金等の不正防止に係る統一のルールとして、平成 19 年 11 月 8 日付けで「公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を制定した（資料 7-20）。

この規程に基づき、公的研究費の管理・運用について最終責任を負う最高管理責任者には学長をもって充て、最高管理責任者を補佐する統括管理責任者としては、研究活動については学術研究を担当する副学長を、学術研究費については事務局長をもって充てている。また研究倫理専門員を配置して、業務の適切な運営に努めている。

このほか、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため平成 21 年 3 月 30 日付けで「岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画」を策定し、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、定期的に見直しを行いながら、取り組んでいる（資料 7-21）。

なお、文部科学省は平成 26 年 2 月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、平成 26 年度から適用する施行するよう求めている。

以上に加えて、日本学術会議が平成 18 年 10 月 3 日に策定した科学者の行動規範に準拠した「公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針」を平成 19 年 11 月 8 日に策定した（資料 7-22）。この指針は、教職員の研究について、遵守すべき事項及び研究費の取扱基準を定

めたものである。この指針に基づいて、毎年、研究費を交付した教員を対象に学術研究費執行の説明会を開催し、研究倫理並びに学術研究費の適正使用について事例を交えながら、説明を行っている。

なお、25年度からは学内の説明会のほかに、各学部等の教授会等で学術研究費執行や不正防止について説明を行い、さらに周知徹底を図っている。

さらに、本学では、平成19年11月8日付けで「公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程」を制定し（資料7-23）、「公立大学法人岩手県立大学研究倫理委員会」を設置した。委員会内に二つの部会をおき、ほぼ毎月委員会を開催し、申請があった研究等に関する研究実施計画の倫理的妥当性等を審査している。平成25年度（H25年4月～H26年3月）の研究倫理審査委員会の審査結果概要等は、下記の表のとおりである。

表 7-5 申請件数及び判定結果 (単位：件)

研究対象	承認①	条件付承認②	非該当③	計
人	21	0	14	35
動物実験	7	0	—	7
公表原稿	2	0	0	2

注 判定結果の意味

- ① 承認：研究倫理上の問題はない。
- ② 条件付承認：研究倫理上の大きな問題はないが、部分的な修正が必要である。
- ③ 非該当：研究倫理審査の対象となる研究に該当しない。

表 7-6 申請件数の推移 (単位：件)

研究対象	平成21年度	22	23	24	25
人	32	27	33	46	35
動物実験	2	4	3	4	7
公表原稿	0	0	0	0	2

これらのほか、科学研究費助成事業について、不正防止を図るため、11月の次年度の応募に先立ち、監査対象を抽出し、内部監査を実施している。この内部監査は、科学研究費助成事業を申請する際の要件となっており、毎年度実施している。なおこれまでの文部科学省の調査では、研究費の執行について、不適正な執行と指摘はされていない。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

学内の厚生施設については、学生アンケートによると、ラウンジ、学生食堂・売店とも概ね7割以上の学生から充実しているとの回答を得ている（資料7-24 p.27）ほか、体育

施設やサークル室など課外活動施設は概ね8割以上の学生から充実しているとの回答を得ており（資料7-24 p.27）、これまでの施設整備の効果が上がっている。

学術研究費は、教員の研究活動を促進するため、学部長に聞き取りを行うなど教員の要望を受けて新たに予算措置している。外部資金の獲得件数、交付金額は、研究活動に取り組んでいる教員が努力した結果、ともに増加傾向にある。

ティーチング・アシスタントが実習・演習科目に関して補助し、個別指導できるよう対応している。また、リサーチ・アシスタントは、教員及び大学院生の研究活動の促進につながっている。

メディアセンターについては、ラーニング・コモンズ整備やライブラリー・アテンダントを活用した学生目線での図書館改革等により、図書館機能が充実し、利便性が向上したことから、平成25年度における図書館利用者数（利用延べ人数）は前年度に比べ9.7%、貸出冊数は7.3%増加している（資料7-25）。また、卒業年次生アンケート（平成25年度）による図書館資料充実度については85.5%が「充実している」と回答しており、平成22年度（75.7%）に比べ、9.8ポイント上昇しているほか、図書館の検索サービス充実度については90.3%が「充実している」と回答しており、平成22年度（87.4%）に比べ、2.9ポイント上昇し、着実に評価が高まっている（資料7-24 p.44）。

②改善すべき事項

研究活動の推進のために、研究費を配分するだけではなく、多忙な教員の研究費の支出の管理や研究活動の進捗管理を行うことにより、研究計画に基づいた効率的な研究推進を図るよう人的な支援の検討を行う。本学では、ガイドラインの改正に基づき、具体的な取組を検討する。

メディアセンターの資料整備については、海外の雑誌やオンラインジャーナル等の価格高騰が図書資料費を圧迫している。これらを踏まえて、資料の整備計画について教員の意見を踏まえて修正している。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

施設の設置から16年を経過し、将来の老朽化や設備の耐用年数の到来等を見越し、大規模修繕計画に基づき計画的に修繕・更新を行い、教育研究等環境を維持・発展させていく（資料7-9）。

学術研究費の予算要求に当たっては、学部長等の意見を聴取するだけではなく、研究費の検証を行い、教員のニーズに応えた、より効果的な学術研究費を目指して予算要求している。外部資金は、一層の応募率向上を図るため、教員の意向を把握し、的確な支援を行う。

ティーチング・アシスタントは、指導者になるためのトレーニングの機会を提供するとともに、教育研究の一層の充実に資するよう配慮していく。また、リサーチ・アシスタントを必要としている学部の要望を把握し、配置していく。

メディアセンターについては、利用状況を踏まえ、学習活動に合った環境整備を着実に進めるとともに、その機能のさらなる活用のため、ライブラリー・アテンダントによる学

生目線での利用講習会の開催や教員等による文章の読み方・書き方指導の実施など、学生の自学自習を支援する取り組みを強化する。

②改善すべき事項

学術研究の面では、学部事務室や外部資金担当の組織のあり方について、実態に即した適正な人員配置を検討し、体制強化を図る必要がある。

メディアセンターの資料整備については、限られた予算を効果的に執行できるよう、本学版コアジャーナルの選定等に取り組み、学習活動支援、教育研究活動の維持及び発展のために必要な学術資料を確保する。

4. 根拠資料

資料 7-1 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)

資料 7-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)

資料 7-3 学外向けホームページ 法人評価

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#第二期>

資料 7-4 自己点検・評価マネジメントシステム (既出 1-35)

資料 7-5 公立大学法人岩手県立大学固定資産管理規程

資料 7-6 日本ビオトープ協会 第4回ビオトープ顕彰「ビオトープ大賞」決定通知

資料 7-7 2014 入学案内 (既出 1-11)

資料 7-8 平成 26 年度 学生便覧 (既出 1-18)

資料 7-9 施設大規模修繕計画

資料 7-10 公立大学法人岩手県立大学職員安全衛生管理規程

資料 7-11 岩手県立大学アイーナキャンパスパンフレット

資料 7-12 岩手県立大学メディアセンター資料収集方針

資料 7-13 岩手県立大学メディアセンター データベース一覧

資料 7-14 岩手県立大学メディアセンター利用案内

資料 7-15 ラーニング・コモンズ機能の導入等の検討報告

資料 7-16 公立大学法人岩手県立大学学術研究費交付規程

資料 7-17 ティーチングアシスタント制度実施要領

資料 7-18 岩手県立大学リサーチ・アシスタント取扱要領

資料 7-19 サバティカル研修に関する要綱 (既出 3-41)

資料 7-20 公立大学法人岩手県立大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

資料 7-21 岩手県立大学等における公的研究費の不正防止計画

資料 7-22 公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針

資料 7-23 公立大学法人岩手県立大学研究倫理審査規程

資料 7-24 2013 (H25) 年度卒業年次生学生生活アンケート報告書 (既出 1-32)

資料 7-25 図書館利用者数、貸出冊数のデータ

VIII. 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、建学の基本理念に立脚する大学の基本的方向の一つに、「地域社会と密接に連携し、教育・研究の成果を広く還元する『地域社会に貢献する大学』」を掲げるとともに、第二期中期計画において、地域貢献に関する目標を達成するため、「1. 産学公連携の強化」、「2. 県民のシンクタンク機能の強化」、「3. 県民への学習機会などの提供」を掲げている（資料 8-1、資料 8-2 pp. 6-7）。さらに、1. において「産業界、地域団体等との連携強化、及び共同・受託研究の促進」、「産学共同研究や高度技術者育成の推進」、2. において「自治体等と連携した課題解決の取組強化」、「県民生活の課題の可視化・構造化及びその解決策等の提言の実施」、3. において「公開講座、専門職業教育等の充実」といった計画を定めている（資料 8-2 pp. 6-7）。

以上の計画は、毎年度設置者による法人評価によりその実施状況の確認を受け、次年度の活動につなげている。なお、これらの計画は、年度初めの「学長メッセージ」の中で、当年度計画の概要について全教職員に周知を図る機会を設けているほか（資料 8-3）、法人評価結果と併せて大学のホームページで公開している（資料 8-4）。

また本学では、建学の理念に国際社会への貢献を掲げ、国際的に活躍できる人材を育成することを目指している。第二期中期目標において、「グローバル化が進展する中で、国際交流を活性化し、国際的視野を備えた人材を育成する」ことを基本目標とし、「双方向の国際交流事業の推進により教育研究の充実を図るとともに、学生の国際的視野を養う」こととされている（資料 8-5 p. 6）。

この目標を達成するため、同中期計画において、「国際交流協定の締結大学をはじめとする海外の大学との教員間の学術交流の推進」及び「海外派遣学生と外国人留学生を含む双方向における学生の国際交流の推進」を掲げている（資料 8-2 p. 7）。

また、前回の認証評価で、「国際交流を積極的に推進していくための組織的な取り組みが望まれる」との助言を受け、平成 23 年度には、学生の国際交流活動、海外派遣、外国人留学生の支援を目的とし、各学部選出の委員（教員）から成る「国際学生交流支援委員会」を設置し（資料 8-6）、さらに国際交流協定に関し必要な事項を定めた「国際交流協定に関するガイドライン」を策定した（資料 8-7）。さらに、平成 26 年度には、地域におけるグローバル人材の育成に資することを目的として、新たに「国際交流戦略会議」及び「国際交流企画調整会議」を設置し、改めて国際交流方針の策定について検討を進めている（資料 8-8～9）。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、教育、研究の成果を地域に還元し、大学の教育研究活動の理解を促進すること及び岩手県民の多様な学習ニーズに応えることを目的に、地域連携本部が、滝沢キャンパスを会場とする講座と地域に出かけて開催する地区講座の二つを企画、実施している。講座は、学部等の推薦に基づき講師となった教員が、自身の教育研究活動成果から選定したテーマについて、市民向けに分かりやすい内容で講義を行う形となっている。東日本大震災後は、震災復興に資することを目的として、震災復興をテーマに設定するとともに、

津波被災地において重点的に地区講座を開催するなどしている。受講者は60歳代が多いものの、高校生など10歳代から70～80歳代までの多様な世代構成となっている。開学からの開催実績は、滝沢キャンパス講座が233回、受講者数31,520人、地区講座が52回、受講者数3,343人となっている（資料8-10～11）。

看護学部では、病院等で行う岩手県内の新人看護職員の基本的な臨床実践能力獲得のための研修を補完するための研修を、社会福祉学部では、岩手県内の福祉行政職員及び社会福祉事業従事者の業務の遂行に必要な知識等に関する研修を実施している（資料8-12～13）。また、各学部において、サテライトキャンパスである「アイーナキャンパス」において、社会人教育、生涯学習支援、保健医療や社会福祉に関する相談サービス、産学連携の支援等を実施している。

本学の教員は、その多様な分野の専門知識等を活かし、県等の審議会の委員や自治体等の各種研修会講師等を務めており、自治体等の政策形成へ寄与している。平成25年度の審議会委員等への就任実績は、延べ910人となっている。（資料8-14）

いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（以下「i-Mos」とする）で取組んでいる「いわて環境と人にやさしい次世代モビリティ開発拠点プロジェクト」においては、平成25年度はすべての研究で特許を出願するなど、研究成果を製品化に結びつける動きが加速している（資料8-15）。また、ものづくり産業の生産性・付加価値向上等に資する研究課題について学内公募を行っている。平成26年度は、10課題を採択した（資料8-16）。この他、ものづくりとソフトウェアを融合し、付加価値の高い新技術の提案力を備えた高度技術人材の育成を目的とした講習会を開催しており、平成26年度は12講座の開催を予定している（資料8-17）。さらに、設備機器を企業等に開放し、企業の試作開発を支援しており、平成25年度の利用実績は463回となっている（資料8-18）。

地域政策研究センターでは、①地域協働研究（教員提案型）、②地域協働研究（地域提案型）、③東日本大震災津波からの復興加速化プロジェクト研究など、学外組織との連携による共同研究を積極的に展開し、地域課題の解決に取り組んでいる。平成26年度は①の前期分として14課題、②の前期分として14課題、③として2課題を採択した（資料8-19～21）。

なお、採択された研究は「研究成果発表会」を開催することで、学部プロジェクト研究等とともに、その成果を広く一般に公開している（資料8-22）。

本学と連携しながら政策推進しようとする自治体等とは個別に包括的な連携協力協定を締結し、自治体等の政策形成や事業推進を支援している。平成25年度は、新たに「宮古市産学公連携基本協定書」を締結するなど、これまでの協定締結実績は9団体となっている（資料8-23）。

地域政策研究センター内に設置されている公共政策研究所においては、自治体職員の政策立案能力の向上を目的とし、岩手県庁及び市町村職員が参加する政策法務研究会などを開催している。同じく、同センター内に設置されている盛岡市まちづくり研究所は、盛岡市と本学との包括協定に基づき設置されたもので、盛岡市の新たな政策立案に資するとともに、市職員の政策形成能力の向上を目的とし、毎年、盛岡市から2名の共同研究員を受け入れている（資料8-24～25）。

また、震災復興支援の活動も、学生教職員、各学部・本部を問わず、全学体制で実施している。

本学は、「岩手県立大学災害復興支援センター」を東日本大震災発生直後に設置し、ボランティア事前研修の企画・実施や、ボランティアバスを運行させる等の活動を実施している（資料 8-26 pp. 5, 12-14）。同センターは、センター長・副センター長及び復興支援員（各学部教員）から構成され、事務局を職員が担っている。活動内容等は、定期的開催される同センター会議において報告・検討され、今後の活動に活かしている。

各学部においても、「学部等研究費」における研究活動や、学部プロジェクトによる活動等、学部の専門領域を活かした復興支援活動を積極的に行っている（資料 8-26 pp. 6-11）。

また、教員の研究成果を活かした復興支援活動として、先述した地域政策研究センターにおける活動支援がある。

同センターにおいては、教員・地域団体等から研究課題を公募し、採択した研究に対して研究費を配分し、調査研究活動を推進している。震災直後の平成 23 年度は「震災復興研究」に特化し、研究期間を 2 ヶ年度として 15 件の研究活動を実施した。平成 24 年度以降は、「地域協働研究」において復興支援関連の研究を優先的に採択しており、平成 24 年度は、教員提案型で 8 件、地域提案型で 12 件、平成 25 年度はそれぞれ 13 件、6 件の復興支援関連研究が採択された（資料 8-26 pp. 15-22、資料 8-27 pp. 15-24）。平成 26 年度も先述した件数のうち、教員提案型で 9 件、地域提案型で 3 件が採択されている。さらに、平成 26 年度からは、復興の加速化に寄与することを目指し、被災地域において顕在化した課題に研究費を重点配分する、「復興加速化プロジェクト研究」を先述のとおり 2 件採択している。このように、様々な分野での研究活動が復興支援の一環として行われている。

学生によるボランティア活動も盛んに行われている。学生ボランティアセンターをはじめとする各学生団体を結成し、それぞれが考えた支援活動を実施している。なお、これらの団体の中には、就業力育成事業として実施している「E-プロジェクト（第 VI 章 項目 4 参照）」によって実施されているものもある（資料 8-26 pp. 25-32）。

このほか、学生主体の活動の一つとして、文部科学省大学改革推進等補助金に採択された事業「大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業」を活用して実施されているものもある。同事業の実施においては、その一部を「NPO 法人いわて GINGA-NET」及び「一般社団法人子どものエンパワメントいわて」に委託し、両団体が主体となって実施する事業に本学学生も参画している（資料 8-26 pp. 23-24）。この 2 団体への委託業務も含め、同事業において実施されている全ての事業は、災害復興支援センターにおいて進捗等を確認している。

海外大学との交流については、これまでに協定を締結していた米国、中国、韓国、台湾に、新たに英国、オーストラリア、ハンガリー、タイ、インドを加え、現在計 9 つの国・地域の 15 機関（平成 26 年 8 月現在）との間で国際交流協定を締結し、交流を進めている。このうち、台湾・朝陽科技大学との間では、学生の相互派遣や単位互換を行った実績を進展させ、ダブル・ディグリープログラムを締結した。

各学部においては、教員の相互招聘による講演及び国際シンポジウムの開催も行っており、平成 25 年度には盛岡市で開催された国際会議にハンガリーのオーブダ大学の学長を招へいし記念講演を実施するなど、地域における国際交流の推進に努めた。また、オーブダ大学で開催された国際会議に本学のソフトウェア情報学研究科教員 3 名が出席し、両者の間で学術交流に関する協定を締結するに至った。

平成 26 年度における協定締結機関との交流については、ソフトウェア情報学部には 5 名（中国・大連交通大学）、ソフトウェア情報学研究科には 1 名（オーストリア・アッパーオーストリア応用科学大学）を受け入れている。また、ソフトウェア情報学研究科では平成 20 年度からイースタンワシントン大学（アメリカ）へ教員と学生を派遣、研究交流を行っている。平成 26 年度は、アッパーオーストリア応用科学大学へ 8 名派遣しており、今後も両大学との研究交流を交互に行っていくこととしている。さらに総合政策学部では、平成 25 年度にタイ・カセサート大学と国際交流協定を締結し、平成 26 年度から学生交流を実施予定である。

なお、協定締結機関以外との交流については、中国、韓国、モンゴル、タイ、マレーシア等から留学生を受け入れており、締結機関からの留学生と合わせ、平成 26 年 4 月現在で計 15 名の留学生が在籍している。しかし、外国人留学生の受入れを推進するには、国際交流会館等の受入施設がないことと、入学・教務関係書類やホームページが英語化されていないことなどが課題として挙げられており、現在本学と隣接する「旧ポニースクールいわて」内に、国内外の研究者や留学生等が活用できるゲストハウス（仮称）の建設について県と協議中である。

学生の海外派遣については、全学生を対象とした韓国及び中国への夏季短期語学研修を実施しているほか、看護学部専門科目の「国際看護論演習」や社会福祉学部専門科目の「フロンティア福祉実習」等、各学部の専門科目において授業の一環として実施している。また、これまで欧米圏での派遣研修がなかったことから、平成 26 年度から新たに基盤教育科目「プロジェクト F（アメリカン・スタディーズ）」におけるアメリカ研修を実施し、さらに春季短期語学研修としてスペインコースを実施予定である。

2. 点検・評価

●基準 8 の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

公開講座の受講者に対するアンケート調査では「よかった」「まあよかった」という肯定的な回答割合が約 83 パーセントとなっており、また、リピーターが多いことから、受講者の興味・関心をひく内容になっていると思料され、市民の生涯学習のきっかけづくりとして機能している（資料 8-10）。

産学公連携の点では、「i-Mos」と「地域政策研究センター」を設置し、体制を強化したことによりリエゾン活動やコーディネート活動、契約事務などの窓口機能の充実が図られ、産業界等との連携が拡大し、外部資金獲得件数、金額とも平成 22 年のセンター設置前と比べ、大幅に伸長している（資料 8-28～29）。

さらに、高度技術者養成講座については、受講者に対するアンケート調査及び企業に対する研修ニーズ調査結果を踏まえ講座内容を見直しし、研修ニーズに対応した研修を実施しており、受講者の研修に対する満足度（内容が受講目的に叶っていたか）は、97.7%と高いものとなっている（資料 8-30）。

地域協働研究の取り組みについて、平成 25 年に実施した関係団体へのアンケートによれ

ば、協働研究の成果があったとした回答割合は 85%となっており、地域課題の解決等に資しているとして高い評価を得ている。また、地域協働研究を実施した自治体等からは、90%が当該研究制度を「また利用したい」との回答を得ている（資料 8-31）。

盛岡市まちづくり研究所は、盛岡市から派遣された研究員が本学教員の指導のもと、盛岡市の直面する行政課題の解決に向けた研究を行っている。研究論文が、財団法人日本都市センターの都市調査研究グランプリを受賞するなど、質の高い研究活動を行っている（資料 8-25、8-32）。

国際交流については、平成 23 年度に「国際交流協定に関するガイドライン」を制定し、国際交流協定の締結、検証、支援等に関する学内ルールを明確化したことにより、国際交流協定締結機関は、これまでの米国、中国、韓国、台湾の機関に加え、平成 24、25 年度の 2 年間で ASEAN 地域や欧州の 6 大学と締結するなどし、平成 20 年度に比べて 7 大学増加している。

②改善すべき事項

i-Mos は、開放型研究施設としての機能も有していることから、利用率の向上、設備の更新、増強を計画的に図っていく必要がある。

地域政策研究センターにおける地域協働研究のうち、平成 25 年度の地域提案型の応募件数が前年度の 50 件から 44 件と若干低下していること及び応募自治体等に偏りがあることから、これまで以上に当該研究制度の周知を図る必要がある。

復興支援活動について、現在各学部、各本部が積極的な活動を実施しているが、本中期計画は東日本大震災発生前に既に決定していたため、復興支援活動についての方針が盛り込まれておらず、各学部等の方針・計画の中で実施・検証しているに留まる状況である。

学生の海外派遣は短期留学に留まっており、参加人数が平成 24-25 年度間で 27 人減少している（資料 8-33）。今後、短期留学生の増加に向け、直接の交流だけではなく、国際理解や交流に関心を持ってもらうための教育や情報提供の方法等、学生に現実的な留学を考えてもらう手立てを検討する必要がある。また、既存の短期海外研修を充実させるとともに新規派遣プログラムを検討する。

また、外国人留学生獲得に向けた、入学、教務関係書類、ホームページについては、英語化がされておらず、情報発信効果が十分あるとはいえない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

公開講座や高度技術者育成のための講習会については、受講者ニーズの把握に努め、時宜を得た内容に常に見直しを行っている。

学外組織との連携協力の強化により外部資金の獲得件数等が増加していることに伴い、知的財産の適切な管理、共同研究形態の多様化に対する迅速な対応がより一層求められることから、独立行政法人工業所有権情報・研修館と連携し、知的財産管理等に関する事務局職員の資質向上、大学としてのノウハウの蓄積に取り組んでいく。

地域団体や企業等からの相談、要請に適切に対応していくため、引き続きコーディネーター等を配置し、リエゾン機能を発揮していく。

国際交流事業の推進を図るため、国際交流戦略会議及び国際交流企画調整会議において国際交流方針を策定し、方針に基づく具体的な事業を推進する組織の体制強化を図り、方針に沿った取組を展開する。

加えて、平成 26 年度から新たに実施するタイ・カセサート大学との学生交流、「プロジェクト F (アメリカン・スタディーズ)」、短期スペイン語学研修の効果を受けて、将来につながるさらによいプログラムを実施すべく改善策を検討していく。

②改善すべき事項

i-Mos については、研究設備や研究成果を広く周知することにより、利用率の向上を図るとともに、学内及び学外のニーズを的確に把握し、外部資金の積極的な獲得による設備の更新・増強に取り組んでいく。

地域政策研究センターの地域協働研究については、未だ研究実績がない市町村もあることから、当該制度の内容および研究成果について、地方自治体等へのヒアリングなど多様な手段を活用し周知活動等を行っていく。

海外留学の推進は、国際的に活躍する人材及び地域社会を支え各分野のリーダーとなり得る人材の育成においても重要な要素であることから、総合的なグローバル人材育成機関として向上すべく、留学支援策（情報整理、ホームページにおける情報発信、相談の機会）を充実させる。学生が海外に目を向けるきっかけとなり得る短期研修の派遣先の拡充についても検討を行う。また、受入学生に対する支援（TA 等）等、国内における国際交流についても留学につながると考えられることから、適切な支援体制づくりについて検討を行う。

復興支援活動について、既存の災害復興支援センターにおいて、全学の支援活動の取りまとめや検証を実施する体制整備を検討する。また、次期中期計画には全学の方針として支援活動を盛り込み、継続した支援活動を実施していく。

また、国際会議・研究会を通じた研究者間の交流及び海外からの受入、外国人留学生受入を推進するため、利便性を考慮し必要なサービスを提供できるよう、外国人研究者・外国人留学生が滞在できる宿泊施設の整備に県が着手しており、関係機関と連携しながら環境改善に努める。併せて、外国人留学生数増加を目指し、情報提供について検討を行い、入学、教務関係書類、ホームページの英語化を図り、効果についても点検を行っていく。

4. 根拠資料

資料 8-1 学外向けホームページ 建学の理念等（既出 1-1）

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/abstract.html>

資料 8-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）

資料 8-3 学長メッセージ次第（既出 1-20）

資料 8-4 学外向けホームページ 法人評価（既出 7-3）

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#第二期>

資料 8-5 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標（既出 1-4）

資料 8-6 国際学生交流支援委員会設置要領

資料 8-7 国際交流協定に関するガイドライン

資料 8-8 国際交流戦略会議設置要綱

資料 8-9 国際交流企画調整会議設置要領

- 資料 8-10 平成 25 年度公開講座実施結果
- 資料 8-11 公開講座開催実績
- 資料 8-12 看護研修受託契約書
- 資料 8-13 社会福祉研修受託契約書
- 資料 8-14 審議会委員等への就任実績
- 資料 8-15 いわて環境と人にやさしい次世代モビリティ開発拠点プロジェクト特許出願状況
- 資料 8-16 平成 26 年度いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター採択課題
- 資料 8-17 平成 26 年度高度技術者養成講座開催予定一覧表
- 資料 8-18 平成 25 年度いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター施設・設備利用実績
- 資料 8-19 平成 26 年度地域協働研究（教員提案型 前期）採択課題一覧
- 資料 8-20 平成 26 年度地域協働研究（地域提案型 前期）採択課題一覧
- 資料 8-21 平成 26 年度東日本大震災津波からの復興加速化プロジェクト研究採択課題一覧
- 資料 8-22 平成 26 年度岩手県立大学研究成果発表会プログラム
- 資料 8-23 包括協定締結実績
- 資料 8-24 政策法務研究会講演録（抜粋）
- 資料 8-25 盛岡市まちづくり研究所研究テーマ一覧
- 資料 8-26 東日本大震災津波 岩手県立大学の復興支援 平成 25 年度実績
- 資料 8-27 東日本大震災津波 岩手県立大学の復興支援 活動内容詳細版
- 資料 8-28 地域連携本部組織図
- 資料 8-29 外部資金の獲得状況（既出 2-27）
- 資料 8-30 平成 25 年度高度技術者養成講座実施報告
- 資料 8-31 平成 25 年度地域協働研究に関する団体へのアンケート結果
- 資料 8-32 盛岡市まちづくり研究所受賞記事
- 資料 8-33 大学主催海外研修参加学生数

IX. 管理運営・財務 (IX-I) 管理運営

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、管理運営方針として、第二期中期目標（平成23年4月1日～平成29年3月31日）において、効率的・機動的な大学運営（業務運営等）を行い、計画の立案・実行・評価を行うための組織運営体制の強化、人事制度の適正化、安定した財務基盤の確立、広聴広報活動の推進などにより、大学の永続性を確保し、県民から信頼される大学づくりを進めることと定められている。さらに、運営体制の改善に関する目標として、理事長、学長のリーダーシップによる迅速かつ的確な意思決定により、全学一体となった大学運営を行うことが掲げられている（資料9-1-1 pp.6-7）。

これを受けて、中期計画では、①運営体制の改善に関する目標を達成するための措置として、法人・大学運営に関する意思決定プロセスの一層の透明化を図り、教職員の大学運営への積極的参加を促すこと、②事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置として、事務職員の専門性向上を図るSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を積極的に推進すること、③業務内容の多様化、業務量の変動に応じ、事務組織の機能を検証しながら、安定的な大学運営を行うこと、を掲げており（資料9-1-2 計画項目【35】【39】【40】）、第二期中期目標及び計画については、ホームページに掲載し、広く周知を図っている（資料9-1-3）。

なお、平成23年度から大学運営に係る教職員向けの説明会を開催し、理事長、学長と教職員との意見交換を行うこと等により、管理運営方針を教職員へ周知・共有する機会を設けている。（資料9-1-4）

本学の意思決定プロセスは、公立大学法人岩手県立大学定款（資料9-1-5、以下「定款」という。）、公立大学法人岩手県立大学組織規則（資料9-1-6、以下「組織規則」という。）および公立大学法人岩手県立大学代決専決規程（資料9-1-7、以下「代決専決規程」という。）により定めている。

校務については、組織規則により学長がつかさどることとしており、法人は財務、人事組織などの経営面について担当している。

法人における方針及び個々の事業等の実施については、事務局が実施案を企画・立案し、特に代決専決規程により定められているものは除き、最終的に意思決定を行うのは理事長である。理事長のトップマネジメント確立のため、経営上の重要事項について協議、調整する場として、理事会議を開催している。また、法人の管理運営に関し、特に地方独立行政法人法に規定する経営審議機関として、定款、組織規則等に基づき学外有識者を含む「経営会議」を設置し、その審議を経たうえで、意思決定している。

一方、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、地方独立行政法人法に規定する教育研究審議機関として、定款、組織規則等に基づき「教育研究会議」を設置している。

本学は、地方独立行政法人法第71条第1項ただし書の規定により、学長を理事長とは別に任命している。

理事長は、法人を代表し、その業務を総理する、最終的な意思決定権者である。理事長を補佐するものとして副理事長を、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を統括する

ものとして専務理事を置いている。定款の定めにより、法人に理事長1名、副理事長3名以内、理事8名以内、監事2名を置くこととしており、理事長と監事は、設立団体の長である知事が任命し、理事は理事長が任命する。外部理事1名を含む理事6名による理事会議は、経営上の重要事項について協議、調整する場であり、意思決定機関ではない。なお、平成22年度より、監事への法人運営に関する情報提供と相互のコミュニケーションの必要性を勘案し、理事会議メンバーに監事を加えた拡大理事会議を開催している。原則として、理事会議は毎月第1水曜日の午後、拡大理事会議は、年度計画、予算、事業実績及び決算の協議の時期に合わせて年3回開催している（資料9-1-8~9）。

一方、大学の校務について最終的に意思決定する者は学長である。学長は、校務について全ての権限を有しており、そのリーダーシップのもと、大学運営を行っているが、代決専決規程により、学長の専決権限を、組織規則による職制に基づき、副学長、学部長、本部長又は事務局長等に委譲し、円滑な意思決定と業務の執行を図っている。このため、学内では、学長が最終的な意思決定を行うほか、学部等に関する事項については各学部長等、全学的事項については各本部長など、様々なレベルにおいて、委譲された権限の範囲内で意思決定が行われている。全学的事項にあつては、組織規則に基づき、学長、副学長及び各本部長等で構成する「本部長会議」並びに学長、副学長、本部長及び各学部長等で構成する「学部長等会議」を設置し、いずれも学長が主宰して協議、調整することにより、意思形成を行う。

全学的事項の中で重要な事項は、本部長会議において方針等を協議、調整のうえ、学部長等会議に提案し、全学的な協議、調整を経て、最終的には各本部において意思決定するか、又は各本部からの上申に基づき学長が意思決定する。

意思決定された事項については、学部長等会議において確認、周知が図られるほか、文書による通知、デスクネットへの掲示等により教職員に周知され、施行する。

原則として、本部長会議は毎週水曜日の午前中、学部長等会議は毎月第2・第4水曜日の午後に開催し、円滑に全学的な協議検討を行う体制を敷いている。

学校教育法第93条の規定を受けて、組織規則第16条により、各学部に教授会を設けている。教授会の所掌事項については、岩手県立大学等教授会規程第3条第1項により、①教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項並びに表彰及び懲戒に関する事項、③中期計画及び年度計画に関する事項、④学部長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項、⑤教育又は研究に関する重要事項と、審議事項を定めている。

また、教員採用および昇任人事については、教員選考手続内規により、採用実施に係る学長あての内申および採用候補者の学長あての報告の際、学部長は教授会の意見を聞くことと定めており、教授会の意向も踏まえる仕組みとなっている。

各学部の教授会は、基本的に毎月第3水曜日の午後に定例的に開催するほか、早急に審議すべき事項が生じた場合等には、随時開催している。各学部とも、教授会の下に、教務、学生、入試、就職、図書、広報等に関する委員会を組織している。学部に設置する委員会は、本部が所管する全学の連絡調整会議等と連携しながら、学部の学務に関する企画運営に当たる。教授会では、前述の審議事項のほか、各委員会からの提案の検討や報告等も行うことから、提出する案件を調整するため、学部長、学科長及び学部内各委員長等による

学部運営会議を設置し、教授会の円滑な運営を図っている。(資料 9-1-10)

各研究科には、組織規則第 19 条により、研究科委員会を設けている。研究科委員会の所掌事項については、岩手県立大学院研究科委員会規程第 3 条により、①教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項、③学生の表彰及び懲戒に関する事項、④中期計画及び年度計画に関する事項、⑤研究科長の選考及び解任について学長に対し述べる意見に関する事項、⑥教育又は研究に関する重要事項と、審議事項を定めている。(資料 9-1-11)

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学は、地方独立行政法人（公立大学法人）が設置・運営する大学であることから、法人の組織活動の根本的規則である定款については、地方独立行政法人法第 7 条の規定により設立団体である岩手県が議会の議決を経て定め、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けることにより法人格を付与されている。

また、定款には同法第 8 条第 1 項各号に掲げる事項その他の事項を規定している。具体的には、目的、名称、役員に関する事項、業務の範囲及びその執行に関する事項等を規定しているほか、地方独立行政法人法第 77 条に、経営会議（経営審議機関）および教育研究会議（教育研修審議機関）の設置、審議事項等について規定している。

定款を変更する場合（政令で定める軽微な変更を除く。）も議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受ける必要がある。

組織規則においては、学長等に関する事項のほか、学部及び研究科（第 10 条）、教授会（第 16 条）について規定し、また、高等教育推進センター（第 31 条の 2）、教育および研究に関する校務を処理する教育研究支援本部（第 31 条の 5）、学生に関する校務を処理する学生支援本部（第 32 条）、研究、地域連携および地域貢献に関する校務を処理する地域連携本部（第 36 条）、評価、計画、大学広報その他大学の企画に関する校務を処理する企画本部（第 39 条の 4）、事務局（第 40 条）のほか、各本部の附属施設であるメディアセンター（第 31 条の 7）、健康サポートセンター（第 34 条）、いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンター（第 38 条）、地域政策研究センター（第 39 条の 2）について規定し、それぞれの長を置くこととしている。

前回評価時、意思決定に関する組織や権限に係る規程の整備について指摘を受けているが、代決専決規程に、法人と大学に関する理事長と学長の役割、権限を各々明記するとともに、法人に係る副理事長、専務理事、理事等の専決事項と大学に係る副学長、学部長、本部長等の専決事項を代決専決規程別表に整理し、明確化した。

特に、法人化を契機に、教員人事に関する権限を学長に集約するなど、それまでの教授会及び大学評議会の権限を学長に移し、大学運営上、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みとしている。

学部長の権限としては、学部教授会を招集し、その議長となるなど、学部運営の指揮をする立場になっているほか、学部教員の所属長として、休暇、兼業の許可などのサービス管理を行っている。

学長の選考については、定款及び公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程に基づき、学長選考会議を設置し、当該会議において公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任

に関する規程に基づき、学長選考を行うこととしている。(資料 9-1-12~14)

学部長は、岩手県立大学学部長等選考規程に基づき、学長が候補者を決定し、理事長が任命することとしている。学長による候補者の決定に際しては、学長が教授会に対し学部長候補者の推薦を求め、教授会は候補者について意見を付したうえで学長に推薦する。教授会における候補者の選考方法については、特に全学的に規定していないことから、各学部を選考方法を委ねているところであるが、法人化前と同様に、投票による選考を実施している状況となっている(資料 9-1-15)。

研究科長の選考については、岩手県立大学大学院研究科長選考規程に基づき、学長が候補者を決定し、理事長が任命することとしている。学長による候補者の決定に際しては、学長が当該研究科の研究科委員会に対し学科長候補者の推薦を求め、研究科委員会は候補者について意見を付したうえで学長に推薦する。(資料 9-1-16)

なお、研究科長は、法人化時全学運営方針(平成 16 年 12 月 8 日 部局長会議了)により、原則として学部長が兼任することとされている。(資料 9-1-17)

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織は、法人内の 1 大学 2 短大共通の組織として、事務局長のもと、教育研究支援室、学生支援室、企画室、地域連携室の 4 室体制で、教育研究活動等の事務支援を行っている。

教育研究支援室は、教育研究支援本部の業務である①教務、ファカルティ・ディベロップメント及び授業評価に関すること、②国際交流に関すること、③アイーナキャンパス及び社会人専門教育に関すること、④学生の募集及び入学者の選抜に関すること、⑤高大連携に関すること、⑥メディアセンターの運営に関すること、⑦学術研究費に関すること、⑧科学研究費補助金の受入及び管理に関すること、⑨研究倫理に関すること、⑩その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

学生支援室は、学生支援本部の業務である①学生の修学、生活及び健康の支援に関すること、②就職の支援に関すること、③奨学金に関すること、④学生のボランティア活動に関すること、⑤学生会、同窓会、後援会に関すること、⑥健康サポートセンターの運営に関すること(企画本部の分掌に関するものを除く。)、⑦その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

地域連携室は、地域連携本部の業務である①産学公連携事業の推進及び支援に関すること、②地域連携研究及び戦略的研究に関すること、③知的財産の管理及び活用に関すること、④外部資金の獲得の支援、受入及び管理に関すること(科学研究費補助金を除く。)、⑤生涯学習及びこれらに係る講師の派遣に関すること、⑥地域連携に関する相談の受付に関すること、⑦いわてものづくり・ソフトウェア融合テクノロジーセンターの運営に関すること、⑧地域政策研究センターの運営に関すること、⑨その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

企画室は、①人事、組織、労務、その他大学運営の総括に関すること、②財務、会計その他法人の運営に係る総務に関すること、の事務を処理するほか、企画本部の業務である、③認証評価に関すること、④中期計画に関すること、⑤大学広報に関すること、⑥大学の経営改革に関すること、⑦教員業績評価に関すること、⑧情報システムに関すること、⑨

健康サポートセンターの運営に関すること（職員の安全衛生及び健康サポートに関すること。）、⑩その他学長が必要と認める事項に係る事務を処理する。

本学事務局は、法人が採用した職員 67 名と、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号）の規定に基づき、設立団体である岩手県から法人に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）46 名、計 113 名の職員体制になっている。

平成 25 年度までは、法人が採用した事務局職員は、すべて任期付職員であったが、平成 26 年度から、法人が採用した任期付職員のうち、一般事務を担う一般系、総合系の職員を期間の定めのない雇用に移行させ、かつ、今後法人が採用する事務局の事務総合職の職員は原則として期間の定めのない雇用とすることにより、「高い専門性を持つ法人採用職員」と「幅広い経験を持つ県職員」による業務内容の多様化に対応できる職員体制としている。

法人職員については、採用試験（筆記、面接等）を実施し、大学固有事務等に対する適性についても審査・選考のうえ採用している。

非常勤職員については、専門業務（看護師、相談員等）について配置しており、採用にあたってはその業務の専門性や大学業務に対する適性について審査・選考のうえ採用している。

職員の配置については、毎年度、所属長が各職員から人事ヒアリングを行い、その者の経験、職歴、年齢、本人の希望等を考慮し、適性を見極めた上で、人事案を取りまとめ、理事長が決定している。

職員の昇格等については、新人事評価制度実施要領および公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき毎年度各所属長が各職員の評価を行い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則に基づき、必要に応じて各所属長と人事を所管する企画室長とのヒアリングを行い、昇格等の候補者を選考し、理事長が決定している。（資料 9-1-18～19）

なお、事務組織については、「業務内容の多様化、業務量の変動に応じ、事務組織の機能を検証しながら安定的な大学運営を行う」ことを中期計画に位置付けており、年度計画策定、学長等による計画進捗状況ヒアリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度適切性を検証している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員の人事評価については、新人事評価制度実施要領及び公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領に基づき、年に 3 回、所属長との面談を実施しながら行い、処遇等に反映させている。

平成 26 年度から、これまで任期付職員として雇用していた職員のうち、一般事務を担う一般系、総合系の職員を期間の定めのない雇用に移行させ、初任給基準の引上げ、各種手当の拡充等、処遇改善を図った。

職員研修については、平成 26 年 3 月に策定した「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン & プラン」により基本方針を定め、具体的な研修の実施については、年度毎に定める研修実施計画により実施している。（資料 9-1-20）

研修機会の確保については、外部機関が実施する各種研修・セミナー等のほか、e-ラー

ニングの活用により、大学職員として必要なスキルの取得等に努めている。

なお、事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策については、SD活動を積極的に推進することを中期計画に位置付けており、年度計画策定、学長等による計画進捗状況ヒアリング、年度実績取りまとめ等のプロセスを通じ、毎年度適切性を検討している。

2. 点検・評価

●基準9-1の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

本学事務局は、これまで県派遣職員が中心的な役割を担い、法人が採用した任期付職員は補助的業務を行う体制であったが、県派遣職員は原則3年という派遣期間の中で、業務上のノウハウが十分に蓄積されない等の状況にあったことから、平成26年度からは、法人が採用した事務局職員を期間の定めのない雇用とし、給与等の処遇面を大幅に改善し、かつ、法人採用職員の育成・登用を行うことにより、事務局機能の強化を図ることとしたところである。

また、前回認証評価以降に、公立大学法人岩手県立大学代決専決規程において、法人と大学に関する権限を整理したことにより、意思決定のプロセスが明確になっており、教職員アンケートの結果においても、「管理者、教職員が適材適所に配置されて組織運営がなされている」という回答が平成23年度(24.5%)から平成26年度(28.2%)に、「職能要件が計画に定められており、その職能に合った権限・責任体制のもとで、仕事が進められている」という回答も、平成23年度(22.5%)から平成26年度(27.7%)に上昇している。

(資料9-1-21 p.30)

②改善すべき事項

平成25年度までは、本法人の事務局職員の体系的な育成が十分でなく、また、法人採用職員は任期付職員であったため、昇任が主任までであるなど、無期雇用を前提とするキャリア形成のステージが設定されておらず、人事評価制度も県派遣職員とは別に設けられていた。

こうしたことから、人材育成ビジョン&プランが具体的に策定、実施される前に行われた教職員アンケートの結果では、教育や能力開発の機会がそれなりに与えられているという回答が平成23年度(50.5%)から平成26年度(49.0%)に、頑張ってもよい業務をやればちゃんと評価されるという回答が平成23年度(38.7%)から平成26年度(34.2%)に、人事の昇進・昇格に不公平感はないという回答が平成23年度(33.8%)から平成26年度(32.7%)にそれぞれ下降し、低い結果となっている。(資料9-1-21 p.30)

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

大学ガバナンス改革を推進するため、学校教育法が改正され、平成27年4月1日から施行されることから、これを踏まえて、組織運営に係る規程の見直しを進めながら、より透

明性、効率性の高い大学運営、組織運営を行っていく。

②改善すべき事項

中長期的には県派遣職員数は縮小の方向にあり、大学リテラシーや本学の業務に精通した法人採用職員が本学の運営を担う体制づくりが必要であるとの認識から、平成 26 年度に法人採用職員の事務職を原則として無期雇用とし、給与等の処遇を改善するとともに、「岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン」により人材育成の基本方針と取組の基本的方向を定めた。

具体的には、職員の成長を支える仕組みづくり、人材を育てる職場づくり、働きやすい環境づくりを 3 本柱とし、キャリア形成のためのジョブローテーションの導入、キャリア形成のステージの設定、人材育成のための研修体系の見直し、年度ごとの研修実施計画の策定、人事評価制度の整備などが盛り込まれている。今後は、この人材育成ビジョン&プランを着実に実行していく。

なお、人事評価制度については、無期雇用に移行した法人採用職員についても県派遣職員同様の「新人事評価制度実施要領」によることとし、これに基づき、毎年度所属長によるヒアリングを実施し昇給や勤勉手当の率について決定するなど、県派遣職員と同様の制度により、人事配置、昇格等を実施しており、今後は、これらの取組みをより一層、充実発展させていく。

4. 根拠資料

資料 9-1-1 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)

資料 9-1-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画 (既出 1-5)

資料 9-1-3 学外向けホームページ 法人評価 (既出 7-3)

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#第二期>

資料 9-1-4 大学運営に係る説明会次第 (既出 3-35)

資料 9-1-5 公立大学法人岩手県立大学定款

資料 9-1-6 公立大学法人岩手県立大学組織規則 (既出 2-3)

資料 9-1-7 公立大学法人岩手県立大学代決専決規程

資料 9-1-8 公立大学法人岩手県立大学理事会議開催要領

資料 9-1-9 理事会議名簿

資料 9-1-10 岩手県立大学等教授会規程 (既出 3-64)

資料 9-1-11 岩手県立大学研究科委員会規程 (既出 3-65)

資料 9-1-12 公立大学法人岩手県立大学学長選考会議規程

資料 9-1-13 公立大学法人岩手県立大学の学長選考及び解任に関する規程

資料 9-1-14 公立大学法人岩手県立大学の学長の任期に関する規程

資料 9-1-15 岩手県立大学学部長等選考規程

資料 9-1-16 岩手県立大学大学院研究科長選考規程

資料 9-1-17 法人化後の大学組織運営の方針 (平成 16 年 12 月 8 日定例部局長会議資料)
(既出 2-11)

資料 9-1-18 新人事評価制度実施要領

資料 9-1-19 公立大学法人岩手県立大学任期付職員勤務成績評価制度実施要領

資料 9-1-20 岩手県立大学事務局人材育成ビジョン&プラン

資料 9-1-21 2014（H26）年度教職員アンケート報告書（既出 1-34）

IX. 管理運営・財務

(IX-Ⅱ) 財務

1. 現状説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、公立大学法人岩手県立大学が設置・運営する大学であり、当該法人には、本学と、盛岡短期大学部、宮古短期大学部の、合わせて1大学・2短期大学部が設置され、一体的に運営されている。

そのため、本学の予算は、「公立大学法人岩手県立大学会計規則」（資料9-2-1、以下「会計規則」という。）、「公立大学法人岩手県立大学予算規程」（資料9-2-2）その他の関係規程に基づき、上記の3大学分を一体的に編成し、財務運営を行っている。

また、予算編成と同様に3大学分をまとめた「第二期中期計画」（資料9-2-3）においては、教育及び研究の質の向上等に関する目標を達成するための措置を具体的に定めており、それらの目標達成のため、6年間の「予算、収支計画及び資金計画」も一体的に策定していることで整合性を図っている。

単年度の予算をみると本学の収入のうち、約60%は県からの運営費交付金が占めている。第二期中期計画の初年度である平成23年度の運営費交付金は、第一期中期計画期間における経営実績や剰余金の留保状況等を踏まえ、大学運営に係る所要額が算定されている。平成24年度以降については、平成23年度の交付額を基準に毎年度0.7%縮減されているものの、第二期中期計画期間中は毎年約38億円程度の運営費交付金収入が確保されている。

そのほか収入の約25%を占める学生納付金収入については、毎年約14億円程度を確保しており、ほぼ横ばいで推移している。

なお、東日本大震災により被災した学生の授業料等減免に充てる経費については、通常運営費交付金とは別に所要額が岩手県から交付されている。

また、本学では、第一期中期計画期間から第二期中期計画期間へ繰り越した目的積立金が約23億円あり、施設の大規模修繕等に要する経費に充てるほか、毎年7千万円程度を教育力強化に資する事業に充てることとしている。（資料9-2-4）

このように、本学の財政は、主たる財源である県からの運営費交付金および自己収入である授業料等の学生納付金収入のいずれについても安定的な確保が図られており、良好な財政運営を行っている。（資料9-2-3、資料9-2-5～7）

さらに、本学では、安定的な財政基盤を構築するうえで、特に研究資金の財源を確保するため、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得、民間企業等からの受託研究、共同研究及び奨学寄附金の受入れを積極的に推進している。

科学研究費補助金については、制度の説明や申請書の記載方法等に係る学内の研修会を行うとともに、若手研究者の意欲的な研究活動を推進し研究費の応募・獲得を支援するための「若手ステップアップ研究費」や、補助金申請支援のための「ブラッシュアップ助成費」についても予算を措置している。（資料9-2-8、資料9-2-9）

民間企業等からの受託研究及び共同研究については、地域連携本部に専門職員を配置し、企業等からの相談を受け、コーディネートを積極的に行っている。

また、外部研究資金の獲得に係るインセンティブとして、獲得した研究費の間接経費の一定割合を研究費として研究者に配分する制度を平成24年度から実施し、外部研究資金へ

の応募促進に努めている。

そのほか、平成 23 年度には、文部科学省の「大学改革推進費補助金」、平成 24 年度には、同省の「産業界ニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、「地域イノベーション戦略支援プログラム」に採択され、これらの補助金を活用して震災復興支援や就業力向上、地域産業との連携に取り組んでいる。

(2) 予算編成および予算執行を適切に行っているか。

予算編成にあたっては、会計規則により、理事長が損益及び資金の状況、中期計画の着実な推進に配慮のうえ、毎年度予算編成方針を策定している。この方針は、予め理事会議で承認を得たうえで全学に提示するとともに、教職員に対して説明会を行い趣旨の周知徹底に努めている。

その後、予算編成方針に基づき各本部及び各学部から提出された予算要求を事務局において取りまとめ、理事長調整、学長調整を経て、理事会議の承認を得たうえで予算案を作成する。その後学外から登用している非常勤理事や監事を含めた拡大理事会議、経営に関する審議機関である経営会議の審議を経て、理事長が予算を決定している。

予算の執行に伴う効果については、会計規則をはじめとする各種財務関係の諸規程（資料 9-2-10、資料 9-2-11）に基づき事務処理を行うとともに、「公立大学法人岩手県立大学代決専決規程」（資料 9-2-12）により、予算の執行権限についても明確に規定されており、支出契約等の決裁もこれに基づいて適正に行われている。さらに、教員に予算配分している研究費については、「岩手県立大学研究費マニュアル」（資料 9-2-13）を策定し、全学で統一した基準で執行している。また、会計処理は財務会計システムにより行っており、配分予算額を超える執行の防止機能や執行明細、残高等の各種検索により適正な予算管理を行っているほか、会計伝票の複数チェックにより、会計業務の適正化に努めている。

こうした体制のもとで執行された予算については、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び同法に基づき定めた「公立法人岩手県立大学監事監査規程」（資料 9-2-14）により、法人監事 2 名による法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等に対する包括的な監査が実施されている。又、同法第 36 条により岩手県が選任した監査法人による同法第 35 条に基づく会計監査も実施されている。両監査とも毎事業年度を通じて実施されており、監査結果については、監査結果報告書による報告がなされ（資料 9-2-15～16）、指導助言等に適切に対応し改善を図っている。

前回認証評価時に、経営・予算の執行を行うラインとは別系統の組織で監査機能を所管する必要があるとの指摘を受けているが、平成 22 年度に「公立大学法人岩手県立大学内部監査規程」（資料 9-2-17）を制定し、事務局に設置した監査主査による内部監査を毎年度実施しており、会計経理の実務面の執行チェックを行うとともに、執行体制の問題点の把握や制度改善等に努めている。

これらの監査による検出事項や内部統制に係る問題事項を共有化し、経営環境の把握と経営のより一層の適正化、効率化を目的として、理事長、監事、監査法人及び内部監査主査による四者の協議を定期的に行っている。

また、予算の執行については、公立大学法人岩手県立大学評価委員会が行う大学運営全般についての自己点検・評価の中で各種指標などに基づく検証を行っており、予算執行に

においても計画の推進、点検・評価、改善のシステムが機能するような体制となっている。

この自己点検・評価の結果とともに、地方独立行政法人法に基づき、毎事業年度の決算に係る財務諸表を知事に提出し、承認を受ける仕組みになっており、知事が承認しようとするときは、あらかじめ岩手県地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている。また、承認を受けた際には、本学のホームページ上に掲載し公表する（資料 9-2-18）ほか、県においても、岩手県報で公告している。

2. 点検・評価

●基準 9-2 の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

収入については、設立団体からの運営費交付金のほか、自己収入である学生納付金収入についても定員の確保等により安定的に確保されているとともに、学内における外部資金獲得に対する支援体制の整備により、外部資金の受入れも増加傾向にある。

予算の執行については、予算編成方針において、効率的な執行について定め、周知を図っているほか、自己点検・評価の結果及び監査による指導助言等を踏まえた事業内容等の見直しによる業務の効率化、委託契約や物品調達における競争性の確保等による経費の節減を行っている。

このような財政計画の着実な推進により、毎年度利益剰余金を計上しており、財政基盤の充実化が図られている。

なお、会計業務については、財務会計システムの適切な活用や内部チェック体制の確立により、監査及び会計監査において特に指摘される事項もなく、概ね良好に処理されている旨の結果を得ている。

②改善すべき事項

本学では、岩手県地方独立行政法人評価委員会による法人評価や認証評価の実施に合わせて、大学運営全般について自己点検・評価を行っており、達成度の検証に役立てるために、各種アンケート（新入学者、2年次生、卒業年次生、就職先企業、教職員）を実施している。

教職員アンケートの「ビジョンや中長期計画に沿った経営や資源配分が行われているか」の設問に対して、肯定的意見が平成 23 年度 39.2%から平成 25 年度には 41.6%と、全体的には伸びているものの、「わからない」の回答が平成 23 年度 18.6%から平成 25 年度 31.2%と増えていることから、教職員に対し計画と予算の関係を改めて周知するとともに、計画を推進するための予算の効率的な執行についての意識の醸成を図ることが必要である。（資料 9-2-19）

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

財務基盤の更なる強化のため、自己収入の確保や外部資金の獲得に一層努めるとともに、

予算の適正かつ効率的な執行による経費の節減にを図り、安定的な財政基盤を維持する。

また、教育研究の更なる質の向上や施設の計画的な改修などに充てることとしている目的積立金の効率的な活用により、中期計画の着実な推進を目指す。

会計業務については、現体制で適正に事務処理を行っているが、更なる効率的かつ合理的なチェック体制を目指し、今後も必要に応じて対応を検討し適正な処理に万全を期す。

②改善すべき事項

教職員に対し、説明会の開催等により計画と予算の関係についての周知を図るとともに、計画の着実な推進のため、毎年実施している大学全般の自己評価において、事業の成果等を十分に検証して、より一層の効率的な予算の編成・執行に努める。

4. 根拠資料

資料 9-2-1 公立大学法人岩手県立大学会計規則

資料 9-2-2 公立大学法人岩手県立大学予算規程

資料 9-2-3 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）

資料 9-2-4 公立大学法人岩手県立大学学長裁量経費取扱要領

資料 9-2-5 公立大学法人岩手県立大学 財務諸表（H21～H25 年度）

資料 9-2-6 公立大学法人岩手県立大学 事業報告書（H21～H25 年度）

資料 9-2-7 公立大学法人岩手県立大学 決算報告書（H21～H25 年度）

資料 9-2-8 平成 26 年度若手ステップアップ研究費募集要領

資料 9-2-9 平成 26 年度ブラッシュアップ助成費交付要領（既出 3-40）

資料 9-2-10 公立大学法人岩手県立大学経理規程

資料 9-2-11 公立大学法人岩手県立大学契約実施規程

資料 9-2-12 公立大学法人岩手県立大学代決専決規程（既出 9-1-7）

資料 9-2-13 岩手県立大学研究費マニュアル

資料 9-2-14 公立大学法人岩手県立大学監事監査規程

資料 9-2-15 独立監査人の監査報告書（H21～H25 年度）

資料 9-2-16 監事監査報告書（H21～H25 年度）

資料 9-2-17 公立大学法人岩手県立大学内部監査規程

資料 9-2-18 学外向けホームページ 財務諸表等

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#z>

資料 9-2-19 2014（H26）年度及び 2011（H23）年度教職員アンケート報告書

問 16-① 1.

X. 内部質保証

1. 現状説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学校教育法に基づく7年毎の認証評価による自己点検・評価と、地方独立行政法人法（以下「地独法」と記載）に基づき毎年度行う法人評価とにより大学の諸活動に対する点検評価を定期的実施している。これらの評価は、本学及び併設短期大学（部）（以下「全学」と記載）を対象とした自己点検・評価、認証評価及び法人評価を一体的に所掌する「公立大学法人岩手県立大学評価委員会（以下「大学評価委員会」と記載）」が主体となって実施している（資料10-1）。

本学は、平成20年度に大学基準協会による認証評価を受審し、今回2回目を受審する。また、法人評価については、平成17年度の公立大学法人化以降、地独法に基づき岩手県知事から提示された6年間を期間とする中期目標に従って、公立大学法人岩手県立大学（以下「当法人」と記載）が本学の中期計画を策定し、現在、第2期中期計画（平成23年4月～29年3月）が進行中である。さらに、この計画を達成するために毎年度、全学及び各学部において年度計画を策定している。以上の全学に関する毎年度の計画に基づく実績評価、4年目に行う中間評価にあたる暫定評価、及び中期目標期間終了時の実績に関する期間評価は、大学評価委員会が全学実績を取りまとめ、岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「法人評価委員会」と記載）に提出し、法人評価委員会による外部評価を受けている。

ところで、現行の第二期中期計画は、目標達成のための措置を50項目に集約し、その中でも、特に緊急性、重要性が高く、継続的な取り組みを要するものを6つの重点計画に分類している。この6つの重点計画を含む50項目の計画は、認証評価の点検・評価項目とも関連するよう策定している（資料10-2～3）。従って、毎年度行われる年度計画とその実績評価は、認証評価における自己点検・評価と同じ機能を果たしている。これらの中期計画・年度計画は全学的計画の他、必要な項目に付き本学各学部及び研究科の計画も策定し、毎年度末実績を取りまとめる形での点検・評価を行っている。この点検評価は、大学評価委員会の下にある点検評価部会が、各年度当初に前年度の各学部・研究科から報告された実績に関するヒアリングにより行われている。

以上の本学の自己点検・評価活動の公表に関し、認証評価については、点検・評価報告書と大学基準協会の評価結果を本学ホームページに掲載し、公表している（資料10-4）。また、法人評価についても、実績報告を法人評価委員会に提出した後、報道機関に発表しているほか、本学ホームページに実績報告と評価結果を掲載している（資料10-5）。さらに、刊行物として『岩手県立大学年報』に毎年度の実績を掲載し、広く周知を図っている（資料10-6）。

自己点検・評価結果の公表のほか、学校教育法施行規則第172条の2に規定された教育研究活動等についての情報や財務関係書類は、本学のホームページで公表している（資料10-7～8）。なお、財務関係書類も、法人評価による実績報告と合わせて毎年度記者発表を行っているほか、概要を『岩手県立大学年報』に掲載し、公表している。その他、本学を含めた全学の主な教育研究活動、学生の活動、地域貢献活動などについて、年4回発行の

岩手県立大学広報誌『IPU』（資料 10-9）、フェイスブック等ソーシャルネットワーク（資料 10-10～12）、プレスリリース等を組み合わせ、積極的に公表している。

情報公開請求の対応については、当法人は、地方独立行政法人として岩手県の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定が適用される機関となっており、同条例及び当法人の関係規程（資料 10-13～16）に基づき、当法人及び本学において手続きを整備して、必要とされる情報を公開、開示している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学では、学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において自己点検・評価について「本学は、教育研究水準の向上を図り、もって本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定している（資料 10-17～18）。これを踏まえて、中期目標では自己点検・評価・改善及び情報の提供に関する目標が示され（資料 10-19 p. 7）、その達成のため、中期計画に「全学的な自己点検・評価を改革・改善に繋げ、PDCA サイクルの諸活動を学内で定着させるとともに、評価結果を外部に公表する」とその方針を明記した（資料 10-2 計画項目【45】）。

以上の方針に基づく本学の内部質保証の取り組みは、大学評価委員会が主体となり実施している。この大学評価委員会は、理事長の指名による 20 名以内の委員で構成され、理事長の指名により学長が委員長となっている。同委員会において、認証評価における自己点検評価の取りまとめ、第二期中期目標・計画の理念・方針、前年度の業務実績評価等の結果の分析、本学の課題や方向性、改善・改革についての協議が行われる。その結果を、委員である学部長・研究科長により各教授会及び研究科委員会に報告されることで、構成員に共有され、各学部・研究科の自己点検・評価と改善につなげている。また、大学評価委員会のもとに「自己点検・評価部会」（以下「部会」と記載）を設置し、自己点検・評価の方針、部局の自己点検・評価、業務実績の進捗状況の取りまとめ等を所掌している（資料 10-1）。

全学の年度計画は、全学組織である 4 本部が作成し企画本部がとりまとめ岩手県に報告し公表している。これと平行して、全学計画に即した本学の各学部・研究科の年度計画は、各学部・研究科において作成され、各教授会・研究科委員会で承認し企画本部へ報告されている。この年度計画は、毎年 10 月に学長、副学長及び各本部長で構成される大学執行部による本短期大学学部長及び学科長に対する計画の進捗状況のヒアリングを受け、課題等の確認を行う。なお、ヒアリングにおいて計画通りの実績が見込めない場合は、次年度の計画へ反映させることとしている。このヒアリングに基づき、毎年度末に計画に対する自己点検・評価を行い、その実績をとりまとめて評価委員会・部会に報告する。この実績報告については、翌年度当初に、部会が実績に関するヒアリングを行って内容を確認する。以上を基に点検・評価部会において本学を含めた全学実績を取りまとめ、本部長会議、大学評価委員会において協議し、学内の承認を得る。その後、拡大理事会議、教育研究会議及び外部委員を含めた機関である経営会議の審議を経て決定され、岩手県法人評価委員会に提出し、地独法第 28 条に基づく法人評価委員会の外部評価を受ける。さらに、地独法に特に規定はないが、県が定める要領により、中期目標期間 4 年経過時に暫定評価を行い、その時点での中期目標の達成状況や課題等を明らかにし、中期目標達成のための方策の検

討や次期中期目標及び次期中期計画の検討に活用している。そして、中期計画終了後には、同様に中期計画期間における実績を取りまとめ、地独法第 29 条に基づき岩手県知事に提出し、地独法第 30 条に基づき法人評価委員会の外部評価を受けている。なお、10 月のヒアリングで出された課題を踏まえて、次年度計画策定の学長方針を定めているほか（資料 10-20）、12 月末の進捗状況を各学部等にて取りまとめ、その課題や改善策を次年度計画策定に反映させている。

また、全学では平成 25 年度に「高等教育推進センター」を設置し、「教育の質保証のための検証及び支援に関すること」等を所掌業務としており、高等教育政策の動向等を踏まえ、本学も含めた全学的教育課題への対応、全学横断的な教育の質保証のための検証と支援を行っている。

コンプライアンスについては、基本的な服務規律を「公立大学法人岩手県立大学職員就業規則」（資料 10-21）、「公立大学法人岩手県立大学職員服務規程」（資料 10-22）に定め、さらに、「公立大学法人岩手県立大学職員倫理規程」（資料 10-23）、「公立大学法人岩手県立大学懲戒手続規程」（資料 10-24）、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程」（資料 10-25）、「公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」（資料 10-26）などの規程を整備し、コンプライアンスの遵守、不法行為・違法行為及び不祥事防止の対策、職務に係る倫理の保持に取り組んでいる。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

本学の内部質保証システムである、当法人の中期計画を中心とした自己点検・評価システムは、計画に基づく取組みの実績について、より客観的、定量的な評価を行うため、4 年後（暫定評価時点）及び 6 年後（期間終了後）における「目指す成果・達成状態」を掲げるとともに、達成度のメルクマールとして評価指標を設定し、PDCA の実効性を担保している。これに対応して、各学部・研究科においても中期計画に連動する計画を策定しており、それらには 6 年間の着実なステップを踏んでいく年度計画を策定するために、すべて工程表が設定されている（資料 10-27）。すなわち、「6 つの重点計画－50 項目の全学共通計画－それに連動する各部局（本部及び学部・研究科）計画」という階層的な計画を構築し、各レベルにおいて 6 年間の計画と年度計画を策定することにより、それぞれ PDCA サイクルを循環させる仕組みとした。

教員個人については、教員業績評価制度に従って、一次評価として各教員が自己点検・評価を行い、二次評価として学部長等が一次評価に基づき評価を行い、三次評価として教員業績評価委員会が評価を確定している（資料 10-28）。また、教職員全員を対象に、概ね 3 年に 1 回「教職員アンケート」を実施しており（資料 10-29）、教育目標や中期目標等の把握状況、本学の取り組みや運営状況の他、教職員自身の業務状況などについての設問があり、その回答の過程で各自の自己点検・評価が行われる。さらにアンケート結果は「自己点検・評価マネジメントシステム」（後述）に蓄積して学内で共有しており、改善に活用出来るようにしている。

これらの組織レベル及び個人レベルの自己点検・評価を推進するため、本学では次のようなデータ・ベースの整備を行っている。すなわち、まず挙げられるのが、第二期中期計画や認証評価の項目、指標と整合するように構築した「自己点検・評価マネジメントシ

テム」である（資料 10-30）。これは、Web 上に構築された、大学評価において達成度の定量的評価のための参考として、新入学者、2 年次生、卒業年次生といった学生アンケート、教職員アンケート及び卒業者に関する企業アンケートといった各種アンケートや、受験志願者数・倍率や収容定員の充足率といった業務数値を集約したデータ・ベースであり、学内ホームページを通じて全教職員がアクセス可能なものである。このシステムの中に、中期目標、中期計画、年度計画及びこれらの業務実績、工程表のデータを全学と部局（学部等）別に格納するとともに、認証評価の評価項目、評価の視点などを全て網羅している。これにより、中期計画や認証評価の項目と関連する評価指標を対応させ、客観的なデータによる達成状況、成果としての活用、経年比較による課題の抽出等を行うことができる。毎年度行う計画や実績、評価指標のデータ蓄積の照会・回答は、各学部等がシステムへ直接入力することを通じて行っている。

さらに、各教員の教育・研究・社会貢献に関する情報については、「研究者情報システム」で一元管理しており、学外ホームページの「教育研究総覧」（資料 10-31）にデータ提供され、外部に情報を公開している。データの登録・更新作業は教員個人が各自で行い、その過程においても各自の業績内容の確認と自己点検・評価が行われる。

本学の自己点検・評価と実績の取りまとめは、併設短期大学部と同じように、経営会議での審議を経るが、この経営会議委員 11 名のうち学外委員が 6 名であり、自己点検・評価に学外の意見を反映させている（資料 10-32）。これは法人評価、認証評価いずれも同様である。また、中期計画、各年度計画の実績は、法人評価委員会の評価を受けることとされており、本学の自己点検・評価結果をさらに外部の機関が評価する仕組みとなっている。さらに、平成 24 年度から当法人の理事に学外者を 1 名任用し、理事会にて当法人の経営等に関する意見等を求めているほか、中期計画、年度計画の策定や決算など、より重要な事項を議論する拡大理事会では、学外理事のほかに監事 2 名も出席し、法人経営と本学の運営に学外からの視点を反映している（資料 10-33）。

なお、全学と同じように、本学においても外部の視点を取り入れた自己点検・評価を行うため、本学の教育研究活動に対して外部有識者（他大学関係者、当該分野の専門家、各種業界関係者、自治体関係者等）から意見等を求め、さらなる改善につなげることができる体制を構築中である。

以上のように、本学の自己点検・評価は、定期的に行われ、客観的データや外部者の視点により客観的評価が行われている。

本学では、平成 20 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、評価の結果、大学基準協会が定める大学基準に適合しているものと認定されつつも、一層の改善・改革が必要とされた事項について「助言事項」として 10 項目の提言を受けた。この評価結果は、本部長会議、学部長等会議及び理事会等で報告し、全学として共有し、指摘された助言事項の検討、改善への取組みを進めた。その後、平成 23 年 8 月に助言事項に係る改善報告書を提出し、平成 24 年 3 月に検討結果が交付された（資料 10-34）。いずれも改善経過について再度の報告を要する事項はなかったが、取組の成果が十分に表れていないとされた事項が次のとおり 5 項目あった。

- ① 履修登録単位数の上限設定（社会福祉学部、ソフトウェア情報学部、総合政策学部）
- ② 大学院における教育方法の改善（社会福祉学研究所、ソフトウェア情報学研究所、

総合政策研究科)

- ③ 国際交流を促進するための組織的な取り組み
- ④ 編入学生数比率（看護学部）
- ⑤ 教員の年齢構成（ソフトウェア情報学部、共通教育センター）

上記についての取り組み状況は、①、②はⅣ－Ⅲ「教育方法」、③はⅧ「社会連携、社会貢献」、④はⅤ「学生の受け入れ」、⑤はⅢ「教員・教員組織」でそれぞれ詳述している。

なお、平成 26 年 8 月 21 日に、大学基準協会による「高等教育のあり方研究会内部質保証のあり方に関する調査研究部会にかかる訪問調査」を受けたほか、平成 27 年 2 月には、公立大学協会による「大学評価ワークショップ」を受審した。このように本学は、外部による評価を随時積極的に受け入れている。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

「1. 現状説明」に記したとおり、同基準を概ね充足している。

①効果が上がっている事項

「自己点検・評価マネジメントシステム」の整備により、全教職員が全学及び他部局の計画・実績・指標等を自由に閲覧できるようになり、自己点検・評価に関するデータの共有化、可視化が図られ、自己点検・評価の改革・改善につなげている。

②改善すべき事項

全学レベルの基礎となる各本部及び各学部・研究科の自己点検・評価が、計画・工程表に沿った実績評価では無い場合や、客観的な評価とはいえない場合がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後はアンケート結果およびマネジメントシステムのデータの経年比較等の精度を高め、改善・悪化の傾向の正確な読解及び改善策の立案等、システムのさらなる活用を目指す。

②改善すべき事項

点検評価部会と各本部及び各学部・研究科とのヒアリングを通じて、計画との整合性の確認、評価の際に着目すべき基準や、指標活用上の留意点などについて共通理解を図る。また、各学部・研究科においても外部の視点を取り入れた自己点検・評価を行うため、各学部の教育研究活動に対して外部有識者から客観的意見等を聴取する体制の構築を促進する。

4. 根拠資料

- 資料 10-1 公立大学法人岩手県立大学評価委員会規程（既出 1-29）
- 資料 10-2 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期計画（既出 1-5）
- 資料 10-3 大学基準と第二期中期計画（表）

資料 10-4 学外向けホームページ 認証評価

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/accreditation01.html>

資料 10-5 学外向けホームページ 法人評価 (既出 7-3)

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#第二期>

資料 10-6 岩手県立大学年報 平成 25-26 年 (既出 1-10)

資料 10-7 学外向けホームページ 教育情報の公表

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/edu-information/>

資料 10-8 学外向けホームページ 財務諸表等 (既出 9-2-18)

<http://www.iwate-pu.ac.jp/information/info.html#z>

資料 10-9 岩手県立大学広報誌「IPU」第 61 号

資料 10-10 本学公式 twitter https://twitter.com/IPU_official

資料 10-11 本学公式 facebook <https://www.facebook.com/iwateprefuniversity>

資料 10-12 本学 you tube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/user/Iwateprefuniversity>

資料 10-13 岩手県情報公開条例

資料 10-14 岩手県個人情報保護条例

資料 10-15 公立大学法人岩手県立大学情報公開取扱規程

資料 10-16 公立大学法人岩手県立大学個人情報保護規程

資料 10-17 岩手県立大学学則 (既出 1-2)

資料 10-18 岩手県立大学大学院学則 (既出 1-3)

資料 10-19 公立大学法人岩手県立大学 第二期中期目標 (既出 1-4)

資料 10-20 次年度計画の策定にあたって (学長方針)

資料 10-21 公立大学法人岩手県立大学職員就業規則 (既出 3-18)

資料 10-22 公立大学法人岩手県立大学職員服務規程

資料 10-23 公立大学法人岩手県立大学職員倫理規程

資料 10-24 公立大学法人岩手県立大学懲戒手続規程

資料 10-25 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程 (既出 6-12)

資料 10-26 公立大学法人岩手県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン

資料 10-27 第二期中期計画工程表

資料 10-28 公立大学法人岩手県立大学教員業績評価要綱 (既出 3-30)

資料 10-29 2014 (H26) 年度教職員アンケート報告書 (既出 1-34)

資料 10-30 自己点検・評価マネジメントシステム (既出 1-35)

資料 10-31 学外向けホームページ 教育研究者総覧

<http://souran.iwate-pu.ac.jp/search?m=home&l=ja>

資料 10-32 経営会議名簿

資料 10-33 理事会議名簿 (既出 9-1-9)

資料 10-34 改善報告書検討結果

終章

岩手県立大学は、平成 20 年度に、大学基準協会の認証評価を受け、大学基準に適合しているという評価を得た。助言として指摘を受けた事項については大学全体として改善に取り組んできた。また、この間、教育目標、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針の策定、中期目標にもとづく中期計画の策定に取り組んできた。

中期目標にもとづく中期計画及び中期計画にもとづく年度計画については、自己点検・評価マネジメントシステムによって工程管理を行っている。年度途中には、事業計画の進捗状況の確認作業を行っている。各学部・研究科の年度計画については、学長、副学長等による進捗状況ヒアリングを行い、実績確認を行っている。

自己点検・評価マネジメントシステムの整備により、すべての教職員がすべての学部・研究科及び他の部局の計画・実績・指標等を自由に閲覧することができるようになり、PDCA サイクルにもとづいて工程管理とともに、自己点検・評価の改革改善に取り組んでいる。また、公立大学法人岩手県立大学評価委員会を設置して、運営体制も確立した。

平成 27 年度「大学評価」の申請にあたって大学基準において求められている基準にもとづいて達成状況を振り返ってみると、理念・目的、教育研究組織、教員・教員組織、学生の受け入れ、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献、管理運営・財務、内部質保証においては目標・目的をおおむね達成できているといえる。

しかし、教育内容・方法・成果に関するいくつかの項目においてはやや不十分なところがある。特に、学部・研究科においては、教育という点で、序章において述べたように、短期的に成果に結びつかないもの、制度自体の見直しに時間を要するものが多いことに起因している。

教育研究組織については、教育研究組織のあり方を全学的かつ総合的に検証するための組織がないため、学部・研究科の将来展望について検討がなされていない。開学以来 17 年が経過するが、その間、カリキュラムの見直し等については検証し、改善に取り組んできたが、大学を取り巻く環境は大きく変化している。

中央教育審議会等の答申及び教育振興基本計画は、こうした状況を受け、大学改革の方向性を明らかにしているが、本学においても、教育研究組織の全学的かつ総合的検証をふくめ、答申及び教育振興基本計画が大学に求めているものについて、教育研究組織のあり方という視点において、教育、研究、社会貢献を再検討する必要がある。

教育課程の編成・実施方針にもとづく授業科目の開設、教育課程の体系的編成については一定の成果をあげているが、「十分な質の伴った学修時間の実質的な増加・確保」など、いくつかの項目においては、改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントを確立する必要がある。

具体的には、学士課程で身に付ける学習成果（「学士力」）の達成等を目指した教育内容・方法の改善、卒業認定もふくめた厳格な成績評価システムの導入、教員の教育力の向上のための取り組みの実質化、学生による授業評価の結果を改善へ反映させる組織的取り組みの促進などについてさらに積極的に取り組む必要がある。

目標の達成評価という点では、次の点を指摘しておかなければならない。ひとつは、中期計画において示している「目指す成果・達成状態」、「計画を実現するための手順・手法」

と「数値目標」の整合性の問題である。特に、定性的に評価、判断する以外に方法がない計画についてはアンケート調査等に頼らざるをえないことである。

もうひとつは、中期目標・中期計画において求められている成果と大学基準において求められている成果との整合性の問題がある。この点について課題として指摘しなければならないのは、中期目標・中期計画における指標及び到達目標と大学基準における指標及び到達目標の整合性をどのように取るかということである。

例えば、教育課程・教育内容、教育方法において求められている成果については、GPA制度を導入して成績評価に取り組んでいるが、試験において試される到達度と評価の整合性は、厳格な成績評価システムの導入という点からすると、非常に厄介な問題をふくんでおり、検討を要する。

本学の取り組みを、大学基準において求められている基準はいうまでもなく、教育振興基本計画等の提言に照らしてみると、教育、研究、社会貢献の3つの分野における改革を実質的なものにしていくためには、依然として多くの課題が残っているように思われる。今後の展望として指摘しなければならないのは、まさに、この点である。

平成29年度からはじまる第三期中期目標・中期計画の策定にあたっては、大学基準において求められている基準、教育振興基本計画等の提言を念頭におきながら、理念・目的、教育目標の達成と「教育の質保証」を担保する指標及び到達目標についての十分な検討が必要である。

人口減少社会において、大学を取り巻く環境はますます厳しいものになると予想されるが、教育、研究の成果は、社会における実践において、また地域を担う中核的人材の育成においてその意味を再確認されるという観点から改革・改善に取り組むことによって本学の建学の理念と大学の基本的方向の達成に努めたい。